

第四編 近世編

第一章 城下の変遷

I 城下の構成と藩制の整備

近世編の起
点は慶長七
年

豊臣秀吉の九州征伐（一五八七）に際してはその膝下しに降服し、関方原役（一六〇〇）においては西軍に味方して徳川家康に敵対し再び敗者の立ち場に立つという、わずか一四年の間に二回にわたる危機に遭遇した島津氏が、よくそれを克服して大名島津としての立ち場を維持し、その後二世紀半にわたる近世的大名として出発することになったのは、慶長七年（一六〇二）のことである。すなわち関方原役後二カ年にわたる巧妙な外交折衝の末、慶長七年四月島津氏は家康から薩摩・大隅・日向国諸県郡の本領を安堵あんどされ、さらに同年十二月島津家久（忠恒）が山城国伏見（京都市）に上り伏見城で家康に会見して、家康との間に名実備わる主従関係を確立したからである。

しかもこの慶長七年島津氏は鶴丸城を構築して領国統治の中心とし、その後着々その周辺の整備を行なつて城下町鹿兒島の発展をはかった。鶴丸城の構築は鹿兒島市発展の画期をなしたという意味から極めて重要な事件で、完成年代は不明とするも、一応その構築が慶長七年とされていることから、本市史近世編の起点をこの年におくことにする。

島津氏は鶴丸城構築以前、鹿兒島における居城を三度変えている。東福寺城（興国四年・康永二年〜元中四年・至徳四年）四四年間、清水城（元中四年・至徳四年〜天文十九年）一六三年間、内城うちしろ（天文十九年〜

慶長七年（五二年間）がそれで、その間約二六〇年間に今日上町かんまちといわれる部分の鹿児島が、いわば一種の守護町として発展した姿は前編で述べた通りである。本編の対象とする城下町時代もほぼこの守護町時代の間に匹敵するわけであるが、都市としての鹿児島島の発展は、同じ封建時代であっても、前代とは比較にならない変化を示している。

内城は急構
えの居館

鶴丸城の構築

薩隅日三州の統一者島津貴久たかひさがはいった内城は、急構やかたえの館たかひさで、それも「築地一重の屋敷」

島津家伝記大概で、ついそこに住みついたという形であった。同じ貴久のころ、鹿児島に來たキリスト教宣教師ルイス・デ・アルメイダ（Luis de Almeida）は新納にいしろ氏の市來いちき（日置郡）鶴丸城について、それが多くの塁るいをもつ極めて堅固な城であると記しているが、ルイス・フロイス、家臣でさえそのよう堅固な城をもっている程

であったので、島津氏としても早晚居城の構築を考えねばならなかった。ただ時代は新しい動きを示しはじめ、築城についても単なる中世的山城やまじろの時代ではなくなりつつあったことに問題があったのだろうが、この宿題も貴久の孫家久の時代になってようやく解決された。ただどこに新しい城を築くかということはいろいろ論議された。

すでに天正十九年ごろ移転のことが考えられたというが、薩藩旧記雑録、卷二五「島津世家」慶長五年の条に次のような話が載っている。伊集院忠真たださねを降伏させたところで、家久が本田親政ちかまさを義弘のところにやって意見を求めさせた。それは帖佐うりゅうの（始良郡）の瓜生野うりゅうのが吉田・蒲生・山田・加治木に連なりこれら諸城で守られており、しかも土地肥沃よくであるから、ここに都を移そうと思うがどうかというのである。当時義弘は帖佐に居住していたが、これがこの移転説に影響していることは十分考えられる。すると義弘は、以前にも瓜生野に本城を

帖佐瓜生野
移転説

移せと勧める人があったが、不便だからという古老の反対があつてやめたことがある。都を移すということは大変なことで、とりわけ鹿児島は祖先墳墓の地で、多くの寺院を新都に移すとなると二・三年の短期間では困難な大事業となり、そのことからくる領民の負担も膨大で良策とはいえない。自分の考えでは東福寺城を本城とし、清水川以南を外郭とするのがよいと思うが、鹿児島にももつとほかによい適地がある。あるいは今の内城を改築して、壘を高くし池(堀)を深くすればそれでもよくなるか。瓜生野移転には反対でいずれにしても自分だけでなく義弘の意見もよく聞いて、決して独断できめないようにせよといっている。

鶴丸城構築
に対する義
弘の不安

義弘の反対が決定的な要因であつたかどうか、とにかく瓜生野移転は実現せず、慶長七年には鶴丸城構築にきまつたようである。しかし義弘の同年七月十六日付家久宛書面によると、これについてもかれは不安の念をもつていたようである。その理由はまず第一に上之山の様子を自分が見た範囲では、どれだけ精をいれても十分なことはできないであろう。第二には時節から侍屋敷の移転についても、諸侍が自分の屋敷普請に熱をいれば、城の普請には力が及ばなくなるであろう。館を以前通り移転しても、見かけは貧弱なものになるのではないか。また諸侍が急に一度に移転することはとても無理ではあるまいか。第三に侍屋敷の位置が余りに海岸に近すぎると思われる。先年も根占の兵船がやって来て、現に今の館に矢を射こめたことがあるくらいである。(恐らく元龜二年十一月柝寝氏、肝付氏等の鹿児島攻撃の時であろう)というもので、主として戦略上財政上の見地から不安を述べている。そしてかれはあくまで清水城あるいは東福寺城をおしている。まず義久(当時国分の富隈城にいた)が、なかなか鹿児島に移らないが、もし鹿児島に移るとすれば清水城なら「諸口つまり候間」今後の心配はないと考えられる。ついで以前自分にも鹿児島に移れとすすめ

家久の鶴丸
城移住の時
期は不明

られて屋敷を見せられた時、清水城が最適と考えた。またもし上之山移転を発表しているから、その処置に困るというのであれば、当分少数の人数を引きつれて上之山に移転して普請を申し付けておき、おもむろに清水城を居館に東福寺城を居城（戦闘用の城であろう）として構築したらどうであろう。もしそれに同意であるならば、義久公と話し合つて義久公の命令で上之山移転は中止になったと発表するか、おまえ（家久）が独自の判断で清水城に移るようにするかしたらよいであろう。いささかさし出がましいことであつたが、何分思慮深い者たちとよく相談して、いずれかにきめるがよからう。

「とにかく御分別には過ぐまじく候」

と細かな心づかいを示している。ただその生涯を戦陣の間に過ごした義弘としては、あくまでも戦略的見地が優先していたと思われるが、すでに安土城・大阪城等をはじめとする近世的城郭の出現によつて、広大な城下町建設の考えられていた当時、家久としては清水城や東福寺城に再び引っこむような考え方には同意でしなかつたらしい。

こうして帰化明人江夏自閑の占いにより、上之山は武運長久の地なりということ三国名で、鶴丸城が構築され、ここに移転することになった。勝図会

（補説）今日の城山が中世において上山氏の居城であつたことからここを上之山と呼び、この山を背景に築城したの上之山城と呼んだが、一説ではその地形が鶴の翼をひろげたのに似ているというので、鶴丸城とも呼ばれたといひ、最近ではこの呼称の方が通りがよい。

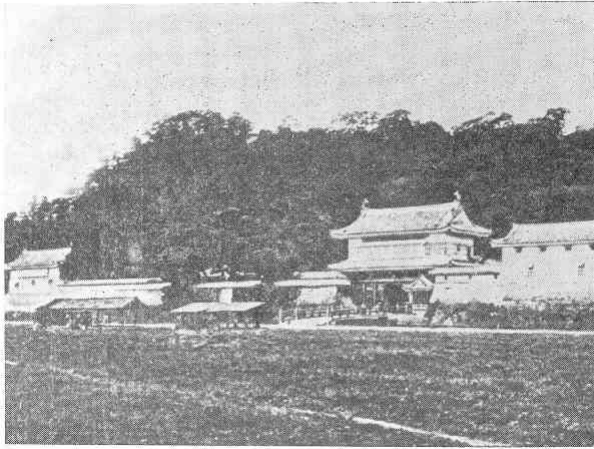
鶴丸城築城にどれ程の時日や経費人員を要したかは不明である。築城の年も単に慶長七年とかこの年の冬

とかいつているだけで、島津国史その他でも、家久が内城から鶴丸城に移転した年月は正確にはわからないといっている。ただ見聞秘記(天明五年・久保之英著)は「当御屋敷ハ慶長七年御繩張にて同九年甲辰三月御

移徙、二月迄ハ本御内城へ被遊御座候」と明記している。

一説として参考にすべきであろうが、その典拠も不明で、他の諸書が明言していない点から、この久保の言だけを信頼するわけにもいかない。

ところで家久は慶長七年の冬は京都に上っており、帰国したのは翌八年二月十四日というから、早ければこの時新しい城に移ったことになる。また城の楼門前の橋が完成して渡り初めぞをしたのは、慶長十一年六月六日というが、島津国史はこの年三月、前の内城跡に大竜寺があったという記録があるから、この以前に移転しているはずだといっている。(大竜寺について、三国名勝図会は慶長十六年創建という)またたぶんこの十一年(五月一日)と思われる義弘の家久あて書面に、書院や教寄屋すきやが見事にできたそうだが、雨があがったら行ってみようとか、風呂はまだ計画していないそうだと書いているところから、義弘が前に心配していたように築城の完成までには相当の長年月を要したようである。鶴丸城移転後はその内城



鶴丸城 (尚古集成館所蔵)

を本御内もとおうちと称し、その地に大竜寺を建てて文之ぶんしを開山とした。今の竜小學校の地である。樓門の前の橋は板橋で、これが石橋にかけかえられたのは文化七年（二八一〇）のことである。

その間元禄九年四月二十三日の大火は、城内にも延焼して本丸以下を焼失した。藩では早速幕府に復旧を願ひ出て許可を得たが、それによると、室屋はもとより樓門・橋等まで焼失し、石垣も破損したとみえる。

しかし復旧は急には進まず、広間や対面所の復旧ができて藩主つなたか（綱貴）が城に帰つたのは、八年後の宝永元年二月であり、すべての落成は同四年七月四日であつた

島津
国史

。したがつて現在残る天保年間の城下絵図な

どは、この再建以後の姿を写しているもので、当初の状態は知る由もないが、幕府が新儀を厳禁していることから、余り大きな変化はないと見るべく、一般の城のような天守閣はなくて、館造りやかたであつたことは一貫して変わりなかつた。

城中は本丸と二の丸に分かれ、本丸は現在の国立鹿児島大学医学部敷地で、二の丸は同学部運動場から県立図書館に至る地に当たる。ふつう本丸には役所か倉庫をおき城主の居館は二の丸にあつたというが、大類伸「城

天保年間の城下絵図でみると、本丸に大奥・納戸なんどのほか書院・対面所等があり、二の丸には下屋敷しもやしきのほか御用部屋ごようべやその他の役所があつたようである。したがつて宝暦年間（重豪初期しげひで）の記録に

「当御城は山城にて、絵図面には本丸二の丸と記し置かれ候得共、櫓・屏・堀等これ無し」とか

「本丸、二の丸建坪これ無し」

通昭録
卷七

とか記しているのは、近世一般の城郭建築のように屏や堀（内堀）で本丸、二の丸を区画し、櫓や天守閣な

どのような軍事的構築物を持たなかったこと、すなわち純然たる藩主居館の館造りであったということをいっているであろう。しかも「築地一重の屋敷」であった内城に比べると、「少し手増に御座候」島津家伝という程度で、七万石の大名島津氏の居城としては、比較的簡単な規模であったとされる。明治中期に鹿児島に來た本富安四郎は

「ただやかたと称え、藩主の居館ありしも、別に壮大なる城楼天守の設もなく、濠塀石垣一と通りの構は備われども、規模も小さく市街の端にありて要害の高地にも非ず、尋常藩侯の邸地に過ぎず……名高き武国にして斯くまで無造作なる事は不思議」

と驚いている程である。薩摩見聞記。

ただこのように館造りに終始したことは、近世にはいつて島津氏が藩士の城下集住を行なわず、いわゆる郷士制度を採用したことと関係があると思われる。郷士制度は外城制度ともいわれ、島津氏の居城を内城といたたのに対して、領内各地の支城を外城といつてその外郭防衛線としたもので、中世的体制の利用である。ただ元和元年（一六一五）の一国一城令で、鶴丸城以外の外城の軍事的施設は廢止されたが、各郷に藩士を分散居住させる郷士制度は、そのまま維持されて近世末に及び、俗に「百二の都城」というが、文政九年における郷（外城）の数は一一一を数えた。

しかも元和堰武以後鶴丸城の軍事的意義はますます薄らぎ、藩主の居館および藩の中央政庁としての機能がそのすべてと言つてよく、城の内外には多くの役所が配置された。役所の名称は時期により改称されたものがあり、その数も新設改廢等があつて一定しないが、宝暦年間の状況を示す通昭録によると

城の内外に役所を

御家老座・異国方・御勝手方・大御目附座・六與所・御側御用人座・御用人座・御近習役所・御納戸・御兵具所・御使番役所・御記録所・高奉行所・物奉行所・御厩・御右筆所・御目附役所・糺明奉行所・郡方・御書院方・御台所（以上御堀内）

寺社奉行所・御勘定所・町奉行所・山奉行所・宗門改方・代官所（以上御屋敷内）

等があつて、そのほか城から離れた所に

御普請方・御細工所（以上築地）

評定所・御春屋（以上中福良）

屋久島藏・御船手（以上武村）

等があつたという。

ただこれらの位置は時代により多少変動した。例えば正徳三年城の近くに防火用空地を作った時、小松家屋敷の側に武家屋敷があつたのを移転させて、そこに諸役屋敷を造った。それは六日町から広小路付近で、その後城内下屋敷があいたので西側長屋に移転させたという。薩陽落。天保十四年の城下絵図では、この長屋には御勘定所・御代官所・宗門方等があつたようであり、宝暦ごろ城内にあつた御記録所は城外に移つてい

る。

いづれにしても鶴丸城が築かれ、その後泰平の時代が続くにつれていろいろ藩庁の機構も複雑化していき、城を中心とした一帯が充実してきたことは、今日の鹿児島市発展の大きなささえとなつたのである。

城下の構成 今日、の鹿児島市発展にさらに大きな影響を与えたのは、城を中心とした城下の発展である。

甲突川流域
の変更

上記のように城の近くには役所・倉庫その他の藩庁施設があったが、これらに続いて武家屋敷・町屋敷があった。城下を構成していた。

ただし江戸時代初期には、甲突川が現在よりずっと北の方を流れていたもので、その川筋を南に移して城下の建設をはかったという。すなわち、古くは新上橋・柿本寺（従来市電停留所に柿本寺というのがある）の町を誤らしたが、柿本寺は新照院のそば、城山下にあった）の下あたりから左折して、平之町・千石馬場を通り、俊寛堀あたりから海にそそいだという。その後さらに南に移り、南林寺のそばの清瀧川はそのあとだという。慶長ごろの川筋が果たしてどこであったか明確でないが、相当に南に移して今日の川筋になったのだと思われる。

当時の城下はほぼ城山から海岸の間、北東部は池之上町・清水町、西南は甲突川に至る範囲で、甲突川の西南側では現在の西田町等を含む地域に及び、大ざっぱに言えば、甲突川の北東、城山東南の平地部である。この甲突川北東部を川内、西南部を川外といった。

城下は城を中心に東西に分けられ、それぞれ上方限・下方限（町は上町・下町）といった。その境界は現在の鹿児島市庁舎の本館と別館（昭和四十二年完成）との間にある、城跡の堀から流れている側溝の線であった。正徳年間までは城のすぐ側に上級武士の邸宅や藩の役所等があったが、余りたびたび城下に火災が発生し、元禄九年には城内まで延焼する等のもので、一種の防火地帯をつくる意味から、正徳三年（一七一三）島津中務以下六カ所の武家屋敷および諸役屋敷一カ所の移転を命じ、そのあとの空地には栢・松・杉・檜等を植えた。後年重豪が造士館・演武館を建てたのは、この栢林を切り払って建てたもの

で、現在の中央公園から文化センター一帯の地域である。また現在の検察庁・県警本部一帯の地域は、ずっと空地になっていたから、正徳年間から重豪の安永年間まで六〇年余りは、中央公園―県警本部の地域には建造物はなかったわけである。

これらの鶴丸城・武家屋敷・町屋敷を含む地域と、その周辺に続く農村部すなわち近傍在郷を含めて、「鹿児島」という特別の区画が形成されていた。すなわち近世における鹿児島とは、大体昭和四十一年現在における鹿児島市から、桜島(重)を除いた地域に当たる。

桜島は大隅国に属し、近世においては大隅郡の一部で一九(または一八)カ村から成り立っていた。それが明治になって二カ村にまとめられ、その中、東部一カ村が鹿児島に合併されて今日に至っている。

城下の武家屋敷と町屋敷とでは、武家屋敷が広くて、町は三分武家は七分と言われた。文政年間(とあるいは天保年間では?)や天保年間の城下絵図で見ると、確かに町屋敷の面積は至って狭く、これは後述の武家人口と町家人口の比率からいっても当然のことと思われる。武家屋敷と町屋敷はほぼ明確に区分され、その間には堤防がつくられて区画をなしていたというが、城下絵図で下町には確かにそれが確認され、その堤防の上には松並み木が見られる。天保絵図では前述の正徳年間に作られた御春屋下おつきやの松並み木に「松原通これ是より西武士小路也」と注記してある。また町の入り口に町門が作られていたことも、西田町については明らかに確認され、上町の場合「町口」とあってその北側には「是より武士小路」と記されている。

人口 一八世紀後半から一九世紀前半にかけての在郷を除く城下の人口は、約五万人から五万八〇〇〇人あり、文政九年(一八二六)で五万八〇六五人であった。これに在郷を加えた鹿児島の人口は、同じこ

鹿児島の人
口は六く七
万人

ろ約六万人から七万人で、文政九年においては七万二三五〇人あり（このほかに死苦・慶賀・行脚等のいわゆる穢多^{えた}非人が約一〇〇人余りいた）、そのうち諸士は約四分の一を占めていた。さらにこの諸士の家来および足軽・諸座付・門前者等が、鹿兒島の人口の四五パーセントを越え、文政九年に至っては全人口の約半数に及んでいた。したがってこれに諸士を加えた数は七一七三パーセントを占め、これに比して在郷農民の数は一七二〇パーセントに過ぎなかった。ただこの在郷には当時谷山郡に属していた宇宿村がはいっていないので、これをいれると若干はこの数字を上まわるものと思われる。しかし、この比率に大きな違いはあるまい。それにしても在郷の人口は時代を追ってその実数・比率共に増加しているが、城下三町の人口はその逆でだんだん実数・比率共に減少し、文政九年においては五〇〇〇人を割って六・八パーセントに下り、横井野町を加えてようやく五〇〇〇人を越している。町人と武家人口の割り合いをみると、諸士は三町町人の三倍以上、これに家来・与力・足軽等を加えると八倍以上、文政九年のごときは一〇倍以上に達

町人と武家人口

文政9年 (1826)		
薩藩政要録		
男	女	計
(人体) 4,325	8,003	16,794 (23.2%)
(人体外) 4,466		
8,791		35,774 (49.4%)
7,592	6,693	14,285 (19.7%)
2,447	2,494	4,941 (6.8%)
75	78	153
55	33	88
297		297
福昌寺役人 ⁵	4	9
(人体外) ³	2	9
(人体外) ²		
浄楽地神 ⁷		
		72,350
		105

鹿 児 島 人 口 表

	明 和 9 年 (1772)			寛 政 12 年 (1800)		
	要 用 集 抄			薩 隅 日 琉 球 諸 島 人 口 留		
	男	女	計	男	女	計
諸 士	(人体) 4,149 (人体外) 4,095	6,932	15,176 (25.4%)	(人体) 4,235 (人体外) 4,169	7,324	15,728 (25.5%)
諸士家来・足軽 諸座附・門前			27,725 (46.4%)	16,715	11,398	28,113 (45.7%)
在 郷	5,949	4,433	10,382 (17.3%)	6,493	5,461	11,954 (19.4%)
三 町	3,050	2,687	5,737 (9.6%)	2,604	2,581	5,185 (8.4%)
横 井 野 町	59	45	(104)	60	55	115
荒 田 浜	75	48	(123)	59	39	98
出 家	318		(318)	289		289
そ の 他						
計			(総計に480 の差あり) 59,727			61,482
死 苦・慶 賀 行 脚・乞 食			89	49	66	115

(注) ① 死苦、慶賀、行脚、乞食は人口総計から除外されている。

② 本表は鹿児島県史第2巻により作成。

薩 藩 人 口 表

	寛政12年 (1800)	文政9年 (1826)
諸士・私領士・郷士	168,899 (27.0%)	172,631 (26.3%) { 172,823 (23.8%) }
諸士家来・家中・郷士 下人・足懸・諸座 中宿・門前	61,207 (9.8)	68,818 (10.6)
※ 在 郷	329,554 (52.8)	335,117 (51.7) { 411,931 (56.8%) }
城下三町・野町	14,807 (2.3)	15,102 (2.3)
浦 浜	49,772 (7.9)	51,475 (7.9)
総 人 口	623,361 (100)	646,925 (100) [724,592]

- (注) ① 琉球、道之島を除く。
 ② 総人口には出家その他を含む。
 ③ ()内は百分比。
 ④ ※在郷には苗代川を含む。
 ⑤ 文政9年の〔 〕内は道之島を加えた数。
 ⑥ 本表は鹿児島県史第2巻による。

明治初期鹿児島島の人口

士 族	人	%
	26,992	} 34.6
卒	2,571	
平 民	55,872	65.4
総 計	85,435	100

(薩隅日地理纂考)

した。いずれにしても百姓町人に対し武家の数は異常に多く、薩藩の特色をよく現わしている。しかし鹿児島でも明治初期においては、平民六五・四パーセントに対して士族率は三四・六パーセントで、むしろその比率は逆転している。これは維新に際しての族籍別の定め方によるものであるが、藩全体の人口でみると在郷農民の比率は、もちろん城下町鹿児島島のようにではない。すなわち藩内総人口(琉球・奄美

明治3年身分別人口構成（全国）

身分	人員	百分比
華族	2,251	} 6.4%
士族	1,094,890	
卒	830,707	
神官	146,950	} 1.2
僧尼	227,448	
平民	27,265,638	90.6
穢多	443,093	} 1.7
非人	77,358	
死刑	1,066	
合計	30,089,401	100.0

（関山直太郎「日本の人口」152頁）

大島諸島を除くに占める在郷農民の割り合いは、五三〇五七パーセントで半数を越している。道之島（奄美大島諸島）は郷士格が少なく農民が多かったので、これを加えると文政九年で五六・八パーセントと農民の割り合いはさらにふえている。それにしても郷士以上の武士が二六〇二七パーセントを占め、これに諸士家来・郷士その他門前者までを合わせると、三六〇三七パーセントとなつて、全人口の三分の一以上に及び、何としても百姓町人に比し武家が多いことは否定できない。明治初期における全国的傾向では、華土族卒はわ

ずか六パーセント余（上表）であることに思いを致す時、人口構成において薩藩が非常に特殊な傾向をもち、「封建制の極北」などといわれる一因をなしていたことがさらにはつきりする。

しかし五〇七万の人口をかかえた鹿児島は、江戸時代の多くの城下町の中では、比較的大きい方であった。すなわち鹿児島経済大学関山直太郎教授によれば、江戸・京都・大阪の三都以外では、城下町としては名古屋・金沢が一〇万くらいで鹿児島はこれに次ぎ、

「仙台・岡山・熊本・広島・徳島・福井・秋田が二〇三万で、武士を入れると四〇五万に達した」といひ、港町として中世末から繁栄した堺と長崎が五〇六万を数えたというから、人口の点だけからは鹿

鹿児島の人
口は藩内
の割合弱

児島は、三都、名古屋・金沢に次ぐ都市で、堺・長崎に並ぶ都市であったといえよう。

ついで琉球を除く藩内総人口に対する鹿児島の人口比率をみると、八・四〇九・九パーセントで、時代が下るにつれてその割り合いは大きくなり、文政九年においては約一割を占めている。このことは

「城下人口は分国の大小に比例し、その人口集中力は江戸時代中期において、百分の五、六より十付近を上下するものと見なし得る」「小野均『近世城下町の研究』」
という一般的傾向と大差はないというべきであろう。

藩制の整備 近世薩摩藩の藩主として鶴丸城に居住した島津家当主は、別表の通り家久以下一二名に及ぶ。鶴丸城構築のころ家久のおじ伯父義久は浜之市富隈城（国分市）に、父義弘は帖佐（始良郡始良町）におり、家久を助けて近世大名としての島津氏の基礎固めを行なった。その間義久は慶長九年（一六〇四）国分新城（旧名隼人城）に移って同十六年死去し、義弘は慶長十一年平松に移り、さらに翌年加治木（始良郡）に移って元和元年（一六一五）八五歳の高齢をもって同所で死去した。

島津氏系図（一）
（数字は歴代代数）



鹿児島と藩内総人口との割り合い

	藩内総人口(A) (琉球を除く)	鹿児島人口 (B)	百分比 $\frac{B}{A} \times 100$
	人	人	%
明和9年	709,772	59,727	8.4
寛政12年	697,954	61,482	8.8
文政9年	724,592	72,350	9.9

薩摩藩主一覽表

代数	藩主名	おくり名	藩主就任年代 (西曆)	藩主在位年間	在位中主要年号
18	家久	慈眼院	慶長7年(1602)	36	慶長・元和・寛永
19	光久	寛陽院	寛永15年(1638)	49	慶安・寛文・延宝
20	綱貴	大玄院	貞享4年(1687)	17	元禄
21	吉貴	浄国院	宝永元年(1704)	17	正徳
22	継豊	宥邦院	享保6年(1721)	25	享保
23	宗信	慈徳院	延享3年(1746)	3	
24	重年	円徳院	寛延2年(1749)	6	
25	重豪	大信院	宝暦5年(1755)	32	明和・安永
26	斉宣	大慈院	天明7年(1787)	22	天明・寛政
27	斉興	金剛定院	文化6年(1809)	42	文化・文政・天保
28	斉彬	順聖院	嘉永4年(1851)	7	安政
29	忠義		安政5年(1858)	9	文久・慶応

家久は義弘の三男で、兄久保が朝鮮出兵中巨濟島で戦病死したので、義弘の跡継ぎとなった。慶長三年末朝鮮より帰り翌四年(一五五九)四月ごろ鹿児島に帰った。その後七年薩摩藩主となつてより在位三六年に及んだが、その間徳川氏と融和をはかって、徳川政権下における島津氏の地位安定に努

めた。慶長十年家久が初めて江戸に参府した時芝に屋敷を与えられ、同十五年には桜田にも屋敷を与えられた。大阪の陣には豊臣氏の求援を断つて徳川氏に従い、寛永元年（一六二四）家久は夫人および光久ら三子を伴って鹿兒島を出発、翌二年以来妻子の江戸在府を實行した。幕府への服従保証のために行なったもので以来諸大名がこれにならった。したがってこの時以来島津氏の妻子は鹿兒島を去り、鹿兒島には側室のみが居住することになった。

なお家久時代大阪の陣以外に、琉球出兵や島原の乱などがあり、慶長十四年琉球の支配を認められて、鎖国日本の中にあつて明（ついで清）貿易を行なう中継基地を入手した。寛永十四年の島原の乱にも出兵したが、その終局前同十五年家久は鹿兒島で死去した。

家久時代は鎖国以前であつたので、鹿兒島にもカンボジア・ルソンあるいはポルトガル・イギリス・オランダ等の東南アジアやヨーロッパ諸国の船が来航し、島津氏もカンボジア・ルソン・シヤム等への渡海朱印状をもらつたりして、積極的な外交政策を展開した。元和四年正月には、前年末から鹿兒島に滞在していた英国船とポルトガル船の乗り組み員の間に生じた紛争を、薩藩藩吏の介入で和解させたこともあつた。キリスト教政策でも慶長年間には鹿兒島における洗礼を認めていたが、寛永年間には修道士を逮捕するに至つてゐる。また家久は慶長八年伊集院忠真を殺したのをはじめ、家老平田増宗（慶長十五年）、山之口地頭敷根頼兼（同十九年）、都城領主北郷家の家中北郷忠俊（寛永八年）らの暗殺、家老比志島国隆の自刃（寛永五年）等の事件があり、島津氏の支配体制確立過程における犠牲のきびしさを物語つてゐる。

家久の死後寛永十五年五月その跡をついだのが次子光久で、その在位四九年間約半世紀に及んだ。その間

郡 座

長子綱久が世子となり四二歳で死亡するが、光久は遂に綱久に藩主の地位を譲らず、その後一四年七二歳で、ようやく隠居して孫綱貴に跡を譲った。光久はなぜ綱久に藩主の地位を譲らなかったのか。光久が多病であったとか、志学業にあつたとかいうが（西藩野史卷三七）、幕末のころ斉彬が四三歳で襲封したことが、おそかったと問題にされるのと思いいわせると、光久のこの態度は疑問が多い。しかし孫綱貴にしても三八歳でようやく襲封したことを考えると、理由は光久自身の権勢欲なのかもしれない。ただいづれにしても、近世薩摩藩主中光久程長く藩主の座を占めていた人はいない（前掲表参照）。その点で特異な藩主であった。

光久は慶安二年（一六四九）郡座を創設して、農事監督・年貢納入の督促・治水・新田開発・地籍等農政全般を司らせ、農政の整備をはかったが、初代郡奉行には示現流の東郷重方（重位の子）を任命した。当時田地高は寛永の判物高（幕府公認の領地高）より不足していたが、重方が郡奉行となつて諸所の検地を行なつてこれを補い、その結果二万四〇〇〇石の余裕を生じたという。藩はこれを新田開発の資本として、その後万治元年（一六五八）から天和元年（一六八一）までの間に、六万三〇〇〇石余の持高増加をみたという。このほか寛永十七年（一六四〇）永野金山（薩摩郡）、万治三年（一六六〇）串木野芹ガ野金山、天和三年（一六八三）鹿籠金山（枕崎市）等の発掘を始めて、当時窮乏の度を強めつつあつた藩財政を補った。寛文九年（一六六九）には幕府から江戸高輪の藩邸を与えられた。

なお城下士の組分けを行なつたり、前の浜石垣築造による城下の整備を行なつたのも光久時代である。万治年間磯に別邸を設け、仙巖喜鶴亭と名づけた。また鹿兒島の夏祭り行事として、今に市民に親しまれている六月燈の始まつたのも光久時代といわれる。

綱 貴

光久は貞享四年（一六八七）隠居してその跡を孫綱貴がついだ、かれの時代はいわゆる元禄華美の時代で、その間鹿兒島城下および江戸藩邸に火災が多く、中でも元禄九年の鹿兒島大火は城内にまで延焼し、本丸以下を焼失した。しかも前々からの財政窮乏の中で城の普請にも容易に取りかかれず、綱貴が本丸に帰ったのは焼失後八年目であつて、その数カ月後綱貴は江戸で病死した。

吉 貴

したがつて宝永元年（一七〇四）十月その跡を長子吉貴がついたが、この時代藩制の整備は著しく進んだ。家老座・勝手方・若年寄・宗門改方・宗門改所等の改称を行なつたのははじめ、小番・新番の家格を新設し、従来の在所持・在所持格・直触・直触格等の家格をそれぞれ一所持・二所持格・寄合・寄合並と改め、赦免士を座付士に、岡町を野町、殿役方を人馬賦、殿役米を賦米にそれぞれ改称した。領内主要幹線街道に一里塚を設け、城下十組を六組に改編し、始めて「毎朔条書」を領布したのもこの時代である。なお磯仙巖園へ通ずる海岸道の新設も行なつた。

継 豊

享保六年（一七二二）吉貴が隠居し長子継豊がついだ、病身のため初め吉貴が藩政を助けた。前代以来の家老種子島久基は、窮乏を続ける財政をたて直すため緊縮政策をとると共に、新田を開発し農政の整備や製蠟その他の殖産政策に積極的に取り組んだ。しかし享保十四年前將軍綱吉の養女竹姫が継豊夫人となり、その婚儀が行なわれたが、これが藩財政に与えた影響は多大であつた。

宗 信

継豊が延享三年（一七四六）隠居したので長子宗信が襲封したが、一八歳の青年で家督期間もわずかに三年という短い人であつた。しかしその間重出来や出銀を免除し、諸役米・切米・諸貢米等の五分引を中止し下の困窮を除こうとした。自ら身を慎み士民を愛憐したので、有徳の君主として尊敬され、死後永く藩中の

尊敬を受けた。

家久以来宗信まで約一世紀半、財政の困難は当初より続いたが、藩政はほぼ順調な歩みをみせていた。

II 城下士の生活

城下士の家格

城下士の構成とその数 城下士を含め藩士は家格によつて多くの階層に分かれ、それぞれの家格について

いろいろな格式がきまつていた。この家格は代々世襲で、百姓町人などのほかの身分から士の身分に編入したり、下級の家格から上級の家格に昇進させることもあったが、それにはきびしい制約があり、また家格の混乱を防ぐために分家・養子・縁組等にも家格ごとに規定があった。封建的な武家社会を維持する必要からで、事実このような身分家格の制度をきびしく規制したために、江戸時代二六〇余年の武家社会が存続し得たのである。ただこの家格は時代を経て段々に定まったもので、幕末のころの名称では、一門家・一所持・一所持格・寄合・寄合並よりあいなみ・小番こばん・新番しんぱん・小姓与ぐみ・郷士こうし・与力等よりきがあり、その下に士に準ずる足輕があった。

大身分

この中、寄合並以上が上級武士で大身分たいしんぶん（薩藩史談集）といわれておるが、一門家は加治木・垂水・重富

今和泉の四島津家で本家の二男筋であり、徳川氏の御三家に類し一万石以上を領した。一所持は一外城を私領する者、一所持格は一村もしくは数村の私領主で、一所持の日置・花岡・宮之城・都城の四家は他家より重んぜられ、これに一門四家を加えて八家とし、また人家のうちに種子島家を加えることもあり、実質上九家が特に重んぜられた。寄合・寄合並は共に組頭・番頭に任ぜられる家柄であった。その下の小番・新番・小姓与が平士すなわち諸士であった。小番は他藩の馬廻すなわち騎馬の士に当たり、新番は正徳三年新しくた

てられた家格で、その数も多くない。小姓与は人数が最も多く、古くは鹿児島士とか城下士・大番などと称していた。したがってある時期（寛保二年―天明四年）において、城下士とは新番以上を除いたこの小姓与のことをさしていたが、ここでは城下居住士の総称として用いる。小牧昌業博士によると、一門家から小姓与までの幕末（嘉永・安政ごろ）における家数は次の通りであった。

家格	幕末の家数	正徳2年の家数
一門家	4家	
一所持	21〃	(30家)
一所持格	41〃	(13〃)
寄合	54〃	(19〃)
寄合並	10〃	(5〃)
小番	760〃	
新番	24〃	
小姓与	3,094〃	

(注) このほかに無格2家があり、寄合並と小番の間に位置した。

(薩藩史談集)

郷士は在郷居住の士であり、与力は古くは座附士とよんでいたが、これは各役所(座)付属の土のことであり、この与力以上が士分であった。足軽はそれに準ずる者で一種の歩卒であり、これも諸方の役所(座)に付属し、役所によっては個有の名称を持つ場合があった。納戸座に属する者は小人、厩付の足軽を口之者

というが如くで、いずれも他藩の足軽に類する者であった。

城下士
の数の
五分一

薩藩では郷士制度を採用していたので、城下士の数は藩士総数に比して割り合いが少ない。江戸時代初期(寛永十六年)の城下士人員(人躰||未成年者および妻娘等を除く)は一〇一五(このもの)(ほかに小者・切米取きりまいとり・一カ所取等二三四人)で、後期には四二〇〇(三〇〇人代)に増加しており、その増加率は約四倍で、藩内総人口の

延び率が（貞享元年と文政九年の比）一・八倍であるのに対し、約二倍余であった点は一考を要するが、後期における家族を含めた城下士の数は、藩士総数（諸士・私領士・郷士等。ただし琉球・奄美大島を除く。奄美大島は郷士格の数が少ない。）の約一割足らずであった。このほかに諸座附・門前等^{もんぜん}がいたが、その半数は城下に居住していた。しかしその実数は諸士等に比して少なく、両者を合わせた場合城下には藩内の約二割の武家が居住していたことになる。すなわち藩士の城下集中を原則とした江戸時代において、薩藩の場合城下居住の武家は藩士総数の五分の一に過ぎなかったわけである。

郷士の数がこのように多かつた理由について、藩当局では義久時代一時北九州まで進出した島津氏が、豊臣秀吉の島津征伐以後薩摩、大隅および日向国の一部に領地を縮小され、ふくれ上がつた藩士をすべて城下に集中できなかつたのだと説明している。果たしてこれだけが理由のすべてかどうかわからないが、異常に武家人口の多かつたことは事実である。

数的に大きな差のあつた城下士と郷士は、待遇面でも大きな差別があつた。ただこの差別は江戸時代の初めから強かつたものではなく、例えば元和年間加治木の武士が鹿児島に移されても、それ程「立身の筋」とも思わ

城下士と郷士の差は大きかつた

第一章 城下の変遷

城下士対藩士割り合い

	I 諸士・私領士・郷士			II 諸士・家来・足輕・諸座附・門前			I+II 総計		
	藩内 (A)	鹿児島 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$	藩内 (a)	鹿児島 (b)	$\frac{b}{a} \times 100$	藩内 (i)	鹿児島 (ii)	$\frac{ii}{i} \times 100$
寛政12年	人 168,899	人 15,728	% 9.3	人 61,207	人 28,113	% 45.9	人 230,106	人 43,841	% 19.0
文政9年	人 172,631	人 16,794	% 9.7	人 68,818	人 35,774	% 51.9	人 241,449	人 52,568	% 21.7

なかつたという(盛香集三)。呼称も鹿児島衆中・出水衆中などと居住地名をつけてよび、城下士に特別の呼称は用いながつた。それが鹿児島衆中が鹿児島士あるいは城下士となり、外城衆中を郷士とよぶようになつて、両者の差別もだんだんきびしくなつたようで、大体安永・天明のころからと考えられる。もちろん寛永年間加治木居住の木脇某という者が「陪臣」であることを嫌つて勝手に立ち去つたので、切腹を命ぜられたということもあつた(盛香集三)。すでに初期の段階で城下士との差別があつたことを物語るが、何としても大きな差別は後期の現象であつたと考えられる。後期になると「薩摩見聞記」が郷士について、かれらは

半農半士の故たるを以て、城下士族よりは田舎武士とて痛く賤しめられ、非常の圧制を受け、途中相逢ふて少しく無礼あれば殆んど斬捨御免の有様あり、俗に之を紙一枚と称し、一枚の届を出せば夫にて事済みしなり

と記しているようなきびしい差別待遇を受けた。城下士はそれだけ優遇されていたわけである。

事実城下士は経済的な面でも優遇され、持高の上にも大きな差別があつた。

まず藩の総石高は蔵入高という藩直轄の高と、給地高という藩士の持高とに大別できる。給地高の内訳をみると鹿児島高は外城高の三〜四倍に達していた。それに対し城下士の数は、郷士の五〜七分の一あるいはそれ以下であつたので、持高の差は非常に大き

城下士は経済的にも優越的地位にあり、蔵入高と給地高とを比較すると、

鹿児島高、外城高比較表

年度	鹿児島高	外城高
寛永9年	306,528	86,654
同 16年	310,440	88,601
延宝4年	331,540	81,250
享保内検	317,476	95,839
明和8年	340,127	112,197
文政9年	341,607	116,912

(県史2巻による)

かった。例えば寛永十六年の城下士一〇一五人の平均持高は三〇五石、城下には特に上級武士が多いので五〇〇石取以上を除いた八八九人についてみると平均一〇七石となる。それに対して外城衆中知行取八二〇二人の平均持高は一〇石余で、城下士との差は大きかった。文政九年でも城下士七八石九斗余に対し郷士五石余で一五対一ぐらいで、依然その開きは大きい。年度により無高の武士を含めたり除いたりしているの、これらの数字の比較には危険があるが、大体の傾向を掌握するには差しつかえあるまい。要は城下士と郷士の差が大きかったことだけは事実である。

城下士の知行形態

（「城下士の知行形態」について、特に本市史のために福岡大学講師松下志朗氏の分析を依頼した。本項はその内容であり、若干重複の点および体裁の相異があるが、原文のまま収録することにした。）

薩藩々士の家格は、近世後期に至ると、一門家（四家）、一所持（三〇家）、一所持格（一三家）、寄合（一九家）、寄合並（五家）の大身分と総称される上士層と、小番・新番・小姓与・郷士・与力等の平士層とに分れていて、その家格毎に種々の規制があった（鹿児島県史第二巻一九―三三ページ）。

上士層

上士層の家部数は、近世全期を通じて必ずしも固定的なものではなく、正徳二年（一七二二）九月と、享保二年（一七二七）六月の両度の改め以降も出入りがあったということであるが（薩摩政要、録七七頁）、よく判らない。

平士層

又、平士層の場合もその年次的推移は判然としないが、安政七年（一八六〇）現在で一番組から六番組までの内訳を示すと第1表のようになる。一見して注意を惹かれるのは、一〇石以下乃至無高層のおびただしい存在である。そこで、次に鹿児島高について第2表でその模様をみると、蔵入高・外城高の増加に比べて

第1表

組名	小 番		新 番		御小姓組		惣 合		内下級士族家部数			外御救家部
	家部	人数	家部	人数	家部	人数	家部	人数	10石以下	無高	計	
一番組	147	220	41	51	535	744	723	1,015	76	264	340	8
二〃	103	140	33	41	514	754	650	935	79	235	314	10
三〃	142	225	27	40	644	962	813	1,227	99	352	451	10
四〃	127	216	43	64	407	650	577	930	51	194	245	9
五〃	132	200	46	55	494	763	672	1,018	53	264	317	8
六〃	165	271	41	55	494	752	700	1,078	46	278	324	3
計	816	1,272	231	306	3,088	4,625	4,135	6,203	404	1,587	1,991	48
文政9年の計	670		221		3,177		4,068					

第四編 近世編

(史料…安政七年庚申二月より「萬記一帳 時敏」)
文政九年分は「薩藩政要録」より

第2表

年 代	蔵 入 高	鹿 児 島 高	外 城 高	役 料 高
寛 永 16 年	195,671石	310,440石	88,601石	
享 保 内 檢	334,000石	317,476石	95,839石	16,775石
弘 化・嘉 永 期	322,391石	318,556石	120,974石	16,123石

(史料…鹿児島県史第2巻)

鹿児島高の場合にはさほど動きが少ない。明和期から文政期にかけて三四万石台でピークをなすが、享保内検前後の蔵入高の激増や外城高の増加に比較すれば、その増加率は決して大きくない。

ところで、この石高総量に大きな変動がないという現象は、鹿児島士の高が固定的であることではないと思われる。寛永十六年(一六三九)の鹿児島高の持高別階層構成をみると、鹿児島県史第二巻七八―七九ページ持高一〇石以下層は一三

三四〇

二人を数えるのみであるが、幕末の安政七年（一八六〇）になれば、第1表のように平士のほぼ半数を占めるに至る。又、持高二〇〇石以上層をみると、寛永十六年（一六三九）では寺社分を除いて二六三人を数えるのに対し、文政九年（一八二六）では二二五人と半減しており、薩藩政要録九七、藩体制成立期とは相当異なる様相を示している。すなわちそれらの変動は、身分制の枠組の中へ収斂れんじしているかのようである。

史料の制約から近世初期の様相は判らないが、安政七年現在の大身分の場合、その持高別階層構成は、一所持格以上層が一〇〇石以上に汎在しているのに対して、寄合・一代寄合・寄合並と身分が低くなるに従ってその持高は漸次低くなり、寄合並に至ってはそのすべてが一〇〇石未満層に位置している。万記一帳時敏（東京大学史料編纂所蔵）なお表の提出は煩わしい。それは藩法による高上りの制限額をはかるに下廻るものであるが、その理由は判らない。

なお、役料米についてみると、安政七年の場合、大身分の上士層が占める額は一万三七三〇石であり、第2表中の役料総高一万六〇〇〇石余を念頭におけば、平士の場合の数量はごく小さいものであることが判らる。

城下士の持高

さて、公簿上に表れる城下士の持高について、得能家の事例からその具体相を追及してみたい。得能家諸留全二冊（東京大学史料編纂所蔵）以下特に断らぬ限り、本史料による。

まず得能家の家格をみると、代々御小姓与の家筋であって、幕末の時点での役職は第3表に摘記した如くである。

その持高は、佐平次より六代目の先祖である佐次右衛門代には三三石二斗三升であつたと思われるが、明治七年三月廿九日付得納佐平次「口上覚」正助代の寛政十一年六月には、従来の持高三六石八斗二升三合七勺五才（知行地不明）

第3表

氏名	役職
得能造酒之丞	御小納戸役（直子なし）
佐次右衛門	（川辺衆中有馬友右衛門嫡子にて継目養子）
仲兵衛	磯御方御作事方
佐平次	郡奉行御役，〔一代新番〕，〔大島御徒目付〕
正 助	御使番御役，御記録奉行，馬関田地頭職，〔直触〕，〔徳之島御目附〕
大 助	＜後，彦左衛門と改名＞
	御側役，御記録奉行，御納戸奉行，御軍役奉行，八カ郷地頭職，造士館教授等
佐平次	御船奉行，生産奉行副役，船将等

（史料…得能家諸留）

に伊作小野村の萬浮免一〇石を合わせて「高直」を願っている。そして享和元年十月二十八日に名寄帳書き替えの筆紙墨代一四八文を納めているから、おそくともその時迄には「高直」が許されたのであろう。

その後、持高の額面は全然変化がなく、弘化四年十一月二十一日に至って、一挙に一〇〇石高上りの願出をなしたのである。彦左衛門よりの口上書には、家筋・役職・郷士・与力との縁戚関係の有無、取込拝借の有無等が法定の形式に従い記されているが、その高上り願いは翌嘉永元年五月に次のように許可された。

高頭一五四石五斗四升三合七勺四才

内一〇八石三斗一升三合七勺四才 但相重

外二 五斗九升三合七勺五才 但相除

この持高は、嘉永三年正月二十八日に佐平次が金子三三兩を必要としたことから、郡山東俣村溝口門浮免高一二石（代金四〇兩）を永代売渡して直ちに同年八月「高直」を許可され、その後は一四二石五斗余の高頭のまま、明治五年の検

地を迎えている。その持高の内訳を安政元年の時点で表示すると第4表のようになる。ところでこの内訳をみてゆくと、寛政十一年から弘化四年までの間で、持高の実際額面には相当な変動があるにもかかわらず、公簿上にあらわれる持高は四六石八斗余で、全然変化がない。

そこで、第4表の分のみでなくて、寛政十年以降における得能家の持高全体の事態を検討してみると、まず第一に、正助の弟新助へ寛政十二年に譲渡した分がある。萬浮免・作職浮免・門付浮免（さくしきうきめん かどつきうきめん）など浮免高のみ三六石八升七合八勺七才を譲って、子孫に至るまで永久に相違なく伝領するようこととしているが、その時に新助は新宅へ引移っているから、これは分家がなされたものと考えてよいであろう。⁽³⁾

第二に、持高の集積が目的ではなくて、ただ貸付けの引当（担保）として移動したとみられる分がある。たとえば第4表中のものでも番号7の浮免高四石は、牧瀬清右衛門持高であつて、「屋敷、相片付け次第、^(錢)たとえば第4表中のものでも番号7の浮免高四石は、そのまま永代売渡されている。外に、川辺上山田村有之木屋敷浮免高五石四斗の場合、文化七年十月晦日に渋谷五郎右衛門へ九七貫二〇〇文を正助が取替えてやった引当であるが、その時に正助の方では、「右様、借用錢引当に受け取り置候高の儀故、渋谷氏方へ納附にて右之錢入付けさへ給ひ候ハ、此方何そ異論申す可き儀これ無く」として、実際に天保二年にはその高を返している。同様な事例をあげると、天保九年に鹿兒島郡吉田佐多浦村藤田門浮免高六石四斗八升余が一六六貫六〇二文で受け返されて、正助の手を離れている。逆に得能家の方で売り渡した事例をみると、第四表中番号8の浮免高一〇石は、先年江戸詰めの際その費用捻出のために、寺師藤蔵方へ一石一六貫文替えて「取納借（しゅうかり）」して所務米を渡してきたが、天保二年にその借金を清算するため、二四五貫文で田原仲之丞へ永代売渡

したものであり、その高が嘉永三年の高直願で出てくるのは、その後受け返されたためであろう。これらの借用引当としての高の移動は、藩法の禁するところではなかったが、ただ当事者双方から高奉行所へ申出て所務を請取るべきだとしており、鹿兒島県史第二巻 薩藩政要録卷二他、その点での手続きは「得能家諸留」の記録による限り全然なされていないように思われる。

第三に、第二の借用引当の移動と截然と区別することはできないが、意図的にしる結果的にしる持高集積のために永代買取りされた分である。第4表中に、代銭の記入してあるものがそれである。これらの高はいろんな理由から「高直」の願出をなされないままに、別人名のままで知行高の所務が行なわれていた。たとえば第4表中、番号5の分の場合その理由は明記されていて、売主の村田十太郎がまだ幼少で初の御目見えも済んでいないので、藩法の規定するところによって「高直」ができぬまま当分の間元のままにしておくというのである。ところが、文化十年に売り渡されたその高は、天保二年に所定の形式にのっとって高直願が出されるまで一八年間も放置されていた。しかもその天保二年の高直願は（従来の持高六石八斗余に番号5の高を合わせ

代	鈔
(1石当28 <small>ヰ</small> 300文)	△
(1石当25 <small>ヰ</small> 500文)	△
663 <small>ヰ</small> 385文	
142 <small>ヰ</small> 800文	
250 <small>ヰ</small> 文	
(但居所)	
6 <small>ヰ</small> 文	
(1石22 <small>ヰ</small> 文ツツ)	※
260 <small>ヰ</small> 文	
(1石22 <small>ヰ</small> 文ツツ)	※
} (385 <small>ヰ</small> 文)	※

なるもの
参照して記入した。

せて七四石四斗余ということ
申請されたのだが）なぜかその
後許可された記事がなく、弘化
四年の一〇〇石高上り願の時ま
で得能家の持高は相変わらず四
六石八斗余と記録されているの

第4表

第一章
城下の
変遷

番号	石	高	知	行	地	買得年代
1	32石2.3.	斗升合勺才	真幸吉田	水流村之内	福丸屋敷	(高祖佐次右衛門代より)
2	11石5.8.9.5.8		郡山	東俣村之内	宮下門	(享和1年8月25日)
3	11石9.8.6.9.8		横川	上之村之内	重村門	(寛政10年10月20日)
4	9石9.3.0.2.1		〃	〃	原田門	(天保11年以前)
5	27石6.4.1.2.0		加世田内	山田村之内	脇門	文化10年11月28日
6	6石2.		川辺	古殿村	今村屋敷之内	浮免文化6年
7	4石		鹿兒島	上伊敷村	飯田門之内	〃(文化7年カ)
8	10石		伊作	小野村	萬浮免之内	〃寛政11年6月14日
9	2.3.9.5.8		鹿兒島	荒田村	大浮免之内	〃文政13年10月29日
10	2.9.1.6.7		〃	〃	前田門之内	〃天保2年9月29日
11	2石8.6.1.4.4		溝辺	崎森村	庄屋浮免之内	〃文化5年12月29日
12	3石7.		鹿兒島	郡吉田村	本名村奥門之内	〃(山下正助名儀高)
13	4石2.1.		栗野	米永村	福重門之内	〃<不明>
14	13石		高山	富山村	中西門之内	〃文化1年12月23日
15	1石3.4.1.2.0		鹿兒島	西別府村	岩屋門之内	〃文化5年12月29日
16	2石1.8.4.3.8		谷山	上福元村之内	仕抱地	} 享和2年10月4日
17	1石1.3.7.5.0		〃	〃	〃	
142石5.4.3.7.4			合		高	

(史料…「得能家万留」) ※印分は買得年代の石高と安政元年現在の数字と異
△印は「徳永治左衛門」名義分、又買得年代、代鈔については、各年次の証文を

である。どのような事情からか
今明らかになし得ないが、第4
表中、番号1、8の分を除いては
あとは買得年代が天保期以前で
あるにもかかわらず弘化四年の
高直まで持ち越されている。又
第4表以外に(ということは、
さかのぼって弘化四年の高直願
の際には持高でなかった分とい
うことにもなるが)、永代買取
りした分は志布志・谷山・川辺・
国分・末吉・吉田等の諸郷にわ
たつて七三石二斗余にもぼる
が、「高直」していない事情を
たとえば谷山中村水口屋敷浮免
高五石六斗余と川辺両添村室屋
屋敷浮免高五石二斗余の場合次

のように記している。すなわち、得能正助の持高ではあるが、当分「高直」に差し支えがあつて、文化十年徳永治左衛門（正助の親戚）名儀に頼んだということである。なお、文化十一年の場合を例にとつて持高に賦課された国役銀をみると、もつと事態がはつきりしてくる。第5表は、永代買取した高についての国役銀を得能正助が負担するため、銘々元の高主へ遣わしているのであるが、その合計額をみると賦課の対象となつた高頭は一四八石四斗余にまでなつてゐる。

以上みてきた持高の実態は、或いは当然なことであるのかもしれない。知行高が御救部下りのため取納高に減少を来しても、その不足分は藩の足米手形たしまいで補償される以上、知行高は利殖の対象になり、借用の際の引当として重要な意味をもつからである。

このような高所有者が名儀人と異なる事態に対して、藩当局も改正の必要を感じたのであろう。天保期の改革で一応経済的危機をのりこえた余裕でもつて、弘化四年十一月に軍制改革を合し、それと併行して給地高改正に着手したのである鹿児島県史第二巻 九一—九三ページ。しかしその改正は嘉永元年八月の「軍役人数賦」の確定をなすことに重点がおかれていて、持高の名実が相違する事態の根本的な改革をなしたのではなかつた。すなわち、鹿児島士・郷士間の高移動については、相互に返還するか、買入高直を許される者に付属させ

給地高改正

第5表

石	高	国役銀	名 儀 人
48石	斗 升 合 勺 才 5. 4. 4. 8. 9	732文	村田殿・徳永殿
6石	2.	90文	赤星殿
4石		58文	伊東殿
65石	8. 3. 4. 6. 9	983文	蘭牟田屋敷
4石	8. 0. 4. 3. 4	71文	島津殿
2石	0. 6. 7. 7. 2	30文	折田殿
16石	9. 9. 9. 0. 5	254文	武 殿
合148石	4. 5. 0. 6. 9	合 2,218文	

(史料…得能家諸留)

るかの措置をとる必要があったが、その他は、嘉永元年三月までという期限付きではあっても、「高直」を認めたのであり、言葉を換えれば、給地高改正以前の事態が、そのまま弘化四年の改正令の時点で定着されたにすぎない。得能家の一〇〇石高上り願も給地高改正令に直接に規制されてなされたのである。

さて、次に知行高取納について得能家文書には記録されていないので、諏訪馬場・町田家の事例をとりあげてみたい。

諏訪馬場・町田家は、代々国老・寺社奉行用人・各地地頭に補任された、一所持格の上士であり、第一二代久憲（内膳とも称する）は慶応三年以降家老の一員でもあつた。⁽⁴⁾藤原姓町田支族合系図他。

町田家の持高の推移をたどることは措いて、慶応四年における高頭の内訳をみると、第6表のようになっている。この持高一四五石余の外に、町田久憲の場合は家老としての役料高七〇〇石があるが、ここではそれについては触れない。第6表の知行地をみると、薩藩全域にわたって広く分布しているが、そのうち取納が直接になされる「直取納」は六カ所であつて、他は各地の藩庫へ収納されている。直取納されるもの内、番号2・3・4の分は同じ鹿兒島城下であるから、地理的に近いという理由で直取納になったのである。あとの番号1・6・7の分は持切門ないしは公事徴収権を有する持合門^{もちあわせかど}ということで、直取納という形式をとったのであろうか。ただ番号9の分も用夫代銀^{いぶが}を徴収しているが、この場合村答院蔵入になっているのは、地理的な事情でもあつたのかと思われる。

この慶応四年の取納帳（第6表）と翌明治二年のそれとを比較してみると、高頭・納米高についてはほとんど異同がない。ただ明治二年分に郡山西俣村和田門（高頭二一石一斗余）の分が新しく加わっていること

第6表

番号	知	行	地	高	頭	納	米	取	納	先
1	始羅郡	山田下	名村	瀬戸門	斗升合勺才	斗升合	34石0.4.2.9. 2	13石8.3. 3	(直取納)	
2	鹿兒島	西田村		吉村門			12石0.4.0.6. 2	4石7.9. 3	直取納	
3	"	"		塩満門	浮免		4石1.1.3.2. 7	1石6.3. 7	"	
4	"	下伊敷村		増田門	萬浮免		1.0.4. 2	4	(直取納)	
5	伊集院	上神殿村		吉村門	浮免		5石1.4.3.4. 4	1石7.2. 2	清藤出物蔵入	
6	帖佐	中津野村		柳迫門			17石0.8.2.4. 4	6石6.6. 3	(直取納)	
7	蒲生	漆村		宮田門			24石9.9.3.2. 3	10石0.4. 2	直取納	
8	串良下	小原村		福崎門			5石2.6.4.9. 0	2石0.6. 8	柏原出物蔵入	
9	黒木	黒木村		竹田門			14石	5石5.7. 2	祁答院蔵入	
10	横川	上之村		永吉門			11石5.6.8.8. 5	4石6.0. 5	山ガ野金山蔵入	
11	出水	大河内村		富森屋敷	浮免		3.3.8.5. 4	1.3. 5	福之江蔵入	
12	"	"	"	抱地			5.7.2.9. 2	2.3. 3	"	
13	末吉	深川村		小倉門	浮免		4石7.5.6.5. 6	1石8.9. 4	高城与蔵入	
14	吉松	中津野川村		宇都門			1石2.8.8.5. 4	5.1. 3	真幸出物蔵入	
15	大口	大田村		大宮司門	之内浮免		5石2.7.9.1. 7	1石9.8. 4	菱刈与蔵入	
16	飯野	杉水流村		赤地門	之内浮免		5.9.1.8. 0	1.7. 7	真幸出物蔵入	
17	栗野	木場村		水窪門	浮免		3石0.5.2.9. 8	1石2.2. 0	加治木与蔵入	
18	湯之尾	尾川南村		福留門			1.9.4.1. 7	6. 3	本城手入	
19	"	川北村		小牟田門	之内浮免		4.9.8.4. 4	9. 7	"	
20	阿多	宮崎村		赤地門	之内浮免		2.8.9.5. 8	1.1. 6	伊作与高橋蔵入	
計							145石1.2.2.7. 9	57石3.7. 1		

史料…慶応四年辰八月ヨリ「当秋取納帳 戸柱役所」

取納先の()内は辰五月「定総帳」を参照して推定したもの。

なお、合計は筆者の計算による。

と、番号20の「赤地門之内浮免」が「仕明抱地」としてでてくること、その納米高に一合の差があることだけであつて、あとは全く同一である。ところが、取る納の状況を納付者を中心に見てゆくと、注意を惹くことは納付者ごとの負担額に相当な変化があることである。両年度にわたって人名とその納

第7表

	慶 応 四 年	明 治 二 年
吉村門之八次郎	1石2斗 外=1升2合不足	1石4斗3升
" 新右衛門	9斗8升	2斗
萬次郎		3斗5升
不 明		2斗
小 計	2石1斗8升	2石1斗8升
諸人借地の代銀納	2石5斗9升7合 (85匁かへ)	2斗3升4合
当御蔵出物蔵入		2石3斗6升3合

付額が全く違わないのは、番号9・11・16・18・19の分のみであり、納付者の記されていない不明分(番号5・8・15・20の分)を除いても、半数以上のものが変動している。例えば、番号2の吉村門の場合、四石七斗九升三合の取納米についてその内訳を比較すると第7表のようになる。すなわち、八次郎・新右衛門の

負担額が異なるのみならず、明治二年には萬次郎が新しく記帳され、また慶応四年には諸人借地の代銀納分であった二石五斗余のうち二石三斗余が出物蔵入化して、直取納の分は半減している。このような異同は番号7の分はもつと激しく、両年度に連続して出てくる人名は三人にしかすぎず(その負担額も異なる)、あとの一二名分は明治二年には全く姿をみせず、新しく一〇名分が記載されているのである。しかも慶応四年の場合、全一五名の納付者のうち宮田門のものとして肩書されているのは六名でしかない⁽⁵⁾。このような事態がどうして生じたのか今検討する余裕はないが、あるいは門地の耕作者に相当な出入りでもあったのだろうか。

日州小林郷細野村大工屋門の場合、年代は不明であるが次のような記録を残している。志戸本家文書中の庄屋文書断簡(宮、
 崎県小林市湾津志戸本次助氏所蔵)

高頭二八石一升九合五勺七才

定納米一一石一斗五升一合

内 二石五斗 前原門之善五郎

一斗 立元為左衛門

一石三斗 大山源次郎

七石二斗五升一合 名頭政次郎

すなわち、名頭政次郎のみでは門高格護ができたために、他門の百姓のみでなく、所の郷土まで門地の耕作に従事している。しかし、それにしても番号7の分については耕作者を二五名も想定することは無理であり外に何らかの事情が働いているのであろう。⁽⁶⁾ともかく、いずれにしても、高頭・納米額は同じなのであるから取納する知行主としては納米の皆済さえなされればいいということになる。⁽⁷⁾

代銀納

ところで、知行高の取納について、今一つの特徴は、幕末になるに従って、代銀納が比較的多くなることである。第6表中の用夫徴収はすべて一人当たり三〇〇文あての代銀納であるが、それは公事徴収権を有する知行地が、遠方にあるという理由からのみではないと思われる。文久二年「戌秋代銀上納金鈔請取差上帳」⁽⁸⁾ 諏訪馬場・町田家文書によると、同年十月に谷山永里門之藤右衛門が用夫一五人分の代銀とし錢四貫五〇〇文を上納しているからである。この文久二年の場合、代銀上納額は十月一日より十二月二十九日までの間で総額三五

六貫一四八文にものぼる。この額は真米一〇石八斗二合、赤米二石九斗三升七合、用夫銀六八人分の代納であるが、このほかに町田家では「とふふや之助次郎」へ真米二三石、赤米二石を売り払い、その代錢として四二六貫五〇〇文を得ている。その際、門百姓の代銀上納は十一月三日までは一石に付き一九貫文であって十月二十九日に助次郎へ一石当たり一七貫一〇〇文で売り払った場合よりも有利であった。

このような貨幣獲得は、町田家の家計にとつて大事なことであった。寅十月「町田様御用御野菜之通」によると、九月二十八日から十月二十九日までの間ほとんど毎日、八百屋正七から大根・ねぎ・新ぎく・午莠人參・せり・水菜・里芋・きのこ・粟・小豆・かぶら等の野菜を買い入れていて、その代金は五三貫二文にもなっている。都市生活に伴う貨幣経済の浸透を雄弁に物語るものであらう。

以上、得能家における持高の推移と公簿上の取り扱いについて、また町田家の場合は取納の具体相について検討してきたが、要約すれば次のようになる。幕末の城下士の経済生活は貨幣経済の浸透も手伝つて持高の変動が激しく、しかもそれは公簿上では静態的であること、知行高からの取納は三斗九升八合代という定率でなされるが、その納付者は必ずしも知行主に固定されていないこと、代銀納が比較的多くなつてきたことなど指摘しえよう。

〔注〕

(1) 原口虎雄氏は「薩藩史談集」によつてまったく異なる家部数を挙げておられる「薩藩郷士生活の経済的基礎」

(2) 知行地は真幸郷水流村福丸屋敷一カ所である。

(3) 本家の公簿上の持高に比較してその数量の大きいことが注目される

(4) 町田氏の系譜については、町田清彦「鹿児島城下町田氏の歴史」に詳しい。
藤原姓

(5) 日州小林郷細野村の卯年十一月二十五日「諸人請写本横折」(志戸本文書)にも、同様な事情がみられる。例えば、新満永門之与平次は、所属している新満永門分四石四斗六升四合のほかに、五斗六升を吉永

門へ、五斗を東脇元門へ、四斗を軸屋門へそれぞれ渡して、門領主に納付している。

(6) 請負上納との関連が考えられる

(7) 例えば出水郷郷士税所家の場合、納米の大半は商人のところに納入され、その受取を作人は税所家に届け

るということである（出水郷土誌資料編第十九輯） 当未秋（天保六年）取納米として受取也」（志戸本文）
 (8) 同様な事例として小林郷細野村沖満永門之長次郎宛 書）

に出された調所笑左衛門役人の請取状を挙げておく。 （本項脱稿後、秀村選三氏「薩摩藩における給地の一考察」

「米五升六合 代五八八文 用夫三人 代九百文右 同志社蘭字 20ノ1・2を得た。必読すべきものである。」

城の近くに
 上級武士

武家屋敷と組分け 城下土のうち、上級武士は城の近くに住み、下級になる程城から遠くに居住するのが原則であった。例えば文政・天保の城下絵図によると、一門家四家の中、加治木家は現在の市庁舎別館の地垂水家は県庁敷き地に相当する処にその屋敷があり、このほか、この近くには宮之城島津家・入来院家・喜入肝付家・吉利小松家あるいは平佐北郷家・種子島家等の諸屋敷が集まっていた。今に残る千石馬場の地名は一〇〇〇石取りの上級武士の屋敷町であったことを示すものであり、城から遠い加治屋町付近は、小姓ぐみ与のような下級武士の居住地であった。上方限では大竜寺（旧内城の地）南側に一門家の今和泉島津家、北側に同じく一門家の重富島津家の屋敷があり、この一帯はさすがに鹿児島で最も早く開けた地方だけあって比較的上級武士の屋敷があった。

しかし城下士が皆いわゆる城下に居住できたわけではなく、かなり多くの軽輩士が荒田・武・西田などの近在に居住して自活していた。もちろん近世初期にはそれ程の広がりをもっていなかった。元和五年ごろには二官橋三官橋より平（平之町）の方は屋敷に成る。とひの口溝を限り、高麗町の方より新屋敷の辺は一円

田地にて候 盛香
 集三

といい、そのころの屋敷町はほぼ現在の山之口町辺まで、新屋敷・高麗町方面は田地であったとい

近世初期の
 武家屋敷は

山之口あた
りまで
ある。

(補説) 二官橋三官橋というのは現在の市立産院横から天文館公園の方に通る清滝川にかかっていた橋。この川を「とひの口溝」ともいつたのだろう。また樋之口を現在「たいのくち」などと発音しているが、これは「とひのくち」が正しいことはこの史料でわかる。現在の山下小学校西側が三官橋通、東側が二官橋通である。

しかし、その後江戸時代を通じてだんだん武家屋敷も広がり、文政年間の武家屋敷一八三二所の分布状況は次のようである。

五七一所 (三一・二%) 上方限 (内二カ所、佐土原屋敷・琉球館)

八六五所 (四七・二%) 下方限

五五所 (三・〇%) 岩崎・東福寺城・城内

三四〇所 (一八・六%) 新上橋・西田・高麗町・荒田・武・中村・草牟田・吉野・上伊敷・下伊敷・犬

迫・坂元

下方限は約半数に近く、上下両方限で七八パーセントを占め、約二割が近在それも下方限の近在にあった。この直後、天保ごろ武士の四分の三は新屋敷・荒田上下・高麗町・上之園あたりに居住し、その中には大身たいしんの士の屋敷や寺院もあったとも記録されているが、天保城下、絵図注記 鹿兒島の町が南に広がることは、今もむかしも変わらぬ地形上必然的な現象であった。

なお、寺社家や諸座屋敷も上方限に四割、下方限に六割と下方限の方が多かった。その内容も神社・堂地寺社家並ならびに前屋敷等は、上・下ほぼ同数であるが下方限では近在に割り合い多く、神社・堂地の如きは七

諸座附屋敷等一覽

種 別	計	上 方 限	下 方 限
御藏地・御用地屋敷	25	17	8 (城内2)
神 社・堂 地	186	92(50)	94 (72)
寺社家並門前屋敷	451	205 (7)	246 (57)
御納戸附屋敷	35	5 (2)	30 (5)
御広敷附屋敷	48	6 (2)	42 (0)
御厩附屋敷	26	6 (4)	20 (7)
御兵具方附屋敷	160	28(28)	132(25)
御数寄屋附屋敷	4	2 (1)	2 (1)
合 計	935 (261) 100%	361(94) 38.6%	574(167) 61.4%

(注) () 内は近在にある数。城内は便宜下方限に加えた。

るので、一屋敷当たりの居住者は、この数倍になったであろう。寺社家および門前者については、その人員が不明であるので、一屋敷当たりの居住人員を推定することは困難である。

七パーセントが近在にあった。諸座附屋敷は断然下方限に多く上方限では近在に多かった。この諸座附屋敷には諸座附の与力・足輕・人足等が居住したものとされる。すなわち別表の如く納戸・広敷・厩・兵具方・数寄屋附の与力足輕人足三〇二人が、二七三の屋敷に居住したとすれば、一屋敷当たり一人が居住したことになり、諸士の一屋敷当たり九・一人と大きな違いはない。しかし諸座附には別に家族が加わると考えられ

諸座附屋敷・座附士等一覽

座名	屋敷数	座附の者の種別	その人員
御納戸	35	与力・小人・人足	466
御広敷	48	与力・足輕	512
御厩	26	与力・一代与力・口之者	402
御兵具方	160	与力・足輕	1,586
御数寄屋	4	与力・坊主	56
小計	273		※3,022
御船手	—	与力・ ※※ 附	128
御台所	—	足輕・附	7
御細工所	—	附	1
御代官所	—	附	31
御春屋	—	附・人足	589
物奉行所	—	附	23

(薩藩政要録6)

(注) ※ほかに久見崎船手に269人いる。

※※以下に附とあるのは、与力・足輕以外の諸座附の者との意で、例えば船手附は船頭・水主、代官所附は紙漉^{すき}の如くである。

また諸士家来も、その人数は足輕・諸座附・寺社門前とまとめて記入されており、屋敷については特別な記述がないので屋敷別居住人員を算出することは不可能である。諸座附や寺社門前の屋敷数が明記されながら、諸士家来の屋敷だけがまったく記入されていないことは、極めて不合理なこと

とと考えられるので、その居住屋敷は諸士屋敷に含まれていた、いや諸士屋敷の中に居住していたと考えると差しつかえないのではないか。

試みに土屋敷一八三二、寺社家並門前屋敷四五二、諸座附屋敷および諸職人屋敷三一四の総計二五九六に、三万五七七四人の諸士家来・足輕・諸座附・寺社門前が住んでいたとすると、一屋敷当たり一三・七七人となる。諸士屋敷にはこれに諸士九・一人を加えて、二二一・八七人が居住したことになる。

一屋敷当
りの家屋
敷数

ところで一屋敷内にどのくらいの家屋があったかという点、延宝・元禄年間の火災時に焼失した土屋敷と家屋の数が判明しているの、それで算出すると一屋敷当たり四軒あるいは二六軒あったことになる。ただ

火災による土屋敷・同家屋被害数

	A 土屋敷数	B 同家数	B/A
延宝8年	345	2,103	6.0
元禄9年	54	854	15.8
同16年	248	1,006	4.0

(三州御治世要覧附録年代記による)

戸) 九六人の家来(共にこのほか下人一人)をもっていた(川上文書)。一七〇人とか九六人といえはかなりの多人数で、果たしてすべて一屋敷内に居住させたかは疑問で、相当数の者が近在あたりにはみ出しているものと推量される。

県立図書館所蔵の嘉永ごろのものと思われる旧薩藩御城下絵図面に、階層別に屋敷が色分けして記入されている。そのなかに「人内、家来、下人：借地」というのがあり、明らかに家来と記して、西田・荒田等の

この間の差違は、元禄九年の火災は城の近くで上級武士の屋敷が多く、同十六年は加治屋町の勝目どんの火事で下級武士街であったことによる。ただこの家数の中には倉庫類もあったと思われる、戸数ともなっていないことから、やや不安定な点があるが、この程度であれば一屋敷当たり二三人ぐらゐの居住は不可能とも思われず、大身の士の広大な屋敷内に相当数の家来が居住したとしても、さして不当とは思われない。しかし例えば明治三年の人別改で、城下六番方限四番士族町内膳(慶応二年若年寄、持高並に役料高四五石余。城下絵図によると戸柱にある屋敷の広さ七一六坪)の場合、四一家部(四一戸)一七〇人の家来を持ち(町田久敬文書)、城下三番方限六番士族川上四郎兵衛は一七家部(一七

近在に多いことは以上の推量を裏付けるのではあるまいか。

藩はこれらの城下士を幾つかの組(与くみ)に分けて統制した。組の起源は寛永十七年とか同二十年とかいうが、島津国史・職掌起源が同十九年(一六四二)十二月と記し、同年同月の組(与)頭や組(与)衆への達しがあることからこの年と考えるのが妥当であろう。

(注) 薩藩先公貴翰によると寛永十七年が正しいかと思われるふしもあるが、ここでは十九年説をとる。なお薩陽落穂集や薩藩旧伝集によると、藩主光久が出水を通過する際、明日士踊あしたのこいおどりを見たいといった。夜のことであったが、翌朝は早くから踊の人数をそろえて士踊があり、光久は上機嫌であった。しかしさぞ麓の武士だけだろうと思つたら、地頭山田昌巖の言うには、遠方にいる衆中も残らず集めたという。脇元は二〇キロメートルも離れたところなのにと、ここ出水は藩境の地で急を要すると思ひ、衆中を六組に分けて組頭を申付けておき、急用の時は組頭を通じて組下に申付ける。脇元などには物主という組頭同然のものを申付けてあるといつたので、光久もこれを城下に採用したのだとしている。

組は初め一番組から十番組の一〇組と、家老組一組、寺社組・諸役座組一五組の合計二六組があつたのを正保三年(一六四六)一番組から六番組および家老組の合計七組に改編した。この家老組には特に編成の基準はなかつたが、宝永五年(一七〇八)家老組にはいつていた諸士を、一・三・六番の各組に編入し、城代家老・若年寄・大目附の諸役および一所持・一所持格・寄合・寄合並の家格で、家老組を編成した。これは上級武士の組で家老が組頭となることから、家老組と称したのである。

六組の構成員は初め地域的に入れまざつていたが、宝永二年最寄もよりことに組分けすることにし、以来同一地域の居住者をもつて編成するようになったという。一番組から四番組が下方限、五・六番組が上方限に属し、

各組はさらに
小組に分
けられた

(1)高見馬場北方、(2)同西南方、(3)甲突川西方、(4)武之橋から高麗橋南方、(5)豎馬場南方、(6)同北方を順次一

第四編 近 世 編

組 別 人 数

		家老組	一番組	二番組	三番組	四番組	五番組	六番組	総計
宝 曆 三 年 (通昭録卷八)	直 触		人 18	人 9	人 6	人 8	人 17	人 7	
	小組一番		74	56	24	65	49	46	
	小組二番		38	46	95	30	82	37	
	小組三番		36	87	32	46	49	58	
	小組四番		139	67	35	32	49	38	
	小組五番		72	35	34	94	40	34	
	小組六番		35	41	24	37	62	40	
	小組七番		66	59	45	44	57	42	
	小組八番		47	49	56	113	109	57	
	小組九番		27	199	159	64	56	120	
	小組十番		32	125	95	67	74	79	
小組十一番		40	—	—	—	—	64		
合 計		90人	624	※ 767	605	600	644	622	3,950
文 政 年 間 (薩藩政要録)	小 組 数		組 11 人	10 人	10 人	10 人	10 人	11 人	人 4,164
	組人数計	96人	546	585	541	452	521	532	
ほかに新番221人、小番670人、小計891人									

(注) ※は総計が合わない。

これらの各組はさらに一〇あるいは一一の小組に分けられ、組に組頭、小組に小組頭があつて小組頭は組頭の命令を組中に伝えた。このほか組方取次や筆者がいて、取次ぎや書記に当たっていた。なお宝永五年以来家老組を除く六組は、小番・新番・小姓組のいわゆる

諸士と、与力の一部をもって編成したようであるが、天明六年（一七八六）小番・新番を組頭の支配から除き、さらに翌年従来小姓組に入れていた与力を小姓組から除いたので、六組は純然たる小姓組だけで編成された。このために前表でみる宝暦年間と文政年間の各組構成人員の差が生じたものと思われるが、幕末のころは各組五〇〇人前後で編成されたようである。なお小番・新番は大番頭支配、与力は新制の小十人組と共に、それぞれ頭人支配となった。

組の役目

それでは組はどういう役目をもっていたか、まず出陣の際の行動単位としての軍事的役割りがあつたが、そのほかに命令伝達・藩士取り締まりならびに藩士の教育機関的な役割りを持っていた。寛永十九年十二月の組頭および組衆への達しのうち、組頭に仰出でらるる条々では、組中に野心・不忠の者がある時とか、偽にせ病その他で御奉公を怠け気ままな行ないをする者がある時、組中にキリシタンや一向宗の者がある時は早く申出よとか、組中で喧嘩けんか口論がある時は早速寄合いをしてよく話し合つて解決せよ、御奉公については談合して組頭から申付けよ、組中に怠け気分が生ずるようなことがあれば、組頭や談合衆の責任である、組衆で訴訟その他言い分のある時は組頭に尋ねて申し出るようにせよ、勝手気ままに申し出ても取上げないなどと達している。また組衆に対しては要するに組頭の命令にそむくなということを強調している。

寛永二十一年には、組中の士は一日・十五日・二十八日および節句には組頭のところに出頭するよう達し、その後、諸士に対する各種の訓諭等は組頭を通じて達せられている。中でも毎月式日に組頭が組士を集めて読み聞かせる毎まい朔条書さくじょうがきというのがあるが、島津国史（巻二九）によると寛永三年（一七〇六）に定められたといひ、その後藩主のかわるごとに改めて配布した。一一条から成り幕府の政法・条目を守れということ

組を通ずる
藩士の統制

始め、喧嘩口論の戒め等諸士の守るべき役割りを示している。要するに藩はこの組の組織を通じて城下士を統制掌握し、その封建的支配体制の維持強化をはかったのであり、あたかも農民統制における門割組織に匹敵する如き意義をもった。しかし薩藩土風沿革は、これについて

其初メ与ノ制度頗ル活用セラレタルモ、年ヲ経ルト共ニ与頭ハ単ニ家格トナリ、与ハ単ニ仰出伝達ノ機関トナリ、関狩又ハ馬追ノ際、部ヲ分チ隊ヲ作ルノ便ニ供スルニ止リ、土風ノ振肅青年ノ教練ニハ、直接ノ関係ナキニ至レリ、是ニ於テカ郷中ノ制代リテ其闕ヲ充タスニ至レリ
といっている。後世になつてやや形式化したことを物語るものであろう。

武芸の訓練 前項に出た関狩・馬追等は土風振興に無力のように記されているが、組の組織を利用した集団的訓練としての意義は無視できないものではあるまいか。薩藩では天正二年吉野で関狩を行なつたのが初めて、義弘・家久が朝鮮役帰陣後桜島でも行なつたという。その後一時中絶していたのを光久が島原役後再興したものと伝えている御関狩之御由緒。関狩・馬追共に「軍事之習せ」「武備のならし」で、関狩は出陣の作法、馬追は帰陣の作法だと伝えている。また元禄十五年（一七〇二）の達しでは「鍛錬のために老若を問わず参加するようになつているが、近年は若い者だけに任せて怠けている。今後は狩場の歩行可能な人は老若によらず参加せよ」といって、鍛錬としての意義を強調している薩藩先公貴翰。

関狩には組頭の引率で「鹿兒島組中之人数残らず」（同上書）参加していた。それを延宝八年（一六八〇）たまたま関狩の日鹿兒島で大火が起こつたことから、以後六組を三分（一・二・五番組と三・四・六番組）して、交代で勤めることになつた。それをさらに享保十三年（一七二八）二組ずつ三交代（三・四番組、二・

馬
追

吉野・比志島野両牧馬數

牧名	周 囲	宝永	宝曆	安永	寛政	文政	天保	名勝園會	嘉永
		6年	5年	6年	元年	9年	9年		4年
吉野	里町間 5, 29, 21	頭 483	頭 245	頭 334	頭 440	頭 239	頭 265	頭 約400	頭 447
比志島野	2, 15, 30	—	19	93	88	42	36	—	70

第一章 城下の変遷

六番組、一・五番組）で勤めることにした。

なお狩場は初め吉野であつたが、その後春山・谷山・桜島等も加わつた。関狩には外城郷士も参加し、享保十三年には桜島は城下一・五番組と同じ組に入つてゐた。また鹿兒島の近在農民は従来参加を免除されていたのを、享保十三年以後三年に一度ずつ参加を命ぜられ、ただ花野・塩屋・西田・下田・小野の五カ村はこれ以後も免除された。

獲物は鹿や猪等で、宝曆十二年重豪の参加した吉野での獲物は、鹿一三頭・猪一頭であつた。またこの前元禄十年五日間も吉野で狐狩をやつてゐるが、こういう時も組が行動の単位として動員されたようである。

馬追いは広い牧場内に放牧してある馬を、^{おろ}苙という特別な区画に追い込んで、駒取役が二歳駒を捕える行事である。極めて勇壮な行事で、藩内では関狩と並んで士気高揚策として利用した。

現在の鹿兒島市域内では吉野と比志島の両牧があり、特に吉野牧の馬追いが有名である。吉野の馬追いは慶長以前から行なわれていたといひ、城下に近いため藩主あるいは重役の参加もあり、串目立^{くしめだち}（馬追いの役夫）は近郷一三郷から繰り出した。城下士も関狩と同様、組頭に率いられて参加した^{馬追いのもようは「民俗と行事」の項参照}。

このほか士踊をやるにも組ごとに実施し、平和の続いた江戸時代、組は戦陣の組

織というより日常行動の単位として意義があつた。

関狩・馬追い等の行事が軍事訓練の目的を包含しているにしても、これは年間一、二回の行事に過ぎず、城



示現流 (東郷家所蔵)

下士は各種武芸の修練に励むことを要求された。すでに天文八年(一五三九) 忠良・貴久が若い武士に武芸・角力・水練(水泳)、山坂歩行等に努め、平常手足を訓練せよと達しており、慶長元年(一五九六)の二才咄格式定目では、第一武道をたしなむべきことを定め、またたびたび武具を整えるべきことを達するなどしている。武家社会として当然のことであろうが、これに従つて城下士たちは各種の武芸をたしなんだ。武術には劍・居合・槍・長刀・弓・柔・砲・小筒・馬の諸術があつたが、劍術では示現流が本流であつた。

示現流は薩摩藩特有の兵法で、薩藩土風養成に重要な役割りを果たしたといわれる。元来、示現流は家久の時代東郷重位によつて確立された。当時島津氏の武術師範は待捨流の東新九郎で、重位も初めこの待捨流を学んだ。それから天正十六年(一五八八) 島津義久に従つて京都に上つた重位は、京都天寧寺の僧善吉から自顕流劍法の皆

示現流

侍捨流

自顕流

伝を受けて、薩摩にこれを伝えたといわれる。自顕流はもと天真自顕流といっていたが、薩摩に伝わつてから、僧之文(大竜寺開基、儒僧)の建言で示現流と改めたのだという。慶長九年藩主家久の師侍捨流の東新

之丞と主命によって立ち合い、これを破つてから

「辱かたじけなくも重位をして公の師とした」示現流
兵法書

という。

こうして重位が藩の指南役になると

「外ほかの剣術は自然と衰微し、一流の名を立て弟子を集めるの家あるなし、然るになお、家久公御深慮を以て無用の剣術を除かれし故、御城下の諸士に於ては一に当流を学ぶのみにて、猶更に他流あるなきなり」
示現流系図といわれる程になった。東郷家はその後元禄前後に家運が傾き、四代重治は一時城下を去つて伊集院に居住したというが、江戸末期天下風雲をのぞむに及び再び息を吹き返した。

薬丸自顕流

示現流には薬丸自顕流という分派があつた。その祖薬丸兼陳かねのぶは東郷重位の高弟で、家伝の野太刀の術と自顕流を合わせて野太刀自顕流を始めた。一時薬丸氏は東郷家の代稽古だいきこをしたくらいの間柄であつたが、薬丸家七代の兼武は東郷家から破門されて屋久島に流された。特に薬丸家は「カボチャ薬丸ドン」といわれ、かぼちゃだけを食っているような貧窮の折りもあつた。しかしこれも一時的で、許されて帰つて以後、自顕流兵法は生命を吹き返し、その子兼義の時は師範家に復した。よく自顕流の伝統をうけつぎ、幕末に至るや、その門流から多くの幕末維新の志士を出した。桜田門外で大老井伊直弼なおすけを斬つた有村次左衛門、生麦事件の奈良原喜左衛門、伏見寺田屋事件で鎮撫使として派遣された奈良原喜八郎（繁、喜左衛門の弟）以下八士（家来一を加えて九士）のうち、大山格之助・山口金之進・江夏仲左衛門・鈴木勇右衛門・鈴木昌之助の五士などすべてその門流であり、また元帥侯爵野津道貫・陸軍中将野津鎮雄・元帥侯爵西郷従道・海軍中将子爵仁礼

景範・子爵海江田信義・陸軍大将子爵西寛次郎・陸軍中将子爵高島駒之助・元帥侯爵東郷平八郎・海軍大将男爵柴山矢八など、菓丸自願流を学んだ人たちであった川越正則著「鹿兒島県史概説」。

城下士の示現流修練の様子を草牟田校区史は次の如く記している。

午前の日課を終わり昼食の後より一定の道場に集りて剣術を鍛錬せしむ。草牟田郷中に於ては其流儀は概して示現流とす。真影流しんかげ之これに次ぐ。菓丸流、剣術、弓術の如きは稀なり。当時柔術は与力足軽の捕物術として、大軍対戦の場合に用いるものにあらずとし、之を卑下するの傾向ありて、武士は之を学ばざりしなり。

と。その修練は師範家の東郷家や深見家（真影流）または演武館に通勤して教えを受け、郷中では一定の道場に集まって稽古をした。また各自家の庭先に丸木の堅材をたてて、毎朝未明から起き出で、三尺余りの柞いすの棒を振り、足の踏みかた身の構えなど敵に対する姿勢をとつて鍛えた。

故に其頃は只今ただの朝四、五時の頃より期せずして、諸方に勇ましき掛け声、木刀の響きの聞ゆるは武家として誇りの一つ草牟田校区史。

であったという。また草牟田にはこのほか直真影流ぢまきの師範家で隈元円右衛門という与力の道場があり、与力足軽に稽古をつけていたという。

Ⅲ 城下町の発展

町の整備と町人の生活 城の近くに武家屋敷、それに続いて町屋敷があつて城下を構成していたこと、こ

城下区域の 拡張

の城下町形成に当たつて甲突川の川筋を改めたことなどは前述の通りである。しかもその後たびたびの埋め立て築堤等によつて城下の拡張整備が行なわれた。

城近くの海浜を前之浜といい、古くから船つなぎ場があつたが、正保二年（一六四五）の前之浜築堤以後元禄十四年（一七〇二）、文政年間（一八二〇年前後）、弘化・嘉永年間（一八五〇年前後）、さらに明治五年（一八七二）の埋め立て等が行なわれ、このほか天保年間の甲突川・稻荷川（しゅんせつ）の浚渫埋め立て等があつた。

築堤と海岸 埋め立て

正保二年には海浜の石垣がこわれたので、新たに高さ三間半、長さ五〇〇間の石堤を築き、船を引き入れる堀の浚渫を幕府に願ひ出て許可を得た。

元禄年間になると城下にたびたびの大火があつて、同九年（一六九六）の如きは城内にまで延焼したので海岸を埋め立てて町をそちらに移そうとした。すなわち同十四年海岸の浅い砂地を埋め立てて、五町の堤を築き町屋敷をたてた。また堤内に海水を引いて小舟をつなぐ堀を作り、東北方に向かつて長さ四、五〇間の防波堤を築き、大船碇泊所とする計画をたて、三月幕府の許可を受けて八月着工した。この埋め立てでできた所を新築地といい、上方限側は浜町にはいり、下方限側は和泉町・堀江町等となるのであるが、幕府へ願ひ出た時の計画図によると、その沖に同程度の築地を作る計画で、そこに町を移し、そのあとに武家屋敷を作る予定であつたらしい薩陽落 穂集。だから寛政元年の幕府巡見使への答書には未だ完成せずとしているが、結局は未完成に終わった。完成部分の新築地には船つなぎ場を作り町屋を建てた。

新築地

このうち上方限方面の新築地は、祇園前築地とか神明前築地とも呼んだらしいが、祇園社の前とか、築地内に神明社を勧清したとかが理由である。神明社の別当寺として大乘院末寺ほうしん抱真院を建て（宝永三年）、別

に安永二年東福方城坂口から弁才天宮を移して造営した。神明前築地の町屋敷が三八所になったので、これを浜町に編入したが、これは屋敷四〇所以上でなければ一町を取り立てることができなかったからである。

下方限側新築地には南泉院（宝永七年建立、現在の照国神社の地）の寺門前をおき、のちそのうちを下町に加えて和泉町とし、さらに堀江町をおいた。

一方祇園社脇いわゆる祇園州には初め道之島（奄美群島）航路の七島船の船つなぎ場があつて、満潮の時

（三州御治世要録附録年代記・県史2巻等）

被 害 状 況
焼失屋敷420所（家屋2,231戸。焼残り屋敷15所） 土屋敷15所，職人屋敷1所
屋敷849所（客屋1，屋久蔵1，天神宮地1，南林寺脇寺11，土屋敷345，中間・細工人8，町屋敷391，合計合わず）家屋3308軒（客屋23，屋久蔵12，土2,059，脇寺26，門前172，中間・細工人27，町923，合計合わず）死者54人・負傷者多数
土屋敷54所（866軒），町屋敷213所（582軒） 土蔵10軒，堂3軒
土屋敷248所（内職人屋敷6，小者屋敷3）（1006軒） 町屋敷385所（790軒），南林寺および脇寺12所（51軒），門前90所（焼残り3所）（170軒） 合計屋敷739所（家屋2,008軒）（但し計数合わず） 焼失船46艘，死者1人。
土家屋34軒，町家1,872軒
屋敷530余所（あるいは町屋敷410所，門前屋敷92所） 土屋敷35所，職人屋敷2所ともいう）
屋敷690余所
町屋敷520所，伊勢兵部下屋敷1所
町屋敷470～480所（1,000余軒）
（不明）
（不明）
で日置屋敷を残してすべて。お春屋（無事）前通り 寺門前海浜まで
1,315軒（内名頭家315軒，借屋家683軒，社家37軒） 土屋敷2軒，土蔵25軒，板倉9軒，堂社4軒，計数合わず）

江戸時代鹿兒島城下主要火災発生一覽

発 生 年 月 日	発 火 場 所	延 焼 地 域
延 宝 6 (1678) 4. 4	下 納 屋 町	下町中
延 宝 8 (1680) 1. 12~13 この年さらに 3回 (10月13日,11月8日,同19日)	平ノ馬場田尻八 兵衛屋敷 (田尻殿の大火)	下平・中平3分の2, 町中大 半焼失
元 禄 9 (1696) 4. 23	和泉屋町助右衛 門借屋	上町より城内本丸まで延焼
元 禄 16 (1703) 2. 6	加治屋町勝目兵 右衛門屋敷 (勝目殿の火事)	下町に延焼
正 徳 3 (1713) 1. 9	(不明)	
正 徳 3 (1713) 1. 20	下 町	
正 徳 3 (1713) 4. 26 (前年4月も同一区域焼失)	下納屋町附近	千石馬場筋下手の川原まで 全部, 天神馬場全部, 加治 屋町, 甲突川対岸2所
享 保 17 (1732) 8. 19	下町石燈炉辺	(東風)
安 永 3 (1774) 7.30~8.1	南林寺門前	下町半分
寛 政 5 (1793)	詳細不明	
文 政 4 (1821) 1.20~21	下新納屋町油屋	下町中
文 政 5 (1822) 1.30~2.1	下町菩薩堂通り	土屋敷は山之口地藏堂辺ま 町家広小路まで。下は南林
弘 化 2 (1845) 11. 21	上町より	北は町口まで全部, 南は堅 馬場一部残し焼失, 新築地 一部, 向築地残る

船を引き入れ、多賀山の木に舳綱しほづなを結びつけて船をつないだが、新築地完成後は孝行橋から下の川筋を船つなぎ場とし、のちにまた川筋をかえて孝行橋を取り払ったという。

次に屋久島岸岐がんぎの南端から西の方一帯、それから北方名山堀に至る区域の海面は、文政年間（あるいは安永年間か）諸郷公役くやくによって埋め立てたという。後の住吉町・汐見町しほ・弁天町（県史は築町と記しているが弁天町の誤記か）で、さらに現在の小川町海浜の埋め立ては弘化・嘉永ごろで、今の生産町は明治五年の埋め立てであった。

さらに天保山・祇園洲のような甲突川・稻荷川の浚渫土砂によって埋め立てられた土地がある。天保改革の一環である。

なお鶴丸城築城の際に、江夏自閑や帰化明人林甫明が火難ありといったという伝えがあるが、事実城下には火災が多く重要なものを表示すれば前頁の通りである。

被災家屋三〇〇〇軒とか一〇〇〇余軒というような大火がしばしば起こり、特に元禄・正徳のころ火災が頻発したので、藩では特に鶴丸城保護のため正徳三年（一七二二）四月の大火後、二の丸下の役屋敷および佐多久達らの七屋敷を移して防火用空地を作り、櫓・松その他を植え、お春屋下つぎにも松並み木を植えたことは前述の通りである。また前表にみる通り、大半の火災発生延焼地域は下町であるが、重豪はこれを心配して文政十二年（一八二九）下町の木屋町を金生町かなぶと改めた。

ついで弘化二年の上町大火以後同四年市区改正を行ない、土屋敷との境に小路を通し小坂通を拡張、火災鎮護のために秋葉神社を小坂通に造営した。西田町も西口の要路であるため、道路を拡張して火災に備えた。

三町の町名

城下三町の町数と町名は通昭録卷七によると、宝暦年間（一七五五年前後）で

上町六町　地蔵町・柳町・車町・和泉屋町・戎町・浜町^{えびす}

下町十一町　六日町・中町・呉服町・大黒町・木屋町・築町・新町・今町・堀口町（堀江町か）・船津町・西田三町

であつたという。ただし上町はともかく、下町の町名は十町しかなく、諸書はこれを不問に付しているが、あるいは納屋町が欠けているのではないかと思われる。

（補説）納屋町の名称は天保城下絵図や明治十一年写しの「薩隅日三国大小区郷村町」の第一大区の中に見えることから、幕末明治初期に存在していたことは確実である。またその位置から考え、かつ元和元年の覚（列朝制度卷之十二）に納屋の語が見えることから、相当古くから存在していたと考えて差しつかえないようであるし、通昭録が書き落とした町名を納屋町と推定することはあながち不当ではなからう。

さらに寛政元年（一七八九）幕府巡見使への答書^{列朝制度卷之十二}によると「下町十二町」とあり町名は不明である。そしてこのうち一町は未完成だが一町として支配しているとある。ではその一町とはどの町か。先の宝暦の「下町十一町」に町名の見えない点からすると、和泉町であろうか、しかし元南泉院門前地であった和泉町は、すでにこれ以前、安永五年（一七七六）より前に成立していると思われる（同上書）ので、和泉町とも断定できない。しかも先の宝暦の「下町十一町」の中の堀口町が堀江町の誤りだとすると、元来和泉町の方が堀江町より先にできていたとされているので、ますますおかしくなる。一方納屋町の存在も確実と推定されるので、むしろ宝暦のころから「下町十二町」であつて、納屋町・和泉町・堀江町がすべて含まれ

ていて、ただ堀口町が未完成で仮称堀口町で、完成後堀江町と確定したものはあるまいか（三国名勝図会によると、天明元年―一七八一―にはすでに堀江町と称している）。さらに薩藩例規雑集には下町十二町として納屋町も和泉町・堀江町なども含まれていることから、はじめから下町十二町と考える方が妥当ではあるまいか。

下町十五町
となる

ともかく寛政元年ごろ確実に十二町であった下町が、三〇年後の文政年間の城下絵図でみると、住吉町・汐見町^{しお}・弁天町が加わり、天保城下絵図にははつきりと「下町十五町」と注記してある。前述の如く弘化・嘉永ごろ現在の小川町付近が埋め立てられたが、町の取り立てがいつ行なわれたかは不明である。

（補説）薩藩沿革地図所収の文政城下絵図には下町十五町の町名が記入されているが、同天保絵図にはこのほか加治木町と野菜町通りの二つの町名があり、勝目清元鹿児島市長その他の話によれば、これらの町名の記憶があるという。

なお明治十年一月六日付の長崎県四等巡查飯島矩道の「鹿児島県下動静探索書」によると、「加治木町」に宿泊したとある（小寺鉄之助「西南の役薩軍口供書」）。他県人であるから多少不確実さも考えられるが、参考にはなろう。しかし正式に取り立てられた町であるかどうか不明である。なお天保絵図に金生町の町名がないが、県立図書館長室所蔵の六枚屏風の天保絵図には、金生町の町名が見えるので、書写時の脱漏であろう。

さらした通昭録には、西田町は三町とあつて町名は掲げられていない。しかし例規雑集では「西田町、上町・中町・下町」とあり、上・中・下の三町であったと思われる。しかるに明治十一年の「薩隅日三国大小区郷村町」や翌年の「鹿児島県治一覽概表」には「東ノ町、中ノ町、西ノ町」とあることから考えると、はじめ上・中・下の三町であったのが、いつのころから東・中・西の三町に呼び名が変わったのであろう。

西田三町の
町名

なおこの「大小区郷村町」によると、上記上町六町の町名の中から、地蔵町が消えて栄町がはいり、さらに向江町が加わって合計上町七町となっている(明治十年丁丑鹿兒島略絵図にもすでに向江町の名が見える)下町では上記宝暦年間の一〇町の中、築町・堀口町・木屋町に相当すると思われるものに、築地町・堀江町・金生町があり、そのほかに納屋町・泉町・住吉町・潮見町・生産町・易居町があつて、弁天町は見えない。したがつてこのころは下町十六町ということになるが(もちろん当時は旧三町以外にも多くの町名ができている)、幕末に埋め立てられた小川町の名は無い。しかしその翌年の県治一覽概表には小川町が初めてその名を現わすが、逆にこれには下町の納屋町が見えないという混乱がある。

町の支配体制

町奉行

在郷野町が郡奉行、浦町が船奉行の支配下にあつたのに対し城下三町は町奉行の支配に属し、その下に町人から任命される惣年寄・年寄・年寄格・年行司・年行司格・十人役・乙名頭・おつながしら横目役等の町役があつた。

町奉行は江戸時代初期からあつた役職で、員数は初め一名、のち二名となつた。慶長十七年家老となつた三原備中が初めて任命され、ついで山田民部・蒲地備中のような老臣が任命されていたから、相当上級武士の職掌であつたようである。宝永二年(一七〇五)の記録では御用人の次に席順が定められておるが、正徳二年(一七一一)には、持高一五〇石以下の者には役料高一〇〇石を給すると定められているところを見ると(職掌紀源)、このころを転期として、中下級武士も町奉行に任命されるようになったらしい。事実幕末には一二〇石の西田村居住の有馬氏が町奉行に任ぜられたといふ^{吾平町誌上}。

町奉行は諸郷の地頭に相当し、他領往来・商売出入り等の支配や三町に関する一般的な事件の裁判を管掌した。ただ大きな事件は家老の処理を願ひ、藩庁よりの申し渡し等は町人を会所に召集して達した。

町役

町奉行の下に三町惣年寄そうしよりがいてこれを補佐し、事ある時は下町会所で事務を処理した。会所は各町にありかねて町年寄が詰め、主として警察事務を行ない、時に他家の使者を接待した。上・下両町の年寄役には支配役屋敷が付けられていた。年寄・年行司は町長・助役格で、在役中はもちろん退役後も長さ一尺八寸(約五五センチメートル)以内の鰐入脇差つばいりわきざしを持つことを許されていた。十人役・乙名役・横目役は、上・下・西田三町の一町一町(例えば車町・柳町等)にいて諸事見聞役を勤めていた。かれらは安永八年(一七七九)一尺三・四寸(四二センチメートル)内外の鰐入脇差の所持を許され、合口あいくち以外の所持を許されない平町人と区別されて、多少の優遇を受けた。

中宿者

平町人

この下に平町人なみやどものと中宿者がいたが、中宿者は寄留者で町の人別にははいらず、ただ町奉行の支配を受けた。平町人には名頭みょうずと名子なごがあり、屋敷持が名頭で、城下三町の名頭は野町の名頭と違って、家部の者(家族)まで名字付を許された。蒲生宗門手札改。二関スル次第書。

三町会所の位置

三町のどの会所にも火見櫓が付設され、会所では警察事務のほか消防のこともつかさどった。天保城下絵図によると、上町会所は現在の堅馬場電停の北側付近に、下町会所は石燈炉いづろ通南側にあたる付近にあつて、その南側に「会所小路」「県文化財専門委員築地健吉氏による」と会所筋といっていたというがあり、西田町会所は西田本通りの中間付近にあつて、三町とも火見櫓のあることが明記されている。

町奉行の巡見

一般に諸郷の地頭は寛永以降掛持地頭となつて、任命後早めに任地を一回巡見すればそれでよいことになつたが、城下の町奉行は任命後四〜五カ月以内に初度巡見をし、その後も年一回の巡見を行なう定めであつた。この町奉行巡見の際は、物年寄・年寄・年寄格は麻袴はかまで町口において、その他の町役は受け持ちの町口で

町
の
負
担

畦
掛
銀

送迎し、会所には火消し道具を飾った。

次に町の負担をみると屋敷持（名頭）にかけられる畦掛銀^{あせかけ}、営業税（運上）に当たる御礼銀のほか、水夫立^{かこ}という賦役負担があった。畦掛銀負担の対象になる名頭は、享和二年（二八〇二）一二一六人であるが、そのうち物年寄・年寄・年行司等の町役六〇人（上町二人、下町二十九人、西田町一〇人）、すなわち名頭

三町名頭・家数等一覧

	上 町	下 町	西田町	合 計	調 査 年 代
名 頭 数	人 420	人 654	人 142	人 1,216	年 1802
町人口	人 1,618	人 3,379	人 547	人 5,544	年 1789
屋 敷 数	所 387 (377)	所 638 (641)	所 139 (140)	所 1,154 (1,178)	年 1826
家 数	軒 1,102	軒 1,591	軒 190	軒 2,883	同上

- (注) ① 屋敷数欄の()内は御物屋敷、会所、年寄支配屋敷等公共的なものを加えた数。
 ② 屋敷はこのほかに荒田町20所、横井野町23所あり、総計で1,221所になる。
 ③ 名頭数と屋敷の違いは調査年代の差異によるものであろう。

総数の約五パーセントの者は、畦掛銀免除の特権を与えられた。西田町では享保五年（二七二〇）のころ、男女四〇人に一人の水夫立をして、年一九〇匁の町役銀を免ぜられたというが、この町役銀とは畦掛銀に当たるものであろうか。そうするとその後また畦掛銀を上納していたようで、享和二年ごろには困窮のため畦掛銀上納のできないものについて、ほかの者が救助したという^度列朝制^度。なお名頭と町人口との割り合いは上表の通りで、調査年代に一〇数年の開きがあるので若干の誤差はあるが、ほぼ町人四・六人に名頭一人という割り合いであった。

三町人口の推移については第一節にもふれたが

三町人口の推移

さらに付言すれば左表の通り、一二〇年間に約三割の減少をみせており、横井野町が五〇年余りの間に五割からの上昇をみせているのに比べると、極めて対照的である。横井野町の増加はこれと同じ年代における近在人口の増加が、三七・五パーセントに及ぶことに照応するものであるが（第一節参照）、三町人口のこのような減少は、要は商人が単に士族の御用足し^{薩摩見聞記}的存在に過ぎなかつたという如き、特異な閉鎖的経済活動の反映でもあろうか。

城下三町人口推移表

年 代	三町人口	横井野町
宝永3年(1706)	7,023人	—
享保11年(1726)	※ 6,408人	—
明和9年(1772)	5,737人	104人
寛政1年(1789)	5,544人	—
寛政12年(1800)	5,185人	115人
文政9年(1826)	4,941人	153人

(注) ※は上、下両町だけで西田町は入っていない。
(県史第2巻を中心に多少補った)

とはいつても城下には幕末相当富裕な町人も出現したようで、文久二年(一八六二)藩がミネヘル銃を買い上げた時に町人から金を借り上げたが、その折り浜崎太平次の二万両をはじめ、三四人の者が最低二〇〇両総計八万二二〇〇両を用立てている^{鹿児島のおいたち}。城下町人口の減少と考え合わせる時、町人層の階層分化の進行を推測させるものがある。

商家の職種

焼酎屋多し

町家の職種に如何なるものがあつたか、全容を知ることとはできないが、文化五年(一八〇八)における町商家の職種は左表の通りで、前年の焼酎屋・酒屋の三町総数と比べると、酒屋は半数以上が下町にあつた。それにしても年代に若干の開きはあつたが、三町町家数二八八三軒(前掲表、一八二六年)のうち、約八分の一近くが酒屋・焼酎屋であつたとは、さすが明治中期新潟県人^{ほんぶ}本富安四郎が「おおよそ薩摩程多く酒を

飲む国はなし」薩摩見と驚いただけのことはある。その酒も
 「価の安くして一般に広く用いらるるものは焼酎」同上
 書

で、焼酎屋は三町の中でも、町の歴史は古くても段々城下の中心を去りつつあった上町や、百姓町といわれ

商家数と御礼銀

	三町 (文化4年)	下町 (文化5年)	御礼銀 (年)	諸郷
質屋		17軒	387匁	
焼酎屋	344軒	53	49	864軒
酒屋	35	20	129	63
油屋		18	43	
鬻附屋		17	43	
糶屋		16	10	
味噌醤油屋		10	10匁, 21匁5分 43匁	
小計		151		
その他		こまもの屋、綿屋、 木屋があるが、 不明。はなはだ 不礼銀はない。	荒もの屋、魚屋、 八百屋、それらは 御礼銀は少ない。	諸郷酒屋の45% 御礼銀は城下の1/3 である。

(列朝制度12より)

た西田町に多く、前記文久二年ミネヘル銃買入れの時貸上金を出した大町人の住む下町に少ないことは、三町の性格の差をよく物語るといえよう。上表による下町商家の職種は一三種であるが、もちろんこのほかにもいろいろの職種があり、前記文久二年の大町人の種類は

屋、紅屋、紙屋、味噌屋、米屋、こんにやく屋、菜種屋、金物屋各一、不明八」(鹿児島のおいたち)

「船主貿易業七を筆頭に、
 しもたや六、油鬻付屋二、
 呉服屋二、酒屋、酒屋呉服

とあるから、前記一三種に含まれていない職種の多かったことを知る。

しかも中には職種ごとに掛役がおかれていたようで、焼酎屋・鬻付屋では小頭、味噌酢醬油屋では支配人といいい列朝制、納屋頭職掌紀源はたぶん魚屋のそれであろう。

なおかれらの負担する御札銀は、質屋が飛び抜けて高く酒屋がそれに次いだ。この御札銀も藩財政が苦しくなると付加税的な重上納かさみを命ぜられたようで、文化九年下町鬻付屋小頭荒巻嘉三次の申し立てによると、従来銀一枚（四三匁）であった御札銀が、俟約年限中重上納銀五匁ずつを命ぜられて、合計四八匁上納している。とある。また焼酎屋でも四三匁が四九匁、さらに天明八年（？）には倍増して九八匁となった。それを久見崎御船手船頭水手かこ中からの軽減方嘆願により、寛政十年（一七九八）四九匁と定めたとい列朝制度12。恐らく倍増の理由も、鬻付屋の時と同様と思われる。

しかし下町における御札銀負担者が前掲質屋以下七職種一五一軒がすべてであったとすると、下町町家数のわずかに五・一パーセントで、文化年間においては、富裕町人の比較的多いと考えられる下町でさえ、九五パーセント近くは御札銀対象にもならない零細小売り業者だったことになる。

こういう意味で

水主役負担
一般的

「運上銀課税が町の負担というよりも、薩藩の場合水主役かこなる賦役が、町の負担として一般的基本的なものであった」吾平町誌上。

という原口虎雄氏の所説は傾聴に値する。水主かこ（水手かこ）役というのは藩の御用船の乗り組みに徴集されたり、浦々の駅通のことに従事するもので、浦々からは「現夫げんぶ」すなわち無償労働を徴集した。浦の上中下

質屋

順に男女総人数二八人に一人、四〇人に一人、七八人に一人の水主立かこだちが課せられた。このような本来浦の第一義的負担であるべき水主立が、浦町はもちろん門前町やさらに鹿児島の城下町にさえ課せられているのである。

薩藩政要録によれば鹿児島の中で、荒田浜が浦であり、西田町は半浦（本浦半分之賦相勤申候）、上町・下町・南林寺門前・南泉院門前、それに桜島は

「本浦同前水主役相勤め候得共、御船手支配てに而座無く候故、浦役一篇には相勤め申さず候」とある。

なお前記諸商家のうち質屋については、細かな取り締まりを行なっている。享和二年（一八〇二）の達しによると、紋服やかみしも袴の質貸禁止、武器馬具は借主の証文をつけて貸し出し許可、特殊な品物や身分不相応なものの質貸し禁止、城下における盗品を諸郷で質入れする可能性があるから警戒せよ、しろうとの質貸しは禁止、不確実な品物を質使いのものが手数料ほしさに持つてくるが、以後嚴重に取り締まるなどといっている。また文化五年（一八〇八）郡奉行から質屋利下げの意向を示したが、これについての三町惣年寄・年寄・年行司から町奉行所への口上によると、以前から質屋利息三割、期間三カ月限りと定められていたが、これでは質入れ人が困るので事実は一三カ月貸しをやり、それでも一、二カ月ぐらい延び、遂には質流れにするものがいて、質屋は迷惑している。その上最近てだいは手代の質銀も上がり、質使いの者へも年二度（五月・十二月）ずつ祝儀を出していたりして雑費が多くいり、三割利でも質屋の実質利潤はようやく一割ぐらいにしかならない。これ以上利下げされたら商売が成り立たなくなり、休業する者も出るだろう。そうなつてはかえつて諸人

の迷惑になるので利息はこのままにしてもらいたいといっている。

市と行商

城下士民はこれら三町商店で用を弁ずるほか、三町に毎月三・六・九の日に立つ定期市（年間開市日数一〇八日）や、十一月三日から二十三日までの稻荷市等を利用した。このほか行商（振売）を利用したことはもちろんである。

重豪の開化政策

城下の整備 前述の如く城下区域は海岸埋め立て等により幾分拡張されたが、逆に三町人口は減少していった。前掲人口推移表参照 誠におかしな現象であるが、海岸地帯の埋め立て拡張が元禄以来鶴丸城や武家敷の防火

上の見地から、屋敷や町の移転を主目的としており、必ずしも城下町の発展をはかることが目的ではなかったという事情があるからであろう。ところが封鎖的な城下町鹿児島（鹿島）の積極的繁栄を策したのが二十五代の藩主重豪である。

かれの父重年は兄宗信のあとをついで藩主になったが、その在世中有名な木曾川治水工事を行なった。宝暦四〜五年のことであるが、その五年治水工事終了後重年は二七歳の若さで死亡し、重豪がそのあとをついだ。それ以来重豪は、藩主在位三二年間を含めて約六〇年間藩政の実権を握ったが、その間城下町の繁栄には積極的な努力を払った。安永元年（一七七二）商人を招き寄せるために居住や縁組みを自由とし、町家に限らず上方または他領から男女奉公人を雇うことを許し、町人が他領へ出ることも自由にし、伊勢参りなども支障のない限り許すこととした。そのため翌二年はんえいばう繁栄方という専門の係りをおき、家老を担当者とした。

そして領内士民の言語風俗が見苦しいのを直せと命じ、花火や船遊びさらに城下における水商売を許し、芝居や茶屋をたてることを許した。重豪の開化政策といわれるもので、薩藩の閉鎖的で粗野な風俗を正し上方

繁栄方

風一般の風習をとり入れて、城下町の繁栄をはかろうとしたものである。そこで芝居も盛んになり、特に新築地の弁天芝居は派手で、大門口には茶屋が繁盛し、文政末年には大阪から芸妓を招き寄せたりした。したがって安永元年から四六年後の文政元年に鹿兒島入りした詩人頼山陽は

「驚き入り候は薩摩の紛華に御座候」

とびつくりしている。しかしこの開化政策は城下の人口減少をくいとめることにはならず、前掲表によると重豪治世の明和年間から藩政後見停止後間もなくの文政九年までの五〇余年間に、八〇〇名近くの減少をみせている。ただその前六〇余年間の一三〇〇名近くの減少に比べると、減少の勢いは衰えたといえる。

重豪の開化政策以来一〇〇年、明治九年末の鹿兒島を一長崎県巡査の報告でみると

鹿兒島県ノ風俗ハ漸々^{ようよう}心学ノ体ニ類似スルモノアリ、故ニ外面ハ未ダ古風ニシテ内部ハ幾分敷開化ノ徳アリトス、何トナレバ淫逸ヲ制スル事甚ダ嚴密ナリ、故ニ芸娼妓ヲ禁止及俳優ノ事ヲ制ス、^{こゝ}爰ニ大門^{だいもんぐち}口ト云フ街アリ、一ノ能芝居ヲ許ス、子行キテ一覽スルニ見物者ノ数百ヲ以テ算ス、其所為ノ古風ニシテ最モ迂遠ナリ、故ニ是ヲシテ今仮ニ長崎ニ於テ真似スル者アレバ、猶一人モ之ヲ見ル者ナキヲ保証スベシ、彼是ヲ以テ参酌スレバ独^{ひとり}一向ヲ重^{おも}シ、他ニ依ラザルノ俗亦此ニ於テ詳カナリトス^{小寺鉄之助「西南。役薩軍口供書」}とあり、やや開化めいてはいても、よそからみると古風といわれるものであった。

文化事業

重豪は安永二年城下に造士館・演武館を造つたのを初め、医学院・明時館（天文館）や吉野その他の菓園を設置経営し、自らも中国語や蘭学を学んで教育や文化の向上をはかった。また成形図説その他の書籍の編集出版等を行なつて、文化事業に多彩な業績を残したことは第三章に後述する通りであり、そのうち明時館

は天文館の名で、今日でも市民に親しまれているところである。

桜島の大噴火

また安永八年には、文明八年の大噴火から三〇〇余年ぶりの桜島の大噴火が起こった。九月二十九日夜の地震以来、大噴出は五日に及び一カ月後ようやく鎮静した。死者一五〇余人、家屋倒壊五〇〇、田畠損高五〇〇石、古里村から高免村の被災者は鹿児島へ避難し、二二三〇余人に錢二〇〇〇貫、米數百石および衣服を支給した。城下も降灰がひどくて大混乱を起こした。

藩財政の困窮

重豪の積極政策は藩財政に大きな打撃を与えた。もともと薩藩は藩政初期から財政的には窮屈で、関方原役後最初の家久上洛の折り、慶長七年十月兵庫で福島正則に逢い同行して大阪に行ったが、旅費が不足して正則から銀二〇〇貫を借用し、二年後未済分一〇〇貫をようやく返済したという話は有名である。

藩債も家久時代すでに銀七〇〇〇貫に及び、次の光久時代寛文七年（一六六七）には、元利合計二万貫余に達したという。その後も緊縮政策をとったり出米出銀の増徴を行なったりしたが、財政状態は好転せず、重豪の父重年の宝暦二年（一七五三）にはおよそ銀四万貫に達した。

木曾川治水工事

しかもこの年の末幕府から木曾・長良・揖斐三川の治水工事を命ぜられ、その経費を賄うため上方で銀一萬三三〇〇貫余（金二二万両余）を借り入れ、藩債はさらに激増した。この工事は宝暦四年から五年にかけて行ない、藩から総奉行家老平田勲負以下一〇〇〇余名が参加したが、その中から藩士足輕人足八〇余名の自刃者および病死者を出した。しかも工事完成直後、宝暦五年五月二十五日平田自身も自刃して果てたが、これは恐らく負担超過と犠牲者続出の責任を負ったものだろうといわれる。

この治水工事によって現地一帯の住民に与えた恩恵は計り知れず、平田をはじめとする犠牲者は国もとよ

りもむしろ現地住民の強い同情と感謝を受け、遂に義士として祭られた。鹿兒島市にも大正九年城山山麓に義士記念碑が建立され、さらに太平洋戦争の戦災復興都市計画で平田邸跡に平田公園を設置し、昭和二十九年の義士二〇〇年祭を期して公園内に平田の銅像を建立、一方甲突川に平田橋をかけてその遺徳を後世に伝えようとしている。

治水工事完成直後の六月藩主重年も治世六年で死去し、その跡を子重豪が継いだ。前述のような積極政策を展開して藩財政の困窮はますます増加した。

齊宣と近思
録くすれ

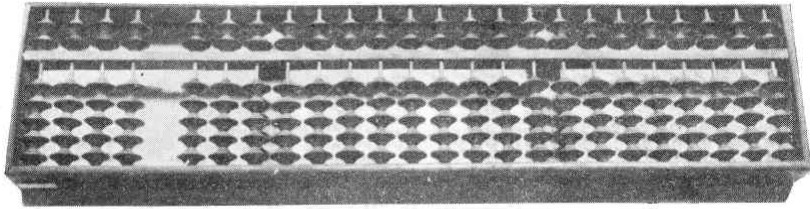
天明七年（一七八七）重豪が隠居して子齊宣（なりのぶ）がついたが、なお重豪は藩政を助けた。五年後それをやめた

島津氏系図（Ⅱ）



が、齊宣施政の重要課題となったのが、財政整理であった。すなわち文化四年（一八〇七）の三都藩債は合計銀七万六〇〇貫余（金にして二二六万両余）に達したが、この藩債処理と財政の健全化をはかるため、抜本的な改革をはかることを決意し、同年蘭牟田領主樺山主税（ちから）その親友秩父季保（すえやす）を家老に任命して改革に当たさせた。樺山らは家老新納久命（ひさのり）・同市田出雲らの免職を含む人事の大改造を行ない、重豪時代新設された諸役職の廃止をはじめ徹底的な緊縮政策を断行しようとした。

ところがこれが江戸に居た隠居重豪を激怒させ、その結果樺山・秩父らを含めた一三名の免職切腹を初め

調所の財政
改革

調所笑左衛門使用の大算盤 (尚古集成館所蔵)

一五名に及ぶ大処分という逆転劇が演ぜられた。文化五年のことであったのでこれを文化朋党事件というが、また樺山一党が近思録を重んじたので近思録くずれといったりする。

しかもこの事件は樺山らの処分だけですまず、かれらを起用した斉宣自身その翌年にはついに藩主の座から追放されてしまった。

斉宣の跡は長子なりおき齊興が継ぎ、祖父重豪はその後一二年間再び藩政を助けることになった。

樺山らの藩政改革を拒否し齊興を藩主にすえてみても、藩財政の危機は克服されず、むしろ逆に深まるばかりであった。そして遂に文政末年には藩債は五〇〇万両に達し、大阪方面の銀主で薩藩を相手にする者は、ひとりもいなくなった。このころ重豪は直接藩政にタツチすることはやめていたが、この危機を黙過することはできなかった。齊興と相談して財政改革の実施を決心し、その担当者として交政十年選ばれたのが調所笑左衛門広郷である。調所は茶坊主上がりで重豪のお気に入りであったが、財政のことを知らないからと初めは固辞した。しかし重豪の膝詰め談判にあつて引き受けることになり、有名な調所の天保財政改革が始まった。

かれは大島・喜界島・徳之島三島砂糖の専売や国産奨励、さらには藩債の二五〇年賦償還法の確立、密貿易等を行なつて、さしも倒壊に瀕した藩財政を見事にたて

城下の整備

直した。巨額の藩債切り捨てを行なったほか、諸宮繕の多くの費用を賄い、かつ藩庫に数十万両を貯えるという放れ業わざを演じた。

城下についても城内・二の丸を初め、磯・玉里・花倉けくらの各邸宅、造士館・演武館・医学院・天文館・犬追物場・諸役屋敷・諸蔵・仮屋等を整備し、福昌寺・南林寺・南泉院・浄光明寺・妙谷寺等を修繕し、織屋・木綿織屋・藍玉所・牛馬鯨骨所等を新たに建造した。また天保十一年（一八四二）肥後の石工岩永三五郎を招いて、稻荷川に永安橋以下三橋、甲突川に西田橋以下六橋（入佐土橋・玉江橋・新上橋・高麗橋・武之橋）等の石橋をかけた。これらの石造建造物は今にその面影をとどめて、貴重な文化財として保存されている。岩永は嘉永二年まで八年間領内各地の石造工事を行ない、その堅牢さは今日まで県民の生活を守っている。またかれは甲突川の石橋をかけ終わった後、小野・原良・永吉・伊敷・犬迫の諸村から出る小川の水流堤防を皆修繕し、新田溝（石井手用水か）の小橋も小太鼓橋をかけ、西田村の水はけを修繕してこう言った。

「右の村々山野の川に沿うたところを開拓すると、雨毎に土砂を洗い出し川床が高くなって水害を起すことになるから、この辺の開拓は厳禁しなければいけない」

と、そしてその通り禁止されたが、明治の動きについて調所なみびらのよき女房役であった海老原清瀨きよひろは、次のように言っている。

「御一新の際より山林開拓ということ流行して山野なみびら皆開きの風行なわれ、川下しもの渡えは廢し、川床高くなりたる故、新屋敷より沖の村辺の害を生じたり」

と。そしてさらに

「それより、^{さかのほ}遡らば新上橋西田皆水害を及ぼし、天神馬場・二本松馬場・山之口馬場・加治屋町・新屋敷從前の溢^{あふ}れたる頃より、一層水難に及ばんかと思うことなり」

とつけ加えている。^{薩藩天保度以後、戦後の改修で改まったものの、戦前の状態は海老原の言の如くであったし、財政改革顛末書}

またこの岩永の言は今日の宅地造成事業に対しても、重要な警告と考えるべきであろう。また甲突川の川浚えをしてその土砂で築いたのが天保山であり、稻荷川の土砂では祇園洲⁺を築いた。また年中川浚え、土砂あげを行なつて水害を防いだという。

鹿児島港の整備

また港の防波堤も文政天保のころ整備された。海上の防波堤は南側からほぼ北方に向かつて屋久島岸岐^{がんぎ}(南波止)・弁天波止^{はと}・新波止・三五郎波止等があつて、港を囲んでいた。屋久島岸岐は文政年間、弁天波止はそれ以前寛政年間あるいは屋久島岸岐と同時に築造されたという。新波止および三五郎波止は、天保弘化^ごころの築造で、三五郎波止は一名東風除波止^{こちよけ}といい、例の岩永三五郎の築造にかかるのでこの名がある。なお天保改革中に住吉町の海辺に三島方の役所を置いたが、三島砂糖の運送等の船舶は屋久島岸岐内部より弁天波止南側に集まつて、屋久島岸岐はたいへん有効であつたという。

洋式砲術の採用

天保年間ようやく対外関係も多事になり、これに備えて洋式砲術の採用とこれに伴う軍役方の設置等の軍政改革を行なつた。鳥居平八・弟平七(成田正之)らを長崎に派遣して、高島秋帆について洋式兵学を学ばせた。平七は帰国して鹿児島で洋式兵学を講じたが、谷山塩屋で洋式銃砲術を試験させ、また自ら射場における銃砲の調練を美見した。こうして高島流銃砲術に御流儀の名をつけ、成田正之を御流儀預として洋式銃隊・砲隊の制を正式に採用した。ついで弘化元年鶴江崎に銃砲製造所を設け、ついで滝之上製薬所跡に銃薬

製造所を造った。また弘化四年（一八四七）八月砲術館を開設（大竜寺前）、同年九月吉野原で洋式銃砲隊一〇〇〇余名の大訓練を行ない、五〇斤臼砲を試射した。当時西洋銃隊は帽子をかぶり、筒袖つとそで、パッチを着たので、異様なスタイルとして騒がれたという。また祇園洲・前之浜・天保山等の砲台築造も計画されたが、その完成は調所の死後であった。

IV 幕末の動き

お由羅騒動

洋式工場の出現 調所の財政改革は見事に成功したが、このころ斉興の跡継ぎをめぐる島津家のお家騒動が起こった。斉興の長子でその後継者と定められていた斉彬が、洋学の研究・洋書の輸入等に極めて熱心で、あたかも重豪の再来の如き開明的な人物であった。ために藩財政の再建が水泡に帰することを恐れた調所を初め、斉彬の藩主就任に反対する動きがあった。かれらは斉興の側室岡田由羅の生んだ久光（斉彬の異母弟）を斉興の後継者におそうとした。そのため斉彬は四三歳になるまで藩主になれず、斉彬擁立を念願する近藤隆左衛門・山田清安らのグループは、しばしば秘密会合を行ない斉興側近の重臣たちを除いて、斉彬の襲封を実現しようとはかった。斉彬も調所らの動きを極度に憎んでいたようである。

笑（調所のこと）之儀、勢いつよき事誠に悪む（存）べき事に御座候、以後いかが之勢に相成候やらむ、とても致かたなき節は、誰にても一はまり致さず候ては、とても治り申ましくとそんし申候

島津斉彬
文書卷一

といっている。ただ調所自身は間もなく嘉永元年十二月急死したので、自然高崎グループの攻撃対象からはずれることになった。

とりわけ斉彬は嘉永二年四一歳までに五男二女の子を持ったが、このうち五人が同年までに幼死し、他の二人もその二く三年後に幼死するが、これについて反対派が呪い殺したのだという疑いが起り、兵道者牧仲太郎の暗殺を企てたりした。たまたまこの高崎グループの動向が藩当局に探知され、当時町奉行であった高崎・近藤らを含む一三名の切腹をはじめ、遠島・幽閉・役免等の総勢五〇名に及ぶ大処分が行なわれた。主として嘉永二年（一八四九）十二月から翌三年四月ごろまでのことで、世に嘉永朋党事件とか高崎くずれあるいはお由羅騒動という。

斉彬藩主と
なる

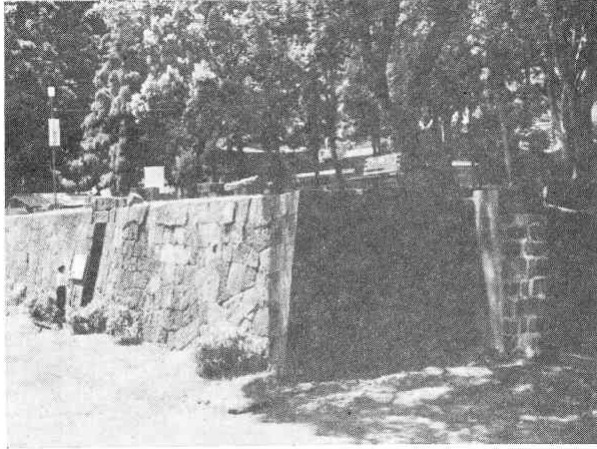
斉彬擁立グループは壊滅したわけであるが、斉彬と親しかった老中阿部正弘や宇和島藩主伊達宗城、それに斉彬の大叔父にあたる福岡藩主黒田斉溥なりひろ・中津藩主奥平昌高まさたか・八戸藩主南部信順のぶよりらのはからいで、嘉永四年二月斉興隠居・斉彬襲封が実現した。

先に近思録くずれがあり、さらにこの一三年後には寺田屋騒動が起こるが、お由羅騒動を加えて薩藩近世における三大悲劇とも呼ぶべく、これに木曾川治水事件を加えれば四大悲劇ともいえる。ただ木曾川事件は前三者のごとき政治的事件とは趣を異にするが、いずれも封建権力の強固さを物語る事件である。お由羅騒動では高崎ら自身は悲命にたおれたが、その目的は高度の政治的配慮によって間もなく実現されたことが特徴的である。もちろん近思録くずれや寺田屋騒動も、犠牲者たちが問題にしたことはその後別途の経緯をたどって結局は実現された。ただかれらが時の最高権力の了解をとりつけるか、またはその権力をしのぐだけの力を蓄えるかしない限り、所期の目的を達成し得なかったということである。

集成館事業

藩主になった斉彬は、それまで蓄積した学問的教養によって鋭意洋式産業の開発その他による富国強兵の

策を遂行した。中でも集成館事業は代表的なものであった。まず嘉永四年八月城内花園跡に一種の理化学実験室として製練所（開物館）を設置し、ここで成功したものを適宜事業化しようとした。製練所における研究は硫酸・硝酸・塩酸類製造、金銀めつき術・鑄銭法、綿火薬・アルコール・洋酒・パン・玉味噌・ガラス・陶磁器釉薬等の製造法、洋式搾油器械・写真撮影術の研究等と多方面にわたった。



反射炉跡（吉野町磯）

集成館事業は嘉永五年冬、磯邸内に反射炉を建設したのに始まり、安政四年各種の製造工場を総称して集成館と呼んだ。初め嘉永四年城内花園跡に反射炉雛型ひなを作って溶鉄実験をしたが失敗したので、翌五年冬、磯邸内の竹林を切り開いて大形反射炉を建設、六年夏完成した。これ以後その事業は急速に拡張され、今日の尚古集成館一帯は当時珍しい一大工場地帯となったもので、とりわけ安政四年十月から同五年七月斉彬死去のころまでが最も盛んで、使用人の数二〇〇名を越す有様であった。斉彬公御言行録によれば、その事業種目は次のようなものであった。

一、反射炉 二基 大砲鑄造

一、大小砲鑄開台 一基

大砲の砲門をくりぬく

一、製鉄溶鉱炉 一基 砂鉄岩鉄の溶解

一、鋼鉄製造場 一所

一、紅ガラス製造竈^{かまど} 四基 二基は殷紅色竈、二基は透明色竈で着色には西洋最新の法を用いた

一、水晶ガラス製造竈 一基

一、板ガラス製造竈 一基

一、鉛ガラス製造竈 大小數基 普通ガラスの製造

一、磁器製造竈 一基 和洋折衷の法

一、陶器製造竈 一基 和漢洋の法折衷

一、抄紙（紙すき）場 一所 美濃および越前の法による

一、胡粉（白色えのぐ）製造所 一所 西洋または中国の法による

一、洋法搾油器械 一基 洋式により水力にて油をしぼる

一、農具製造所 一所 和漢洋各種

一、刀劍製造場 一所 溶鉱炉製の鉄にて製造、刀工は備前義純

一、工匠器械製造場 一所 泉州堺の法により大工道具製造

一、鉛粉製造所 一所 おしろいの製造、和洋兩法

一、氷砂糖製造所 一所 漢洋兩法

一、地雷、水雷製造所 一所

一、獸皮消軟所 一所 洋法によるなめし皮製造

一、皮革器械製造所 一所 和洋兩法

一、にかわ膠製造所 一所

このうち反射炉は佐賀藩に次いで建設であったが、溶鉱炉はわが国最初のものであった。またガラス製造所は斉興時代騎射場跡に設けられていたのを集成館に移したもので、特に紅ガラスは薩摩の紅ビードロといつて珍重された。

このほかガス燈の研究を行ない、安政四年、磯邸内にガス室を造つて庭の中の石燈籠に点燈した。斉彬は城下の上・下町にガス燈をとりつける計画であつたという。また電気についても安政二年、江戸で研究を始めさせていたのを、同四年城内の本丸休息所から二の丸探勝園（現在照国神社境内）の間に、モールズ電信の実験をし、さらに磯で地雷・水雷の爆発実験をするほどになった。

なお集成館の各種器械操作の動力としては水車を使用し、水源は稲荷川・たんたどう鞆冬等に求め、中でも稲荷川では川上よりそすい疏水で引き・途中にトンネルを掘つて磯に水道を引いて利用した。この疏水は現在も川上町方面のかみがい灌漑用として使用されている。

斉彬の死後財政緊縮方針によつて集成館は縮小され、薩英戦争では反射炉以外焼失した。ただこの戦争の経験により集成館復興の必要が痛感され、大小砲の製造が行なわれたが、元治元年十月から翌慶応元年二月の間に機械工場が建設された。現在の尚古集成館はこの機械工場の跡である。

齊彬造船事業に力を尽くす

齊彬はこのほかわが国が海国であり、かつ薩藩が琉球を領有してようやく外交上の諸問題が頻発することに鑑みて、造船事業には格別の関心を示し、特に西洋型帆船・蒸気船の建造に努力した。こうして安政元年

伊呂波丸・昇平丸

西洋形帆船伊呂波丸（三本マスト）および西洋形軍船昇平丸（三本マスト）を建造してこれを江戸に回航し多くの江戸市民が見物した。昇平丸については琉球大砲船のつもりで建造を始めたが、嘉永六年（一八五三）

雲行丸

幕府が大船建造を解禁したので、琉球船に仮装することをやめて大砲船として完成した。また翌二年にはわが国最初の蒸気船雲行丸を江戸で建造し、隅田川を川上へ航行してその運転自在の様は江戸市民の眼を驚かした。このほか齊彬は大船および蒸気船一五隻建造の計画をたて、嘉永六年幕府の許可を得たがすべての完成をみず、一方に外国船購入の計画をたてた。これら諸船建造の鹿児島における造船所は、磯竜洞院前の海岸（現在の磯海水浴場の地）や桜島瀬戸・同有村・牛根等であった。

日の丸

齊彬はさきに大船等一五隻建造の許可を願い出る時、日の丸の旗を船印として用いるよう建議したが、翌安政元年七月九日幕府は日章旗を日本国総船印とすることをきめた。なお外船購入は齊彬死後慶応三年までの間にその数一七隻に及び、当時薩藩所有の汽船は諸藩中第一位の数であった。

田上水車館

また齊彬は綿糸・綿布の需要を見越して、中村付近一帯に綿花の栽培を奨励し、これを原料にして手繰りで木綿を作らせた。これが中村紡績所で、のち田上御穂崎では、水車を用いて安政四年ごろから機織を始めた。田上水車館で、別に郡元村および永吉村にも水車館を設けた。郡元水車館では砂糖の精製、綿実の油しぼり・漁網の製造・軍用糯米のつき方等を行ない、田上や永吉の水車館では機織を行ない帆布自給を目的としたようである。これらの紡織事業は磯の洋式紡績工場に引き継がれるのである。

以上の集成館事業や造船事業に斉彬が非常な熱意を傾けたのは、当時の国際情勢に対する認識から国防の充実に第一義と考えたからであり、同様な見地から軍事訓練・隊の編成装備の改善等にも努力した。そのた



（田上町） 跡場織機館水車

め城下士の軍事訓練を天保山や吉野原その他でしばしば行ない、特に郷中の稚児組ちごは木銃、二才組にせぐみは劍銃を用いて、毎日午後各方限の大きな邸宅の庭で訓練を行なわせた。また嘉永五年城下に初めて騎兵隊を創設し、一方斉興時代採用された洋式砲術すなわち御流儀砲術の拡張をはかり、安政元年（一八五四）正月には砲術に関する論達一・二か条を出して、指導の方法等を示した。このほか藩士を長崎に派遣してオランダ人について造船を初め海軍に関する研究を行なわせ、また同二年幕府の開設した長崎伝習所に藩士を入所させて勉強させた。こうして斉彬は安政三年水軍隊（海軍）を創設し、城下士小番・新番・小姓組から水軍兵士を募集し、総計一七七人を水軍に編入した。明治時代日本海軍の柱石となる基礎がここに開かれたわけである。

たまたま安政五年三月と五月の二回幕府の練習艦日本丸（後の咸臨丸）が鹿児島を訪問したが、斉彬は非常にこれを歓迎して自らこれを視察し、乗り組みのオランダ人教官や勝海舟らにいろいろ意見を聞いて大いに

オランダ人
士官の湾内
防備策

得るところがあつた。特に鹿児島防備についてファン・ツロイエン中尉(van Troijen)は、鹿児島城は海岸の
一帯とりでの如きもので、海上よりの砲撃を受ければ、直ちに破壊され政務にも支障を来たす危険がある。だから神
瀬に八稜砲台、桜島洗出しに三稜砲台を築き、沖小島は平坦に削り天保山には六稜砲台を築いて、これら三
カ所から挾撃ききうする弾線をつくり、かつ水雷数十個を敷設し、天保山・神瀬間は砂石を埋めるなどして、敵艦
の内湾侵入を防ぐようにする必要がある。特に桜島洗出しには、蘭名でホルテン城というような大きな岩塁さいるい
を築かなければ、敵が上陸して大事に至るであろうと防備策を述べた。斉彬は大いに喜び、まず神瀬台場築
造のため埋め立てを開始したが、その急死によって中止し、文久三年の薩英戦争により、薩藩ではその必要
を痛感して再び築造を始めたが、間もなく維新を迎えてまったく廃棄した。

砲台の築造は斉興時代から着手したが、斉彬も大門口・祇園州・新波止・弁天等の台場修築に努めた。

斉彬急死す

斉彬はこのほか造士館・演武館や郷中教育についても改革の努力をしたが、上述の如き兵士の訓練には親
しく臨み、たびたびこれを検閲した。たまたま安政五年七月八日天保山における銃砲隊の訓練を検閲したが
その帰途病氣となり、わずか一週間余りで十六日朝死去した。その子哲丸が幼少のため弟忠教(久光)の子
茂久を養子とするよう遺言し、ここに茂久がその跡を継ぐことになった。斉彬はその後文久三年五月照国大
明神の神号を授けられ、ために斉彬を祭る照国神社が創建された。

西郷月照の
入水

薩英戦争と鹿児島の変容 嘉永安政年間において国論を二分するような政治的課題は、通商条約の調印を
めぐる開国論議と、將軍家定の後継者をめぐる継嗣問題とであつた。開国問題について斉彬は条約勅許やむ
なしとの見解をもつたが、將軍継嗣については一橋慶喜を適当と考えていた。しかし安政五年大老井伊直弼

の登場によって勅許を得ないまま条約を調印し、將軍継嗣は徳川慶福よしとみ（家茂）と決定、直ちに反対派の弾圧に乗り出した。安政の大獄であるが、その頭初、斉彬は鹿兒島で急死してしまつた。



西郷南州翁蘇生の家（吉野町花倉）

たまたま京都の清水寺きよみづの勤王僧月照にんしょう（忍向）にも危険が迫つたため、これを心配した関白近衛忠濃ただひろは西郷隆盛に月照を隠まうよう依頼した。西郷は月照を鹿兒島に隠まおうとしたが、斉彬死去後形勢一変し、幕威を恐れる藩庁当局者はこれに同意せず、月照を日向送りと決した。これは薩藩の通例では死を意味したので、憤慨した西郷は月照と共に舟で錦江湾に乗り出した。時に十一月十五日（太陰曆）満月の輝く夜であつた。とても幕吏の手から逃れられぬと感じた二人は、舟が大崎ガ鼻にさしかかる時相抱いて海に投じた。正に十六日の暁に近く、驚いた同乗の平野国臣くにのみ（筑前の志士）らは船頭らと共に二人を搜索して、ようやく救いあげて介抱したが、西郷だけ蘇生して月照は遂にかえらなかつた。月照は南林寺にあつた西郷家の墓地に葬られたが、現在その墓は南州寺境内にある。次は月照の辞世である。

曇りなき心の月も薩摩潟 沖の波間にやがて入りぬる

大君の為には何か惜しからむ 薩摩の瀬戸に身は沈むとも

西郷蘇生の家は花倉の国道一〇号線沿いに現存している。この後西郷は菊池源吾と変名して奄美大島に流された。

有志の脱藩
計画

西郷や月照に対する藩当局の取り扱いについて、藩内有志グループは強い不満をもち、遂に脱藩して井伊大老ら幕府重臣の暗殺計画に参加しようとした。すでに斉彬在世中から、薩藩青年武士たちの間には、国事に奔走する者があつたが、井伊大老の全国的志士弾圧政策に強く憤慨し、今また薩藩当局の西郷らに対する処置にその不満は爆発して、脱藩突出の計画が進められた。ところがたまたまその計画が藩主（茂久）に漏れ、驚いた茂久（忠義）は父久光と相談して、自筆の論書を渡してかれらの計画を思いとどまらせた。その論書は

藩主の論書

方今世上一統の動揺容易ならざる時節にて、万一時変到来の節は、順聖院様御深意を貫き、国家を以て忠勤を抽んずべき心得に候、各有志の面々深く相心得、国家の柱石に相立ち、我等の不肖を輔け、国名を汚さず、誠忠を尽し呉れ候様偏に頼み存じ候、仍て件の如し

安政六年己未十一月五日

茂 久 (花押)

精忠土面々へ

というもので、藩主が順聖院（斉彬）の遺志を継いで、いざという時には国家（藩）を挙げて行動すること
を約束し、そのあて名が「精忠土面々」となっていることは、大久保ら有志の精神を是認したものと解され
極めて重要である。この後これら有志を精（誠）忠組といったりするが、その大部分は城下の青年下級武士

であり、この精忠組の動きは遂に藩論をリードして、幕末維新史上における薩藩の役割りを決定づけることになる。

桜田門外の変

ところが、当時江戸において脱藩計画中止の連絡がとれなかった有村雄助・同次左衛門の兄弟は、万延元年（一八六〇）三月三日水戸藩浪士らと桜田門外に井伊大老を襲撃、次左衛門は大老の首級をあげ、のち自らも自刃して果てた。この桜田門外の変を機に、大久保らは薩藩の出兵断行を願ったが、久光は動かなかった。しかしこれを機会に大久保らは久光に接近し、遂にこれら有志派グループは藩政枢要の地位に抜擢てきされさらには文久二年（一八六二）三月久光の東上実現に成功した。久光は兵一〇〇〇余名を率いて東上、幕政改革・公武合体の実現を期したが、その途上四月二十三日寺田屋事変をひき起こした。この事変における敵も味方も共に薩藩士同志、しかもいわゆる精忠士グループで、有馬新七・柴山愛次郎ら六名が即死、ほか二名が重傷を負い、その他多くの同志が謹慎を命ぜられて、薩藩急進派グループの中核は壊滅し、以後久光は勅使を護衛して江戸に向かった。

寺田屋事変

生麦事件

幕政改革の目的を達した久光が、翌三年八月江戸を出発して京都に向こう途中、こんどは生麦事件なまじきをひき起こした。その時の状況を被害者側のイギリス公使館員サトウの記述でみると、

九月十四日（旧八月二十一日）に野蠻まじろくきわまる殺戮ころがリチャードソンという上海シャンハイの商人に加えられた。この人は香港のボラデル夫人およびウッドソープ・C・クラークとウイリアム・マーシャルという二人とも横浜に住んでいる男と一諸に、神奈川と川崎の間の街道を乗馬でやって来たところ、大名の家の行列に出会い、わきへ寄れと言われた。そこで道路のわきを進んでゆくと、そのうちに薩摩藩主の父、島津三

郎（久光）の乗っている駕籠かごが見えてきた。こんどは、引き返せと命ぜられたので、その通りに馬首をめぐらそうとしていたとき、突然行列中の数名の者が武器を振るって襲いかかり、鋭い刃のついている刀で斬りつけた。リチャードソンは頻死の重傷を負って、馬から落ちた。他の二人も重傷を負ったが、夫人に向かつて「馬を飛ばせなさい。あなたを助けることはできない……」と叫んだ。夫人は無事に横浜に帰って、急を伝えた。サトウ著「外交官の見た明治維新」

ということ、英国人たちが日本の風習をよくわきまえず、下馬して大名行列を避ける態度を示さなかったことを薩藩士側では「無礼」と考えた結果である。薩藩士でのちに久光の側近になった市来四郎は

全く失礼も何も致さぬので、ただただ攘夷説という説に犯かされて、きりつけたことと聞えます八木昇編「幕末動乱の記録」

といっている。やや薩藩側の血気の勇というにおいがする。この時リチャードソンに斬りつけたのは奈良原喜左衛門で、さらに海江田信義がとどめをさした。英国側は強硬に犯人の検挙と賠償金の要求を続けた。薩藩では、先供さきともの足軽岡野新助が斬りつけ、岡野は外人を追ってそのまま行方不明になったといつて、イギリス側の要求に応じなかった。こうして薩英戦争が発生した。

生麦事件の跡始末について薩藩と直接談判しようとしたイギリス代理公使ニール中佐は、司令長官キューパー少将の率いる七隻の艦隊と共に、文久三年六月二十八日（太陽曆八月十二日）鹿児島前の浜に投錨、交渉を始めた。イギリス側は生麦事件の犯人処刑と二万五〇〇〇ポンドの賠償金の支払いとを要求し、二四時間以内の回答をせまり、薩摩側はイギリスの代表者を何とか上陸させようとはかったが成功しなかった。ため

に薩摩側では一六隻の小舟で西瓜や桃などのくだもの売りの姿で英艦に近づき、すきをみて英艦を奪いとうとはかったが、これも成功しなかった。市来四郎の談によると

「その小さい船が十六盃ばいになっております。それに各々刺客の面々乗り込んで、西瓜や桃の類を積んで売りに出掛けたのが六、七人ずつでござります。始めの程は買おうとした様子でござります。大船には奈良原兄弟、その他一列の者が、あれには大将が乗っているから、これから先きにやって仕舞わねばならぬというところから、頭立ちたる輩が乗込んだそうでござります。向うでも余程殺気を含みているのを見て取った様子で、甲板までは乗せられども、長、次官のいるところには通さなかつたそうです。そこで乗込みは乗込んだが、水夫その他に対しては無益なことを奈良原なども考えたと見えて、手を下すことも出来ぬで空しく引き取りましたそうです」（前掲書）

という。彼我の談判もとのわず、七月二日遂に薩英間に戦鬪が開始された。当日は猛烈な台風が襲来し、はげしい風雨の中で、天保山砲台をはじめ一〇カ所の薩藩砲台と、七隻の英国艦隊との間に砲火が交錯したが、イギリス側はパーサス号が桜島椅腰砲台からの命中砲弾を受けて、錨を切つて逃げ出した。さらに旗艦ユリアラス号では艦長・副長および七名の水兵が戦死するという大損害を受けた。激戦三時間半に及び、イギリス側は死者一三名、負傷者五〇名を出し、翌三日遂に前の浜から退却南下した。もちろん薩摩側の損害も大きかった。開戦前、天祐丸・白鳳丸・青鷹丸という薩摩が大切にしている三隻の船をイギリス側に焼かれ、かつこれらの新式兵器アームストロング砲のために、砲台や大砲を撃破され、かつ集成館や鑄銭所、琉球貿易船三隻、寺院四カ所等を焼失、さらに城下の一割にあたる上町方面の町屋敷三五〇戸・土屋敷一六

○戸を焼き払われた。ただイギリス側が薩摩の罪なき民家を多数焼いたことは、本国議会で大論議をまき起こし、キューパー提督が自己の任務を誤解しての結果であると非難された。

しかし薩藩は貴重な教訓を得た。焼失した集成館の復旧や一時消極化していた大小砲火薬の製造等にも努力したが、四キロメートルの射程を持つアームストロング砲の威力の前には眼をみはり、いたずらな穢夷は反つて損失を招くばかりであると考えようになった。藩士市来四郎は次のように回想している。

「この戦争は今にして考えると、大損亡は無論ばかな戦争と人も見もしましよう。わたくしもちよつとはそう思いますけれども、このことはたいへん開明の刺戟薬だつたと考えます。それからして一般の思想が進んだのでござります。(中略)その他おのおの思想發達の途となりました。これをもつて考えまするに、まつたくばかな軍で、無益などとは申されませぬ。(中略)大久保などは真の穢夷家で、外人といえは唾を吐くようでありました。先刻も申し上げましたが、果物売の謀は、鹿児島では西瓜売の謀といつてゐる。それは大久保と中山中左衛門の策であつたそうです。人間というものは、一日一日進歩するもので、そのときはそれぐらいな大久保さんであつたのです。それから後は懲り懲りして、和睦せねばならぬということになつております」八木昇編
前掲書

薩藩は賠償金二万五〇〇〇ポンドを支払い、犯人の逮捕処刑を約束した証書を渡すことによつて講和が成立した。しかも薩英両国はこれを契機として、極めて親密な関係を結ぶようになった。

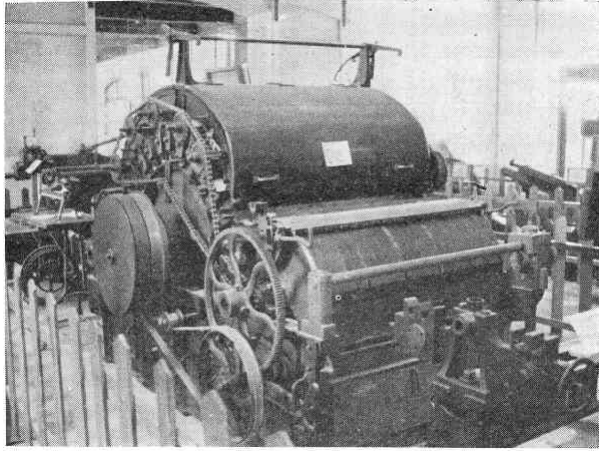
薩摩では大久保や西郷・小松帯刀らが藩の主導権を握るようになり、薩英戦争の時松木弘安(寺島宗則)と共にイギリス軍艦に捕えられた五代才助(友厚)の熱心な主張によつて、イギリスへ留学生を派遣するこ

海外留学生
の派遣

薩摩の得た
教訓は大で
ある

鹿兒島紡績所

とがきまつた。留学生一四名は慶応元年（一八六五）三月大目附新納刑部ぎょうぶや町田久成ひさなりを統率者、五代・松木らを監督格として通訳共一九名が、串木野羽島はしまから二十二日出航した。鎖国時代の非合法渡航であるから表



梳綿機（尚古集成館）

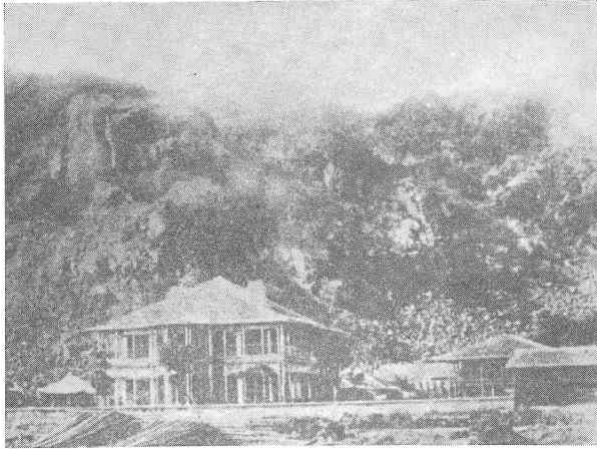
面は甌島または大島出張という形にして、変名を用いたが、使用した船は英商グラバーの所有船で、この渡航実現にはかれの力が大きかった。留学生たちはインド洋地中海を経由して、二カ月余の航海の後五月二十八日ロンドンに着き、それぞれ専攻学科をきめてロンドン大学で勉強した。その中には後の文部大臣森有礼などがいたが、大半は国内情勢の切迫により帰国し、一部はアメリカに渡り、磯永彦助のようにアメリカに永住して農園を経営し、ブドウ王となった人もいた。

この留学生派遣に伴う重要なことは、鹿兒島に日本最初の洋式紡績工場が建設され、鹿兒島がわが国における、近代紡績工業発祥の地となったことである。イギリスに渡った新納や五代は、マンチェスターで紡績機械購入の交渉を始め、同市近郊オールダムのプラット兄弟会社製の梳綿機そ・紡績機等一八台を購入し、ほかに別の会社の力織機一〇〇台その他を発注、工場設計はプラット兄弟会社に依頼した。慶応二年十一月ごろシリングフォードら英国人技師四人が到着、磯で工場建設に着手し、翌三年正月に

は工務長や技師二人と機械が到着した。同年五月には工場も完成して操業を開始、使用職工約二〇〇人、一日一〇時間就業で平均約一八〇キログラムの綿糸を紡ぎ、白木綿および綿類しほを織った。原料綿は国産品を使

用し、白木綿は大阪に、綿類は城下に販売した。英人技師は各部門を分担して指導監督したが、その居館が今に残る異人館で二階建ての洋館であり、当地における最新式の住宅建築であった。こうして斉彬に端を発した紡績事業はここに見事に開花し、磯浜には日本最初の工場地帯が出現したのである。

異人館 (吉野町磯)



たまたまこのころ、在日イギリス外交当局は反幕諸藩支持の方針に傾き、そのため薩英関係も親密の度を増して、慶応二年六月には英国公使パークス (Parkes)、同十一月末には同通訳官サトウ (Sato) が鹿児島を訪れた。サトウ訪問のころは、たまたま紡績工場建設当時で、かれは訪問の模様を次のように記している。

私は上陸して、サトクリフ、ハリソン、シリングフォードという三人のイギリス人と一緒に、同地の工場に滞在した。シリングフォードの職業は技師で、この藩の大名に雇われ、目下建設中の幾つかの紡績工場に関係していた。他の二人は、仕事を捜しに鹿児島へや

イギリス外交官の鹿兒島訪問

つて来ていたのであった。サトウ。前掲書。

パークスの時もサトウの時も藩当局は非常な歓待で、サトウによると、シュリー酒・シャンペン・ブランデー・ビール等を出しており、「磯にある藩主の庭園にほど近い大工場・弾丸工場・大砲鑄造所・鍋釜製作所などを視察した」という。またサトウは

私たちには、薩摩の人々が文明の技術に長足の進歩を遂げつつあるように見うけられた。そしてひじょうに勇気があり、性格が率直であるという印象をうけた。私は薩摩人が、やがては日本中ではるかに他をしのごうであるう思ったのである。同上。書

と、薩摩人に大きな期待をかけている。幕府倒壊直前、慶応二年の段階における鹿児島は、当代一流国の外交官の眼を見はらせるに相当する動きを示していたのである。

討幕の実現

果たしてこのころの薩藩は、すでに同年一月討幕のための薩長同盟の締結に成功し、同六月には第二回長州征伐の出兵を断わり、着々討幕への地歩を固めつつあった。かつての久光の公武合体運動からこの討幕運動への転換は、藩として極めて重要なことであるが、その中核となつて画策したのが、西郷・大久保らの少壮有志グループであった。西郷は元治元年第二回目の遠島から許されて帰り、直ちに上京、一時禁門の変に長州を敵に回して戦いこれと対立していたが、漸次対立を緩和し、ついに木戸孝允たかよしとの間に薩長同盟を成立させた。その後政局は武力討幕運動と大政奉還運動が、虚々実々の間に交錯して進行したが、薩藩も西郷らを中心はこの政局に微妙に対処し、遂に慶応三年（一八六七）十月十四日薩長両藩への討幕密勅の降下、同じ日將軍徳川慶喜の大政奉還奏上となり、舞台は終局を迎えた。こうして同年十二月九日王政復古の宣言、

これに続く戊辰戦争で一時東部日本は戦乱の中にまきこまれ、薩藩諸隊は官軍の中心となつて転戦するが、それも明治二年（一八六九）五月終局を迎え、その後版籍奉還・廃藩置県等の重要な改革が、つぎつぎに実施された。それと共に鹿児島市も新生鹿児島県都として、新しい歩みを始めることとなるのである。

第二章 農村の生活

I 近在

近在の範圍

近名と近在 現在の鹿児島市(旧谷山市域を除く、以下同じ)は、近世、上・下・西田の城下三町と、周辺の農村とに分けられていた。その農村部は古く「近名」と呼ばれたが、天明四年(一七八四)四月「近村」^{きんそん}「近在」^{きんざい}と改称された。「歴代制度」巻二〇によると、この近在はさらに「近名」と「遠名」^{えんみょう}とに分けられている。この場合の「近名」とは「荒田村・郡元村・中村・田上村・武村・西田村・原良村・草牟田村・小野村・下伊敷村・永吉村・坂元村」の二カ村で、「遠名」というのは「犬迫村・上伊敷村・比志島村・花棚村」^{けな}・皆房村・岡之原村・下田村・吉野村・川上村・花野村^{けの}・西別府村・小山田村」の二カ村であった。この区別は行政的なもので、役人が出張する際、近名の場合は扶持米は支給されず遠名の場合は支給される定めであった。

「近在」が二四カ村からなるというのは古くからいわれていたことであるが、近世の史料をみると、寛政八年(一七九六)に得能通昭の著した「通昭録」の巻八には「鹿児島村数之事」として二二カ村が書き出されており、永吉村・中村・原良村・西田村・田上村・犬迫村・小野村の七村は「永吉郷之内」という頭注がある。しかし他の諸書には「永吉郷」という名称はみられないので私称ではなからうか。文政十一年(一八二八)に編纂された「薩藩政要録」では二五カ村となっている。これをさきの「歴代制度」の二四カ村と対比してみると、「通昭録」では岡ノ原・西別府・比志島・小山田の四村がなく、塚ノ原・東別府二村が入って

近在の諸村

村名	出典年代	鹿兒島諏訪御佐山御祭之次第	通昭録	諸郷村附並浦附	薩藩政要録(要用集)	歴代制度	郡村名附	薩隅日地理纂考	薩摩各郡沿革
		寛正6年(1465)	寛政元年(1789)	寛政12年(1800)	文政11年(1828)	?		明治4年(1871)	明治18年(1885)
吉野村			○	○	○	(遠)	○	○	○
花棚村		⑤	○	○	○	(遠)	○	○	○
川上村		②	○	○	○	(遠)	○	○	○
下田村			○	○	○	(遠)	○	○	○
岡ノ原村	(塚原)	⑥	○	○	○	(遠)	○	○	○
花野村		⑥	○	○	○	(遠)	○	○	○
皆房村		⑩	○	○	○	(遠)	○	○	○
上伊敷村		⑦	○	○	○	(遠)	○	○	○
下伊敷村		③	○	○	○	(近)	○	○	○
坂元村	(坂本)	③	○	○	○	(近)	○	○	○
草牟田村	(沢牟田)	⑥ ^四	○	○	○	(近)	○	○	○
犬迫村		⑦	永吉郷之内○	○	○	(遠)	○	○	○
永吉村		④	永吉郷之内○	○	○	(近)	○	○	○
原良村		⑥	永吉郷之内○	○	○	(近)	○	○	○
小野村		⑥	永吉郷之内○	○	○	(近)	○	○	○
西田村		⑤	永吉郷之内○	○	○	(近)	○	○	○
田上村		㊦④	永吉郷之内○	○	○	(近)	○	○	○
中村		①	永吉郷之内○	○	○	(近)	○	○	○
武村	(田毛)	①	○	○	○	(近)	○	○	○
荒田村			○	○	○	(近)	○	○	○
郡元村		①	○	○	○	(近)	○	○	○
西別府村	(一部に「小牧」有)	⑥		○	○	(遠)	○	○	○
谷山郷之内	宇宿村							○	○
日置郡之内	比志島村			○	○	(遠)	○	○	○
日置郡之内	小山田村			○	○	(遠)	○	○	○
東別府村		㊦⑤	○						
塩屋村							○	○	○
不明				○					
合計		20	22(永吉郷7)	25	25	24	25	19	24

郷村の形成

いる。この場合、岡ノ原と塚ノ原・西別府と東別府がそれぞれ同一地域を指すと考えるなら、不足する二村は、日置郡に属する比志島・小山田二村となる。これは「通昭録」のあげている二カ村は「鹿児島」郡に属するものとして記されているものであるから、日置郡に属する両村は省かれているのはあたりまえの事と思う。「薩藩政要録」の場合は、塩屋村が加わって二五カ村となっているのであるが、塩屋村は元来、浦であつて「在」とは区別さるべきであらう。こうみてくると、「近在二四カ村」は少なくとも寛政以後は固定していたと考えてよからう。

この近在は、藩庁の直轄地で、諸郷と異なり、庄屋は城下士より任せられたが、村の行政組織などは諸郷と大差ない。では、この近在二四カ村はいつごろ藩庁直轄地として成立したのだろうか。

近在の成立 まず、この地域が島津氏の有に帰したのは南北朝初期、貞久が催馬楽城・東福寺城による鹿児島郡司矢上氏を討ち（興国四年—康永二年・一三四三—）、同郡司職跡を獲得したとき（文和二年—正平九年・一三五四—）からであるといえようが、この段階ではまだ完全な一円知行は成立しておらず、また島津氏の直轄にもなっていないかった。このことは、正平十三年（延文三年・一三五八）、氏久が鹿児島郡内上伊敷・下田両村地頭得分の三分の二を山田諸三郎に給分として与えていること、西田村内宮地園三カ所は本田重恒のものであったが、応永三十二年（一四二五）賢忠寺に寄進していることなど多数の例をあげることができる。結局この時代は近世のような「村—郷村—単位」の支配組織は確立せず、依然として荘園制的支配の行なわれていた時代であるから、たとえ島津氏の支配下に入っても、またこの地域を一円的に直轄領化することはなかったわけである。

支配関係の変遷

— 薩藩沿革地図による —

年次 地域	大永6年 (1526)	天文4年 (1535)	天文10年 (1541)	天文19年 (1550)	永禄10年 (1567)	天正元年 (1573)	天正14年 (1586)
鹿兒島	島津勝久	島津実久	島津貴久	直轄	直轄	直轄	直轄
谷山	島津勝久	平田宗秀	島津貴久	直轄	直轄	直轄	直轄
川上	川上昌久	川上久隅	川上久隅	川上久隅	川上氏	直轄	直轄
比志島	比志島義貞	比志島義貞	比志島氏	比志島氏	比志島氏	比志島氏	直轄
川田	川田義秀	川田氏	川田氏	川田氏	川田氏	川田氏	直轄
郡山	島津勝久	入来院氏	入来院氏	直轄	直轄	平田光宗	直轄
吉田	島津勝久	?	島津貴久	直轄	直轄	島津歳久	向島
向島	島津勝久	本田董親	島津貴久	直轄	直轄	直轄	直轄

降つて寛正六年（一四六五）、立久が諏訪社の祭礼の夫役の結番を定めたところによると、鹿兒島・谷山の大部分は直轄領として支配されており、かつ郷村制的支配単位が形成されつつあったことがわかる。それをみると

「乙酉年 中村 郡本
一番 田毛

辛卯年 上伊敷
七番 犬迫

のように近世の村を単位とした結番が定められているとともに

「乙酉年 山田図書助 原良之平之門」
一番

のごとく、より小さな門が単位となっている場合もある。後者は「五月之御祭」の結番で大祭ではないので規模が小さいわけで、このような差が出たのではあるが、これによって郷村制的支配機構はまだ確立していないことが推測されるわけである。

さらに「薩藩沿革地図」によってみると、

日置郡の比志島が島津氏の直轄領となったのは天正元年（一五七三）から十四年（一五八六）までの間であることがわかる。それ以前は、鎌倉以来の在地領主であった比志島氏がここを領有していた。

このように「近在」が島津氏の支配下に入ったのは戦国時代末、天正年間のことと考えられるが、これが完全に中世的・荘園制的支配組織が崩壊して、近世的・鄉村制的に支配されるにいたるのは、文祿三年（一五九四）～四年（一五九五）に行なわれた太閤検地以後と考えられる。近世鹿児島藩の特色である外城制の成立も、太閤検地が契機となっていると推定されている点からも、近在の成立をここに考えてもいいと思う。しかし、現段階においては、薩摩における太閤検地の実態やその意味などについての調査研究が不十分で、近世的・鄉村制的支配組織の形成をここに求めるのはあくまでも推測にすぎない。

宗門改め

近在の人口 近世鹿児島藩の人口については、主として宗門手札改めの結果によって知ることができる。この制度はキリスト教禁圧の目的をもつて、定期的に各人の所属する宗旨を明らかにし、旦那寺の証明をそえた帳簿を作成するもので、その起源は不明であるが、寛永十四年（一六三五）に起こった島原の乱を契機として、諸地方で行なわれるようになり、しだいに戸籍としての機能を果たすようになってきたものである。

鹿児島藩の場合は、五年に一度ずつ宗門改めを行ない、名前・宗旨を書いた木札（これを「手札」という）を渡しておく、縁組み・住居移転などのときには、この手札に札元（手札の発行元）の証文を添えて変更先に届け出る仕組みになっていた。この制度が初めてしかれたのは比較的早く、寛永十二年（一六三五）のこととされ、以後数年ごとに二〇数回の手札改めを行なっている。そこで、明和九年（一七七二）、寛政十

近在の人口

地域	年次			寛政12(1800)年			文政9(1826)年		
	出典			薩諸 隅島 日・琉球			薩藩 政要録 (巻4)		
	性別	男	女	計	男	女	計	男	女
郷	5,949	4,433	10,482	6,493	5,461	11,954	7,592	6,693	14,285
横井野町	59	45	104	60	55	115	75	78	153
荒田浜	75	48	123	59	39	98	55	33	88
計			10,709			12,167			14,526
諸士家来 尾軽諸座附			27,725			28,113			

二年(一八〇〇)、文政九年(一八二六)における近在の人口をみると上表のごとくである。

この表をみると、横井野町を含めた在郷の人口の著しい増加現象に気がつく。城下三町でさえも人口の減少がみられ、全国的にも近世三〇〇年を通じて日本の総人口は約三〇〇万人の線に停滞する傾向があるにもかかわらず、近在では約五〇年間に四〇パーセント近い人口増加がみられるのは注目すべき現象といわねばならない。

身分構成 近世においては、封建支配を維持するために嚴重な身分制度がしかれていた。鹿児島藩でも、他に例がみられないほどの細密な、そして嚴重な身分制度がしかれていたことは周知の事である。この身分制度をみると、他と同じく士・農・町人・賤民に大別することができる。

士、すなわち藩士は、その家柄によって数階級に分けられていたが、これについてはすでに前章に述べてある

士屋敷の分布と変動

第二章 農村の生活

年次 地域	貞享5 (1688) 年	安永6 (1777) 年	文政9 (1826) 年
総計	1,641	1,821	1,831
上方	534	475	571
下方	865	842	865
その他	(岩崎, 東福城) 66 (吉野) 15 (本照院, 高麗町, 荒田) 161	(岩崎, 東福城) 58 (新上橋, 西田, 高麗町, 荒田, 武, 中村, 郡元, 草牟田, 吉野, 上伊敷, 下伊敷, 犬迫, 坂元) 446	(岩崎, 東福城) 55 (新上橋, 西田, 高麗町, 荒田, 武, 中村, 草牟田, 吉野, 上伊敷, 下伊敷, 犬迫, 坂元) 340

ので省略する。この家柄による区分とは別に、城下士じょうかしと外城士とせうし(郷士)という居住地による差別があった。そして、外城士といわれる農村居住の武士が存在することが、当鹿児島藩の封建支配を他に例がみられないほどに強固なものとしている最大の要因である。しかし、近在の場合は藩直轄で、郷士による支配はみられない。近在に居住する武士も存在するわけであるが、これはすべて城下士に属するものである。呼称はたとえば「吉野郷士」のごとく郷士の名で呼ばれる場合があるが、身分的にはすべて城下士に属するものである。

城下士の居住域は、大体、大身の武家屋敷はおもに城の付近から千石馬場せんごくばば通りにかけて連なっており、これに続いて一般諸士の屋敷が上・下方限にあって、その数は「鹿児島県史」によると上表のごとくであった。

これを見ると、城下士といえども、荒田・中郡・中村・武・草牟田・吉野・上・下伊敷・犬迫・坂元などの近在に居住する者が、平均二六〇二八パーセントもいたこと

がわかる。また、近世初頭にはこのような近在居住は吉野に一五あるのみであったが、一八世紀になると、おもに西南部の近在諸村への拡大が目立ってくる。現在も続いている鹿児島市域の西南部への発展傾向がすでに近世後半にうかがわれておもしろい。

城下士の、外城士（郷士）に対する蔑視があったように、近在居住の士に対する差別意識もあったわけ。「吉野郷士」といえば、貧乏士族の代名詞のごとくいわれ、また、甲突川より外側の荒田・武・田上などの近在に居住する士は「川外の衆」と軽蔑されていたという原田虎雄、「薩摩郷土制度の経済的基礎」（九州経済史研究第一集）。このような近在居住の士はほとんどが、最多・最下級の御小姓ぐみとあつたが、諸士家来・足軽・諸座附として一括される軽輩も、その大半は近在に居住していた。

また土屋敷のみでなく、藩の諸屋敷も近在に散在していたことは、「薩藩政要録」などによって知ることができる。たとえば、御納戸附屋敷三五カ所のうち二カ所は上方近在に、五カ所は下方近在にあつたし、御広敷附屋敷四八カ所のうち二カ所が上方近在、六カ所が下方近在にあつた。さらに、御兵具方附屋敷一六〇カ所のうち、五三カ所は近在にあり、御厩附屋敷二六カ所はそのうち一カ所が近在にあるという具合であつた。これら屋敷が具体的にどこにあつたかは、もはや跡づけることは困難となつている。また、常住ではないが、城下士で生活に困窮した者は、しばらく公務・軍役などいっさい免ぜられて諸郷の縁故をたよつて仮住する「中宿」なかやどの制度があつたが、近在にもこれが多かつたのではないかと思われる。「大久保利通伝」によると、大久保家はもと、市来川上の出身であつたので、一時、そこへ中宿していたことがしれる。また

「入来町誌」

本田親虎 著 上巻

には、入来院重賢の家来山崎伝左衛門なる者が、鹿児島島下筑町の古川半左衛門方の借

家へ中宿した史料がある。中宿はこのように必ずしも町から郷村へという移動ばかりでなく、地方から鹿児島へという例も多かった。「列朝（歴代）制度」にも川辺の野町への中宿申請文書が収められている。家計の建てなおしには、農村に入つて開墾に従う苦勞より、城下や、野町に入つて商工業に従事する道を選ぶ者が多かったわけである。はつきりした中宿ではないけれども、城下士の近在への移動傾向も、このような中宿的移動の一例と考えてよからう。

なお、このような貧窮士族の農村居住による救済制度は、鹿児島藩に限つたことではなく、長州藩でも「在郷住宅」の制度があり、貧窮士族の救済をはかつており、その数は、一二九名にのぼり、これは全家長臣の約二三パーセントにあたるということである。田中彰「幕末の長州」この場合、当初はたしかに窮乏家長臣の救済が目的であつたが、後には特に家計窮迫者でなくても、請願によつて一定期限の在郷居住を許したといわれるので、このように多数の在郷居住者が出たと考えられる。鹿児島藩における城下士の近在居住は、まさにこの長州藩の在郷住宅制に対応する制度であろう。このような制度が、西南諸藩にみられる点は注目しなければならぬと思う。

農 民

近在の住民の大部分は農民であり、この農民の生活については三節にくわしく述べるつもりであるが、身分的制約について、つぎの点を注意しておこう。

百姓が、士その他の身分に転ずることは、他の諸藩同様禁ぜられていたが、幕初においてはそれもあまりきびしくなかつたようである。それが時代とともにしだいにきびしくなつていつたのである。他方、郷士・家来・寺門前・野町人・居附旅人などが百姓になることは認められていた。このような農民の身分規制は全く

貢租の確保がその目的となっていたのである。

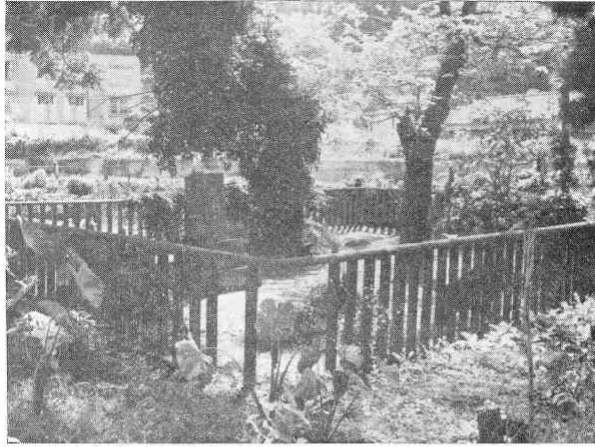
町人は城下三町に集住していたわけであるが、近在では横井野町に野町人が居住していた。野町とは幹線道路に沿って点在する商人居住の街区で、在とは別な一区をなしていた。野町の支配組織は、郷士（近在の場合城下士）より任ぜられる庄屋、野町人より任ぜられる部当・年行事としぎょうじによってなり、野町人は門を構成することなく、身分的には百姓になることはできたが、百姓が野町人になることは禁ぜられていた。また縁組みも同様であった。

横井野町は行政的には犬迫村に属し、人口は、明和九年（一七七二）一〇四人、寛政十二年（一八〇〇）一一五人、文政九年（一八二七）一五三人と増加傾向が著しい。特に一九世紀に入ってから増加率は約五〇パーセントとなっている。この増加分は、さきの身分規制が守られていたとするなら、自然増とみななければならないが、実態は自然増のみで割りきることはできない。化政期以後に顕著となる農村社会の崩壊が、農村から浮浪人を近在・野町へ送りこむことになった結果である。

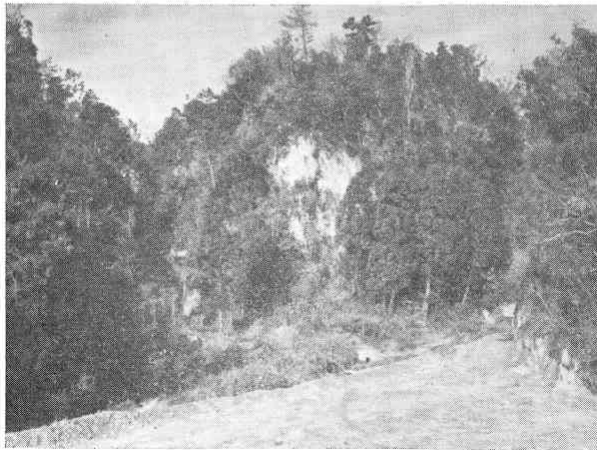
最下層の賤民として、死苦しくと慶賀けいががある。死苦は、天明四年（一七八四）七月、穢多えたと改称されたが、獣類の屠殺・皮革精製などに従事し、その故をもって蔑視されていた人々である。

慶賀という呼称は、他にみられない独特なものであるが、これは牢番と死刑の執行にあたる人々で、囚人墓地の付近に屋敷があった。かれらは毎年正月、素袍すわうを着て、大根・ニンジンで陽物を作り滑稽な踊りをして、まず藩庁に参賀し、ついで島津一門に廻礼祝酒をいたたく、慶賀行事をしていたところから、この名が出たのである。

このような新春の祝人の習いは全国的にみられるところであるが、これが、牢番と結びついたところに特色がある。まがひび



囚 人 墓 地



死 刑 場 跡

かれらの人口は藩の人口統計より除外されていたが、明和九年（二七七二）八九人、寛政十二年（二八〇〇）一一五人、文政九年（二八二七）一〇五人となっていた。このような慶賀居住の所は領内に四三、穢多

居住の所は五四カ所あり、その人口も文政九年（二八二七）には五〇四〇人の多き上っている。

このような賤民は全国的にも、嚴重な身分統制下にあり、農民との通婚、身分の転換、住居の移転など嚴重に禁ぜられていた。支配者は農民間に、かれらに対する優越感を醸成することによって、封建支配に対する農民の反感をそらす意図をもっていたのである。かれらはまさに、封建的支配の最大の犠牲者だったのである。

II 近世的支配組織の成立

所 三 役

支配組織の概観 近世郷村の支配組織を概観すると、近在など直轄地支配の最高官は地頭であり、城下士中の高官から選任される。この下に、横目・郷士年寄・組頭のいわゆる「所三役」があり、さらに数名の郡見廻があつて、郷士年寄をたすけて勸農・貢租・夫仕など行政一般の指揮、監督にあたる。そのほか櫛楮見廻・溝見廻など数えあげたら三〇数種の所役があり、これらは在郷においては郷士の役であり、近在では城下士より任ぜられるものであつたが、具体的にだれが任ぜられたかは不明である。

以上の郷士役の下に百姓役として、まず庄屋がある。庄屋は古くは名主・沙汰人・催人などと称したといわれ、村政全般の責任者であり、部内の作職・貢租・夫仕などの指揮・監督にあたる。近在の場合、これは城下士から任ぜられるものであり、下職ではあるが役得が多いため、城下士中の困窮せるものが任ぜられるものであつた。そんな事情から、しばしば下情に通じた良吏が多かつた由である。「西武田村誌」には明治五年、戸長制度がしかれる直前、すなわち最後の庄屋が記録されている。それによると武村は児玉万兵衛、

功 才

田上村は与倉仙左衛門、西別府村は尻玉完三、広木部落は大脇城兵衛（宇宿村の庄屋を兼ね）であった。その他、田上村の庄屋で、善政をしいた人物として辺見忠太（辺見十郎太の父）の名が知られている。

庄屋の下には数名の功才こうさいがいて、これをたすけている。功才は天明三年（一七八三）二月、名主なぬしと改称しまた在役とも称した。これは村内の名頭の中から選任するもので、さきの「西武田村誌」によれば、武村五名、田上村四名、西別府村二名、広木四名となっている。この人数はおおよそ決まっていたらしいが、これは必ずしも名頭の数に対応しているわけではない。ちなみにこの各村の名頭数をみると、武村五一、田上村四一、西別府村一〇、広木一八となっている。

作 与 頭

さらにこの下に作与頭さくぐみがしらという役がある。これは村内の耕作の指導にあたるものである。

一般農民は数戸単位の門かどに編成され、門かどごとに名頭みょうず（乙名おつな）があり、名子なこ——一般農民を統率している。門の問題については項を改めて考えよう。

このような農村の支配組織を概観すると、つぎの諸点にその特色がうかがわれる。

一、郷士・城下士——武士階級が村制をほとんど完全に掌握している。特に近在の場合、庄屋が城下士より任ぜられ、たとえそこに個人的温情主義が働いているにしても、農民支配の強化という点では同じである。城下士中でも困窮せる者が任ぜられ、それがおもに経済的理由によるといわれるのは、それを如実に示すものである。

二、門割制度までを含めて、完全なピラミッド的支配体制が農民の最底部まで貫かれている。南九州においては、他の地方にみられるような郷村の発達が未熟で、共同体的紐帯から完全に解放されきっていない

農民が、血縁的擬制をとった門に編成されてかくも完璧な支配体制ができあがったのである。

検地 そこで、つぎにはこのような強力な支配体制形成の最終的な段階としての検地について考察する必要がある。

薩摩藩でも、近世的支配体制樹立の契機は太閤検地に求めることができる。薩摩における太閤検地は文祿三年（一五九四）～四年（一五九五）に行なわれている。

文祿三年（一五九四）七月十六日、秀吉は五か条からなる島津分国検地御掟条々を出し同日付で検地斗代定^{けんちんたいだいじょうめ}、石田三成検地掟も出されている。秀吉の掟五か条は

- 一、 検地に際し、諸侍・百姓以下、他国へうせ走る輩があれば、搦め捕えるべきこと。
- 一、 諸給人の知行分については、検地を行なつて整理し、所をかえて渡すべきこと。その際、給人が検地奉行人と交渉をもたぬこと。
- 一、 田畠の斗代の決定については、礼物（賄賂^{わいろ}）を出して手心を加えるものが、後日判明した場合は、贈賄者収賄者ともに成敗を加えるべきことを、前もつておとな百姓肝煎^{きまじり}に申しつけておくべきこと。

一、 検地奉行人に対して慮外の振舞をしないこと。

一、 検地の奉行人に不正のことがあれば、地下人百姓として奉行物頭に報告すること。という内容のものである。この中で重要なのは第二項で、これを旧来島津氏によって配

太閤検地

条
掟
五
か



石田三成検尺（尚古集成館所蔵）

分されていた複雑な土地所有関係を整理して、改めてこれを支給しなおすべきことを定めたものである。これによって、中世的土地支配関係は一掃され、給人（家臣）には、檢地によっていったんは秀吉の支配下に入った土地を、島津氏の手を介してすべて恩地として与えられることとなったのである。

石田三成の掟は、この原則をうけた具体的檢地の取り決めである。その内容をみると、

一、浦役・山役・川役など特殊地種の檢地について。一、絹・竹・茶・漆・樹木・鉄など土地の副産物のこと。三、寺社・侍・庄屋・肝煎の居屋敷ならびに町屋敷のこと、のおおよそ三項に整理できる。

檢地は石田三成以下五〇余名によつて九月十五日から始められ、翌年一月に終了した。この、いわゆる文祿檢地の結果確定された石高は、薩摩国二八万三四八八石、大隅国一七万五〇五七石、日向国一二万〇一八七石、計五七万八七三三石であり、そのうち、秀吉の蔵入地（隅州加治木郷）、石田三成の給分（隅州加治木郷之内）、細川藤孝の給分（隅州曾於郡清水之内）を除いた五五万九五三三石が島津義弘の知行分として定められた。

この檢地によつて、鹿兒島は石盛一万三五四五石五斗六升一合とされ、義弘の蔵入分とされた。

他地方にみられるような戦国大名の形成が不完全で、中世的要素を多分に残す薩隅地方に対して、この太閤檢地は様々な面で異質なものを導入する結果となった。さきの秀吉の掟の第二条にみられる給人の移封についても、在地土豪の強い抵抗が予想され、後日、適当な時節に復封するという措置が講ぜられている。また、石盛の算定も実情にそわない面が多く、この時の集計がきわめて杜撰なものであったとの伝えは、「加治木算」ということわざに極めて象徴的に示されているが、これは必ずしも計算の粗雑さを示すのみでなく

石盛の算定基準、さらにはその基礎となる土地丈量など、この検地全般が当地方の実情に合ったものではなかつたことを示している。

慶長内検
内 検

鹿兒島藩においては徳川幕府の手による検地は行なわれなかつたが、藩独自の方法による領内総検地が少なくとも前後四回行なわれている。これを「内検」とよんでいるが、その第一回は慶長十六年（一六一一）十月から十九年（一六一四）三月にかけて行なわれた。実情を知っている役人によって行なわれた内検が、このように約二年半の歳月を費やしているのに、さきの文禄の検地はわずかに五カ月を要したにすぎなかつた。これは、秀吉の権力の強大さを示すものではなく、文禄検地が当地の実情を無視した大雑把なものであつたことを示しているにすぎない。

ところで、この慶長内検は杜撰な文禄検地を修正する意図をもつて行なわれたものである。このときの「御検地置目之条々」は三七か条からなる詳細なものであるが、その最後の第三七条には「先年の京検地の竿は不揃であつて、諸侍・御公役に親疎がある由を聞くので、これを改めるべく、よくよく念を入れるべき事」と定められている。この慶長の内検では六尺五寸を一間とし、町段畝歩の単位は文禄検地同様とした。さらに、蒔見、すなわち播種量の査定による修正を行なっている。この時の蒔見には標準があつたか否かは不明であるが、大体、一段につき田方初七升八合九升、畠方大豆七升七合一斗一升と推定されている。このときの石高は、三州合計六一万九〇五五石と算定されているが、実はこれは初一石五升を高一石として算定されており、米高にすると約五〇パーセント減となるので、米高にして約三〇万石となる。この初高による算定は他領ではみられない点で、当鹿兒島藩の特例であつた。「歴代制度」巻五四によると、「以前はす

寛永内検

べて地面の町段（面積の広狭）をもって基準としていたが、文祿二年、細川幽齋が京竿を入れた（太閤検地のこと）節、もみたわらもり 粉俵盛をもつて高をきめた」とされている。他国の太閤検地はすべて米高で石盛を行なっているのに、鹿兒島藩だけがなぜ米高で算定されたのかは今のところ不明である。

この慶長内検より約二〇年後の寛永九年（一六三二）十一月にいたつていわゆる寛永内検が行なわれた。これは、鹿兒島藩における近世的知行体制確立の画期をなすものとされている。すなわち、鹿兒島藩に特長的な門割制についても、文祿・慶長両度の検地では直接ふれるところがなかったが、寛永九年（一六三二）の検地法度では、門の人口構成（人数・年齢・名前）や牛馬数までも登録することとなった。このように門内部にまで立ち入って個々の農民―労働力まで掌握しようとしたことは画期的なことで、これをもって近世的門割制の確立とみることができよう。

また、このときの蒔は田方粃一斗二升、畠方麦一斗四升と定められ、また付粃・付大豆九斗六升を高一石とした。その結果、三州の合計石高は、五七万二六〇八石と計上され、近世を通じて最低の石高となっている。寛永十年（一六三三）、検地は完了し、翌年にはみはらしげめき 三原重饒・新納久詮・えいひさまき 頼娃久政が中心となって大支配―門割替・所替―を行なった。これによって門を根幹とする農民支配の体制が確立し、かつ中世以来の伝統的在地領主層を所替によって土地支配から引き離し、島津氏による全藩的な土地・農民の直接掌握が実現したのである。

この画期的な寛永内検の約二〇年後、明暦三年（一六五七）に始まるいわゆる万治内検が行なわれた。このときの検地はほとんど前回の寛永内検にならって行なわれたが、このときの三州総石高は六〇万九三七

八石と計上されている。またこのとき以来、年貢賦課の方法が、検見法から、高一石につき米三斗五升の定免法じょうめんになっていく。高一石は先述のとおり粃九斗六升であり、米に換算すると四斗八升となる。従って三斗五升の上納は約七三パーセントにあたり、七公三民ということになる。

享保内検

この万治内検後は約六〇年間、総内検は行なわれなかったが、享保七年（一七二二）にいたって総内検を行なうこととなった。このときは、過去数十年間行なわれなかったことによる不均衡が大きいこと、藩財政の窮乏化が進んでいたことなどにより、大分、大がかりなものとなった。そのため、同年九月、家老種子島久基、大目付菱蒔重之、勘定奉行堀興昌、用人鎌田政直、同谷山忠昶をもつて城中に一局をたて、別に大支配方郡奉行座を設け、十月、鹿兒島武村において郡奉行・定蒔見・蒔見・竿取などが集まり、いわゆる「例竿」が行なわれた。これはその後行なわれる検地の模範を示したものとされている。この内検では、万治内検とはちがって、田方は通常直竿なおよびを行なわず、俵汰たわらもち・俵盛たわらもちのみとして事務の簡略化をはかり、十年八月より行なわれた知行配当も高の出入りを整理するにとどめられた。これは享保十二年（一七二七）にいたって完了したが、その結果三州石高総計は七二万一〇四〇石となり、以後、領内の総内検は行なわれず、新開・損地その他ごく一部地方の検地が行なわれるにとどまった。

この近世初頭に行なわれた一連の検地の結果、土地の面積を基準とし、「一宇」という単位で土地・農民の掌握がなされる、中世的な支配体系は完全に崩壊し、労働力としての個々の農民―用（要）夫―を門単位に組織し、農地も同じく門単位に配当して、藩主が最終的にこれを掌握するという近世的門体制が確立したものである。太閤検地は、耕作農民の直接的掌握、生産高を基準とした土地の掌握という方向を打ち出したもの

近世的門体制の確立

であり、慶長以後の四回にわたる内検は、それを鹿児島藩の实情に即した形に変改していったものとみるこ
とができる。

III 農民支配の実態

門割制度 鹿児島藩において、農民は「門」に編成されて他地方にはみられない強力な封建的支配下にお
かれていたことは、先述したところである。そこで、近世の農民生活の实情を知るためには、どうしても門
割制度についてみておかねばならない。

門割制度は、「藩の貢租の基盤たる門地かどちに対して適用されたところの、一種の土地割替制度と土地均分制
度との結合した制度である」とされ鹿児島県農地改革史、その単位が、個々の単婚家族ではなく、単婚家族の複合体
としての「門」という擬制的同族集団である点にその特色がある。しかもこれが、かなり人為的に支配者側
から編成されたものである点に、中世後半期にみられる門との差異がある。

門の人的構成 まず、門の人的構成をみよう。

名頭乙名 一つの門には、一名の「名頭（ミヨウズ）」・「乙名（オツナ）」と、何人かの「名子（ナゴ）」がいて
それぞれが「家部（カブ）」とよばれる単位体をなしている。「名頭」はその門の責任者であり代表者であ
って、支配者はここまで捕捉している。「名子」は一般には「名頭」の分家とされているが、分家がすべて
「名子」になるわけではなく、藩の内検などの際、経営規模の過大化した家部かぶを分割する意図をもって、多
分に政治的に創出したものである。門割制度に関する従来の研究では、名頭―名子で考えられるような門の

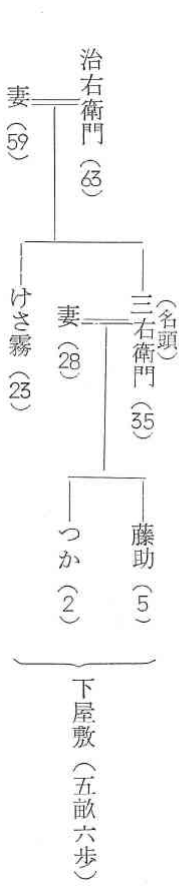
組織を直ちに名頭を本家とする同族団であるとするのが一般であるが、これは全く政治的關係であり、これを直ちに「同族關係」などと割り切ってしまうのは疑問である。すなわち、名頭―名子關係をもつて門の同族团的性格を論ずるのは危険であるが、多くの場合、門内部の人間關係は名頭―名子關係をはなれて同族的關係をなしているわけで、現象的には一致するがこの両者は本質的には（近世の門割制に関しては）別物である。例えば、薩摩郡宮之城町の折小野門おりのの場合（小野重朗「門の家と同族集團」、名子家部は四であるが、實際の世帯数は三〇数戸であり、それが名頭―名子關係とは別に三つの「イツケ」集團を形成しており、むしろこちらの方が中心的社会關係となつていたのである。この折小野の例のように山村部の門の場合、しばしば一門が一部落をなし、約三〇戸くらいが一門とされていることが多く、そのほとんどが個立した同族団をなしている。しかし「近在」のような、平野部の門はややちがつている。つぎの例をみよう。

鹿児島上伊敷村之内 県立図書館
所蔵文書

淵之上門 男七人 馬式疋 下屋敷 十二間 五畦六歩 三右衛門
女五人

大豆式斗壺升三合

- 一、柴竹式束
- 一、当三拾五歳 名頭 三右衛門
- 一、同式拾八歳 妻 名頭子
- 一、当五歳 藤助



〔淵之上門の人的構成〕

(以下略)

- | | | | |
|---------|-----|-------------|-------|
| 中屋敷 | 六間半 | 三畦拾四歩 | 五郎右衛門 |
| 一、同 | 五歳 | 右同子
七左衛門 | |
| 一、当三拾五歳 | | 右休兵衛
妻 | |
| 一、同三拾七歳 | | 右休兵衛
名子 | |
| 一、同四拾七歳 | | 休藏
名子 | |
| 一、同三拾老歳 | | 五郎右衛門
名子 | |
| 一、同五拾九歳 | | 妻 | |
| 一、同六拾三歳 | | 右同親
治右衛門 | |
| 一、同式拾三歳 | | けさ霧
右同妹 | |
| 一、同 | 二歳 | 右同女子
つか | |

(名子) 五郎右衛門 (31) ……中屋敷 (三畝拾四歩)

(名子) 休藏 (47)

(名子) 休兵衛 (37)

妻 (35) ————— 七左衛門 (5)

これは明和四年（二七六七）の門割にもとづいて翌五年、城下土川上藤兵衛に支給された上伊敷村淵之上門の名寄帳の一部である。この淵之上門は、名頭一家部、名子三家部よりなっている。それぞれの家族構成をみると、名頭三右衛門家は、両親・妻・妹・子供、二人の計七人家族で、このような家族構成はごく普通のものと考えてよからう。これをさきの折小野門の場合と比較してみると、例えば文政年間では名頭家部は、名頭の家族のみでなく、従姉妹三人、さらに従兄弟の家族二つ、うち一つは分家を出しているにもかかわらずすべて名頭家部として一括されている。山村部の自給的集落より、平野部でしかも近郊農村的な「近在」の方が、ずっと社会結合の分解が早いことを如実に示している。

名子三家部のうち、五郎右衛門は記載順序と、屋敷持ちであること、また年齢的にも名頭の一族—恐らく弟—である可能性が強い。この点も山村部とは大きなちがいである。すなわち、山村部においては、分家を出しても直ちにそれが名子とはされず、何家族かが一家部として掌握されているが、「近在」の場合、一族の分解が激しく、分家はほとんど新門を創立するか、少なくとも名子になることが可能であった。もつと大胆でない方をすれば、分家できるくらいのものはほとんど新門を創立し、居候的隷属民が名子として残る程度

であったのではなからうか。従つて門の規模は必然的に山村部より極めて小さいものとなり、他地方の本百姓と大差ない規模のものとなっている。

他の二つの名子家部は、休蔵と、休兵衛一家（三人）であるが、これらは年齢的にも、また名前の点からも、名頭家とは直接の血縁関係、同族関係のものとは考えない方がよからう。この点もまた山村の場合と大きく異なるもので、山村部の門は規模が極めて大きい場合でも、ほとんど一族で一門を構成しているが、「近在」の場合、族外の者を含む可能性が強いといえるようである。

このような非血縁者の入りこむ機会として見落とせないものが「人配」^{にんべ}である。大規模な例としては、西目（薩摩半島）から東目（大隅半島）や日向への人移し政策があげられるが、一般には崩壊しかけた門に、過大化した門から強制的に移すことが行なわれている。さきの折小野門でも享保年間に計三回四家族の人移しが見られ、かなり封鎖的な山村においても、これは行なわれていたことが知れるのである。このような人配政策が強力に行なわれて、門の労働力の維持がはかられたことは、近世門割制の特色といふべく、中世において把握されえなかつた門内部の労働力をも確実に領主権力の支配統制下においたことを示している。「近在」のような領主権力の強く及ぶ可能性の強い地帯では、山村などよりずっとひんぱんにかつ徹底的にこの「人配」は行なわれたと考えられ、それが、門の同族团的性格を崩す働きをもなしたといえる。門の同族团的性格の崩壊と、この人移し政策はこのように互いに因となり果となつていたのである。

以上、門内部の人的構成をみると、同じく門といつても、山村部と平野部ではその内容に大きなちがいがあることがわかる。従つて門内部の社会結合を一律に同族的関係として大雑把に理解することはさけ、個々

門内部の人間関係

の場合についてその立地条件、経済的・政治的条件などを考慮してその内部関係を判断しなければならぬわけである。恐らく、孤立的な山村部の門と、開けた平野部の門は、大きな二つの類形をなすものであろう。ある人はこれを、同族型と講組型と分けるであろうし、また他の人は山ノ神祭祀型と水神祭祀型と分け、あるいは、山人系文化・海人系文化と分けるかも知れないが、いずれにしても日本全体の社会関係にみられる二元的性格と関連するものをもっていると思われる。

門内部はこのように基本的には「名頭」と「名子」とからなっている。両者の関係が必然的に血縁的ないしは同族的関係をとらざるを得ないものであるか否か、この両者について簡単に考察しておこう。

名 頭

「名頭」は、門の代表者であり、その身分は世襲であつた。名頭の家は門全体の崩壊を意味していため、時には養子をとつても維持しなければならぬものであつた。「歴代制度（卷三二）」によれば、「此門屋敷の筋目の者を名頭とみなえと唱候。……右名頭、名子の総領を致候役目を名主と唱へ候処、天明三年（一七八三）名頭と相改められ候」とあり、門の総領として門全体の監督をする任務を負っている。もとは、これを名主と呼んでいたといい、その名称は名体制下の名主みょうしゅの系譜をひくものであるであろう。この点からも、これは多分に政治的な必要から設定されたものであるといえる。

名 子

「名子」は同じく「歴代制度（卷三二）」によると、「若も其家（一名頭）にて地面の支配とじまか届兼候へば、下作の者を取候、是を子の誤か名字とよなうと唱それ、其名頭の子作と云の意成なるべく候」とあり、名頭が門地の支配をしきれない場合、それを分担するものとして創立するのが名子であると掌握されている。従つて名頭の血縁者―分家が必ずしもすべて名子になるとは限らず、また、血縁者でなくても名子になる場合もあり得るわけである。

さきの折小野門の場合も、分家は多数形成されており、中にはかなり大きな二次的同族団を構成しているものでも、名子になっていない場合がある。

このように、近世の門はあくまでも「御高格護（―貢租負担）の主体であり、単位であつて、門の本質はそれ以外にはない」「鹿児島県農地改革史」であり、門の同族的紐帯は貢租の負担の単位としての門の機能を全うするための手段としてのみ必要となるものであり、門がその貢租負担能力を失うような場合は、いわゆる「人配」によつてその維持・回復をはかるわけである。したがつて人配は「つかれ勞名頭にはたしかなる慥成名子、又慥成名頭にはくみ勞名子与合せ」て行なうべきものであつた。

結局、近世の門にみられる同族的關係はあくまでも副次的要素であり、農民の間に古来みられる社会結合が門に反映されているのである。

門の土地所有 次に門の土地所有についてみよう。

まず具体的な例としてさきの淵之上門の場合をみる。「門名寄帳」の記載形式は次のようになってゐる。

	段	畦	歩
上田		7	4
中田	1	1	0
下田		9	22
下々田	3	8	7
田計	6	6	3
中畠	1	8	14
下畠		6	3
山畠		1	10
畠計	2	5	27
合計	9	2	0

飯屋ノ前井上田十九間 老反四畦八歩 （畦） 初拾壹表町四

上田 七畦四歩 五郎

初五表壹斗七升五合

全部書く繁はさけるが、このような形式で合計一五筆石高一四石が書きあげられている。その内訳は上表の如くである。

門の規模

大体、門の規模は、初期においては四〇石以上あったものが、一八世紀に入ると二五石前後となり、安永年間（一八世紀後期）以降になると一〇〃三〇石に分裂する傾向が指摘されている。この淵之上門の名寄帳は明和五年（一七六八）のもので、門の階層分化が進行しつつある時期にあたり、高一四石は大体中位の規模のものといえよう。

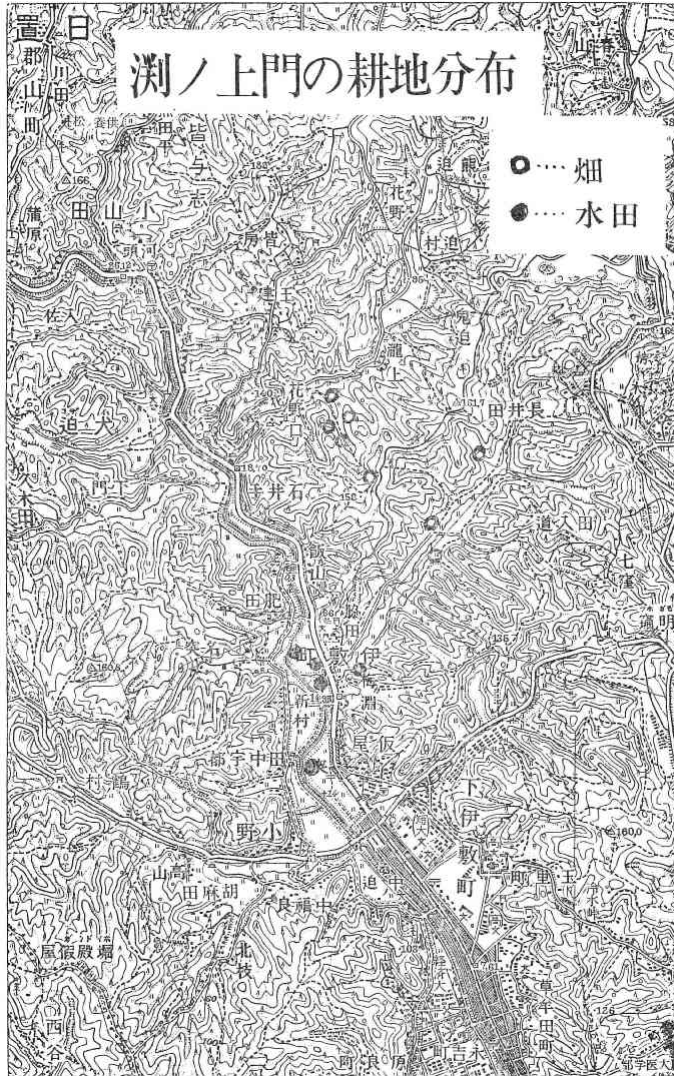
ところで、名寄帳の記載形式であるが、これを簡単に説明しておこう。

門名寄帳の形式

第一行目の上にある「仮屋ノ前」はこの田の所在地を示す。現在の伊敷にある国立病院の西北の甲突川と国道にはさまれた所である。次の「上田」は勿論地質であり、「^{十九間}老反四畦八歩」というのが、この一筆の田の面積である。その下の「^{廿二間半}老反四畦八歩」は段別約粗二石七斗となる。次の「畦町四」はこの上田が四枚の田からなっていることを示している。次の行にある「上田 七畦四歩」は右の田のうち、この淵之上門に割りあてられた分を示し、四枚の田よりなる一反四畦八歩の田がちょうど半分に分けられて、別々の門に耕作させるようになっていことがわかる。門割制の本質は土地の割りかえ耕作にある事は周知の事実であるが、近在においてはそれが徹底して行なわれていたことがしられるのである。これが山村部になると大分事情も異なり、神田などの公共的性格の濃い田は割り替え耕作が行なわれるが、門地は時々多少の調整のための移動があるのみで、大部分の門地は移動しない例が多い。さて、その下の「五郎」はこの史料のみからは判断がつかないが、これはこの地が淵之上門に割りつけられる前の耕作者である「鹿兒島県農」。この人名は淵之上門には全くみられないもので、他の門のメンバーであった。「^五老斗七升五合」は、この七畦四歩の田の標準収穫高である。

耕地の分布

ところで、この門に割りあてられた土地の分布状態をみると、かなり分散し、複雑な錯圃形態をとっていることがわかる。さきの仮屋ノ前を南端として北は花野口の東まで、東は下田・岡ノ原町の堺近くから西は



甲突川西岸まで、ほとんど現伊敷町全域に分布している。門割制がほとんど完全な形で実施されていたことは、この事からもうかがわれるのである。

以上、近世の門割制が近在でどのように行なわれていたかをみたが、その結果、次の諸点が明らかとなった。

- 一、近在の門は比較的小規模であること。（人口構成からも耕地所有額からもこれはいえる）
- 二、門内の人間関係は必ずしも同族团的構成をとつてはいないこと。（これは農村部の門がほとんど同族团的構成をとつているのと大きく異なる点である）
- 三、門地の割替がほとんど完全に行なわれ、土地・農民の掌握が強固であること。

門割制の起源 このような徹底した農民支配の方法としての門割制が、いつ、どのようにして形成されたかは、大きな問題であるが、この点についても、最近、入来文書その他の諸史料の分析によつてしだいに明らかにされつつある。

史料上にたどれる「門」の初見は南北朝期の貞和三年（正平二年・二三四七）のこととされているが、鹿児島史第一巻、それ以後、一四世紀後半を通じて各地の史料に散見し、あたかも、他の地方において荘園―みよう名体制が崩壊して郷村制が形成されてくる時期にあたつてゐる。そして、中世の在家・ざいけ菌が門体制に転化するといふ方向が大方の論の帰するところである。郡山良光「在家体制より門体制」（日本歴史）第二〇四号

世の門割制度につながると考えるわけにはいかない。この段階の門体制に、近世門割制の特長である土地割替制と人配にんばいの源流があるだろうか。初期門体制下においては土地割替制はみられないというのが通説となつ

土地割替制
の起源

ているが、最近、入来文書中の羽島検地日記にある諏訪社領が「門まはりに作候」と注記されている点に注目して、これを耕地割替制の源流と考え、また門付田にみられる浮免地うきめんも割替制をとっていたのではないかと推定もなされている。「在家体制より門体制へ」(日本歴史)第二〇四号。

これについては、前の諏訪社領は、村の鎮守である同社の領としてきわめて公共的性格の濃いもので、それ故にこそ、これは門まわりに耕作しなければならぬものであった。従つて、これを他の一般の農地の耕作にまで適用することは危険であろう。事実、近世においても、村の鎮守——多く諏訪社であるが——の田は、門または門内の個々の農民に割り当てて耕作させるのが一般的である。従つて近世の割替制の源流は、浮免地の割替耕作に求めなければならないと思ふ。

ではつぎに、「人配」はその源流をどこに求めたらいいか。

中世にあつては、門は支配の最小の単位であり、支配権力がその内部にまで立ち入ることはなかつた。そのような状態のもとにおいては、門内部の人的構成を支配権力によつて移動する「人配」は行なわれるはずもなかつた。とするならば、中世の門に求めることはできない。寛永内検において門の人的構成まで掌握することに成功した段階以後のことと考えねばならない。

門地とともに重要な耕地として浮免がある。さきに門地割替制の起源を中世における浮免地の割替耕作に求めたが、その点からも、また、浮免地が郷土制をささえる重要な経済的支柱であるという点からも、浮免についての考察は省くことはできないであろう。そして考察の中心も当然左の二点にしばられるわけである。

中世の浮免 莊園制下における「浮免」とは、元来給付源としての下地したちを固定せず、一般公田ないし得田のなかから、

浮 免

給付該当分を引き募つらせる方法であつて、莊官・地頭などの給田きゆうでんや、仏神料田に、この浮免形式をとる場合が多い。ところが、南北朝期以後、荘園制的在地支配体制が解体して、在地領主の下地一円支配が成立してくると、右のような給田・給名は解消され、坪付不定の給付形態としての「浮免」はみられなくなる。そしてそれにかわつて、名一收取単位からは除外され、耕作者が不定で、領主の自由裁量のきく土地で、したがつて公事の賦課されない土地をさして「浮免」と称するようになった。このような意味での浮免の発生は、元来散田請作形態であつた田地が、しだいにその耕作権を特定の在家に固定化されるようになってきた際、耕作権が固定化されなかつた耕地に求められている。

このような浮免地には当然「在家役ざいけやく」は賦課されなかつたわけで、それを明示するために「浮免」と称せられたわけである。従来、公事の賦課されない地が浮免と称されたのをうけて、この名称が用いられるようになったのである。初期の門体制は、このように在家に耕地が固定化する時点において、耕地と耕作者を一体的に掌握する制度として発生したと推定されるが、その際、領主の直轄地、仏神領などは門地に編入されず、門農民や、それ以下の零細農民に廻作させた。これを浮免と称するようになったわけで、結局、門体制下の浮免とは特定の門、屋敷とも結ばれず、また領主・給人の本来的用作地・仏神領を含むようになるが、元来は浮動的な作人不定の耕地をさしていたのである。

近世の浮免

さて、近世門体制下の浮免はどうであろうか。実例にあたって調べてみよう。

天保六年（一八三五）川上四郎兵衛の知行高名寄帳をみると、かれは、鹿児島下伊敷村に式拾六石五斗七升式合九勺式才の持高があつたが、天保六年、例竿たけしお（檢地）門割を実施した際、右の石高のうち三石五斗三

升八合五勺四才だけ「下り高」、すなわち門高の減少がみられた。そこで、御蔵入高の中、鹿児島小山田村末永門のうちから右不足分を御庭高おにわだかとして下付されている。

このばあい、小山田村末永門の門地の一部が浮免とされているわけである。このような例は他にもいくつかの事例があり、鹿児島県農地改革史、決して特例ではない。すなわち近世の門体制下における浮免は、浮動的な作

人不定の耕地をさすのではない。末永門は本来「御蔵入高」であつたが、川上四郎兵衛の知行高の不足分を補うために浮免として、その一部が御蔵入高から除外されたわけである。近世における浮免とは、「そこからは一般の意味の年貢は免除されている。藩庫収入から除外されて、その土地からの収穫の一切の処分権をその持ち主に委ねられている」土地をさしている言葉である。

浮免の利用 形態

つぎに、その浮免地の利用形態について考えてみよう。古くから、浮免は郷士の自作自収の地とされているが、果たして、右の例でいえば、谷山の山田に居住していた川上氏が、小山田に散在している計一〇筆にのぼる耕地片を自作していたのだろうか。これは常識的には無理であろう。事実、多くの浮免地は郷士の自作地となつていたのであるが、自作の出来ない地もあるわけである。「阿久根町郷土史」によると、郷土作職分（自作地）以外の浮免地は、田方一石について玄米四斗で小作されている。右の場合も、川上氏の自作地ではなく、形からいえば、小作地であつたと考えられる。その小作農民が末永門である。末永門に割り付けられた土地のうち、名寄帳に書き出された一〇筆の耕地は、川上氏の土地を小作していることになり、藩庫には年貢を納入せず、上納—小作料を川上氏に支払うわけである。

このような性格を持つ浮免は、「一般の給地が高に對する年貢徴収権にすぎないのに對し、その全利用権

を有していたという点で、郷土経済に重要な意義を有していた」鹿兒島県農地改革史と評価されている。しかし、その「全利用権」とは具体的にどんなものかはつきりせず、また、右の川上氏の例からみても、単に藩庫に入れるべき上納―年貢を、川上氏に与えるというだけで、一般給地と大差ない経営が行なわれていたと考える方が自然である。もはや、天保期になれば、浮免地に対する給主の直接的支配権は極めてうすいものとなり小作料も、年貢と実質的に大差ないものとなっていたと推定される。

近在は、御蔵入地の占める割り合いが高く、それだけに、今みてきたような浮免地の発生する可能性は高い。よって、農民支配が徹底し、他に例のない苛酷な徴税が行なわれていたとよくいわれる。その点を少し具体的にながめてみよう。

万治二年（一六五九）に定められた「知行物定帳」というものをみると、門農民の負担が細かく記されている。それによると、まず「正租」は、高一石（じょうだい 粃）につき「定代」三斗五升、外に「役米（三升）（後二升）」、「くちまい 口米（七合）」、「賦米（一升一合）」などの附加税があり、総計、高一石（粃）に約四斗（米）となる。これは正に八公二民の比率である。しかもこれは、時代の降るにつれて増徴される。例えば、元禄十一年（一六九八）には附加税として「代米（一升）」が加わっているし、寛政十一年（一七九九）には「三合米（三合）」が加えられている。また初期には粃一石五升を高一石とみなしていたが、寛永年間（一六二四―一六四三）以後には粃九斗六升を高一石とみなすようになり、それだけ表面上の石高は増加し、農民にとっては増税となった。さらに、その収納過程において、賄賂による役人の不正が横行し、一層農民の負担

を過大なものとしていた。

さらに「高三拾石之門^カツに付、年中の納物」が定められており、正月、三月三日、五月五日、七月盆かぜがまえのうも風構納物（台風の被害に備えて納めるもの）などが細かく規定されている。

薩藩の農民をさらに苦しめているのは、「月三十五日の公役くやく」といわれる程、ひんぱんに徴発される賦役労働である。現実には、どのくらい比率で徴収されたかというに、例えば谷山では、一月三〇日のうち一五日間自家の田畑の耕作にあたり、一五日間は庄屋（郷士がなっている）の土地の耕作をしているという報告がある。

このように過重な労働力の徴発は、他藩では例のない事であり、薩藩の農民生活を極度に苦しめている主要な素因となっている。

門の階層分化

このように本百姓としての負担が大きいため、農民の窮乏化、人口の停滞現象は顕著であり、賦役をのがれるため下人に転落する者が続出する結果を招く。このような現象はまず門の階層分化として現われてくる。すなわち、門の構成にみられる変化は、第一に名子数の増加であり、これは江戸中期以降に特に顕著な現象である。第二には持高の変化で、初期には四〇石以上だった門高も、一八世紀に入ると二五石前後となり、特に一八世紀末頃以降には一〇〇三〇石に分散してきている。すなわち、門の階層分化の進行がみられるわけである。この結果、没落した門―ツブレ門が増大し、下人が創出されてくる。藩内の下人には、いくつかの異質のものが含まれている。中世の被官が解放されずにそのまま近世にも下人とされている例、また出水地方に多くみられるフダと称するものは、天草からの移民であるし、ひさおやし「膝育」といわれる下人は、大島

下人

などにみられる庶子のことである。右のような農民の貧窮化により析出される下人も、明らかに一つの類形をなすものである。さて、この下人はどこへ行くか。多くは村内や近村の富裕農民、有力郷士の中に包含されていくであろうが、次のような人口の推移は下人の行くえについて一つの示唆を与えている。

人口の推移

	明和9 (1772)	寛政12 (1800)	文政9 (1826)
鹿 児 島	100	103	121
諸 士 家 来 在 郷 町 人	100	104	111
	100	101	129
	100	115	138
	100	91	87
薩 摩	100	92	98
大 隅	100	76	73
日向諸県	100	86	86
計	100	87	90

(「鹿児島県農地改革史」による)

これを見て直ちにわかることは、人口の減少傾向である。明和九年（一七七二）から、文政九年（一八二六）までの間に約一割の減少がみられるのである。これは他地方にも程度の差はあれ、大体一般的にみられる傾向である。もう一つ注意しなければならないのは右のような全体的減少傾向の中にあつて、鹿児島地区の顕著な増加である。中でも特に、在郷の人口増加が著しい。これが、貧窮化した農民のゆくえである。

このように、近世末、農村の崩壊が進行する中で、鹿児島の在郷、すなわち近在には人口が集中し、にぎわいを呈してくる。この原因としてどんなことが考えられるだろうか。近在は、藩主の直轄でその膝元であり、一種のモデル農村とされていたため、在郷の如き苛政も行なわれず、ある程度の農民生活が保障されていた。さらに、鹿児島という大消費地を控え、近郊農村的性格が強く、土地の生産効率が高かったことが考えられる。

IV 近在の姿

以上、近世鹿兒島藩における農政を、近在に焦点をあてて観察し、いくつかの問題点を考えてみたが、きわめて粗雑な、抽象的な叙述に終わつた。そこで最後に、近在の二・三の地区を具体的に捕えて、これまでの考察を補いたい。

地域

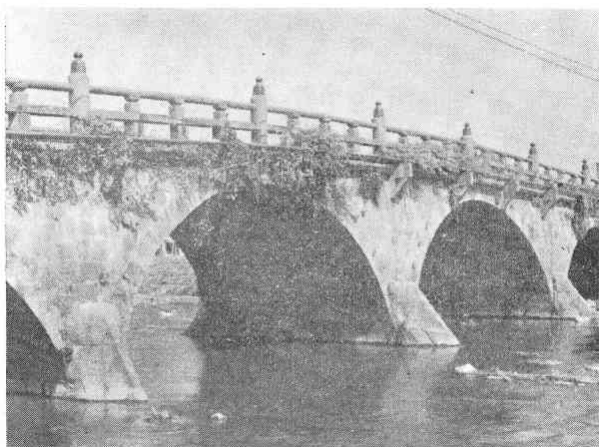
小野村 まず取りあげるのは「小野村」である。この部分はほとんど現小野町。甲突川の中流に、西側から流入する小野川によつて作られた谷合に形成された村、それが小野村である。東は甲突川をへだてて上・下伊敷村に接し、北は涼松すずんまつの峠を越えて大迫村に出る。また西方は山で西別府村とへだてられている。南は水上坂を下ると原良をへて西田の町へ出る。面積はかなり広いが、人家はほとんど小野川の谷にあるのみで、大部分が山林をなしている。

戦国時代まではこの村は、郷士の園田家のものであつたという。近世に入つてからこの家は城下に移り、村は藩の直轄領となつた。そして参勤交替には小野村の農民が荷役に出るならわしであり、また玉里邸の作事方として徴発された。このような夫役をつとめる家はしだいに世襲的なものとなり、米倉・幸加木こうかき・田ノ上・新福などの家がそれで、この人たちの口添えて村内の青年たちが多数かり出されていったのである。その他、八坂神社の祇園祭も、もとはその神事一切がこの小野村の人たちによつてなされていたという。その手配をしたのは幸加木家で、同家を中心にして、山車だし・神輿みこし・人夫など一切の準備が小野村の人々によつてとり行なわれていた。この伝統は大正時代まで続いたといわれる。

小野石切

さらにこの小野村で忘れてはならないのは「小野石」と「小野石切」である。現在でもなお多少は切り出されているが、この小野石は近在での最上の石とされ、約一六〇年前の島津斉興の時代、肥後国より岩永三

五郎を招いて西田橋の架橋と甲突川の護岸工事が行なわれたところから非常な発展をみ、西田架橋には、小野村の石工福山権太郎・今村五郎・宝地三五郎らが岩永三五郎のもとで活躍した。以後代々、小野村の石工は磯島津邸の石塀、



西田橋 (西田町)



西田橋大擬宝珠 (市立美術館所蔵)

集成館、玉里邸などの造営をはじめ、藩内のほとんどの石材建築を手がけている。

このように近在の村は、城下町鹿兒島と密接な結びつきをもっており、他の在郷諸村とは明らかに異なっ

た性格をもった村であった。

農民にとって夫役はたしかに重い負担ではあったが、一面からみれば、それは、彼らの大きな収入源でもあり、他の在郷で課せられる公役は、近在が藩の直轄であるため比較的楽であったと思われる。

小野村には福山・宇都・田中・幸加木・永留・山下・春田など全部で五〇〇六〇の門があつたと推定される。郷士は、日高家のみであるが、西ノ谷の地方には竹迫・床次・白尾・永田など何軒かの郷士がいた。郷士はこのように、農村の縁辺部に多くいる。これは、かれらが、生計維持のため後に入植した無高の郷士であるためであろう。旧谷山市の山田地区にもこのような例がみられる。

西別府・武・田上村 つぎには「西武田村誌」にみられる西別府・武・田上三村の様子をみよう。

武・田上などの地名は、すでに中世の文書などにもみられるが、応永三二・六・一 蒲生忠清寄進状(旧記三五) 応永二一・七・二五 鹿兒島郡内宮地田島並御領分事(旧記五)、この地方の開発が進んだのは天正年間(一五七三〜一五九二)であろう。武の耕地整理記念碑に天正十年(一五八二)と記した石があるという。西武田村誌

もと甲突川は新上橋辺から今の上ノ平町を流れ、鹿大病院の下から名山堀の江戸橋に流れて鹿兒島湾に注いでいたという。ために現在の甲突川流域などはほとんど不毛の地であつたといわれる。武の地帯も当時は不毛の地だつたものを、城下士族の給地などにあてるため開墾したもので、伊敷堰せきから用水路を引き豊かな水田地帯が造成された。

田上は田上川流域の谷合の村で、武よりむしろ早くより開けていたのではないかと推測されるが、明治三年(一八七〇)に調査したとき、その生産力が低かつた―ツカエ在であつたので、西別府の一部である小牧

を田上に帰属させた。ところが、西別府の調査をしてみると田上以上の貧村であったため、小牧は再び西別府に復し、田上には、宇宿の一部である広木を割いて加えたという。

広木は、もと谷山の福昌寺の領であった。そのため七月・十二月などに行なわれる大供養には同寺に集まって飯たきなどをしたので、ここには飯たきの上手な人が多いという評判である。ここが田上に併せられるに至ったのは、昔、宇宿に一向宗信者が多く、それを谷山の土族がきびしく取り締まったので、村民は逃れて紫原に会し、あらためて近在となることを願い出たので、これを認め、田上に含めたものという。この伝えはすべて正しいものか否かはもはや知ることもできないが、このような伝承が信じられてきたという事は、在郷に比べて、近在の方が農民にとって暮らしやすい所であったことを示していると思う。

近世には、農村は次のような支配組織をもっていたわけで、「西武田村誌」には幕末期の各村の庄屋・名主・名頭・名子の数が記載されている。

村名	庄屋	名主	名頭	名子
武	一	五	五一	一〇二
田上	一	四	四一	
西別府	一	二	一〇	
(広木)	宇宿と共に (一)	四	一八	



また各村の最後の庄屋も記されており、庄屋屋敷もわかる。

それぞれの人物が、いかなる人物であったか詳しいことはわからないが、いずれも城下士の微禄のものであつ

支配組織・行政

諏訪神社の
祭礼

部落名	庄屋	庄屋	屋敷
武	児玉万兵衛	藤野長兵衛氏の屋敷	
田上	与倉仙左衛門	川路四郎氏の屋敷	
西別府	児玉定三	吉井福春氏の屋敷	
広木	大脇城兵衛		

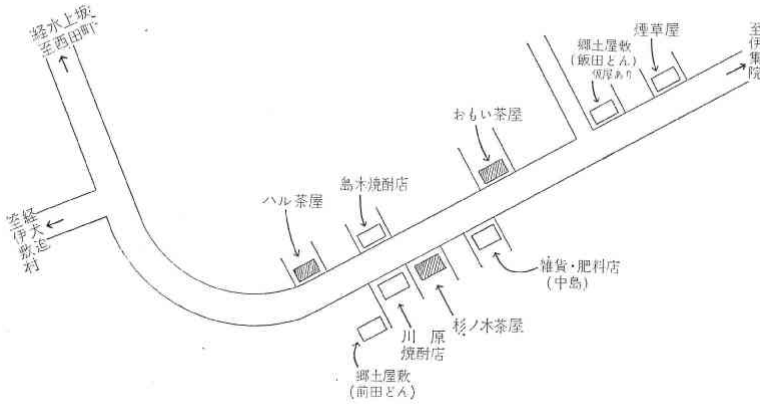
の頭殿とうどの（頭屋の屋敷）と神社に奉納するために七月二日から十五日まで、近在各村から太鼓踊りを出す。六月二十三日に郡方で踊りの順番を決める。小山田と桜島は一村一組だが、他は二・三村が組み合わされている。武は田上と組み、西別府は伊敷・犬迫と組んでいた。

踊りの様子は、早朝、城の東堀の岸に集合し、隊伍を整えて九時ごろから頭屋の広庭、諏訪神社に奉納し城下の各社等を一巡して村に帰る。その隊伍は、大小の鐘打ちと大小の太鼓打ちを組み合わせ、冠や笠には菊や牡丹・梅などの造花をつけ、太鼓打ちは笠をかぶり、背に雞の羽毛で飾った竹竿二本を背負い、さらに隊の中央に大きな竹竿をたてて、三段に丸い板棚をつけ、各段に美しい造花をさした指物をひらめかし、全員白襦袢じゅばんを着、腰に五色の紙を細目に切った大たばをさげ、草履ぞうり、脚絆きゃはんで所の名主や古老に率いられて、はやしながら踊り歩く。「荒田拍子に武やばた犬迫タンタン」という諺は、当時の各村のはやしの特徴をいつ

た。庄屋の仕事は、村内の諸事の令達または上達の取りつぎをし、村政全般の責任を負い、所役ところやくの指揮をうけて作職・貢租・夫仕等の指揮監督をする。これは士族の職務としては下職ではあるが、有形無形の利益が大きく、その点、微禄の士族にとって大きな魅力であった。

近在と城下を結ぶ重要な行事に、諏訪神社に奉納する太鼓踊りがある。毎年、頭屋が二人選ばれ、こ

横井野町略図

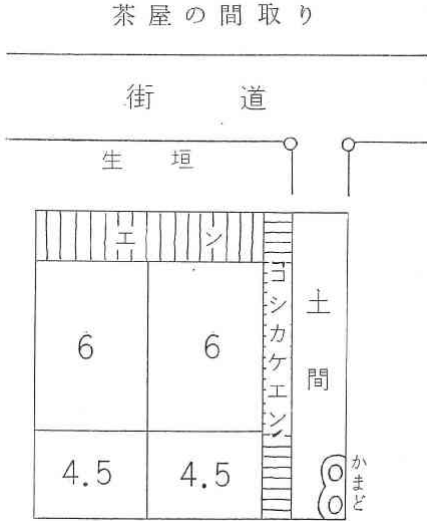


た言葉である。

横井野町 つぎに、近在で唯一の野町である横井をみておこう。

城下三町の一つ西田町の本通りを、西田橋を渡って真つすぐに進むと、左手に日枝神社をみてやがて道は急坂となる。これが「水上坂」である。これを登ると道は見晴しの良い台地に出る。左右の景色を楽しみながら進むと、やがてもう一つの道が右から登ってくる三文字に出る。ここが横井の入り口である。ここから小さい登り坂を登り切ったところに横井野町の最初の茶屋「ハル茶屋」が道の左にある。ここからしばらく、七間という同じ間口を持った家々が規則正しく道の左右に並んでいる。ハル茶屋から一・二軒先に行くと焼酎屋が二軒道を狭んで向かい合っている。右側の焼酎屋の隣りに二軒目の茶屋がある。門口に大きな杉の木があるので人々はこれを「杉の木茶屋」と呼んでいる。この家は他より大きく、間口が他の倍、すなわち一四間ある。その隣には雑貨や肥料を扱かう店がある。さらにその斜め前には三軒目の茶屋

茶屋



行政区分

「オモイ茶屋」がある。これは杉ノ木茶屋の当主の姉でおもりという人が幕末に開いた茶屋である。さらに少し進むと道が左へ一つ分かれた三文字がある。その辻の角に「飯田どん」と呼ばれている士族の家がある。ここは、横井の飯屋である。これから先には人家がなおしばらく点在しているが、横井野町はここまではある。

ところでこの横井は、行政的には犬迫村に属し、犬迫九部落（方限）の一つをなしている。戸数は現在二四戸であるが、元は四五戸あった。大正二年（一九一三）、鹿児島—東市来間の鉄道が開通するまでは、この道は鹿児島へ入る主要道として栄え、横井野町も大いに繁盛していたのである。

一つそのころの茶屋に入ってみよう。入り口のしきいをまたぐと、家の裏までつきぬけた細長い土間があり、その右側にゴシカケエンとよばれる小さな縁がついた、畳の部屋がある。その部屋の、道路に面した方は三尺の廊下がついている。部屋は田字形に区画され、道路に面した二部屋が六畳、奥の二部屋が四・五畳である。旅人は、あるいは縁に腰かけ、あるいは部屋にあがってくつろいでいる。旅人の様子を見ると、付近の在郷から野菜を持って鹿児島へ売

りに行く人、串木野方面から魚を持って来た人、鹿児島から各地の市へ出向いて行く行商人、在郷より城下へ買い物に行く若い娘づれなど様々である。夕方になると城下へ野菜・魚などを持って行った若者たちが帰路につくが、かれらは、茶屋で腹ごしらえをして、隣の焼酎屋へ入る。そこで懐にしたわずかの利益の中から焼酎を購って疲れをいやす。そして夜八時ごろ、すっかり暗くなつてからやつと腰をあげて、四里・五里とはなれた自分の村への帰途につくのである。鹿児島へ入るにも、鹿児島から出るにも常に一服するのがこの横井である。茶屋で売っているものは決まっている。「ソバキイ」が三文、「カシワ煮」が一皿五文であった。当時、米一升一〇〜一三文の時代で、これは決して高い値ではないが、「カシワ煮」を食べるのはゼいたくに属する。

幕末には茶屋はさきに記した三軒だけであつたが、他の家々もみな家の構造は同じで、いつでも自家を開放して旅人の利用に供することができるようになっていた。

在郷や麓にある野町は各種商店が軒を連ねているが、横井は、いわば茶屋野町で、その主体が茶屋であるところに他の野町とのちがいがあつた。そして、屋敷も均等に割りつけてあり、人為的に造成された野町である。もつとも他の野町でも、間口を均等になるように屋敷割りをしているが、多くは三〜四間、横井の七間の約半分の広さである。

野町には門割制はなく、したがって支配権力の浸透も弱いため、幕末になると人口の流入が著しいことは先述したとおりである。横井も幕末から明治時代が最盛期であつた。

薩摩の馬

吉野の牧 薩・隅・日三州は古来馬の産地として有名で、例えば古河古松軒ふるかわこしょうけんの「西遊雑記」さいゆうざつぎにも、日隅

厩

両国は馬を多数産し、九州ではすべて両国の馬を用い、年々三〇〇〇匹も産すと記されており、ケンペルも「日本誌」で薩摩の産物として馬をあげている。藩でもつとめて馬の飼育を奨励し、各地に牧を設けてその増産・品種の改良につとめている。さらに、母駄を他領に移出することを禁じ、移出するのは雑小荷駄馬に限り、しかもそれには藩の免許を要し数も定まっていたらしい。

藩の馬政機関は「厩」で、これに「馬預」の役をおいていた。これは小納戸頭取の兼務とされていた。藩の置いた馬牧は総計二〇カ所にのぼるが、その中でも最も重要なものが、近在にある吉野牧と比志島牧であった。

吉野牧は、もと川上家の開いたもので、慶長年間（一五九六〜一六一四）川上上野久隅の代に藩主島津家久に献上したものである。

御馬追

ここには、有名な「御馬追」の行事がある。この馬追の行事は、四月には吉野牧であり、八月には大隅の福山牧で行なわれるもので、多数の騎馬武士や役夫が牧の馬を並に追いこみ、勇健な若者が中に入って二歳駒を捕える行事である（そのもようは「民俗と行事」の項参照）。この馬を並に追い込む役夫は串目立といひ、吉野の場合、谷山・桜島・重富・吉田・郡山・蒲生・帖佐・始良郡山田・加治木・国分（踊・横川・溝辺と隔年に立つ）の諸郷からこの役夫が徴発され、城下三町からも出た。このときには、藩から家老一人、惣奉行一人、川上嫡家の御目付二人が参列するならわしであった。この日取りは、「薩藩政要録」（巻八）によれば、四月中の辛丑・辛巳・辛酉の日とされ、もし四月中にこの日がない場合は、五月の乙亥・丁亥（つちのとし、かのとし）・辛亥のいずれかとされていた。

馬 匹 数

なお文政九年（一八二六）の吉野牧の馬匹数は二三九匹であつた。ちなみにこの時の藩内各牧の馬数総計は四五二九匹であつた。

また吉野牧の中には別圃の唐牧が設けられ、その中にベルシア巴爾齋亞野・くだらの百濟野があつて、外来種の馬の飼育がなされていた。また重豪は、吉野牧から移して比志島牧を設立したが、ここはジヤカルタ咬嚼吧馬牧で、これも外来種の牧であつた。

第三章 文化の発展

I 概観

近世における城下町鹿兒島の文化は、歴代の藩主島津氏の存在を抜きにしては考えられない。江戸時代の全国の城下町がそうであったように、藩主の意志があらゆる面に強い影響を及ぼしている。特に名君とされる文化・文政期の重豪、幕末の斉彬の二人は開明的な文教政策をとり、薩摩藩の文化の発展に寄与するところが大であった。しかしその裏に両君の政策を受け入れて消化したある階層と、薩摩古来の伝統文化の背景があったことを忘れてはならない。

一般に地方の文化は、中央の文化の影響をうけて、少し遅れて開花するのが普通であるが、江戸時代の鹿兒島の文化も通例にもれず、桂庵玄樹・高城秋月らに代表される中世文化の流れが、江戸初期ごろまでには衰えて伏流してしまつた。やがて上方中心の元禄文化を重豪が輸入するのであるが、武断的な鹿兒島では皮相的な輸入に終わった。頼山陽の「後兵児の語」はこの時期の有様をよく伝えている。皮相的な撰取に終わった原因は、鹿兒島に元禄文化をささえたような豪商層がなかったことに求められるであろう。しかし地方文化は新しい中央文化を受け入れると、やがて伝統文化と融合して、その地方独自の文化を形成することをも忘れてはならない。化政期頃になると、藩の殖産興業政策に結びついた城下町人の進出と、手工業の担当者となつた下級武士など新しい文化の担い手が台頭しはじめていた。彼らは重豪の開化策を批判しながらも次第にそれを受け入れ、伝統文化と融合させつつ独自の文化を形成しつつあつた。

このような動きの中で斉彬が襲封した。鹿児島生まれでなかった斉彬は、正面から藩政に改革を加えなかった。非凡な彼は藩庁上層部との無駄な摩擦を避け、得意とする洋学で下級武士と結びつつ革新的な政策を展開していった。このことは鹿児島文化の発展にはなほだいい結果を生んだのではあるが、幕末の薩摩藩の発展を名君一人だけの功績として評価してはならない。それをうけ入れた背景として、先に述べた下級武士および町人の存在に注目すべきである。鹿児島文化の伝統文化に洋学が移植されるや、みごとに開花させ幕末維新に革新的な働きをなした階層が育ちつつあった。ただ全国的に見た場合、鹿児島では城下町商人の動きをそれほど大きく評価できず、指導権をにぎったのが武士層であったから、その意味でも、鹿児島近世文化は武家文化であった。

なお、近世以前においては、鹿児島市の文化は同時に県の文化でもある。大部分は城下のことや城下出身者についてのべたつもりであるが、特に主要な人物や、地方出身でも城下士に列せられたような人物の業績などは、或る程度ふれざるをえなかった。

II 学 問

薩南学派

儒学 薩摩の儒学史に重要な位置を占め、近世初頭の文教に多大な功績のあった僧南浦文之は元和六年（一六二〇）九月、六六歳で没した。文之に教えを受けた者は、伊勢貞昌・川上久国・三原重庸・頼娃久政・島津久通・新納久詮など、いずれも光久の時代に家老ないしは藩の重職についた大身の士が多かった。彼らは詩文にもすぐれ、川上久国は「川上久国雜記」・「久国雜話」・「泗川御在陣記」を残し、三原重庸

と新納久詮は詩文をよくしたし、島津久通は史館総裁となり「征韓録」・「島津世録記」などの編集に関係している。しかし彼らは儒学者として藩主に仕えたものではなかったから、学問そのものは発展せず、桂庵けいあん玄樹げんじゅ以来の朱子学は、次々に流行してくる新しい学問に押されて有力な学者を輩出しえない。一般に中世的な性格を保ちつつ独自の文化を幕末まで伝えたといわれる薩摩の文化も、ある一面では次々に流行する中央の新しい文化を受け入れて発展したものであった。

幕府では家康が藤原惺窩ふじはらせいこの弟子林羅山を儒僧として採用し、綱吉時代の文治政策への転換で羅山の孫鳳岡ほうおうの時に儒・僧分離策がとられ、以後朱子学が正学とされるに至ったのに対し、鹿児島では文治政策への転換がおくれ、儒・僧の分離もなされず、以後薩南学派の系統は伏流するのである。もつとも文之に師事した屋久島出身の僧儒泊とまり如竹じよちくと、その門下の志布志出身の愛甲喜春あいこうよしはるの二人は、ともに光久の侍読じとくに命ぜられたが、のち兩人とも帰郷してしまい、鹿児島城下には代表する者がない。

なお、桂庵・文之の門流以外には、義弘に挙用された帰化鮮人の前川為善や帰化明人の江夏友賢と、光久に招かれた林羅山門下の菊池東勺とうしやくや深見玄岱げんたいなどがあるが、いずれも一流一派をなすにいたらなかった。これに対し、享保以後になると同じ朱子学でも室鳩巢学が盛んになり、児玉利容・郡山員雄・志賀親章などがでて鳩巢学をひろめた。彼らはそれぞれ藩庁の記録方勤務となる。門下生も多く、しばしば城下くみがしちの家に集まって講義を受けていたので、当時これを組講くみこう積と呼んでいた。その一人山田有雄は記録奉行となり、重年・重豪の侍読も勤めた。彼は詩文・和歌や書に長じていたといい、「月州先生詩集」がある。郡山くにか国華なるのぶは斉宣の侍読となる。郡山員雄は記録奉行となり、「島津世家」を編纂した。本田親福は志賀親章門下

で記録奉行となり、安永二年（一七七三）の聖堂創建にも参加した。

赤崎貞幹

赤崎貞幹は谷山郷士の出身で山田有雄を師とし、のち城下士に列せられた。重豪に認められて二代目の造士館教授となり、齊宣の侍読ともなった。記録奉行を務め、江戸に出て重豪の秘書ともなっている。彼は和歌・国文にもすぐれ、著書「村雨の夕」は、隣家の翁との対話形式で、朱子学や鳩巢学派のことについて述べたものである。その他紀行文・歌集の遺著も多い。同時代に出た山本伝蔵正誼は、志賀親章に、次いで山田有雄に師事し、江戸に出て萩生徂徠門下の大内熊耳に学んだ。重豪に認められて、安永二年の聖堂創建の際に記録方添役聖堂方掛に抜擢された。なおこの職名は安永六年（一七七七）に聖堂奉行、天明六年（一七八六）

山本正誼

には教授と改称された。山本はのち文化年間に秩父一派の攻撃をうけて失脚した。門人では向井友章が有名で、一八歳より七年間江戸に出て昌平黌に学び、帰国後は菓園奉行に任ぜられたが、彼に師事するものが多かったという。漢詩にすぐれ滄浪と号した。「滄浪詩集」・「滄浪遺稿」が公刊されている。

木藤武清

右の山本正誼らに対抗して、いわゆる文化朋党事件をおこした思想的中心人物が木藤武清である。木藤は独学であったというが、程朱学、なかでも鳩巢学を重んじたという。従って儒者の詩文尊重を激しく攻撃し、徂徠の古文辞学に強く反対した。当時の藩学を中心であった造士館教授の山本正誼は、多少徂徠学の流れをうけていたので、攻撃の対象になったのだという。木藤は「近思録」を重んじ、大極図説に精通していたが学問に対する純粋性や一本気な学風が当時の青年たちの心をとらえ、秩父秀保・樺山久言・隈元軍六・森山三十などの熱心な崇信を受けた。やがて彼らが藩の要職につくと、一党一派を形成し、藩政を左右するようになった。世人はこの一派を大極党と呼んでいた。やがて木藤一門と山本正誼との対決が起こるが、朋党の攻撃を

うけて、山本は「斥非論」を作り、學術・政治の邪正・得失を評論して対抗したが、文化四年（一八〇七）藩主斉宣に呼びだされて「學術」（さきの斥非論に課業口論と学規を加えたもの）の焼却を命ぜられ、学者は学問以外のこと、特に政治に関与してはならないと譴責された。十二月二十四日のことである。同日秩父らは造士館一派の助教、橋口子璉・同宮下希賢の二人に大極図説の講釈を行なわせ、粗略にすぎると批難した。かくて藩主・重臣らの面前で、両派の論争は数時間に及んだという。もつとも論争ではなく一方的に押しつけたものではあったが。こうして十二月二十九日には享和二年以後中絶されていた造士館掛に秩父一派の樺山久言が命ぜられ、館中の教育万端を指導監督することになった。さらに同日、家老秩父の名で「諸人學問精勵・講堂出席」についての達示もなされ、秩父一派の造士館掌握は成功し、翌五年正月には山本正誼を造士館教授より追放することに成功したのである。山本は同年七五歳で没した。秩父らは造士館改革にも着手し、聖堂創建以来続いていた春秋積菜の儀もとどり止められたが、間もなく藩父重豪の怒りにふれ、樺山・秩父一派はことごとく免職処分となり、万事もとにかえされた。これを機として重豪は再び藩政を後見し、翌年には斉宣でさえ藩主の地位を追われてしまった。いわゆる（秩父くずれ・近思録くずれ）である。

この事件は、前藩主重豪と結んだ儒者山本一派に対して、近思録党の秩父一派が新藩主斉宣を擁しておこした指導権争いにすぎないが、幕末の下級武士層に影響を与えたことは重視すべきである。簡単にそれまでの経過をみると、斉興の継嗣問題からおこったお家騒動すなわち高崎くずれ（嘉永朋党事件・お由羅騒動ともいう）がおこり、関係者は処分されたが、結果としては久光派が敗れ、斉彬の襲封が実現した。斉彬は天保以後藩政改革に当たっていた調所広郷と意見が合わず、斉彬を支持した者は、久光と対抗した嘉永朋党事件

関係者の一派であった。その子弟に西郷隆盛・大久保利通などがいたのである。彼らは調所を忌みきらい、調所を採用した重豪にも好感をいだかず、秩父くずれ関係者に同情を示していくのである。幕末の薩摩に芥彬の存在はあったにしても、重豪以来の開化政策が改革派の下級武士にスムーズに受けつがれなかったことが、明治維新への過程で久光の公武合体策にみられるように、長州藩に一步遅れをとらせた要因の一つであったといえるであろう。

閻齋学派

山崎閻齋派あんなさいの流行は幕末になってからである。一般に閻齋あんなさいの垂加神道すいかが、水戸学・国学系の復古神道とともに維新初期の段階において思想的に指導的な役割りを果たしたとされるのであるが、鹿児島でも嘉永朋党事件で臥蛇島に流された山之内貞倚、同じ関係者で筑前へ亡命した諏訪神社の神官井上経徳とその弟千秋とが閻齋学派であった。また寺田屋事件の首謀者有馬新七も閻齋門下の若林強齋きょうさいの系統に属したという。同じく維新初期の段階で指導的役割りを果たした人々である。上原尚賢は閻齋派の岡田寒泉かんせんを師とし、帰鹿後は斉興・久光の侍読に任ぜられ、著書も「西藩烈士干城録」一五巻ほか多数がある。

陽明学は文化十三年（一八一六）に加治屋町に生まれた伊藤祐之に至ってはじめて著名で、最初都城の荒川秀山に師事した。著書に「餘姚学園」三冊があり、中江藤樹以下和漢の陽明学者の言行・遺事を抄録して自己反省の著としたものであるという。西郷隆盛・大久保利通なども彼に師事して「伝習録」の講義をうけたと伝えられるし、同じく西郷・大久保などが禅を学んだ福昌寺の僧無参和尚も陽明学派であった。また嘉永朋党事件に関係した松山隆阿りゅうあも陽明学の崇信者で、彼の門下には維新前後に活躍した大山綱良・海江田信義・樺山三円などがいた。このような点から考えると、知行合一を説き実践を重んずる陽明学派に学んだ

実学

者は、やがて反朱子学的立ち場に立ち、幕末の鹿児島に思想界に重要な位置を占めることになる。

その他の異学について述べると、延享^{えんぎょう}ころ川上親埤が実学を伝え、共鳴する者が多かった。彼の信奉者たちは度々集会し討議したが・話題は人物の批判や政治批判に終始したらしい。やがて川上の没後寛延三年（一七五〇）十二月、一派一〇人は処分された。これを実学派くずれと呼んでいる。

古学

古学の中でも、荻生徂徠の古文辞学は前述した通り山本正誼にも少しは流れていたが、盛んになったのは安永九年に没した吉田清純と明和八年に没した市来政公以来のことである。この両人の門下生などは聖堂創建に際して山本正誼が教授に任ぜられると山本を攻撃し、山本もまたこれに応じ、やがて論争が政治批判に発展するに及んで川上嘉善以下謹慎を命ぜられた。これを古学くずれ又は古註くずれと呼んでいる。

伊地知季安

最後に独学者と称する伊地知季安^{いぢちすえなが}をあげなければならないが、彼はのちに記録奉行となり、「旧記雑録」をはじめ数々の著書を残し、近世に他の追隨を許さない考証史家として有名である。しかし、朱子学系の向井友章の系統に属する儒者としての季安も特筆すべきであり、天保四年（一八三三）成稿の「漢学紀源」の著書がある。

白尾国柱

国学 中央にややおくれて、鹿児島にも国学者が輩出するが、本居宣長門下といわれる白尾国柱が最初の人である。彼は本田親昌の子として生まれ、のち白尾国倫^{よしし}の養嗣となった。記録奉行にも任ぜられ、著書には寛政四年成稿の「神代三陵考」がある。その特色は本居宣長の説を受けつぎ、高屋山陵を肝付郡内之浦町の国見嶽に推定していることである。その他寛政七年（一七九五）の自序がある「甕藩名勝考^{げいはん}」や、南島考^{しずの}もある。なかでも文化九年（一八二二）の自序がある「倭文乃芋環^{おたまき}」一二冊は、藩内の風俗・故事・歌

謡・怪談などを集録したもので、当時から写本も多く作られ、広く読まれたという。また記録奉行以前に「成形図説」や「三國名勝図会」の編纂にも参加している。

大河平隆棟

白尾国柱に少しおかれて大河平隆棟がでたが、二人は互いに交友し研究を続け、ともに薩摩国学の双壁と称された。大河平も宣長の学風をしたい、古道を究明し、和歌にすぐれ文章も巧みであった。やがて文化五年（二八〇八）の朋党事件に連坐して幽囚中に没した。この幽囚中の心境を述べたのが「空木綿」であり、ほかに「述懐百首」がある。

山田清安

嘉永朋党事件の首謀者として切腹させられた山田清安も宣長の流れをくみ、同時に桂園派（香川景樹派）



八田知紀大人誕生の地（常盤町）

の歌人としても知られている。著書には「古言考」・「和泉式部事跡考」・「薩隅日考」
「設楽歌考」・「御即位式考」などの考証類
や紀行文が数多くあったが、嘉永二年（一八四九）の事件で家屋敷ともごとく没収されたといわれ、伝えられるものは少ない。

清安のほかには嘉永朋党事件に関係した国学者は八田知紀・後醍醐真柱・関広国・松元一左衛門などで、八田知紀は桂園派の歌人としても有名であり、維新後は宮内省歌道御用掛

八田知紀

後醍院真柱

に任ぜられ、宮廷歌人となった。後醍院真柱は大河平隆棟の二男で、天保十二年に後醍院家の嗣子となり、歌文特に長歌にすぐれていた。著書の「神代三陵志」は、白尾国柱の「神代三陵考」とともに高屋山陵を内之浦の国見獄としたものである。その他の著書としては天保二年に京坂・伊勢・松坂地方へ旅行した時の「参



後醍院真柱誕生地（薬師町）

宮日記」、同十年に江戸出府時の「東行日記」などがある。なおこの時に平田篤胤の門下生となつている。帰鹿後嘉永朋党事件に関係して処罰されたが、のち許されて安政五年（一八五八）には造士館訓導師となり、古事記・日本書紀・令義解などの古典を講義した。維新後、新政府の文教関係にたずさわったが、明治十年（一八七七）吉備津宮神社の宮司に任命された。同十二年同地で没した。

後醍院真柱もそうであつたが、平田篤胤に

師事した者は多い。篤胤の門人帳によると、和田秋郷・木村鈴満・法元御楯・肥後瓊音・池田兼見・古後秋庭・増田矩富・大山綱雄・和田磐春などが文政十年（一八二七）から天保十三年（一八四二）までにみえ、篤胤没後の門人としては岩下方平・税所篤・野津鎮雄などがある。

伊地知季安

史学

幕末になると、不世出の考証史家伊地知季安が出て、数多くの著作を残し、中世・近世の研究家に

益するところが多い。季安にしてもそうであるが、近世以前の史学は儒学と分離していない。従って藩庁の記録奉行に任せられたのは大部分が儒学者出身である。

文書奉行

文書奉行がおかれた年代ははっきりしないが、家老の中から一人ずつ選ばれて記録方となり、系譜・文書などを担当していたが、家久の時に義岡久喜を命じて文書奉行とし、系譜・文書などを保管させたという。

記録奉行

この後、光久の時代に、文書奉行であった平田純正が家譜編集を命ぜられて、明暦三年（一六五七）に完成したので、高一〇〇石を与えて記録奉行とした。

島津久通

先にあげた儒学者の中で、記録奉行となったおもな人々とその業績をあげると、次のようなものである。宮之城領主島津久通は史館総裁となり「島津世録記」・「征韓録」などを編纂した。河野通古は「諸家大概」を編み、伊地知重張（重英）は文化五年（一八〇八）屋久島に文書採集に行き当地で没したという。児玉実門は聖堂ならびに史館に勤務し、郡山貞雄は「島津世家」を編纂した。本田親福は安永二年聖堂創建の際に記録方勤務となり、吉貴・重年の年譜を作った。寛文十一年（一六七二）に成稿の「征韓録」は、島津久通を総裁として平田純正・大田久知・河野通古などの手になるもので、幕府の儒官林鷲峯の序文もあり、その記述に当たっては、諸家に伝わる古文書・古記録などを史料として、天正十九年（一五九二）の豊臣秀吉の陣催促から、慶長三年（一五九九）の島津義弘の凱旋^{がいせん}までの七年余りの朝鮮征伐の経過を述べたもので、事件後約七〇年後に編纂されたこの書は、物語風の史書ではあるが、信頼できる秀吉の外征史として中央の学界での評価も高い。

征韓録

島津国史

山本正誼は重豪の命により「島津世家」を改修して「島津国史」三三巻を成稿した。本田親孚は「称^{しょうみやう}名

墓志^{ほし}」と題して、本藩の主要人物八〇〇余人の墓を探訪し略伝を記したが、のちに伊地知季安が補遺編二四〇余人を追加している。得能通昭は宝暦八年（一七五八）に「西藩野史」を、国学者の白尾国柱は「麿藩名勝考」を著わしているが、五代秀堯・橋口兼柄などが編纂した「三國名勝図会」とともに地方史研究には欠かせない書である。

このほか、記録所や史館で編纂された島津家の治世に関する記録は数多いが、なかでも薩摩藩代々の諸制度を述べた「列朝制度」六〇巻は藩史研究に欠かせぬものである。島津久光の蔵書であった玉里文庫を譲りうけた鹿兒島大学附属図書館発行の「玉里文庫目録」によると、以上のほかにも多くの地方史関係の写本がみられる。

伊地知季安

伊地知季安は伊勢定休の二男として生まれ、享和元年伊地知季伴の養子となった。はじめ記録見習方となり、次々に諸役を勤めたが、文化五年朋党事件に連坐して、喜界島遠島を命ぜられた。のち許されて弘化四年（一八四七）軍役方掛、翌年記録方添役、嘉永五年（一八五二）に記録奉行となった。再び諸役を経て最後には用人にまで進むのであるが、この間、記録方勤務も続いていた。慶応三年（一八六七）八月、維新の動乱期に八六歳の生涯をとじた。編著書中もつとも知られるのが「旧記雑録」である。藩内の旧記・古文書を年代順に編纂して前編四八巻（忠久より貴久まで）、後編一〇二巻（義久より光久まで）、追録一八二巻（光久より忠義まで）と附録三〇巻の合計三六二巻にまとめあげた。このぼう大な史料集成は季安一人で大成されたものではなく、季安の二男季通がうけついで明治三十年頃に完成したものであるが、前編と後編は季安の筆になるものとされている。

季安は集めた史料をもとにして多くの著作を残しているが、おもなものをあげると、天保初年成稿と思わ

旧記雑録

れる「寛永軍徴」二八巻は、薩摩の軍制及び切支丹禁制関係について述べたものである。一向宗禁制の由来を考証したものに、天保五・六年頃成稿の「御当家様就一向宗御禁制愚案下書」一卷及び同補遺一卷、推古朝より天保三年までの薩南琉球交渉史を編年的に漢文で書いた「南聘紀考」三巻があり、天保四年（一八三三）に成稿した「管規愚考」は島津忠久の三州統治と島津庄に関する考証で、別名を「島津御荘考」という。「西藩田租考」二巻は天保八年に成稿、薩藩古来の農政事項を漢文体で記述したもので、公刊され、今日でも経済史研究に欠かせぬものである。「近秘野草」は重豪の伝記で、曾槃著の「仰望節録」とともによく利用される書である。その他「狩夫銀御旧記」・「差杉来由私考」^{さしすざらいゆしこう}・「薩州唐物来由考」・「太秦姓来由」^{うずまさせいらいゆ}・「得仏公（忠久）御真像」などの著書がある。

季安がこのようなすぐれた考証史家に成長していったのは、斉彬の援助によるものでもあった。斉彬自身も古文書・古記録の調査に関心を示し、嘉永四年（一八五二）に就封のため江戸参府の途上、川内の新田八幡宮に参詣し、同社宮司の所蔵文書を閲覧して、その写しを記録所に命じて作らせた。翌年には記録奉行に命じて年中行事を編纂せしめ、斉彬も城中で旧記・実録類を閲覧することにした。当時記録方添役であったのが伊地知季安であり、修史事業に対する熱意をかわれて記録奉行に昇進した。安政元年（一八五四）斉彬の命で、記録所は島津忠久以来の古文書の編纂に着手するのであるが、同四年七月ほぼ完成した。これが先述の「旧記雑録」前編・後編である。この編纂のため、県下から集められた記録類を保管するために特別に文庫も建てられていた。

地理学 地図・地誌については慶安二年（一六四九）二月に、まず大隅・日向・琉球の地図が完成し、同

年八月には薩摩・琉球・大島・八重山の地図を幕府に提出しているので、この頃に封内全域の地図が作られたと考えられる。その後宝暦六年（一七五六）にも幕府の目付へ、封内（薩摩・大隅・日向）と琉球の地図及び「地誌要略」二冊を提出した。この「地誌要略」がどのようなものかわからないが、同時代（宝暦・明和ごろ）に活躍した徂徠学派の儒者吉田清純が、山田有雄・本田親方などと編纂した「地誌要略」三巻があるので、あるいはその二冊であったのであろうか。

重豪は世界地理にも興味を持ち、長崎のオランダ通詞松村元綱を、商館長チニングの推薦で招いたこともある。その後享和二年（一八〇二）には侍臣の石塚崔高さいこうをして「万国地海全図」一鋪を版刻したが、それは天文図略説および地海全図集説の二篇が合刻されたものであった。

伊能忠敬の鹿児島近海の測量は文化七年（一八一〇）に行なわれたが、次いで同九年の種子・屋久両島の測量のあと再び薩摩も実測していったという。一方、藩では、文化十二年に橋口兼古に命じて、「薩藩勝景百図及図考」を編集させて、幕府に提出している。地誌としては、国学者白尾国柱らが編纂した宝暦七年（一七五七）の「甕藩名勝考」があるが、よりすぐれているのは、天保十四年に完成した「三国名勝図会」六〇巻であろう。五代秀堯を総裁として、橋口兼柄・五代友古らが編纂したものであり、歴史と地理の研究には欠かせぬものである。なお明治初年に編纂された樺山資雄の「薩隅日地理纂考」も、地方史研究に益するところが大きい。

一方城下図は数多く作られているが、中でも県立図書館所蔵の屏風に仕立てられた文政四年の城下地図は、模写ではあるが当時の模様を刻明に印して貴重である。外に天保末年の城下図もよい。「薩藩沿革地図」に

三 国名勝図会

収められている。

洋学 中央における洋学の發達は、やがて鹿児島にも及んできた。これを積極的に取り入れたのは藩主島津重豪である。繁栄方において城下土風の改革に上方化をはかった重豪は、蘭学に対してもなみなみならぬ情熱を注いでいる。すなわち、明和八年（一七七二）の長崎訪問をはじめ、オランダ商館長チチング・同ロンベルグ・同バルケレル・同ヘムミニー・同ゾーフ・同プロムホフなどと交際し、特にゾーフとは親密であったように、ゾーフ編の蘭日辞書「ゾーフ・ハルマ」の清書には重豪の送った大奉書紙が使われたという。またオランダ商館付き医師ドイツ人のシーボルトが、文政九年商館長の江戸参府に従って江戸を訪れた時、重豪は老体八二歳にもかかわらず、親しく彼らを大森で送迎し、在府中は旅宿を訪問して親しく会談したという。

オランダ人との交際は、当然舶来品や珍奇な品々を蒐集しゅうしゅうさせることになったのであるが、文政十二年（一八二九）に近衛基前を江戸高輪の藩邸に迎えたときの各室備品目録によると、絵画・置き物・文具・家具・楽器などにわたって、その過半数は舶載品であった。これらの品々は長崎においた薩摩屋敷で購入に当たっていた。文政十年にはそれら和漢洋の奇物・異産を収めるために、江戸高輪に土蔵を建て「聚珍宝庫」と名づけたほどである。

このようなオランダ趣味に対して、世人は蘭癖と呼び、大名の有閑事とうけとったようであるが、重豪としては当時流行の洋学をとり入れ、鹿児島での応用と定着をはかったのである。なおかつ、重豪の関心が医学方面に向けられたことは、「解体新書」以後の日本の洋学研究と無関係ではなかった。老体をおし

てまでシーボルトと会談したことや、本草学を研究したこと、侍医曾槃を重用したこと、医学院を設置したことなどはその結果である。こうして鹿児島には重豪の庇護ひごのもとに、堀愛生・石塚崔高・松村元綱・曾槃などのすぐれた蘭学者が輩出した。やがてこのような基礎の上に、斉彬の積極的な富国強兵策がとられ、軍事科学において幕府・諸藩をしのぐほどの発達をみせるのである。

本草学に興味をもった重豪は、領内の佐多・山川・吉野などに薬園を設けたが、このうち吉野薬園（現吉野小学校の地）は安永八年（一七七九）に設置されたものである。一方藩庁には天明元年（一七八一）ごろ薬園署、同三年に薬園掛、寛政四年（一七九二）には薬園奉行をおいて、薬園の経営に努力した。また江戸の本草学老佐藤中陵を招いて、天明元年から同三年まで藩内の薬草を採集させている。やがて寛政四年には帰化明人の子孫で本草学・医学に明るい曾槃（曾占春）を招き、記室（一種の秘書）として「成形図説」の編集に当たらせている。「成形図説」は、曾槃・国学者の白尾国柱・儒学者の向井友章・蘭学者の堀愛生らが重豪の命によって寛政五年（一七九三）より編集を始めたもので、先に安永二年（一七七三）より編集を始めていた「成形実録」を改定したものである。内容は、農事・五穀・蔬菜・薬草・樹竹・虫多・魚介・禽獣などのすべてを分けて一〇〇巻とし、印刷して藩内に配布して農業の指導書とし、あわせて薬草などの効用を周知させる意図であったという。しかし和名とともに洋名をつけ、その歴史的由来を考察し、中国の例まで考証しながら、藩内の例を採収記載しなかったことは、たとえ重豪の啓蒙政策の一環をなしていたとはいえ惜しまれてならない。

このぼう大な農学書の編集版刻も、三〇巻を出版したのち文化三年（一八〇六）の江戸の火災で高輪藩邸

が類焼したため、同編集局を廃し、曾槃一人が編集に当たるとなり、次いで文政十二年には再び火災にあい、印版一〇巻とともに原稿も焼失してしまった。しかし以後も曾槃は努力をつづけ、天保二年（一八三二）に菌部以下一三巻の編集を終えて藩庁に提出したというが、静嘉堂文庫には菌部一卷・菓草部一〇巻・木部三巻・果部一卷の計一五巻の草稿が現存しているという。また東京国立博物館所蔵の鳥部の写本は、曾槃の没後草稿の中から抄出したというが、鳥類三〇〇余种について記している。天保四年に重豪が、翌年曾槃が没すると、この雄大な編集計画も未完成のうちに終わったのである。重豪は鳥類についても非常に興味をもち、各種の鳥類を蒐集していた。文政九年（一八二六）にシーボルトに面会した時にも鳥の剥製術を質問しているし、聚珍宝库には鳥類の剥製も多かったという。のちに剥重豪の暗記している鳥名を筆記させたところ、四五〇余种になったので出版したものが「鳥名便覧」である。ほかに本草学関係では、明和八年（一七七七）に田村藍水らんすいをして「琉球産物志」一五巻を、天明六年（一七八六）には琉球の呉継志をして「質問本草内外篇」八巻を作らせている。

蘭学に造詣の深かった斉彬は、和漢洋の菓草木や蔬菜・穀類の種子を、城内の花園や二の丸操練場のそばに設けた草木試植園に栽培させた。さらに薬用樹木として杜松樹ねすけのきの苗を嘉永六年（一八五三）に岡山より取りよせて藩内各地に植えさせ、丁字・ゴム・オリーブ・スズランなども中国・琉球より輸入している。

医学 医学は江戸初期には元・明時代の医学が一般に信じられていたが、やがて医方を漢代の張仲景の説に基づいて説く名古屋玄医の古医方がおこった。この説は京都では後藤良山の弟子山脇東洋などに支持されたが、鹿児島でも入田雲庵うんわんの子親長は山脇東洋に師事し、寛政年間に没した森元貞興は、はじめ入田雲庵に

学び、のち江戸に出て池原雲伯、京都で山脇道明やまわきみちあきに学び古医方を信じた。中村瑞伯庸従は、幼児より医学を志し侍医岩元瑞哲に師事し、庸従の二男の瑞伯は吉田で賀川玄悦の産科を学び、帰鹿後、薩摩における賀川流産科の開祖となった。

医学院

医学に関心の深かった重豪は、やがて安永二年十一月造士館の西側に医学院の建設に着工し、翌三年二月に完成した。江戸の医学館に準じて「学規八略」を定め、医書の講義や医学に関する討論を行なわせ、医学院には城下士・町人に限らず希望者は出席を許した。また、同時に医学の祖神を祭る神農堂を建て、同年三月に完成した。

斉彬の時代になると、西洋諸国の来日に対するため、洋学の中心は医学から軍事科学にうつり、西洋医学の研究はそれほど盛んにおこなわれないのであるが、それでも斉彬は嘉永四年には、蘭学修業のために有馬洞運ほか二名を長州藩医青木周弼のもとに五年間の遊学を命じ、更に安政元年（一八五四）には大阪の緒方洪庵の適々斉塾に入所させ、同年相良運八を長崎に遊学させ蘭医について学ばせた。

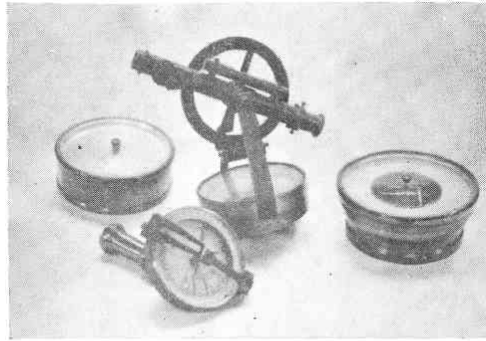
八木玄悦

八木玄悦称平は慶応元年に三三歳の若さで没したが、蘭医・蘭学者として活躍した。門人一〇数名の中には中村宗見・田中静州のように海外留学生となるものもあった。玄悦は斉彬の命で最初緒方洪庵門下となり、安政五年には江戸に遊学した。斉彬が種痘に興味をもち、嘉永二年（一八四九）十一月、佐賀藩主鍋島直正より痘苗をうけて、江戸藩邸でその子虎寿丸ほか数名に種痘を施したことは有名であるが、八木玄悦はポソペの天然痘に関する著書を翻訳して「散華小言」と題した。同書は安政五年に藩庁から出版されている。散華とは天然痘のことである。

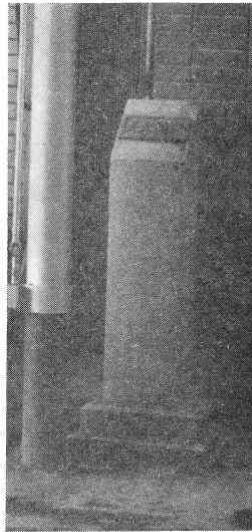
曆学 保井算哲の曆法が幕府に認められて貞享曆が定められた貞享元年（一六八四）、薩摩藩は仁礼吉右衛門を京都に派遣して貞享曆を学ばせ、本田親貞を江戸の保井算哲に学ばせて、鹿児島でも貞享曆を実施した。その後の宝曆の改正の際には、幕府の命令で磯永周英が鹿児島から加わった。周英の門人水間良実は、

明和二年幕府の天文台建設に際して手伝いとして参加し編曆に加わった。帰鹿後、水間は重豪より簡天儀・測午表・子午針・望遠鏡などを与えられ、従来の渾天儀・枢星鏡・正方案などとともに管理運営を命ぜられた。

安永八年（一七七九）八月、城南の地に曆局が建設されることに



測量機（尚古集成館所蔵）



天文館跡
（天文館通・東千石町）

明時館

なり十月に完成した。これが明時館で別名を天文館ともいう。繁華街天文館通りの名はここからおこっている。露台は一丈三尺（約四メートル）の立方形をなし、基盤はその二倍の長さの立方形にしたという。水間が初代の曆正知官事となつてこれを管理し、藩内の曆はすべてこの局から領布した。鹿児島曆又は薩摩曆と

いう。伊勢暦とほとんど同じであるが、昼夜の時差の違いがあるという。その後にも寛政の改暦に当たった寺師正容とその弟子磯永孫四郎などの天文・暦学者が出た。

III 実学

軍事科学と集成館事業 十八世紀以来、北辺よりロシアの南下をうけて、幕府はかろうじて鎖国を守るこ
とができたが、やがて文化五年（一八〇七）に長崎でおきたイギリス船フェートン号事件に神経質とな
り、文政七年（一八二四）イギリスの捕鯨船が常陸・薩摩に上陸したのを機に、その強化策として異国船無二
念打払令を達した。このことは、先に寛政年間「海国兵談」を著わし海防の重要性を説いた林子平を、「妄
説をとなえ諸民をまどわす者」として処罰した当時に比べると、幕府の対外方策も一転したことを示したも
のである。天保八年（一八三七）アメリカ船モリソン号が漂流民を伴って浦賀に入港しようとした時に、先
の打払令に従って砲撃を加えたモリソン号事件がおこった。この真相が誤り伝えられ、渡辺畢山・高野長英
などが処罰されたいわゆる蛮社ばんしやの獄ごくがおこると、にわかに国防問題が時局の急務として取りあげられるにい
たつた。このような背景の中で軍制改革が行なわれ、オランダ流兵学の輸入が必至になると、洋学の中心は
殖産興業の実学から軍事諸科学へと移っていった。薩摩藩では先述の文政七年のイギリス捕鯨船員が七島の
宝島に上陸して牧牛を強奪した事件や、天保八年（一八三七）にモリソン号が浦賀からの帰途山川沖に停泊し
た時、打払令に従って砲撃を加えたこともあり、更に外国船はしばしば琉球を訪れて開国を要求していた
で、特に海防問題には他の諸藩より強い関心を持たざるをえなかった。

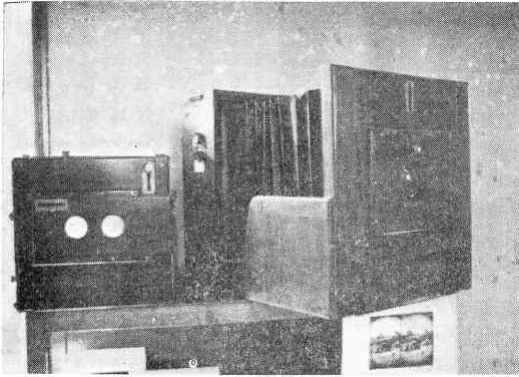
齊彬は世子時代から自分の附士吉井泰諭など数名を長崎の高島秋帆に入門させたり、天保十二年（一八四一）幕命により行なわれた武威徳丸原での秋帆の洋式砲術の操練にも、吉井らを浪人として参加させるなど、洋式砲術の研究になみなみならぬ熱意を見せている。また徳川斉昭との往復文書（照国公文書）に見える齊彬所蔵の蘭書は一五種類を教えるが、ほとんど全部が砲術ないしは軍事に関するものである。もつともこれ以後に購入された物理・化学・医学などに関する蔵書は、原書・訳書とも多数にのぼったであろうが、その

全貌は明らかでない。一部が久光に伝えられ、現在では鹿児島大学附属図書館所蔵の玉里文庫に伝えられている。

軍備充実を最大の急務とした齊彬は、富国強兵のために軍事工業を中心とした洋式産業をおこした。これがいわゆる集成館事業であり、幕末の薩摩藩の活躍の基礎をなすものであった。

写真撮影術については、すでに天保十二年に齊興が長崎の村上野俊之丞から製薬の法を聞き、その時に写真機を持ってきて撮影したという。齊彬も裏封前に写真機を持っていたようで、嘉永二三年の徳川斉昭への書翰に印影鏡の語が見えるが、うまく撮影できなかったようで、そのうち十分に成功したら紹介すると述べている。開物館では写真の研究も行なわれ、安政四年春に器械や薬品をオランダ人に注文し、松木弘安・川本幸民などに翻訳させた蘭

集成館事業
写真



日本最古の写真機（尚古集成館所蔵）

書にもとづいて、市来広貫などに研究させたが数百回の試験を経てようやく成功し、斉彬も撮影したという。集成館の管理運営に当たったのは市来広貫・中原尚男・宇宿行誼・江夏十郎などであり、洋学者の石川正龍も任せられた。

寺師正容

造船事業 海防の急務は当然造船学の発達をもたらした。斉彬は早くからこのことに着目し、オランダ人フェルダムの「水蒸機盤精説」を翻訳させている。もつともこれ以前に独自の立ち場で西洋型造船を研究した者に寺師正容がいる。寺師はもともと天文・暦学者であったが、測量・航海・造船学などに興味を持ち、研究の末、長さ二〇間ほどの三本マスト三反帆の洋式帆船を建造して伊呂波丸と命名した。渙象丸ともいう。これがいつごろのことかわからないが、ロシアに漂流して帰着した川内水引船間島の船頭の宅間喜三左衛門などにいろいろと質問して、質問筆記数冊およびひな形・図式をつくり、造船の計画に着手したというので、文化十三年（一八一六）より数年のちのことであろう。（喜三左衛門などは文化七年に遭難し、同十三年に帰着した漂海紀聞。この船は琉球船模造の名目で幕府へ届け、五・六度運航したが、のち難破したという。なお正容の子市来広貫と寺師宗道は、造船事業や集成館事業で斉彬に仕えている。

伊呂波丸

やがて斉彬は、同じく伊呂波丸と名づける三本マスト一八反帆の西洋型帆船を安政元年（一八五四）に完成させているが、寺師正容の遺稿・絵図などを大いに参考にしたという。

蒸気船

蒸気船についても早くから関心をもち、箕作玩甫げんぽに蘭書を翻訳させ、最初蒸気機関のひな形を城内の花園製練所で作り、小型外輪船一隻を進水させた。

斉彬の造船目的は海防にあり、やがて軍艦の建造に着手するのであるが、まず薩摩藩の特殊事情からして琉

球大砲船が必要であるとして、その建造計画が幕府から黙認されると、早速建造にとりかかり、安政元年に進水した。これがわが国における軍艦建造の最初である。同年十二月昇平丸と命名し、試運転や大砲発射を試み、鹿児島湾を回航した。

大船一五隻
建造計画

斉彬の建議もあって、ペリーの再来以後幕府はようやく五〇〇石積以上の大船建造の禁を解いたが、斉彬はこの直後、嘉永六年（一八五三）大船一二隻・蒸汽船三隻計一五隻の建造計画を申請し、同時に異国船と区別するために、白帆に朱色の日の丸印を船印として用いることも建議した。大船建造については、幕府は直ちに許可したが、日の丸の帆印については一応保留し、日本全体の船印を決めた上で返事することを達した。日の丸は古来朝廷の儀式に用いられ、蒙古襲来の際、日蓮が題目を書いたのも旭白旗だといひ、戦国武将も旭を旗印とするものが少なくなかった。島津家は従来船印として使用していた。幕府は翌安政元年（一八五四）七月九日、「日本総船印は白地日之丸」と定め、次いで文久三年（一八六三）八月七日、「御軍艦の儀御国印白地日之丸」とされて、はじめて国旗の役割りを帯びた。のち明治三年七月これが明治政府に国旗として採用され、規格が明示された。

日の丸

IV 文 芸

文学 鹿児島における文学者の系譜は明らかでない。一般に戯作者としてあげられるのは「大石兵六夢物語」を書いて有名になった毛利正直であり、ほかにあげるとすればその前後に数名の戯作者がわかっている程度である。

毛利正直著の「田代翁の繪像に題す」によると、「正直が師とした田代彦兵衛親常は、元禄の終わり頃鹿兒島城下に生まれ、城南甲突川のそばに草庵をいとなみ、道号を安貧と称し、赤鼻先生とも呼ばれていた。早く父を失い、幼時より川俣先生の門にはいり、日夜研鑽さんに努めた。天性の資質に恵まれて博覽強記はくらんきょうき、人にものを問われて何一つ答えられないものがなかったという。その後弟子数十人に教え、公子貴賤人々は皆門前で衿を正し、知人友人は遠方より集まつて彼の意見を聞いた」と、学問にはすぐれた資質の持ち主であったことを伝えているが、生活能力は乏しかったようで、かつて藩の馬飼所などに勤めていたが、馬をやせさせ讒言ざんげんにもあつて、大隅の百引村に流罪となつて数年を過すごした。晩年罪をゆるされ城下に帰つたが、一度と出仕することはなかつた。この前後三兒を次々に失い妻にも先だたれたのちは、野本の岡でわらびを折り、甲突川に根芹ねせりをつむ老屋の一人住まいであつたという。晩年には訪れる人もなく、貧窮士救済の禄をうけて細々と暮らしていたようで、安貧の号そつくりの生活であつた。八〇歳ぐらいで没したが生没年は不明である。著作も不明で晩年には、ちぎれちぎれの「論語大全」と高砂の謡うたの本以外には書物も持たなかつたという。

毛利正直は通称を治右衛門と云い、宝暦十一年（一七六一）に鹿兒島城下の加治屋郷中に生まれた。各地の締方しまりかたを歴任したので旅行の機会が多かつたが、常に筆を離さず文筆に親しみ、旅行地での徒然つれづれをなぐさめていたという。正直は幼時に父を失い学問の道をとざされたので兄嫁方の世話になつていたが、天明四年頃に独立し（二四歳ぐらいの時か）城西草牟田の池の平に居を定めた。その著「移居記」によれば、「夏は団扇を製し、冬は櫛をくじびくを以て己が業となす」と述べており、手内職で生計をいとなみ、童僕一人を使い、花鳥風月を友とし酒を楽しむ悠々たる生活を送つていたようである。このような世捨人的生活は、先師

田代親常の影響を受けたのであろうが、戯作者の社会的地位は儒者などに比べるとはるかに低く、清貧にまんぜざるをえなかつたのであろう。草庵のそばに梅があり、清い香はあたかも月智のようであつたので家を月智庵と名づけ、また花はな橘たちばなの老樹もあつたので夢橘散人と自称した。正直の号を月智庵夢橘散人と呼ぶのはこれに由来している。宝暦八年頃健康を害し、享和三年（一八〇三）に四三歳で病没した。

正直の著作はもつとあつたと思われるが、「薩藩叢書」第三篇に収載しているのは、「大石兵六夢物語」・「移居記」・「大福弁夢中小鎚」・「煙草記」・「田代翁絵像に題す」・「夫婦論聞書」・「酒餅論」の七篇である。このうち代表作として常にあげられるのが「大石兵六夢物語」である。当時より城下の士民だけでなく広く藩内で読まれ、芝居・狂言などで親しまれたこの物語は、正直の代表作であるばかりでなく、近世の薩摩の文学を代表する作品でもある。

同書の自序によると、「大石兵六夢物語」は正直のもう一人の先師であつた川上先生の著書であつたとし、やがて世に広まるにつれ、異説や誤謬ごびやうを生じた。中には中神なかがみ怡顔ぎんさい斎の蔵書のようにやや正しく伝えられた書もあるが、それでも肝心の点が欠けているとし、たまたま公用での旅行中、鹿屋の中名村で百姓諸右衛門が持参した一書を見て、その誤りの多いことに気づいた。そこで異説を正し師の真意を伝えるために筆をおこしたと述べている。同書は天明四年（一七八四）に成稿している。

正直は著作の意図として、「此書たるや、初は世の盛衰を明かし、治に乱を忘れざるの趣きを説き、勇士の交りは、義理を専らにし、気節を嗜たよむべきを教へ、中頃散じて、万事に移り、進むに疾はやきものは、其身の災ひ忽ち至るを知らしめ、力をたのみて自己を高ぶるものは、終に天狗の蹴爪にかかり、才にほこりて智を

専らとするときは、永く野狐の邪気になやまされ、色に迷ふものは、自縛の繩にくくられ、利慾を擅まに
するものは、必ず天の網にかかる事をいましめ、終には山梁の雌雄、時に随ふを以て道とすることを説け



大石兵六物語 (鹿児島県立図書館所蔵)

り、見んもの其言葉のうつけたるを以て其本意をゆるかせ
にすべからず、只々戦々兢兢々の心をして、日々にますます
確かならしめんことを」と述べ、決して単なる戯作でない
ことを強調しているのである。

内容は、二才衆の世間話に、最近吉野にばげ物が出て通
行人をたぶらかすことを聞き、一本気な豪傑の大石兵六が
友だちのおだてにのせられて吉野の狐を退治する痛快な物
語である。内心ではしまったと思ったが、武士に二言はな
いと出かけた兵六が、待ちうけていた狐軍の化けたいろい
ろな妖怪に出合いながらもあやうく命びろいし、寺山で坊
主にはされたが、ついに一晩で首領株の狐二匹を退治して
凱旋するという話である。文章が曲流文の文体で、戯作の域
を脱しないのは当時としては仕方のないことであろうが、

原文の面白味の大半はこの点に求められよう。

江戸時代の作品が一般に当時の事件を題材にしながらも、將軍家に遠慮して背景や人物を鎌倉・室町時代

に借りているのは「仮名手本忠臣蔵」に明らかな通りである。兵六物語にもこのような手法が使われており、時代を暦応年間（室町時代初期、暦応元年が一三三八年で足利尊氏が征夷大将軍に任ぜられた）に求めながら、実際には正直と同時代の鹿児島^{たは}の社会状態を描写し、士道の頹廢、商人層の進出などに悲憤慷慨の心情を活写している。彼がこの書を著わした天明年間には、重豪が上方の風俗を導入した安永年間の直後であり、物語の一節に「鼓弓三味線を雅楽と覚え（中略）山伏もまた野狐のたたり^たに苦しみ（中略）気節を失ひ、鎧は羅紗の多葉粉入、縮緬羽織の代物に成り、経伝・書籍はうたひ本・浄瑠璃本と引き替へて、果は発句前句の反故にすたり」とのべ、重豪の開化策後の社会に対する批判は辛らつである。正直の社会批判はまだまだ続いていくのであるが、狐二匹とは繁栄方を担当した家老島津久金・山岡久容の二人から、造士館教授の山本正誼・赤崎貞幹なども擬定されている。また、物語の主人公に大石良雄の子孫を当てたのは、正直の理想とする武士像がその辺にあつたことを示すものであろう。発展する商業経済にのれず、近世初期の武士観を持っていた正直が、草牟田の地に閉居したのは単に貧乏というだけの理由ではなかつたようである。

「移居記」は天明八年頃、草牟田に移転独立した心境と、草牟田の自然を賛美し、名産の数々をあげているが、このような草牟田の名産は下級武士の手内職として造られていたものである。「大福弁夢中小鎗」は天明三年頃の作で、大福天神の徳を説いている。「煙草記」では正直も好んで喫したと思われる。「田代翁の繪像に題す」は、先述の通り寛政八年の成稿で、正直の先師田代先生の生活と人となりとを紹介している。「夫婦論聞書」は夫婦喧嘩を描写し、夫は魚の名を読みこんで妻をののしり、妻は鳥の名を使って夫に反論する。仲裁人も心得たもので、花木をおりこんでまるくおさめてしまった。正直の作品中、もつとも戯作的

な一文である。「酒餅論」は甘党・辛党の意見をそれぞれ述べたものである。

その他、正直と同時代の文人としては、「移居記」の序文を書いた竹准行、「大石兵六夢物語」の序文にもでてくる中神怡顔齋などがみられ、戯作者ではないが、薩摩近世の名画家木村探元の談話を筆記した「三暁庵主談話」の著者橋口瓢隠や、藩主を中心として藩士のエピソードを集め紹介した「盛香集」（明和七年成稿）の著者清水盛香などがみられる。

中神怡顔齋

このうち中神怡顔齋は元文三年（一七三八）島津氏の支族である三木原家に生まれ、宝暦三年中神家の嗣子となつた。出仕して記録方稽古役となり、のち安永三年（一七七四）唐船が加世田片浦に漂着したときに警固役を命ぜられたりしている。怡顔齋はとくに狂歌・狂詩にすぐれて、文章も滑稽なものが多かったというが、江戸の滑稽本の影響かと思われる。日常の性行も多分にそのような傾向が強かつたという。寛政六年に五七歳で没した。

唐芋出世来由記

怡顔齋の著作も多くは伝わっていないが、「唐芋出世来由記」は、別名「薬師の問答休作夢物語」ともいわれ、吉野に住んでいた酒好きな仕事ぎらいの主人公の北之園門休作が、女房にののしられて畠に出ていった。そこでうたたねをしている間に、薬師堂に集まったいろいろな雑穀・野菜が歌会（実は狂歌の会）をひらき、唐芋が薬師と争って雑穀野菜の帝位につくという、内容の夢をみる話である。「出ほうたひ阿久根松」は、寛政元年より高城・阿久根地方の締方となつた時の阿久根のありさまを、白髪の老婆の口を借りて述べたもので、同四年の作である。

なお中央では、人情本・読本などが流行するのであるが、それらの影響をうけた作者・作品は鹿児島には

見られないようである。

和歌 中世の惟宗広言・惟宗忠景（島津豊後守）が和歌にすぐれ、千載集以下の勅撰集の歌人となった影響でもあるのだろうか、薩摩の武将たちは多く歌をたしなんだ。近世初頭における和歌の隆盛は、朱子学の桂庵玄樹や、画家の高城秋月などの活躍と無関係ではない。中世末期における文化の地方への伝播の一つの証拠といえよう。薩摩の武将たちは機会をみては、京都の公家たちと接触し、連歌・和歌・発句・茶の湯・能などの手ほどきを受けた。中でも和歌をたしなむ武将は、古来、貴族間に優雅な士として称賛された。

薩摩における和歌の隆盛は、島津日新斎忠良を抜きにしては考えられないであろう。以後、貴久・義久・義弘など好学の領主にめぐまれ、特に義久は、近衛前久より古今伝授をうけたとされる。当時の歌人仲間が多いが、特筆すべきは樺山玄佐・新納忠元・上井覚兼の三人であろう。樺山玄佐は天文二十年（一五五一）連歌師紹巴と交遊し、天正九年（一五八一）には近衛前久から古今伝授を受けている。玄佐の後輩の新納忠元は、幼少より和歌をよくし、一生を通じて和歌・連歌の道にたしなんだ。天正十五年（一五八七）秀吉の薩摩入りの時、義久の命で城を出た忠元が、大口天堂力尾の陣屋で秀吉に謁見した時、その風采をみた細川幽齋が、

うはひげをちんちろりんとひねりあげ

と呼びかけると、即座に

鼻の下にて鈴虫ぞなく

と答えたのは有名な逸話である。上井覚兼も忠元と交友し、和歌・連歌に堪能たんのうであった。以後、鹿児島

士はこの風潮をうけて江戸時代を通して和歌を詠むものが多かった。「称名墓志」は文化十二年（一八一五）本田親孚の著書で、本藩名士の墓を尋ね歩きその略伝を述べた書であるが、同書によると鹿児島に墓所のある人で、辞世の歌を含めて約四〇人ほどの和歌をのせている。うち明示された出典は「西海拾玉」・「短尺」や諏訪李右衛門兼利の「員外千首和歌集」、赤崎貞幹の「海門遺稿」などである。「西海拾玉」は現存しないが、同書からの引用が最も多く三〇余首を数える。同書は明和四年以後に編纂されたもので、江戸時代中期の歌が多く、内容は日記・紀行文・歌会の記録・随筆などからなっていたようである。

なお、柏原幽静の詩文集「伊呂波歌醒眠集」の一首、桜島雪と題して

春ならははなかともみぬ桜島

時雨のあとの峯のしらゆき

と詠んでいるが、あきらかに三句切の古今調であることがわかる。

幕末になると、国学者の大部分は和歌にもすぐれていた。白尾国柱は幽囚中に「述懐百首」を歌い、山田清安は香川景樹門下の歌人として知られた。次いで清安門下の八田知紀が出たが、知紀は香川景樹門下の高弟でもあって、桂園派の和歌を藩内に普及するのに力があつた。彼は寛政十一年に生まれ、明治六年七五歳で没したが、明治維新後は宮内省歌道御用掛に任じ、宫廷歌人としても有名である。著書には「古今集補註」「桃園雑記」など一〇余種がある。

高崎正風
八田知紀の門弟に高崎正風がいた。維新後宮内省に入り、御歌所長として活躍した。正風の歌風は温雅・流麗を理想としたため、実感の把握に乏しく心に迫るものに欠けていたといわれる。著作に「千種の花」・

「歌がたり」などがある。このほか京都生まれであるが、税所篤之の後妻として鹿兒島に住んだ税所敦子の与えた影響も大きいものがあつた。さいしよあつこ

俳句 俳句そのものの伝統も浅いし、江戸においても盛衰がみられたが、鹿兒島では毛利正直に批判されたように、化政期ごろになると発句・前句附けが盛んであつたようで、「称名墓志」には川上将監以下四人の俳人の名がみえる。

その他 狂歌人としては、先述の中神怡顔齋が第一人者のようで、作品中に多数の狂歌を使っているが、なかでも「唐辛出世来由記」では、古今の名歌を作りかえた狂歌が多い。その一例として「心なき身にも哀れはしられけり しぎ立沢の秋の夕暮」(西行法師)の歌を次のように詠みかえた。

米もなき身には粟をも持たずして

さといもばかり秋の夕めし

川柳も俳句と同様に、前句付けとして幕末には流行したようであるが、特にあげるような作者は見られない。

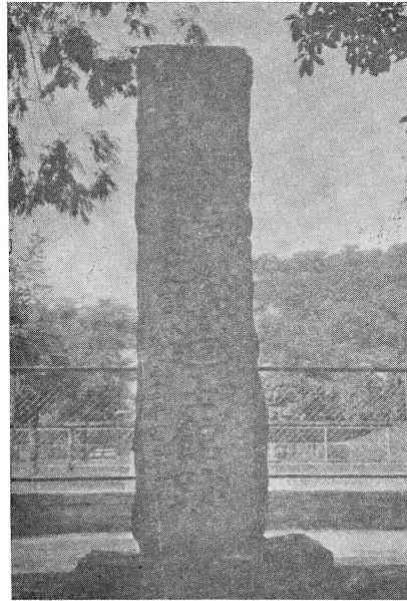
このほか、漢詩は儒学の隆盛とともに多く作られたが、特に徂徠学派に多く、「称名墓志」には一四人の名がみえ、中でも山田善右衛門君豹は月州と号して有名であつた。

V 教 育

聖堂

学規七条

年代はそんなに古くはないが、代表的な藩校の一つとされるのが造士館である。造士館ははじめ聖堂と呼ばれ、武芸稽古場^{けいこ}とともに安永二年（一七七三）に設立された。場所は鹿児島城二の丸の南側（現在の教育会館付近）の荒地を切り開いてあてた。二月に着手した聖堂建設が八月に完成すると、直ちに八月二十九日に最初の釈菜の式（孔子をまつる祭典）を行ない、次のような学規を定めて修学の指針とした。



造士館跡（山下町）

一、講書は四書・五経・小学・近思録等の書を用ひ、註解は程朱の説を主とし、みだりに異説をまじへ論ずべからず。

読書は経伝より歴史百家の書に至るべし。尤も不正の書を読むべからず。

一、専ら礼儀を正しくして学業を勤め、みだりに戯言戯動すべからず。

一、疑いは互いに問難すべし。もつばらその言を譲り、我意を捨てて人に従ふべし。

一、古道を論じ古人を議して、当時の事を是非すべからず。

一、才学長ずる者あらばほめ進むべし。忌み悪む^{にく}ことあるべからず。

一、末々の者たりとも学文^{がくもん}に志厚き者は講義の席に加ふべし。

一、入学の輩、字紙を惜しみ火燭を慎むべし。

以上の七か条であるが、朱子学を説くべきことを冒頭にかかげ異説を禁じている。これは昌平覺における松平定信の寛政異学の禁より一七年も前のことである。更に朱子学以外の学説を聖堂で説くことを、安永三年九月にも禁じている。全国の藩校では徂徠学の流れをくむ講師が比較的多かったようである。

重豪は同年十二月、銀二四〇貫を寄付して、その利息によつて館内いっさいの費用にあてることにし、子供（造士館に学ぶ生徒）からは学資を徴収しなかった。入学は八歳から二一〜二歳までとし、本来城下士の教育のためのものであったが、陪臣・農工商の子弟も、別室か末席で聴講することを許された。教科書は考経・四書・五経やその他和漢の歴史や詩文章が使用された。開講期間は安永二年の十二月に出

された「定め」によると

一、正月六日に開講する。実際の講義は二月の積菜の十日後から開始する。

一、二月・八月の積祭の前二十日、後十日は講義をやめ、五節句と盆二日も臨時に休講する。

一、十二月二十日から停講する。

としており、冬季を除いては充実したものであった。また、これと同時に「修学諭告」を示し、教師の生徒に接する態度や学問に対する態度について説いている。

初代の教授に任命されたのは山本正誼であるが、山本は室鳩巢の流れをくみ、徂徠学の影響をもうけ、文辞学的才能を得意としていた。二代目教授の赤崎貞幹も同じ傾向の学者である。三代目教授には寛政十二年（一八〇〇）再び山本正誼が任命された。このような重豪と結びついた藩学の主流派に対し、山崎闇斎の流れをくむ若干の実学派は、計略によつて山本以下一派を造士館から追放した。この結果いわゆる文化朋党

事件がおこるのであるが、近思録党の造士館教育の掌握が江戸に居た重豪の怒りを買ひ、秩父一派は失脚して造士館は再び鳩巢派が占めることになった。以後斉彬の改革までこの体制は続けられた。

造士館では朱子学以外の異学を説くことを禁じた重豪が、とかく文辞学的傾向があると噂され、朱子学硬派からは「腐儒」とか「阿世の文字学者」などと批難されていた山本正誼を重用せざるを得なかつたのは、重豪の開化策に批判的であつた秩父一派に対抗するためのものであつたとも思われる。

重豪のなみなみならぬ学問奨励にもかかわらず、その後の造士館教育は不振であつた。その理由は、教授陣の構成だけに求めるべきでなく、重豪が郷中教育の改善に着手しなかつた点にも問題がある。すなわち、郷中教育と造士館教育とがうまくみ合つた斉彬の時代には教育効果が最大に發揮されているからである。以下斉彬の改革について見よう。

嘉永四年に襲封した斉彬は、教育にも深い理解と努力をはらつた。先ず安政元年正月二十日に「士風学問等ノ事」と題して諭達し、士風矯正と学問の要旨とを示した。次いで安政四年（一八五七）に「造士館演武館ノ事ニ関スル訓諭」をくだし、文武両道の本義を説き、時弊を矯正し、士道を励ますことを説いたもので、以後ようやく学風が一変したといわれる。右の訓諭を要約すると次のようになる。

「造士館・演武館は、大信公（重豪）時代に設けられたものであるが、その後何となく衰微したので、今度あらためて諸掛りを申しつけ、これまでの悪弊を改めたい」と前置きし、十か条をあげて説いている。

- 一、演武館においても造士館と同様に指導すべき事。
- 一、学問の目標は専ら人物養成であること。

一、儒学者も、日本の古典・律令格式・六国史以下の歴史を勉強すべき事。

一、学問を政務に応用するためには、基礎が第一である事。

一、学者は象牙の塔にこもってはならない事。

一、学問の基礎がなければ政務にとりいれがたい事。

一、士風以上の者で学問研究を怠っている者があるが、そのような人物は修身斉家がうまく行なえる筈がない。特に役職にあるものは指導者であるので、尚一層努力してほしい。

一、学問の成果は日常生活に応用されるべきもので、単なる知識であってはならない。

一、近年騒しくなった西洋人の侵略に対抗するためには、まず西洋を知ることが大事であり、和漢洋の諸書に通じておくべきである。

一、特に島津一門の士は、やがて子弟が重職に着く身であるので、造士館に出席させるのはもちろんであるが、井の中の蛙になることがないように、他国（他藩）の事情にも通ずるためには、無役の若いうちに他国で修業さすべきである。

以上の訓諭が藩士一同に与えた影響は大きく、造士館でもこれを金科玉条として、毎年開講の時に全員が朗読するようになった。藩士遊学については前月にも同様な訓令が出されており、やがて長崎・京都・江戸への遊学が実行されていくのである。

学寮日帳

造士館での教育はかなりきびしいものであったようで、出水郷士河添行充（ゆきみか）の天保七年の修学日記「学寮日（がくしょうじつ）帳」によると、諸講義のほか、輪読会や館生同志で討議を行ない、夜は一二時以前に就寝することは少な

国学館

つたようである。もっともこれは郷土出身の優等生の記録ではあるが。

斉彬は国学館・洋学館の創設も計画し、国学館については江夏直誼をして関広国・八田知紀・後醍院真柱などに他の国学校の実情などの調査を命じた。しかし国学館創設は実現しなかつたので、造士館で国学の研究をさせることにし、安政五年（一八五九）に後醍院真柱を造士館の訓導師に任命して講釈にあたらせた。

洋学館

洋学館は、石川正龍に命じてオランダの学制に基づいて調査させたが実現に至らず。蘭学講会を開くことにした。しかし実際に行なわれたかどうかは不明で、洋学研究希望者は江戸その他へ遊学させることが多かったようである。その後、文久二年ごろには鹿児島にも蘭学の学校があつたようで、城下の豪商加藤平八宅で開かれ、オランダ文法を教科書としたという。また元治元年に設けられた開成所に一部洋学がとりいれられていたのであるが、軍事科学を中心とするものであつた。万延元年（一八六〇）九月、支那語学校を設け達志館と称した。やがて明治二年の造士館の館制改革によって漢学局・国学局・洋学局の三局がおかれることになった。

達志館

演武館

造士の目的が文武両道にひいでた人物の養成にあつたので、重豪は武技練成のために造士館の北隣に武芸稽古場を建て、剣術・柔術・弓術・槍術・馬術・犬追物などの設備を設け、日を定めて各武道師範が指導に当たつた。城下・外城士ともに出席を許され、藩主自身も臨席して奨励することしばしばであつた。天明六年（一七八六）には演武館と称した。

幕末になり、洋式兵術が大幅に採用されるとそのために藩士の教育機関が必要となつたが、はじめは長崎や江戸の江川塾に遊学させて研究させていた。しかし薩英戦争によって彼我の戦力の相違を知らされた藩庁

開成所

は、翌元治元年（一八六四）六月、海陸軍諸学科の教育機関として開成所を設立した。蒸汽船方のそばにおかれたらしいがはっきりしない。学科を次の五科に大別した。

- 一 海軍砲術 海軍操練 海軍兵法 陸軍砲術 陸軍操練 陸軍兵法 築城
- 二 天文 地理 数学 測量 航海
- 三 器械 造船
- 四 物理 分析
- 五 医学

諸生を三等に分け、第一等は専攻学科、第二等は物理・算数・地理の大略、第三等は文典を学ばせて、それぞれ一定の稽古扶持ぶちを与えることにし、他領への遊学希望者はすべて開成所に入れることにした。

教授一〇名・助教一〇名・訓導師八名・句読師六名を置くことにし、教授には石川正龍・八木玄悦などが命ぜられたので、蘭学を主とした。また中浜万次郎が招かれ、航海・測量・造船・英語などの教授に当たった。その後林謙蔵・牧退蔵（前島密）・芳川顕正などの英学者や、二・三の蘭学者・仏学者も招かれたが、英学が主流を占めた。慶応三年（一八六七）には寺島宗則が教授に任せられたが、のち陸・海軍が分離すると開成所は単に英語・数学を教授する初歩の学校に留まった。

郷中教育

郷中教育

鹿兒島城下では、城下士の居住する区域を上方限かみほうぎりと下方限しもほうぎりに二大別し、さらに細分した郷中の

三三郷中

組織があった。時代によって数の増減はあったが、幕末には次の三三郷中が存在した。すなわち上方限には岩

崎・冷水・清水馬場・屯田（滑川）・紙屋谷・後迫・城方谷・上之原・実方・韃靼・中之町・福昌寺・内之丸・横馬場・

中村の一五郷中があり、下方限には上之平・下之平・新照院・高見馬場・上加治屋・下加治屋・馬乗馬場・樋之口・新屋敷・塩屋・上之園・上荒田・高麗町・草牟田・西田・常盤・正建寺・八幡の一八郷中であつた。郷中の成員は二才にせと稚児ちごとからなり、次のような構成であつた。（「鹿児島県教育史」上巻）



稚児は小稚児と長稚児とに分かれ、長稚児は小稚児のめんどうをみることにし、長稚児の中から稚児頭を選んで指導者とした。二才は郷中の中心となつて一切のことからの処理にあたつた。その中で年長者又は文武にすぐれて徳望のあるものは年齢に関係なく二才頭に推された。二四・五歳以上になると妻帯したり、藩庁の重職についたりするので、長老と呼ばれ、郷中の重要問題だけに関与する顧問格となつた。

このような郷中の組織は次第に整備されてきたのであろうが、郷中の起源としては、豊臣秀吉の朝鮮の役に薩藩からも約一万の兵士が出兵した。その時青少年の風儀が乱れたので、留守を預かる新納忠元などが、対策として土道を練磨させるために作つた組織が始まるとされている。勿論これは忠元に付き合ひされた伝承にすぎないであろうが、郷中組織の基礎はほぼこの頃できていたと考えてよい。すなわち、近世初頭には郷村制が確立され、大人はもちろんであるが、次第に若物組・子供組などの地域ごとの団結がみられるようになった。このような傾向は武士社会・農村・都市を問わずみられることであり、藩主の家臣統制と相まって

組(与)がつくられた。組の単位が方限であり、学校制度のなかった当時において、方限の子弟教育機関として重要な役目を果たしたのが郷中組織である。

郷中をはじめ咄相中ともいい、郷中おきてごとに掟が定められていた。現在伝えられる最古の掟としては、慶長元年(二五九六)に新納忠元の手筆になるという「二才咄格式定目」で、旧平方限の会文舎に戦前まで伝えられて、郷中教育の指導理念とされたのである。全文は次の通りである

「鹿兒島県教
育史上巻」

二才咄格式定目

- 一、第一 武道をたしなむべき事。
- 一、兼て士の格式油断なくせん儀致すべき事。
- 一、万一用事に付きて咄外の人に参会致し候はば、用事相済み次第早速まか罷り帰り、長座致すまじき事。
- 一、咄相中、何色によらず入魂じっこんに申し合わせ候儀肝要たる事。
- 一、咄相中、誰人にてても他所に差し越し候節、その場に於いて相分り難き儀到来致し候節は、幾度も相中得とせんぎ致し、おち度これなき様相働らくべき事。
- 一、第一は虚言など申さざる儀士道の本意に候条、専らその旨を相守るべき事。
- 一、忠孝の道大形これ無きよう心懸くべく候、然しながら逃れざる儀到来候節は、其の場をくれを取らざる様相働くべき事武士の本意たるべき事。
- 一、山坂の達者は心懸くべき事。
- 一、二才と申す者は、落鬢を斬り大りはをとり候事にては無之候、諸事武辺を心懸け、心底忠孝之道に背

かざる事第一の二才と申す者にて候、此儀は咄外の人絶えて知らざる事にて候事。

右条々堅固に相守るべし、もし此の旨に相背き候はば二才と云ふべからず、軍神摩利支天八幡大菩薩武運の冥加尽き果つべき儀疑なき者也。

慶長元年

二才頭

城下の他の咄相中の掟もほぼこれと同じ内容のものであつたのであろう。そこには武道を第一とし、咄相中の和を強調し、山坂達者、忠孝の道が説かれている。

宝曆四年（一七五四）には、「長稚児相中掟」・「小稚児相中掟」が定められた。それによると、長稚児にしても小稚児にしても咄相中以外の二才との交際を禁じている。元禄文化の影響をうけた鹿児島の二才も服飾華美に流れる者があり（吉屋二才という）、小稚児相中掟には「吉屋共に打ち交はるまじき事」とした一条もある。他所の二才との交友を禁じたことなどによって郷中にはやがてセクト主義が支配的になつた。このような城下郷中のセクト主義は、江戸の空気にふれた開明的な藩主重豪にとつてやりきれないものがあつたのであろう。それが薩藩士風の大改革、すなわち、上方風俗の輸入をなさしめたのであり、同時に教育制度も改善され、諸藩の動きに応じた藩校造士館の創設によって指導者の養成と郷中教育の弊害の緩和をはからせた。しかし、この企画は文化朋党事件にみられるように、保守派の反感を招き十分な成果をあげていない。やがて郷中教育と藩校における教育とが調和して、大きな成果をあげたのは斉彬の改革以後のことである。

斉彬の改革

江戸生まれ江戸育ちの斉彬は四三歳にして薩摩藩主に就任した。在任わずか七年ではあつたが、斉彬は鋭

意藩政改革に努力した。教育関係では造士館教育の改善に努め、あわせて郷中教育の改善にも着手した。すなわち、嘉永五年（一八五三）の訓令がそれである。同年十月に制定された「下荒田郷中掟」は、斉彬の同訓令直後のものであり、訓令の趣旨がみごとに生かされていることがわかる。

下荒田郷中掟（抄）

- 一、毎朔の御条書は勿論、その外仰せ渡さるる趣、謹で相守るべき事。
- 一、ほうゆうの道は、信儀を以て相交り、善を責め悪を戒しめ、徳業を成就致し候為に各々礼讓正敷、過失は互に諫争致し聊かの不親切の儀之れ有るまじく候。尤も患難憂戚の筋は相互に助け合ひ吉凶の礼式等も欠くべからざる事。
- 一、君師父の大神は忘却すべからざる事。
- 一、士農工商の内、士の儀は三民の支配人にて軽からざる職分に候間、第一義理に通ぜず武道不鍛錬にてはその取扱ひ相調ひ難き事に候に付、兼々文武の両道を研究致し治乱共に御国家の御用に相立候様、其術業を誠実に修業致すべき事。
- 一、御奉公筋を等閑に致し、父母に丁寧ならず、兄弟に友愛ならず、朋友に不信なるは人間第一の罪にて、禽獸にひとしき事に候条、愛敬恩儀を失はざる様相心得、且又長者を敬ひ幼者を丁寧うやまつに教諭いたし、頼母敷たのもしからざる儀共無之様相心掛くべき事。
- 一、学問武芸同志の外は、世間付合若年の内は無用たるべき事。
- 一、筆算の儀は日用の急務に候間、兼々修業致すべき事。

一、郷中申談じ、相定置候式日式夜の儀は欠座なき様出席致し、其外集会之節も猥々間敷儀無之相互に武士道穿鑿致すべく候。左候て故障有之出席致し難き節は其の訳嚴重に相断るべき事。

一、人倫の道を失ひ候儀は勿論、文武の芸に怠り約定に相背き候節は差し置かず諫争致し急度相改め候様互に申し諭すべく候。もし又士道に相逃候儀、並に小事と雖も不義の行跡有之、再三に及び相諫め候ても我意相立つて相改らざる者は、長老の面々まで残らず相談を遂げ候上義絶を致すべく候。もし宜からざる所業有之候ても不頓着に召し置き、相諫めず段々増長致し候上俄に義絶に及び候儀は甚だ以て不親切に相当り候間、見聞致し候節速かに相戒め申すべき事。

右は此節、厚く思召を以て士の風俗立直り候様仰渡さる趣有之、組頭衆より郷中取締人迄も仰付けられ候に付き、吟味の上郷約の条目相定り候条、違背なき様堅固に相守るべき者なり。

嘉永五年子十月

下荒 田郷中

すなわち慶長年間の「二才咄格式定目」にはみられない文武両道の研究を強調し、青年時代に学問・武芸に専心することや郷中生活に人倫の道を説き、儒教理念に基づく人格の練成をうたいあげている。

郷中教育における旧来の姿がどのようなものであったか明らかでないが、幕末・明治に伝承された行事などからみると、夜話の軍書講読や輪読などがあったようで、その席上で郷中生活の心得その他を年長者が訓戒していた。郷中融和のためには軍神講などで鶏飯汁で会食し、情操教育には琵琶・天吹・柴笛に興ずることがしばしばであった。郷中の掟を破る者は郷中全体の前で「折檻」が行なわれ、軽い訓諭からもっとも重い義絶まで種々の制裁が加えられていた。

身体訓練

身体訓練の行事としては、年中行事に参加することであった。なかでも薩藩の三大行事とされる磯浜や甲突川での「曾我の傘焼き」（古くは傘焼きはなく曾我物語の講読であった）・伊集院までの「妙円寺詣り」・「義臣伝輪読会」には稚児・二才は必ず参加すべきものであったし、そのほか、加世田詣り・心岳寺詣り・栗野踊り・国分八幡詣りなどにも参加した。

剣は東郷重位以来の東郷示現流が盛んであったが、幕末では一時異端とされていた薬丸流示現流が認められ、明治維新時に活躍した志士は多くこの流派から出た。奈良原喜左衛門・有村治左衛門らがそうである。

出版 学問・教育・文化の隆盛の背景として出版事業を見落とすことはできない。鹿児島での書籍出版の歴史は古く、すでに室町時代の桂庵玄樹が文明十年（一四七八）に朱子新註の「大学章句」を刊行して以来、薩摩版として世に知られていた。南浦文之も「四書新註」を刊行しているが、その後の出版事業は幕末を除いて明らかでない。造士館を設立し学問を奨励した重豪の業績に出版事業があげられないことを考えると、重豪以前にも書籍の刊行は重視されていなかったようである。

府学蔵版
幕末には、天保十三年（一八四二）によりやく薩摩府学蔵版として「四書」・「五経」・「孝経」が刊行された。斉彬はこの後、藩士の子弟教育振興のために「四書」一〇冊を弘化二年に、「五経」一一冊を嘉永七年にそれぞれ再刻・三刻し、「孝経」一冊も嘉永三年に再刻している。また安政五年には「春秋左氏伝」一六冊も刊行している。

洋書の刊行
府学蔵版は洋学書にもみられ、安政元年（一八五四）に刊行された「遠西奇器述」は、オランダ人ファン・デル・ブルグ著の「理学原始」を根拠にした川本幸氏の講習の余話をまとめたものであるが、写真機・電信機・

蒸汽機関・汽車・汽船などを説明し、図を附している。その他安政四・五年には「航海全針」二冊、田宮尚施編「施治鑿要」九冊、八木玄悦訳「散華小言」一冊などがあげられる。この時期には府学蔵版以外でも、ボイス原著の物理学書を川本幸民が訳述した「気海概瀾広義」五冊や、八田知紀・田宮尚施などの著書が数種類刊行されている。

書籍支配人

府学蔵版の「四書」・「五経」は、はじめ納戸奉行から一般に払い下げていたが、斉彬は安政四年（一八五七）に訓令して、新納駿河家来の又木元右衛門と島津主計家来の青木静左衛門の二人を書籍支配人に任じ、希望者に「四書」一部は九二四文、「五経」一部は一分二朱七二文とし、分売も行なわせていた。

斉彬は欧文の原書刊行も計画し、江戸の木版彫刻師木邨嘉平に欧文鑄造活字の作製を命じたが、できあがったのは斉彬没後であったので欧文書の刊行は実現しなかった。

この後に刊行された藩版としては、元治元年の八田知紀編「経義大意」、慶応元年の「規賀射擲表」一冊同二年の「軍防令講義」八冊、同三年の「英国歩兵練法」九冊などがある。

サツマ辞書

しかし幕末の出版で異色は英和辞書の刊行であろう。世に、「サツマ辞書」として珍重されているこの辞書は、高橋良昭が刊行をくわだて、のちに前田正毅、正名兄弟の援助を得てなったものである。高橋はかつて長崎に遊学し英学塾に学んでいたが、イギリスに留学している友人の手紙をみて自分も留学したいと思い、その洋行費を作るために、かつまた後学のために益することがあるうとして、英和辞書の編纂に着手した。底本としては、江戸開成所版の「英和对訳袖珍辞書」を用い、オランダ人フルベッキの援助もあり、藩から資金を借りたともいうが、戊辰戦役前後によりやく脱稿している。初版は明治二年上海の米国長老会派教会

美華書院で印刷し二四〇〇部を刷った。辞書の題名は「和訳英辞書」（ただし、とびらには和訳英辞書とし、序には改正増補和訳英辞書としている）といい、二年後に上海版で「改正増補和訳英辞林」として再刻し、明治六年にはじめて東京版で「稟准和訳英辞書」として出版した。その後数種類の覆刻版がある。

VI 芸 術

絵画 画家として中世に出た高城秋月とともに薩州画人伝の双壁といわれるのが木村探元である。秋月のちも、秋月の門人で小根占の住持であった等破和尚、等破を師とし七度入明したと伝えられる波月等薩、蘭を書かせると彼の右へ出る者がなく、世に「不石の蘭」と称された不石上人など多くの画人が輩出した。また江戸初期には、田中等林・内藤等甫などが水墨画・狩野派の画家として知られていた。

木村探元平時経は、延宝七年（一六七七）に城下千石馬場甲突河畔に生まれた。幼児より画をよくし、二五歳の時に江戸に出て狩野探信の門人となり、宝永四年鹿兒島城本丸の造営の際は、坂本義伯・蓑田常僖・宮路惣右衛門らとともに障壁画をえがいた。また近衛家の造営の描画にも参加しすばらしい出来ばえをみせたので、世人から「美事探元」の賛辞を送られ、のちのち称賛の代名詞として使われた。享保二十年（一七五五）には門弟の能勢探龍・押川元春らとともに上京し、関白近衛家瀨公邸で席画し、関白の籠を得て大貳を賜い、法橋に叙された。画号は一〇数種を使っているが、探元斎・守広・三晧庵・静隠などが通りがよい。「三晧庵主談話」によると、博聞強記にして、画人伝・絵の批評などはもちろんであるが、和歌・茶道・書道。故実など多方面にわたって話題の豊富なことは驚くほどである。晩年には雪舟に深く心酔し、自ら得る

書道

ところが大であったという。明和四年（一七六七）に八九歳で没した。なお、小野町高架木の熊野三社権現は氏神ではなく勧請神であると探元は述べている。

探元に師事した者は多かつたと思われるが、名前が伝えられているのは先述の二人のほかに、都城出身のち城下士となり、大進法橋に叙された山路探定や多布施出身の和田源太郎兵衛助員があり、その子和田助堅もすぐれた才能の持ち主であった。また、水墨画には和歌・書にもすぐれていた平田可竹がいた。

書道 江戸初期には八木正信・昌信の父子がでて、島津義久・家久にそれぞれ仕えて右筆となり、また同時に長崎義貞が義久の、平野友将が家久の右筆となった。特に八木正信は青蓮しょうれんいんのみやたかとも院宮尊朝親王に師事し、義久に随行して川内の泰平寺で天正十五年（一五八七）に豊臣秀吉一行を迎えたことがある。

元禄期になると、市井の書家が輩出した。城下上町在住の江口休右衛門が永字八法を長崎の鶴田蹇けんいつ逸に学び、楷書にすぐれた。休右衛門に師事した江口順右衛門も同じく上町の町人で行書にすぐれ、子の寿心は鍼医であったが楷書に巧みであった。順右衛門に永字八法を学んだ同じく上町の町人中原次右衛門は草書に長じ、のち王羲之の書を師とした。晩年には商売を放りだし老荘学者として世に知られた。また寛政年間に没した須田綱伴は、道澄親王の筆跡に学んで奥儀をきわめ、当時須田流といわれたほどの書家であった。幕末には鮫島白鶴が著名で、遺墨もかなりみられる。

以上のほか、儒学者や僧侶にも能書家がいただろうし、各時代の右筆の存在も無視できないものがあるう。

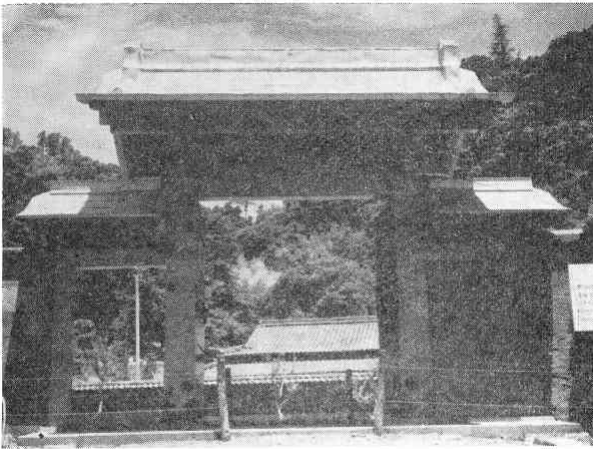
建築

「三国名勝図会」や「薩藩沿革地図」などによると、鹿児島城下には鶴丸城をはじめ各種の藩庁関

係の建造物や壮麗な寺院・神社があつたことがわかるが、それらは数度の火災で焼失し、（鶴丸城は明治七年の放火で全焼して現在では本丸の石垣・堀とその石橋に面影をみるのみである。）特に寺院は薩藩の徹底し



望 岳 楼（吉野町磯）



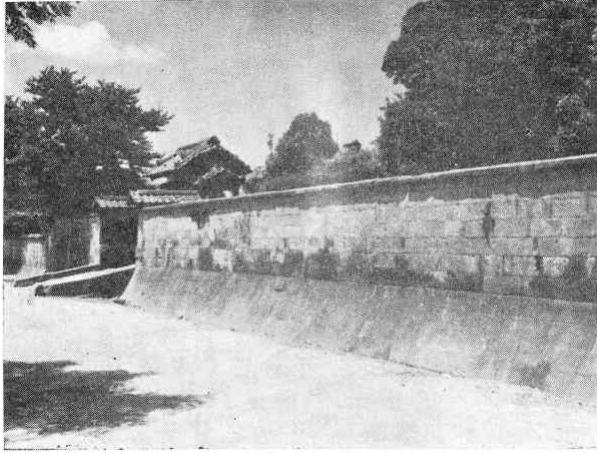
錫 門（吉野町磯）

磯仙巖園

た廃仏毀釈きしやくによって、島津家ゆかりの福昌寺をはじめ一寺一屋をも残さず破壊されてしまった。

磯仙巖園 吉野町磯にあり、島津光久が万治年間（一六五八〜一六六〇）に別館を構えて仙巖園と名づけた。

別名大丸ともいう。その後寛文十二年（一六七二）に一亭を増築して喜鶴亭と名づけた。居間・化粧の間・大書院など部屋数は二三を数え、ほかに琉球人が作ったという中国式の望岳楼もある。付属した庭園は、斉



玉里邸石壁と門（玉里町）



玉里邸庭園（玉里町）

興が現在のように手を入れたもので、茶室を設けたり石段をつくったりした。庭園内にある孟宗竹林に「仙巖別館江南竹記」の碑文があり、元文元年（一七三六）吉貴の時代に琉球から送られた一株の孟宗竹を植え

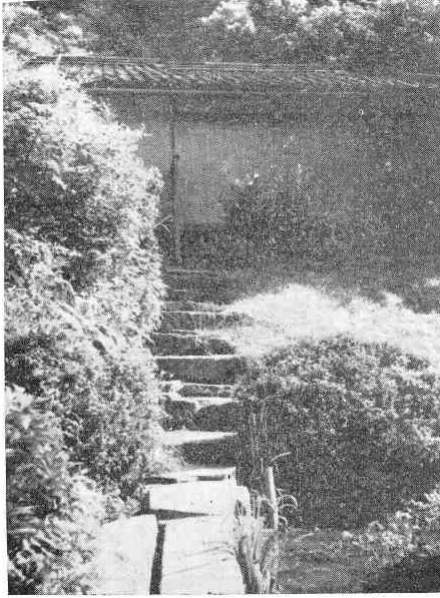
たことがわかる。わが国への孟宗竹の初伝である。最近、この竹林の前に珍しい曲水の庭が発見された。

齊彬はここで松木弘安や八木称平らに、ガスに関する研究をさせ、邸内の石燈籠にガス燈を点火させたこともあった。廃藩後、忠義は増築して本邸とした。また入り口も錫門から現在の門の所まで拡張した。その後島津忠重の東京移住後は再び別邸となり、昭和三十三年五月十五日、仙巖園と花倉お飯屋庭園は国の文化財に指定された

仙巖園は昭和二十四年以後鹿児島市の管理公園となったが、昭和三十一年十月及び島津家に返還され、現在は島津興業株式会社の経営する遊園地である。

玉里邸 玉里町にある。島津齊興が天保六年（一八三五）に造営した別邸で、天保十四年の城下地図では玉里お茶屋と記してある。齊興は隠居後ここに住んだ。その後明治十年の西南戦役の戦火で焼失したので、

武家屋敷



江田邸母屋（常盤町）

齊興の子久光は明治十二年再築して住居とした。明治二十三年久光の子忠済が東京に移住したあと別邸となったが、昭和二十年の戦災によって本邸は焼失して茶室と武家長屋だけが残った。庭園は前庭と下庭との二段に分かれ、前庭からの甲突河畔の眺望はみごとであったという。昭和三十四年四月から、鹿児島女子高等学校が移転を完了して、現在では女子教育に利用されている。

江田邸 古い建築様式を伝える民家又は武

どの区別が厳然とし、武家屋敷の性格をよく表わしている。江田家の家格が騎馬士であり特に神道流馬術の師範家であったことや、水上坂が当時の参勤交代道の一つであり、城下の表玄関に当たっていたことなどから推して典型的な武家屋敷の一つと考えてよい。しかし城下にはもつと家格の高い武士がおり、彼らの屋敷構えはもつと厳然たるものであったであろう。反対に軽輩士の住宅は、天保末年の城下図に瓦ぶきと茅ぶきの家を画き分けていることや、古河古松軒の「西遊雜記」の記事などからみると、一般武士の住宅はもつと粗末なものであったといえよう。

薩摩刀

波平行安

工芸 古来、薩摩刀としては、古刀の波平なみのひらが有名である。波平系は永延(九八七)〜九八八頃大和国から橋口正国が薩摩に下つてきて、上福元町波平付近で作刀にあたつたとされ、正国の子行安以後は室町時代まで代々行安を名乗ることになつていた。行安在銘の遺品には、三河の猿投神社の宝刀がある。中身は八〇・五センチ、腰反りが高く小峰が詰まつた太刀姿で、すこぶる品度が高いとされ、あまり折返鍛錬の度数が多くないと思われる奇麗な地がね、小板目の膚が流れやわらかい感じの刀であると評されている。明らかに大和伝を帯びており、平安時代の作刀であるといわれている。

新刀期になると、波平一門のほかに、島津家の招きで美濃伝を伝えた丸田備後守氏房があり、天正初年に美濃関に行き、若狭守氏房の弟子となり、同十五年(一五八七)に帰国したと伝えられる。その二男は、のち丸田伊豆守正房を名乗つたが、相州伝をとりいれたといわれる。すなわち、竹屋源七郎延安という刀劍師が浪人として来藩した折りに正宗伝を受けたとされ、薩摩新刀の祖となつた。

この後、元文元年に没した丸田惣左衛門正房は、丸田平左衛門正次に正宗伝を受けて、次の享保時代の盛

Ⅶ 芸 能

期を現出した。全国的には享保時代は鍛刀界の弛緩期であるとされるが、鹿児島には正房系の主水正清と、波平系の主馬守一平安代が出て、作風に個性差はあるけれども、共に相州伝をもつて有名である。その後もこの伝統をうけつぎ、大和守元平や、伯耆守正幸などの名工を輩出している。

薩摩琵琶

薩摩琵琶^{びわ}

床を背にした盲僧がトツチャンと弾きだしの第一撥入れた。私語もやみ静かになっていた座は、この気合いのこもった撥音で更にひきしまった空気となった。盲僧はまず「松囃」を弾きだした。

「新玉の、年立ち帰る春の日に、君が齢は千歳ふる……」家久作



薩摩琵琶 (尚古集成館所蔵)

座頭講における冒頭のシーンを想像すればこのようなものであったろうか。方限または郷中ごとに、秋から冬の夜長を徹して催された座頭講は、鹿児島島の郷中教育の一環としてとりあげられたものでもあった。琵琶歌は更に二・三曲の優雅な端歌に進み、やがて平家物語や太平記に取材した軍記物を弾いたが、座が白熱するのはなんととっても島津氏の九州

征伐に取材した「赤星」・「木崎原」・「形見桜」などであり、聞き手は身近な祖先・先輩などの活躍やエピソードなどに聞きほれた。このような座頭講には盲僧（鹿児島では一般に家督かとくと呼んでいた）やその他の琵琶の名手などが招かれておこなわれるものであった。「南日本風土記」

薩摩琵琶の
起源

薩摩琵琶はもともと平家琵琶に源を発するものであるが、やがて独特の弾き方をする薩摩琵琶に発展していった。この間の事情を江田俊了著「常楽院沿革史」では次のように説明している。すなわち、島津忠久に従って薩摩に下向した宝山檢校は、伊作中島の地をえらんで常楽院を建立した。彼はあまねく国内の人情風俗を観察し、琵琶の妙音によつて勸善懲惡ちようあくの仏歌をうたい、それによつて世道人心を感化したいと思い、新しく曲を編曲して弟子と共に三州をめぐり歩き、武士・庶民に限らず仏教徒に帰せしめ、さらに島津氏に服従させることに努めたという。これが薩摩琵琶の起源とされるのであるが信じがたい点があり、忠久の下向につき合わせた伝承は、のちに寿長院了公の島津日新齋忠良との結びつき以後に、島津家の庇護ひごをうけたことを強調するために盲僧がわから作りだされた説明であろう。

しかし薩摩琵琶が盲僧琵琶から独立する時点はかなり明らかである。すなわち島津家の三州統一の過程で間諜となつて働いた淵脇寿長院と島津日新齋との結びつきによつて盲僧琵琶は改良され、改良された琵琶にあわせて歌詞も新しく作られ弾法も変化した。日新齋は島津家中興の祖ともいわれ、文武に画期的な改革を加えた人であるが、「いろは歌」を作つて士民の徳育にあつたことは有名である。彼は琵琶の改良をも試み、六本の柱を四本にへらし、撥を大きくして「底力とふくらみと余情」に重きをおく独特なものを作りあげた。以後、盲僧に限らず、だれでも琵琶を弾ずるようになるのであるが、江戸時代初期には特にその弾

法の豪放さが買われて武士階級に広まっていった。たとえ武芸にひいでた武士であっても、琵琶と天吹も教養の一つとされ、郷中教育にとり入れられていた。この辺の事情は、古河古松軒の「西遊雜記」に

彼の二州（薩摩・大隅）は名だたる勇猛の風あるに、裾高くかけ長き刀を十文字に横たへたる荒おのこ夜な夜な琵琶を引きありく、其の風情おもひやるべし。其の調正しく其の歌雅にして他の国の琵琶とは似もよらず。

と紹介しているのをみてもわかるであろう。文久二年（一八六二）に八一歳で没した丹下仙左衛門政之は、下町の町人で和歌に親しみ諏訪兼利に師事していた。ある時失火で丸焼けになり、見舞いに来た師の使を堀つ立て小屋に迎え、悠揚として琵琶を弾じきかせ「よつの緒のしらべもよしや逢坂の関の菊屋もむかしおほへて」（称名墓志）と歌ったという。また東玄昌平常尹は加治木の医者であつたが、彼の弾く琵琶は「曲節自然に得ることあり、地神僧の弾ずる所と同じからず、高風清妙にして感賞すべきものなり」（前掲書）と称賛され、玄昌風と呼ばれる弾法をあみだした。のち吉野別府に庵を結び移り住んだ。また「倭文芋環」のさし絵に、天吹を吹く二才のそばに琵琶が描かれているものもある。

やがて江戸中期になり、町人の娯楽として艶麗な琵琶歌が生まれ、これを町風琵琶といつて初期以来の土風琵琶と区別している。現在の琵琶はこの両者を兼ね合わせたものである。

荻原秋彦編「薩摩琵琶歌集」は荻原個人が吟弾した琵琶歌を集録したもので、古来の琵琶歌を集大成したものではないが、明治頃まで伝承された大部分の歌詞を集録しているとみてよい。それによると、歌詞の題材を次のように大別できる。一、源平合戦に取材した盲僧琵琶系のもの。二、島津日新斎作と伝えられる

玄昌風

町風琵琶

教訓的なものと作者不詳の恋愛物よりなる端歌。はうた三、薩摩の合戦をとりあげた軍記物。四、その他。

君が代

なお、国家「君が代」は「古今集」にある賀歌ではあるが、琵琶歌「蓬菜山」に引用されているのをみて、大山巖が砲兵隊長時代に選んだという伝承もある

天 吹

天 吹

天吹はテンブクまたはテンブキと呼ばれ、長さは一尺内外で尺八の二尺八寸いわおにくらべると短く、太

さも一寸程度の管楽器である。竹の根元を使つて作られたが、竹は三節ものでなければならぬとし、穴は第二間と三間の上方に二つずつと裏に一つの計五つである。薩摩天吹の祖型は古代尺八が滅んだあと室町中期一節切ひとよ切りに求められるとの説がある。

天吹も薩摩琵琶と同様に、島津忠良（日新斎）が武士の修養と娯楽に奨励したというが、現在伝わっている曲は「仙平どんの墓詣り」・「糸屋仁右衛門さん」・「何とかどん」・「高音」・「筒音」・「調」などぜいぜい一〇曲でいどである。

かつて関ヶ原の戦いで、敵前突破ののち前夜置き忘れた天吹を探しに家康の本陣へ引き返し、捕われの身で天吹を吹いたという北原肥前守掃部助は、その風流のゆえに命を助けられたという。「称名墓誌」には、玉曆八年（一七五八）五四歳で没した日高盛福を天吹の名手としている。なお彫刻家安藤照は掃部助の子孫で天吹をもくよくくした。

Ⅷ 文化遺産

西田橋 調所広郷は天保末年に財政改革に一応成功すると、城内二の丸をはじめ磯の別邸、造士館・演武館

・医学館・天文館などの整備や、福昌寺・南林寺などの寺院の営繕を行ない、その他道路の開さく、河川の
岩永三五郎 浚渫、石橋の架設など多くの土木工事を行なった。このとき肥後から岩永三五郎が呼ばれ架橋に当たった。ま

永安橋 ず祇園の州の永安橋を石造りとし、次いで稲荷川の諸橋を架し、次いで甲突川の西田橋をはじめ新上橋・高

四橋 麗橋・武の橋の四橋を石造りとした。更にその後玉江橋・入佐上橋も石橋とした。中でも西田橋は鹿児島城

西田橋 下の表玄関に当たるため、もつとも重要視されて設計・計画され、弘化三年（一八四六）九月に完成した。現

在の橋は、架設当初のものに部分的にかなりの改変が加えられているが、ほとんど原形に近いという。幅八
メートル・長さ五四メートルで迫石を二重にして、迫石に接続する壁体部分もアーチ式に組まれており、き
わめて堅固に作られている。

新橋 石橋に改築する以前から西田橋には青銅の擬宝珠がつけられていた。これに対して府城の東北潮浸の壕に
架設した新橋には褐銅の護朽ぎぼうしがあった。ともに慶長十七年壬子六月吉日と刻まれていた。これは幕府の目をこ
まかすためのもので、慶長十七年（一六一二）以後橋梁架設工事が禁ぜられたことと、中納言以上の位の領
内だけに許されていたことなどが原因であるという。現在は県の重要文化財に指定されている。

異人館 異人館 斉彬は田上と永吉に水車館を設け木綿紡績業をおこしたが、忠義の時代には紡績工場の近代化が
行なわれ、磯に洋式紡績工場が設立された。すなわち慶応元年留学生として新納久修や五代友厚らが渡英す
るのを機会に、イギリスで紡績機械を購入することを命じた。二人はマンチェスターのプラット兄弟会社か
ら洋式の開綿機その他の機械を購入したが、このため機械の据えつけや操業の指導にイギリス人技師が鹿児
島にくることになり、慶応二年（一八六六）十一月ごろ司長イー・ホーム、シリングフォード、サッチクリフ、

ハリソンらの技師が到着し、同月より磯で工場の建設が始まった。

翌年の一月、工務長ジョン・テットロウほか技師二人が機械とともに到着し、翌五月には工場本館ができあがった。かれらの仮泊所が異人館で、白ペンキぬり木造二階建てでポーチもあり、当時のものとしては豪華なものとされている。一時、七高造士館に移転したこともあり、昭和三十三年五月十五日、史跡の部で国指定文化財となった。

薩摩切子

薩摩切子 世に「薩摩の紅ビイドロ」ともてはやされたガラス器具は、ガラスそのものの希少価値もあつ



薩摩切子 (尚古集成館所蔵)

たが、きわめて芸術性に富んだものでもあつた。もともと鹿児島でのガラス器具製造の始まりは、中村騎射場跡に設けられた製菓館で試験や製練に使うガラス器具を作るため、江戸のガラス工の四本亀次郎が招かれてからであり、実用的目的から出発したものであった。やがて斉彬が襲封するに及んで、実用品に芸術性を加味したものが作られるようになり、まず銅粉を使つて美しい殷紅色（黒ずんだ赤色）の紅ガラス器の製造に成功した。次いで金粉を用い、透明な紅ガラスの製造にも成功した。薩摩切子の切子とは、カットグラスのことであるが、現在のものとの違いは、仕上げ面がやわらかでなめらかな感

触をもっている点であるという。

安政二年（一八五五）十月、ガラス製造所も磯の集成館に移され、原料の採石場は垂水に設けられた。製造施設も整備され、製造されるガラス別にカマドを異にし、特殊カマドが六基、普通の鉛ガラス用のカマドは大小数基があった。製造にあたっては、江夏十郎など集成館掛りの者によって、製法の改良、デザインの研究などが行なわれ、やがて薩摩名産として他領へ売り出され、その収益は相当額にのぼった。

斉彬の死後、一時集成館が閉鎖され、のち忠義が復活したときにガラス工場も再開されたが、規模は縮小され生産量も少なくなつた。やがて文久三年（一八六三）の薩英戦争で工場が焼失すると、以後復活されることなく、ガラス師たちは藩庁の保護を失い、ために生活の資をうるために細々と実用品とかビーダマを作るにとどまつたという。

〔注〕 次にあげる諸書を参考にしたが、引川以外に特に文中で書名を示さなかつた。

「鹿児島県史」第二卷 第三卷

「鹿児島市のおいたち」

鹿児島県高校歴史部会編「鹿児島の歴史」

「薩藩叢書」第一・二・三・四編

南日本新聞社編「用と美」

「三国名勝図会」

「職掌起源」

「照国公文書」一・二

「鹿児島県教育史」上巻

川越政則著「南日本風土記」

江田俊了著「常楽院沿革史」

萩原秋彦編「薩摩琵琶歌集」

南日本新聞社編「鹿児島の文化財」

芳即正著「島津重豪」「大名列伝」所収

原口虎雄著「島津斉彬」右同

第四章 宗教のうゝき

I 藩の政策

島津家の宗旨 近世を藩政時代と考えて、一応一八代家久が鶴丸城を築いた慶長七年（一六〇二）以降としよう。これはまた江戸幕府が家康の將軍宣下の年慶長八年（一六〇三）をもつてその始めとするのに大体一致する。しかる時、島津氏は七代元久が福昌寺を創建して以来、二代吉貴の墓地のみが浄光明寺にあつて時宗帰依と考えられる以外、代々福昌寺を菩提寺として禅宗帰依であつた。次節浄光明寺の項で述べるように、初代忠久はその薩摩入国にあつてまず鹿兒島に浄光明寺を創建したといわれ、貞久に至る五代の石塔が五道院（清水町）にあり、また忠久の絵像やこの五代の位牌が浄光明寺に安置されたことなどから、あるいは島津家は当初時宗帰依ではなかつたかということも考えられるが、このことはまだ考慮の余地があり、かつ本章でとり扱う範囲外であるから、はじめ五代の宗旨のことを不問にすれば、島津家の宗旨は前に述べたように禅宗である。菩提所福昌寺のほか島津氏は真言宗の大乗院を祈願所として厚く崇敬したので、領内ごとごとくこの例にならつて、三国名勝図会に「凡そ本藩の制度に封内の諸郷には必ず祈願所菩提所の二カ所を置く、其祈願所は大抵密教を用ゆ」とあるように、各郷共に原則として菩提所は禅宗・祈願所は真言宗の各一カ寺ずつを、数ある寺院の中で特別にとり扱うのが普通であつた。

切支丹・一向宗の禁止

ほかの一般の制度がさうであつたように、宗教制度も幕藩体制下においてその大

綱は幕府の定めるところに従ったのであって、きびしいキリシタン禁止策がとられたが、これに伴って藩独自の制度として一向宗の禁止策がきびしく実施された。なぜ薩藩独自の政策として一向宗が禁止されたのか、その理由についてはいろいろ論議のあるところであるが、今そのことについていささか考察を加えてみよう。一向宗禁制の理由として一般にいいふるされているものに次の三つがある。すなわち、まず秀吉征薩関係説・天正十五年（一五八七）秀吉が薩摩を討った時、長島の一向宗門徒がこれに内通して間道を教えたため、秀吉の軍はやすやすと川内まで進入することができ、島津方は敗戦の止むなきに至ったが、このことが後に発覚して一向宗が禁止されたという説。次に伊集院幸侃事件連座説。慶長四年（一五九九）四月、伏見において重臣伊集院幸侃が突如家久によつて手討ちになったが、その理由については幸侃に謀叛むほんの企てがあつたからだといひ、あるいは彼が一向宗信者であつたからだといひ、この事件に連座して一向宗も禁止されたのだとする説、第三に後小松天皇勅許説。建武の中興挫折後、世は南北の両朝に分かれ、兄弟垣に相せめぐこと凡そ六〇年、南朝の後龜山天皇の讓位によつて北朝の後小松天皇即位され、ここに南北朝の合一がなつたが、これは福昌寺第一世石屋真梁の献策によるものであり、その功に対する恩賞として三州における一向宗禁制を石屋真梁が後小松天皇より勅許されたによるとする説、このうち特に第一の秀吉征薩関係説がもつとも強く信じられているが、島津家には天正十五年以前に一向宗にきびしい弾圧を加えた事実があり、幸侃事件はさらにそれ以後のことであり、南北朝合一の時にはまだ三州の地にはつきりとした一向宗伝来の事実はなく、三説ともににわかには信じがたい。にもかかわらず秀吉征薩関係説が一般に最も流布しているのはいかなる理由によるものであろうか。それは近世初期の島津家をとりまく政治的条件と、それにからまる

一般にはあまり知られていない島津家の継承問題によると思われる。天正十五年秀吉の島津攻めに際して、秀吉の主働隊に対する防御の第一線であった出水領主島津忠辰は、はかばかしい抵抗をなさず、ために秀吉の軍は容易に川内まで侵入することができた。また羽柴秀長（秀吉の異父弟）のひきいる別働隊に対しては、伊集院幸侃が自ら人質となつて積極的に和平を斡旋し、その功によつて幸侃は文祿の檢地に際して都城地方に、秀吉のお声掛かりで八万石という広大な領地を充行われ、藩内随一の実力者になつた。この時の島津方の思わぬ大敗は味方の中にこのような動きをする者があつたためと考えられ、戦国武士的なものの考え方しかできぬ主戦論者たちの目に、この二人は裏切り者とも謀叛人ともうつたであらう。忠辰は後に朝鮮に出陣した時、病と称して戦闘に参加しなかつたため秀吉の怒りを買ひ、所領は没収されて身柄は小西行長にあずけられ、自らも病死してその家が絶えたので後に問題は残さなかつたが、幸侃はとかくの噂うわさがあり慶長四年（一五九九）突如伏見邸において家久によつて手討ちにされた。理由はまったく不明であるが、当時幸侃の実力は家久の地位をおびやかすものがあり、慶長三年（一五九八）秀吉の死後、その生存中は手をつけることのできなかつた幸侃の処分が決行されたと見ることができよう。これには家久を中心に島津家の継承にかかわる問題がからんでいる。一六代義久には男の子がなく、三人いた女子のうち上の二人はすでに一門の島津義虎（忠辰の父）・島津彰久にそれぞれ嫁よめいで、手もとには末娘の龜寿が残っているだけであつた。義久は自分の血筋を島津家の本流にのこすために、弟義弘の子久保と龜寿を結婚させたが、久保は不幸にも朝鮮出陣中文祿二年（一五九三）かの地で病死した。そこで義久はさらに久保の弟家久と龜寿を翌年結婚させたが、時に家久一九歳龜寿は二四歳であつた。龜寿の腹に家久の男子が出生していたらにも問題はなかつたのである

が、なぜか二人には子供が恵まれず、幸侃暗殺当時家久には世継ぎがなく、たまたま前年には秀吉が死亡し、翌年は関方原の役が起こるといふ世情不安の時であり、その地位ははなはだ不安定なものであった。このままの状態の家久に万一のことがあれば、島津家一九代は一体だれが継ぐことになるのか。いまその条件をそなえた人を家久の周囲に求めると、義虎と彰久にとついで亀寿の二人の姉の子がいるが、義虎の子忠辰は前に述べたように家が絶え、彰久の子忠仍は後に家久に忠節を誓っているのです、この両家は一応除いて考えてよい。次に義弘の子女を考えると、長女お屋地は島津朝久（豊州家）に、二女お下は伊集院源次郎（幸侃の子）にとつぎ、ほかに家久の弟忠清があつたが朝久は朝鮮出陣中久保と相前後して病死し、忠清もまた文禄四年飯野で死去し、残るはお下の夫源次郎のみであつて、幸侃の實力とこの血縁関係を考え合わせると、家久を除いて自分の子に島津家を継がせようと考えていたといふ幸侃野心の噂は必ずしも無根のものではなく、家久の幸侃殺害は禍根を未然に絶つたものと考えてよいであらう。ところが忠辰・幸侃は本藩人物志中国賊伝に入れられているが、その罪状の一つに向宗信者ということが挙げられている。おそらく秀吉の島津攻めの時の利敵行為と継承問題、それに一向宗信者ということが互いに作用して憎しみが倍加し、一向宗禁制の理由として秀吉征薩關係説が幸侃事件連座説とあいまって、一般につよく印象づけられたものと思われる。義弘が慶長二年、二度目の朝鮮出陣の時留守に残した法令の中で、はじめて一向宗禁制のことが公式にいわれているが、前に述べたようなきびしい情勢の中に年若い家久を残して出征する義弘には、幸侃の存在がもつとも気がかりであり、あからさまには云えないので、一向宗禁制にことよせて幸侃の警戒すべきを腹心の者たちに、におわせたものであらう。文中に向宗の禁制は先祖以来とあり、この先祖は義弘の祖父忠良のこと

といわれているから、島津家の一向宗禁制は忠良にはじまり、その方針が永く子孫によってうけつがれたものである。具体的な表現としては宝永七年（一七一〇）幕府巡検使の質問に対する答弁の中に「同宗の親しみ深く徒党を結び君臣の礼を背き父子の分もなく云々」とあるくらいのもので、一向宗禁制は要するに教団のもつ民主的性格が、封建支配者としての島津氏の統治方針と根本的に相容れぬものがあり、また石山戦争・三河の一向一揆など先進地帯における反封建的闘争が、島津家の当事者に異常な警戒心をおこさせた結果である。

宗門改め キリシタン禁止策として全国的に行なわれた宗門改めの制度は、キリスト教が絶滅した後においては、幕府の施策としてさして重要な意味を持たないと思われるにも拘わらず、幕末まで引き続き実施され、しかも重要な施策として徹底して行なわれたのは、宗門改めが単なるキリシタン禁止策にとどまらず、戸口調査からひいては村勢・郡勢の調査に発展し、政治上の基本的な調査に発展したからである。そして宗門改めに関する特権を寺院に与えたため、寺院は庶民に対する末端の監察機関として幕府の政治機構の中にくみ入れられた。要するに毎年定期の宗門改めには必ず寺請てらうけが必要とされ、一般士民は各々その旦那寺だんなでらによって旦那であること、すなわちキリシタンでないことが証明されなければならない。この制度はひいては旅行・移住・出産・死亡・結婚などに寺請を必要とすることになり、庶民の日常生活上旦那寺の存在は欠くべからざるものとなったのである。しかしこのような制度が江戸時代のはじめから確立されていたのではない。幕府がキリスト教禁止の意図を公表したのは直轄領に対しては慶長十七年（一六一二）であり、全国的に禁止したのはその翌年であったが、たまたま大阪役の直前であり、どの程度実施されたか疑問である。

宗門手札改め

豊臣氏滅亡して元和の世となり、貿易に熱心であった家康も死亡してその実施が徹底したと思われるが、寛永年間島原の乱前後においてキリスト教の取り締まりは一層強化され、寛永十二年（一六三五）全国一統の取り締まりが行なわれた際、薩藩においては、その独特の宗門改めの制度である手札改めがはじめて実施され、同時に一向宗門徒改めも行なわれるようになり、以来通常七・八年ないし一四・五年ごとに、明治三年最後の人別改めまで前後およそ三〇回実施された。方法としては木札に名前・宗旨・年齢などを書いたものを各人に渡し、これを手札と称して縁えんくみ与や移住などの時には必ずこの手札と関係役人（家来の場合）の証文を持参させた。数年ないし一〇数年ごとに行なわれた宗門手札改めの時には、古い手札を回収して新しい手札を渡し、縁与のため入村してきた者や、新しく生まれた者にも手札を渡して手札改帳に書き加へ、死亡した者や結婚して他村に去った者はこれを除いた。すなわち、宗門手札改帳は今日の戸籍台帳に相当するもので、各郷の役所に差し出された宗門手札改帳や各家に残された控えなどが県下各地に残存し、市内の二・三の旧家からも発見されている。他藩の宗門改めと著しく異なっているのは、他藩においてはすべての場合且那寺の住職が証文を出したのに対し、薩藩では関係役人（士分の家来の場合はその主人）がこれを出し、寺院が一切関与していない点である。それだけ薩藩の封建支配が徹底しているといえよう。

潜状キリシタン

このようにきびしくキリシタンならびに一向宗が禁止されたにもかかわらず、その信者を絶滅することはできなかった。寛永十年（一六三三）前後は殊ことにキリシタンの発覚する者が多く、同年五月長崎から逃げてきた九郎兵衛という教徒が城下で捕えられて翌月長崎に送られた。また、矢野主膳の申し出によって大阪方の落人明石全登の子小三郎が、城下の之由シユアン安牟又左衛門の家に潜伏していることが判明し、これを桜島にて捕え

た。矢野主膳は馬術の名手で藩主家久の指南役を勤めたこともあるほどの者であつたが、自身キリシタンとしてその二人の子と共に、寛永十三年桜島で処刑された。同十一年には、薩摩に修士が潜伏しているということを書え出た者があり、長崎奉行はその訴人を八月薩摩に派遣し、同月十七日修士を西田町の吉兵衛宅で捕え、亭主吉兵衛に水責の拷問しうもんをした。その結果六人の教徒を自白し、修士と吉兵衛、その子源右衛門の三人は長崎に送られて処刑され、吉兵衛の妻子・下人等八人も捕えられたが、妻が処刑されただけで他は放免された。このように時折りキリシタンの発覚はあつたが、しかしキリシタンは全国的に禁止されていたため、新たに指導者や経典を求める術すべもなく、さすがにその数は少なかった。一方、一向宗は薩藩においては公然とその信仰が許されていたのであるから、布教僧の潜入も可能であり、いろいろな方法で本山参詣けいや仏像経典の入手も比較的容易であり、信者の数は思ひのほか多かつたようである。宝暦（一七五一—一七六四）の頃出水地方で二〇〇〇人以上の一向宗信者が発覚しており、天明三年（一七八三）薩摩に入国した古河古松軒の旅行記を見ると、表面門徒はいないようであるが実際はそうでなく、食うに困つた巡礼などは田舎いなかに行つた場合、ほんとうは門徒だということを知つていながらわざと知らぬ顔して、私は実は真宗であるが当国は一向宗の禁止がきびしいので、往来手形を浄土宗に書き替えて関所を通つてきたなどというところ、何処でもごちそうしてくれるというので、まさかと思つて古松軒自身ためしてみたところ家中で大歓迎した。また今でも一人二人は毎年宗門のことで処刑される者がある、という風に記してある。大谷派の京都唯明寺の擬講法雲ぎこうほううんが、天保元年（一八三〇）三月、鹿児島に入つて五月まで潜伏布教した時のことを書いたものは、鹿児島城下民のほとんど六割は一向宗信者だという観察をしている。また門徒世話人から本山への報告

者
潜伏真宗信

によれば、天保十四年（一八四三）本尊二〇〇幅役所にとりあげられ、門徒でとがめをうけた者一四万人に及ぶといい、嘉永二年（一八四九）には七〇余講ごとく露見したとある。年代ははつきりわからないが幕末も明治に近い頃、苗代川の朴泰潤が伊集院の横目（今の刑事に当たる）有馬藤左衛門に、当地で内密に本尊拜みをしている者が二〇人内外あると報告している。天保（一八三〇—一八四三）の頃、門徒が本山に献上する金や物が、当時懸命に改革中であつた藩の財政におよぼす悪影響に神経をとがらせた当局が、一層きびしい弾圧を加えて多数の門徒の発覚があつたが、嘉永以降黒船の来航が頻繁になると沿岸警備のことに気をとられて一向宗禁止のことはおろそかになり、ついには黙認同様の状態になつた所もあるようである。しかし真宗の僧侶も寺院も皆無の領内で、これら多数の門徒たちはどのようにしてその信仰を守りつづけたであらうか。各人がそれぞれ自分の家の仏壇をそなえるようなことはもちろん許されない。範圍は一定していないが広い時には数力郷におよぶ地域に一つの組織ができる。これが講であつて本山から御講仏をおこうぶつ下賜して貰い、講内の各部落を一定の日を限つて（一月ごと）というのが一番多いようであるが、持ち回る。講の責任者をこうがしら講頭又は講長こうちやうといい、講内はいくつかの単位に分かれる。その単位は大体一晩のうちに集まつて参詣できる範圍内で一部落が主である。これをコマ（講間）又はお座おざといい、その部落の名を取つたとせば上の山御座、代表者の名をとつて甚右衛門コマという風と呼ぶ。代表者は番役といつて読経・説教のできる者で一般門徒の指導にあたる。御講仏がまわつてきた時は番役の家に安置するが、平常御講仏の留守の時は番役個人おないぶつのいわゆる御内仏あるいは部落共有の仏像を礼拝する。これをお座仏さぶつといひ番役の家をテラと呼んでいる所もある。この風習がいまだに受けつがれていて、御講仏がその講に所属する各部落を順番に持ちまわられ

講

お座

番役

ている地方が今でもある。したがって講頭の家には、御講仏と御座仏と講頭の家の御内仏と三種類の仏壇のある時がある。コマの人たちが集まって読経・説教（ほうぎ）に法義（ほうぎ）を喜んだのはもちろん深夜のことであり、或いは人里はなれた所に今も「ガマ」と呼ばれて各地に残っている洞穴（どうけつ）に集まった。この集まりをまた「お座」といい、集まることを「お座をひらく」といった。お座がひらける時には屈強の若者を要所要所に張り番に立て、取り締まりの目をのがれるためには細心の注意をはらったが、それでも時には役人の探知するところとなり、それが端緒となつて大量の逮捕者を出すこともしばしばあった。この大規模な発覚を「法難くずれ」といい、藩政時代幾度かくり返されている。一度嫌疑を受けるや直ちに役所に連行され、本尊の提出・同類の自白が強要されるが、これには当然拷問（しうもん）をともなう。いろいろな残酷な拷問があるが、その一例を挙げる

と「割木責」といつて、角（かど）の荒立（あらい）つた割れ木を数本並べた上に門徒をすわらせ、さらに膝（ひざ）の間に割れ木を一本はさませ、膝の上に縦一メートル・横三〇センチ・厚さ一五センチ・重さ五・六〇キログラムの平たい石を一枚二枚とつみ重ねて五枚に及び、石をゆりうごかし髪を上につり上げて檉（しげ）の棒や青竹で尻をたたき、ひどい時には割れ木の下に穴をほつて火をたくという無茶なもので、気絶すると水をかけてほつておき、息を吹き返すとまた前の拷問をくり返すという調子であった。また女性に対する責めには、水にぬらして砂をつけた繩を腰の高さに強く張つて、それをまたがせて歩かせ、おしたおして局部を強く摩擦させるといふ非人間的なものがあつた。こうして門徒であることが決定すると、重い者は死罪・遠島といふ極刑が課せられ、軽い者は胸代（むねがえ）を行なつて許された。胸代とは、以後決して一向宗を信仰致しませんといふことを誓つて転宗（禪宗に転宗するの）が一番多かつた）すること、鹿児島では小野にあつた妙谷寺で行なわれたが、寺の住職・小僧・関係諸

役人の居並ぶ前に引き出され、住職が「南無婦依仏・南無婦依法・南無婦依僧」と唱えらると、小僧が本人に代わつてこれを唱える。これによつて真宗を捨て、禪宗に帰依したということになるというのであるが、これはあくまで形式的なことで、これで門徒の信仰が完全に変えられたというものでは決してない。藩政時代捕えられて拷問をうけた法難の体験者たちが、明治九年解禁後真宗のさかえる基礎をきずいた。いかに弾圧を加えてもあとを絶たなかつた一向宗信者の取り締まりのために、当局がくり返し出した法令のおもなものを二、三次に紹介しよう。

一向宗の儀前々より御禁止仰渡され候処、右宗旨の者相絶えず候に付、自身申出の儀宝永五年十二月委曲書付を以て申渡し、同六年七月再篇申渡し、其以後自身より申出候者は誓詞申付け、一往は相減じ候処近年又々取行ないの者多人数に及び、然る可からざる事に候。之に依て宗門改方え申渡す趣これあり、諸外城は 嘸・与頭・横目え宗門方加役申渡し、向後欄敷相改め候様申渡候間、弥以先年申渡置候趣末々迄も忘却致さざる様堅く申付く可く候。(以下略)

享保十年八月(西紀一七二五年)(一向宗時々被仰渡候御書附写(鹿兒島県立図書館所蔵原文は和漢混漭文であるが、読みやすいよう書き下しにした。以上同じ))
一向宗御制禁の儀毎度仰せ渡さるる事に候処、今に本尊等所持致し、宗旨を弘め執行致す者もこれありはなはだ以て然る可からざる事に候故、分けて申渡す趣これあり候。宗門方加役の儀は専心掛け、右牀執行の者これなき様平日締り方致し、万一疑はしき者これあり候はは早々申出ず可きの処、間には脇々より露頭致し、其所加役より申出ざるもこれあり、大形の至りに候。所中え右牀の者出来候儀畢竟加役締り方相届かず、兼て宗門方え係置かれ候詮もこれなく候条、向後随分出精緻す可く候(中略)

百姓共一向宗に志候については、専五人との者氣に付かず候て叶はざる儀に候間、其与中の儀は兼てきびしく稠敷申し聞かせ置き、万一疑うたがわしき敷儀も候はは早速役々方え申出候様に申渡、与中え右宗旨疑しき者これなき段五人与掛合印形致し、毎年八月限宗門改方え差し出す可く候（以下略）

明和五年十月（一七六八）

諸所にて講と名付け、男女相集り宗門疑しき儀もこれある由に候、右躰てい相集り候節は、其所引請居候役人又は下役の者共の内にも氣を付け、疑しき儀も候はは加役共え申出候様兼て申付置、猶又加役共随分氣を付け不審なる儀これあり候はは、申渡し候趣時々申渡す筈に候得共、猶又別冊相下し候間書き写し相渡され候様是又申渡し、宗門改えも申渡す可く候

安永五年八月（一七七六）

諸所に於て一向宗執行の者これある節は、加役共より宗門改方迄申出る筈に候処、百姓相交り居り候得は、所違ひ郡方え首尾申出候所もこれあり候得共、右宗旨の儀は兼て申渡す趣これあり、別け御念を入れらるる事に候間、若し執行の者これあり候はは一切申散らさず、随分隱密致し夫々支配頭え申出るに及ばず、早々宗門方え申出す可く候。此旨諸外城私領え申渡し、御役人限り承り置候様には又申渡す可く候（以下略）

安永七年十二月（一七七八）

公認の諸宗 以上述べたようにキリシタン・一向宗に対する禁制はきびしかったが、その他の仏教諸宗派は公認され、特に禪宗・真言宗はこの節のはじめに述べたように、藩主の菩提寺・祈願所として厚い保護を

仏教各宗の
勢力分布

うけた。薩藩例規雑集によつて土民の宗派別の人数を次に挙げよう。これによつて藩内に於ける仏教各宗の勢力分布の大体を見ることが出来る。

御領國中惣人数及び宗旨

薩州

曹洞宗 二五万二八三二人

天台宗

二二二二人

臨濟宗

四四一五人

黄檗宗おうぼく

一〇人

真言宗

三万〇五九四人

律宗

二四人

浄土宗

一万一一三〇人

時衆宗じじゅうしゅう

一万二〇九一人

法華宗

二〇六六人

修験宗

二一五人

薩州都合

三一万五五八九人

隅州

曹洞宗

二二万七七二七人

真言宗

三万一八一三人

天台宗

二七九六人

時衆宗

四六七五人

浄土宗

七〇九八人

法華宗

二万二四九七人

律宗

六七九人

臨濟宗

一四三人

隅州都合

一九万七四九三人

日州

第四章 宗教のうごき

第四編 近世編

曹洞宗	五万〇七二一人	真言宗	二万三七六〇人
律宗	七六七人	法華宗	四八二人
天台宗	二〇九二人	時衆宗	三七四六人
浄土宗	一三一五人	修験宗	一七二人
日州都合	八万三〇六五人		
江戸御定府			
曹洞宗	七〇人	法華宗	七七人
浄土宗	四二人	天台宗	一〇人
真言宗	八人	江戸都合	二〇七人
京都邸定府			
曹洞宗	二人	法華宗	二四人
浄土宗	四人	京都都合	三〇人
大阪邸定府			
法華宗	一四人	浄土宗	六六人
曹洞宗	三人	大阪都合	八三人
都合	八七万二〇八三人		

曹洞宗が圧倒的に多く、真言宗がこれに次ぐのは当然のことで、法華宗が隅州に意外に多いのは全領法華宗

の種子島領がふくまれているからである。総人口八七万余がいつのものか明記してないが、文政九年（一八二六）の宗門手札改めによる人口総数が八六万五二四一人であるから、おそらくこの頃のものであろう。

II 鹿兒島の社寺

神社 薩摩藩は中世から近世にかけて支配者の交代がなかったので、その政治組織・社会制度等になんの変化もなかった。したがって江戸時代の社寺は中世以来島津氏が崇拜したものの継続であった。神社についていえばまず島津家に縁故深く、今も元日の巡拝にその名をのこす五社がある。

諏訪神社

諏訪神社 一名南方神社ともいい、鹿兒島の五社の第一、祭神は二座、上座は建御名方命、下座は事代主命である。この神社が歴代藩主の信仰特に厚く、あたかも氏神の感があつたのは、島津家の初代忠久が文治二年（一一八六）信濃国塩田荘の地頭となり、同五年（一一八九）頼朝が奥州の藤原泰衡を討つた時、忠久は一一歳にして副將軍を命ぜられ、先峰総督として出陣したが、この時信濃国諏訪大明神に祈願して勝利を得、この時の軍功によって更に信濃国大田荘の地頭となつたというような関係から、五代貞久の時その分霊を山門院やまといん（出水）かみじょうに勧請し、これが薩摩における諏訪神崇敬の起源となつたのである。

祇園神社

祇園神社 一名八坂神社ともいい、清水町の祇園洲ぎおんのすにある。五社の第二で、祭神は素盞鳴尊・稲田姫の二座であるが、他に八王子を祀り、合わせて一〇柱となるところから転じてこのあたりを戸柱と称するようになったのである。この神社のお祭りはいわゆる「オギオンサー」で、今なお全市を挙げてのにぎわいを招く。

稲荷神社

稲荷神社 五社の第三、祭神は三座、正面は正一位稲魂神、左は瓊々杵尊、右は伊弉册尊、諏訪神社が前

御健狐

に述べたような理由から藩全体の崇敬を受けたが、これにつぐものが稲荷神社である。それは忠久の生母たんのつぼね丹後局が頼朝夫人政子のため害せられようとしたので、鎌倉を逃がれて摂津国住吉まで来た時にわか産わか氣づき、やむを得ず住吉神社の境内で忠久を産んだが、その時住吉の末社稲荷大明神の御使狐の照らした狐火のため、風雨の夜であつたにかかわらず無事出産することを得たという伝説によるもので、忠久は薩摩入国の時山門院野田に稲荷大明神を創建し、次いで島津本庄（今の都城市郡本地方）に島津稲荷を、また市来にも稲荷神社を建立したが、九代忠国が市来の稲荷神社を鹿児島にかんじょう勧請したのが今日の稲荷神社である。初めの位置は現在の位置より東六〇〇メートル位の所であつたが、火災のため今の所にうつしたのである。

春日神社

春日神社 五社の第四、祭神はたけみかづち建甕槌命・ふつぬし経洋主命・あめのこやね天児屋根命・ひめおおかみ姫大神の四座。本社は大和国添上郡春日郷の春日神社である。

若宮神社

若宮神社 五社の第五、池ノ上町にあり、祭神は応仁天皇・神功皇后・玉依姫・仁徳天皇の四座、大隅正八幡宮の分社である。ために若宮八幡ともいわれる。下荒田町の荒田八幡も又おなじく大隅正八幡宮の分社で、祭神は応神天皇・神功皇后・玉依姫の三座である。

荒田八幡

このほか一九代光久が創建して菅原道真をまつた磯天神、豊玉彦・豊玉姫をまつる草牟田の宇治瀬神社、慶長十四年（一六〇九）琉球の役に靈験があつたとつたわれる弁財天廟、一五代貴久が大永六年（一五二六）島津美久に攻められて清水城を脱出した時、身をかくして難をのがれたという伊敷町小野の聖之宮、滋賀県大津市坂本町の日吉大社を本社とする日枝神社、伊敷の地名の起原といわれる下伊敷のいにしき伊尔色神社（一名年之宮）、文久三年（一八六三）斉彬をまつるために創建された照国神社、一一代忠昌が祖父忠国の霊をなぐ

南泉院

さめるため、明応六年（一四九七）建立した小城権現（稻荷川左岸高地）などがおもなものであった。

寺院 中世以来の本地垂迹説の影響と幕府の政策によって、江戸時代を通じて諸事神社よりも寺院が優先し、鹿児島城下にも菩提所福昌寺、祈願所大乘院をはじめ、今はその跡も残っていないが当時隆盛をきわめた寺院が少なくない。まず最初に挙げられるのは南泉院であろう。

南泉院 今の照国神社のところにあつた天台宗の巨刹（寺）である。禅密二宗が主流であつた島津氏の城下に、このような天台宗の大刹があつたということは多少奇異に考えられるが、それは次のような事情による。江戸幕府の創始者徳川家康は神格化されて、東照大権現として東照宮にまつられたが、御三家をはじめ諸大名がこれにならつて東照宮が各地に建立された。島津家でも一九代光久の時東照宮を城北に建立し、昔天台宗の大刹であつたが当時廃寺となり、禅宗の道場としてようやくその跡を留めていた鶴田村の大願寺をその側にうつし、元の天台宗に復して別当寺とした。これは江戸、日光の東照宮の別当寺が東叡山寛永寺、天台宗であつたため、鹿児島の場合も同様別当寺は天台宗の寺院でなければならなかつたからである。しかし当時大願寺には住職も居らず、規模も小さかつたので二一代吉貴の時、これでは不十分だとして二〇〇石以上の武士に命じて、知行高に応じて人足を出させ、宝永六年（一七〇九）七月城西に東照宮祠廟及び別当寺として壮大な建築を完成したが、当時新しく寺院を建立することを禁止されていたので、大願寺の寺籍をここにうつし、東叡山公辦法親王に請うて、大雄山仏日寺南泉院の称号をもらいうけ、大和吉野山学頭王院僧正智周を初代の別当とした。かくして南泉院は寺領五〇〇石を給せられ、本門の南に実相院、裏門前に観樹院、これとならんで吉祥院、都合三つの支坊を有し、三州天台宗の触頭として表面上藩中第一の巨刹とな

った。すなわち徳川將軍家に対する大名島津家の外交儀礼と考えればよいであろう。

往年大願寺は天台宗の大刹で、その薬師堂には足利義満自筆の「医王宝殿」の額がかかっていたが、寺が衰微するに及んで額は川内の奉平寺にうつしかけられた。光久が大願寺を復興した時、額もまた大願寺に返されたが、南泉院が完成するに及んで額は南泉院にかかげられた。今、日置の明信寺に義満筆の「医王宝殿」の額があり、藩政時代には日置島津家の菩提寺にあったものだという。この額と南泉院にあった額が同じものかどうか。同じもののだとしていかなる経過によって日置にうつされたものか、事情が明らかでない。

経園山・宝成就寺・大乘院 今の清水町のところにあつた藩の祈願所、寺領八七〇石、寺内に一〇坊あり藩内各地に多くの末寺を有し住時は隆盛をきわめたが、今はただ正門前の稻荷川にかかる太鼓橋を残すのみである。はじめ開山良範が八代久豊の時、応永二十五年（一四一八）伊集院に寺を建て、これを莊嚴寺と称して島津氏の帰依をうけてその祈願所となり坊ノ津の一乗院、次に述べる大興寺と共に本藩真言宗の三本山とよばれたが、一五代貴久がその寺地が鹿兒島から遠く、法事が思うにまかせぬところから、天文年中これに鹿兒島松峯山南麓にうつし、当時の莊嚴寺住持第七世俊盛を開山として一藩の祈願所とした。これが大乘院であるが、のち弘治二年（一四八九）さらに経園山下にうつした。代々島津氏の帰依厚く、寺をへだたること南に二〇〇メートルばかり、二王門とよばれた外門に至る坊中道の両側に、支院一〇坊がたちならんでいた。二王門はまた二王堂ともよばれ、その東側に清水がわき出、俗に二王堂水と称せられ、これが清水という地名の生じたゆえんといわれている。

大興寺

千台山・真乗院・大興寺 大乘院の東に隣接した真言宗の寺院で、伊集院の莊嚴寺（大乘院の前身）・坊

ノ津の一乗院と共に、三州真言宗の三本山と呼ばれたことがあるほどの大寺であったが、莊嚴寺が鹿兒島にうつされ、大乘院として藩の祈願所として盛えるようになってからは、勢いをこれに奪われたと思われる。この寺は永正五年（一五〇八）一二代忠治が、一乗院第六世権大僧都頼政法印を開山として、大覚寺義昭僧上尊宥の菩提をとむらうために建立したものである。

義昭は足利六代將軍義教の弟で、出家して嵯峨大覚寺の住職となったが、叛逆の企てがあるという噂がたち、兄義教のために刑せられんとしたので、逃がれて日向国櫛間院（今の串間市）の養徳寺に身をかくした。九代忠国は將軍の命を受け嘉吉元年（一四四一）三月兵を遣わして攻めたところ、義昭は養徳寺において自殺した。忠国はその首を將軍に献上し、功を賞せられて大刀、馬、腹巻及び琉球国を賜わったが、忠治が義昭の悲業の死をいたんで、その靈を慰めるため一寺を建立したものである。寺領五〇石。

宝持院
神護山・観音寺・宝持院 大乘院の末寺、真言宗。五社の一、稻荷神社の別当寺で社の西側すなわち大興寺の東側にあつた。寺領五〇石。

このようにむかしは今、清水中学がある所に、西から東へ大乘院・大興寺・宝持院・稻荷神社と由緒ある社寺が立ち並んでいたのである。

安養院
護国山・大楽寺・安養院 真言宗、大乘院の末寺。五社の一、諏訪神社の別当寺で、諏訪神社の向かい側の岡の斜面にあつた。六代氏久が東福寺城にいて、山門院の諏訪神社を鹿兒島に勧請した時、当寺を建立してその別当寺とし、饒阿上人を招いて開山とした。もと寺領七〇〇石あつたが、阿多長寿院盛淳が住職の時二〇〇石に減じたという。

盛淳は文祿の頃安養院の住職であったが、その才能がみとめられて一七代義弘に召し出され、還俗して島津家に仕え、しばしば手柄をたて、家老にまで昇進したが、関ヶ原の役に従軍して、義弘の身代わりとなつて戦死した。出陣に際して寺領五〇〇石を売つてその費用としたのが、寺領が二〇〇石に減じた理由であるという。

以上鹿兒島の真言宗寺院のおもなものについて述べたが、このほか大乘院の支院一〇坊をのぞいて抱真院・寺領一一五石、宝珠院・寺領五〇石。潮音院・寺領五〇石。永福寺、普賢院、勝軍院、護国院、柿本寺等があり、これらは皆大乘院の末寺であつた。

大竜寺 瑞雲山・大竜寺 今の竜小學校のところにあつた禅宗の寺で京都臨濟宗五山の一、東福寺の末寺。開山文之和尚、今その碑が大竜小學校正門を入つて左側にある。この地は一五代貴久が屋形を構えたところで、天文十九年（一五五〇）伊集院一宇治城を去つてここに居住し、御内と称して一六代義久・一七代義弘を経て一八代家久の代まで、島津氏の根拠地であつた。家久が慶長七年（一六〇三）鶴丸城を築いて移転した後、御内を本御内と称し、慶長十六年（一六一一）三国名勝図会 寺を建てて、貴久の贈り名は大中、義久は剃髪して竜伯と称したのでその一字ずつをとつて大竜寺と名付けたのである。

文之 文之、号は南浦。父は河内の人であつたが、乱を避けて日向の国福島に来て土地の女性と結婚し、弘治元年（一四八八）飢肥の南郷で文之が産まれた。幼い時から神童の誉れ高く、父はその才能を見込んで延命寺の天沢の弟子としたが、ついで竜源寺一翁の門にうつり、後京都に出て東福寺で修行すること二〇余年、仏教の奥義をきわめ、義久に招かれて国分正興寺、加治木安国寺の住持を兼ねた。慶長四年（一五九九）義弘に

従つて京都伏見の藩邸にいた時、東福寺で大学章句を講義し、また後水尾天皇の御召によつて宮中で四書新註を講じて叡感斜ななめならぬものがあつた。この年家人に従つて薩摩に帰り正興寺に住したが、大竜寺が建立されるやその初代の住持となつた。

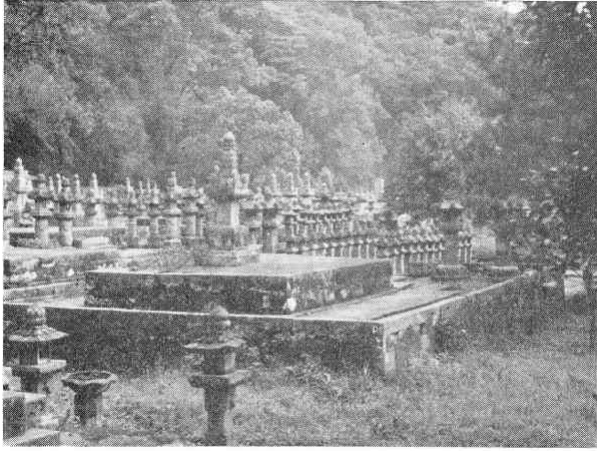
玉竜山・福昌寺 島津家七代元久は禅宗に帰依すること

はなはだ厚く、応永元年（一三九四）長谷場氏の城跡に大刹を建て、石屋をその開山とした。これが福昌寺で、玉竜高等学校の敷き地はその故地、校名は寺の山号をとつたものである。寺領一三五〇石、島津家の菩提所で、元久以来二代吉貴をのぞいて歴代藩主の墓がある。藩内第一の巨刹きつで、寺の中には常に一五〇〇人余の僧侶が居住していたといふ。

開山石屋せきおく、号は真梁しんりょう。島津の支族伊集院忠国の子。元久

は石屋に心服し、その勧めに応じて唯一人の男子を出家させ石屋の弟子とした。これが仲翁守邦ちゆうおうしゅほう、福昌寺第三世であるが、ために元久には後継者がなく、その後伊集院頼

久が自分の子初犬千代丸をして島津家の跡を継がせようとした。これを聞いた元久の弟久豊が、日向穆佐むかさから急遽きんげん鹿兒島にかけつけて、葬式の当日、喪主として葬列にあつた初犬千代丸の手から元久の位牌いはいを奪い取



島津墓地（池之上町）

り、自ら立つて島津家の第八代をついだ。石屋は前に述べたように伊集院氏の出であり、一族の者を島津家の後継者にしようという点、頼久とその考えに相通するものがあつたであらう。福昌寺には多くの末寺があり、

最も有名なのは鹿児島島の南林寺、ほかに妙谷寺・興国寺・隆盛院、藩内各地においては伊集院の梅岳寺、出水の竜光寺、谷山の慈眼寺、田布施の常珠寺、国分の竜昌寺、帖佐の心岳寺などがそのおもなものである。

松原山・南林寺は、貴久が弘治二年（二五五六）に創建したもので、自らその菩提寺とした。覚照山・妙谷寺、もと上伊敷にあつたのを、義久が下伊敷にうつして自らの菩提所とした寺である。寺領三八〇石。太平山、興国寺、冷水町にあつた寺。一代忠昌が、はじめ大興寺の地に一寺を建立して菩提寺としたが、永正五年（二五〇八）大興寺が建つに及んで一時城山に移り、慶長七年（一六〇二）冷水町今寺跡のある所に移されたという。忠昌の墓があり、じみょうほうそうあんじゆ家久夫人持明彭窓庵主の位牌も安置せられた。寺領二〇〇



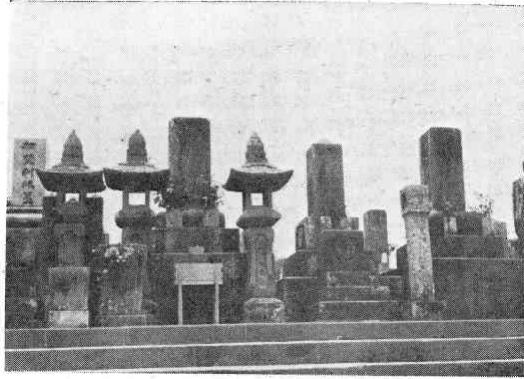
出水竜光寺（出水市）

南林寺
妙谷寺
興国寺

隆盛院

石。隆盛院、草牟田にあつた一三代忠隆の菩提寺。永正十六年の創立。寺領九石。以上福昌寺末寺の三カ寺を鹿児島城下の三カ寺といつた。

松峯山・無量寿院・浄光明寺。藤沢山清浄光寺（神奈川県）の末寺、時宗。今の南州神社及び薩軍戦死者墓地のところにあつた。伝えるところによると島津家の初代忠久が文治二年（一一八六）はじめて薩摩に入国した時、せんあせつじょう宣阿説誠を伴い来たつて当寺を創建したというが、これは誤りであろう。建治三年（一二七七）一遍上人が大隅正八幡宮に参籠した時、三代久経がこれに帰依し、かくありようしよ覚阿了性はその宗旨を受け、弘安七年（一一八四）忠久の二三回忌にあつて当寺を興したというが正しいと思われる。享保二年（一七一七）四月火災にあつたが、二代吉貴はこれを復興して



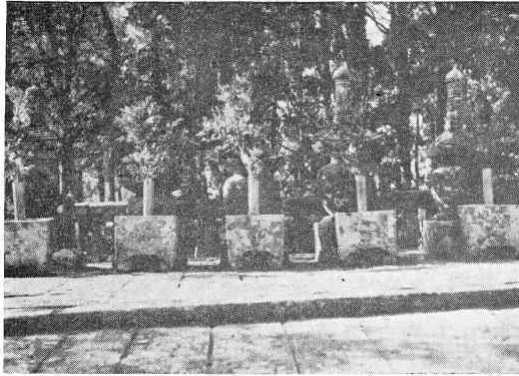
浄光明寺南州墓地（上竜尾町）

壮麗旧に倍したという。享保九年九月、忠久の像を納め、また忠久から五代貞久までの歴代の位牌を安置した。島津家歴代中吉貴とその近親者の墓だけがこの寺にあり、今もなお南州神社の裏手に残っている。

清水山・ほんりゆう本立寺。清水町本立寺馬場にあつた寺で、今も初代忠久以来貞久に至る島津家五代の石塔が残っている。時宗、浄光明寺末。はじめ五道院ごどういんといつた。忠久は鎌倉こゝらに薨じ鹿兒島の五道院に葬られたというが、五代の墓は野田の感応寺にもあり、島津氏のはじめ五代の根拠地は山門院（出水）であつたから、本立寺は鹿兒島における五代の墓所というべきであろう。五道院というのはこの五代の贈り名が、得仏道・（初代忠久）道仏・（二代忠時）道忍・（三代久経）

・道義（四代忠宗）・道鑑（五代貞久）とはじめに皆道の字がつくところから後世名付けられたもので、一
九代久光の時、論語の「本立而道生」の語によって本立寺と改められた。

不断光院



野田感応寺の島津五代の墓（出水郡野田郷）

養泉山・無量寺・不断光院。京都知恩院の末寺、浄土宗鎮西派。浄光明寺に隣接して南州神社の西側にあったが、今復興されたものは易居町にある。永禄五年（一五六二）島津貴久が一寺を建立して、京都不断光院の住持清養せいよを招いて開山としたのがその始めである。文禄元年、島津義弘は朝鮮出陣祈願のため、始良郡栗野に浄土宗寺院願成寺を創立したが、慶長四年（一五九九）帰国後これを帖佐にうつし、仏恩報謝のため弥陀一〇〇〇体を寄進したが、その中二体は義弘自ら彫刻して背面に維新の二字を印した。これが今日不断光院に安置するところのものである。文政元年（一八一八）島津重豪が本寺を再興して境内をひろめ、本堂院房を新造した。

大磯山・月船寺。宇治万福寺の末寺。同寺二世木庵の弟子愚門

月船寺

が元禄十四年（一七〇二）六月、始良の曹洞宗含粒寺末の廃寺を再興して、山号の示すごとく磯に月船寺を興し、木庵を勧請して開山とした。これが江戸時代新しく中国から伝わった禅宗の一派黄檗宗おうぼくが、薩藩に伝来したはじめである。

西田寺

西田に月船寺の末寺が二カ寺あった。西田寺と了性寺であるが、西田寺は日枝神社の東にあり、その別当寺であった。

寿国寺

元持山・寿国寺。万福寺末、黄檗宗。もと地藏院という真言宗の寺で西田にあったが、二一代吉貴が享保十四年（一七二九）八月、これを武にうつし、僧玄黙に命じて黄檗宗の寺として寺号を改めさせ、隠元いんげんを勧請、開山とした。寺領四〇〇石、黄檗宗としては薩藩第一の大刹さつであった。

千眼寺

万徳山・千眼寺。万福寺末、黄檗宗。島津重豪は禅を好み、荒田にあった同寺号の廃寺を文化二年（一八〇五）西田に再興したのがこの寺で、寺領三〇〇石、また薩藩における黄檗宗の名刹であった。幕末、薩英戦争の時、鶴丸城は海岸に近く敵弾の飛来するおそれがあったので、久光・忠義父子は本陣をこの寺におき軍を指揮したので知られている。

正建寺

本長山・正建寺。京都本能寺・尼崎本興寺両寺の末寺、法華宗。武にあった。はじめ西田にあって正法寺とあったが、寛永年間洪水にあい慶安三年（一六五〇）武にうつしたが、藩主光久夫人の助力によるもので、正建寺に改めたのは寛文年中という。薩藩は一向宗同様日蓮宗も禁止し、種子島領をのぞいて藩内には日蓮宗の寺院は一カ寺もないようにいわれているが、日蓮宗の一派不受不施派ふじふせが幕命によって全国的に禁止されたことから生じた誤解であろう。数こそ少なければ日蓮宗の寺院も藩内各地に散在していた。城下にも正建寺のほかは妙頭寺という同宗の寺があった。正建寺とおなじく京都本能寺、尼崎本興寺両寺の末寺で、はじめ山川にあり、種子島本源寺の末寺で妙見寺といっていたのを、享保八年（一七二三）ここに移して妙頭寺と改めたという。

妙頭寺

誓光寺

以上城下寺院のおもなるものについてその大体を述べたが、以下特色あるもの二、三について述べよう。天童山・誓光寺。南林寺の末寺、曹洞宗。草牟田町鹿兒島神社の東南にあった。はじめ荒田八幡の東南にあり、元禄の頃廢寺になったのを正徳五年（一七一五）ここにうつしたのであるが、弘化・嘉永の頃上山寺・妙谷寺・南林寺・福昌寺などの住職を歴任して、学徳一世に高かつた無慘禪師の隱栖ひんかした寺である。禪師は西郷隆盛・大久保利通・吉井友実等が師事した人で、若き日のこれら維新の志士たちが參禪修行の場であつた。

新照院

新照院・觀音堂。本尊の聖觀音・十一面觀音の二体は初代忠久が安置したものである。はじめ上山寺と共に城山山上にあつたが、山麓に家久が鶴丸城をきずくことになつたので、慶長六年（一六〇一）上山寺と共に下にうつつた。今の新照院の地名はこの堂名によるものと思われる。今六月灯といつて城下の神社仏閣が毎年六月の一日灯をかかへて縁日を催すのは、光久の時この觀音にたくさん灯を点じ諸人の參詣する者多かつたのがそのはじまりであるといふ。

III 神仏分離と廢仏毀釈

廢物毀釈

概観 神仏分離と廢仏毀釈は明治初年の改革の中でも最も大きなものであるが、元來この二つは別々のもので、神仏分離は全国的に徹底して行なわれたが・廢仏毀釈は必ずしもそうでなく、藩によつては分離のみにとどまつたところも少なくなかつた。然るに鹿兒島藩は廢仏を徹底して断行し、数年にわたつて藩内に一軒の寺院も一人の僧侶もその姿を見ることができないという状態になつた。そもそも仏教傳來後この外来の宗教

と古来の神道を調和させるため、奈良・平安時代を経て神仏習合の説が成立し、いわゆる本地垂迹説ほんじすいじやくが発展して神仏は混淆こんごうし、前に述べた南泉院のように、神社には別当寺があつて、所領の管理その他の実務にあたり、神事も社僧といわれた僧形の者がつかさどるのが常であつた。特に江戸幕府がキリシタン禁止のために仏教を利用してこれを優遇するにおよんで、神官に対する僧侶の優位は動かすべからざるものがあり、神仏混淆の状態も人心になんら矛盾を感じさせるものではなかつた。しかし漢字が盛んになると、中国の排仏的傾向をうけて排仏論が漢学者の口からとなえられるようになり、さらに国学がおこつて純粹な古道に帰ろうとするいわゆる復古神道が盛んになると、排仏的傾向はますます強くなり、薩藩もまたこの影響をうけて、藩主以下この説をうけいれるようになった。このような排仏的傾向を一層助長したのは、水戸藩の寺院改正令・梵鐘の鑄潰いっぶしであつて、斉彬も寺院の鐘を武器に改鑄することを企てたというが、そのことはたまたま斉彬の死によつて実現しなかつた。

薩藩の神仏分離 その後慶応元年（一八八五）の春、藩の少壮血氣の人々が水戸藩の例にならつて廢仏断行、僧侶還俗の事を家老桂久武に建言し、桂もこれに賛成して、忠義・久光に上申してその同意を得て、自らその任にあたり、大目付兼寺社奉行島津主膳以下の諸役人に命じて、寺院処分に関する取り調べを行なさせた。この時の調査によつて明らかになつた藩内寺院の総数は一〇六六カ寺、うち城下にあつたもの一一八カ寺であつた。このように神仏分離の計画とまだ一般的廢仏毀釈とまではいかないが、水戸藩にならつて寺院を整理しようという計画が、薩藩においては具体化しつゝあつたといふことがいえる。これは単に理論上の根柢からだけでなく、幕末の非常時にあたつて薩藩としては特に軍備充実の必要があつたので、還俗させた僧侶

を兵力に転用しよう、或は廃寺によつて得た財源を軍事に回そうという政治上、経済上の理由からも考えられることである。このような状態のところに、王政復古が実現して、神仏混淆の積弊を打破することは、新政府の重要な政策として取り上げられ、神仏分離は広く全国的に断行されることになった。明治元年（一八六八）三月十七日には、神祇事務局から、従来神社において僧形のまま別当、あるいは社僧と称して、神事に従事していた者に還俗を命じ、同月二十八日には権現・天王等仏式の神号を有する神社は、その由緒を届け出さずべき事と、仏像を神体とする神社はこれを廃し、また社前の鰐口・梵鐘その他の仏具類を取り除くことが命ぜられた。以後これに関する命令があいついで出されたが、薩藩においては、前に述べたごとく既に計画中のことであつたので、この事は直ちに実行にうつされ、神社にあつた木像・仏画は焼きすて、金属類は兵器あるいは貨幣に利用し、石像は破壊した。今日なお県下至る所に仁王像の頭部・胴体・四肢などが神社付近に残存しているのを見ることができ、かくのごとく神仏分離は徹底して行なわれたが、その実行は容易なものではなかつた。なぜならば当時の神社はことごとく仏像が神体であつて、霧島・鹿児島両神宮も同様の状態で、ただ鹿児島神宮付近の奈毛木の杜の蛭子神社だけが古い神鏡が神体であつて、神仏混淆の形跡がなかつたといわれ、他はすべて新しく神鏡を作つて神体を取り替えねばならなかつたからである。しかしともかくも藩としては予定の行動であつただけに、平穩裡にしかも完全に神仏分離を実施し得たが、なお従来の計画通り寺院の廃合も行なわれた。

薩摩藩の廃仏

神仏分離と同時に別当寺及び由緒なき寺院は廃せられ、特別のもののみが残されることとなつたが、これを徹底的に行なえば、藩主島津家代々の位牌、墓所のある寺にまで破壊の手がおよぶことに

神仏分離

寺院の廃止

なるので、これは旧藩士としては忍び難いものがあり、島津家関係の寺院はしばらくこれを存置することとなった。ところが明治二年三月藩主忠義夫人暉子（くわうこ）が死亡したが、その葬儀に関して知政所（ちまつしよ）は三月二十五日付を以て左のごとく従来の仏式を改めて神式を以て執行することを告示した。すなわち

御先代様御葬祭の儀は、是迄仏家の作法を以て御執行あらせられ来り候えども、此節御前様御逝去に付（てる子）ては、方今の御盛典に基かせられ、御葬祭向すべて神国の礼式を遂行せらる可き旨仰せ達せられ候条、此旨向々へ申渡す可く候。

知 政 所

これは明らかに藩主一家が仏教をはなれる意志を表明したものである。ついで六月十二日の布告を以て左のごとく中元・盂蘭盆会の禁止を達した。

中元盂蘭盆の儀、御吟味の訳これあり、御領國中一同御禁止仰せ付けられ候。左候て祖先祭の儀、仲春仲冬両度に執行致し候様仰せ付けられ候条、此皆神社奉行へ申渡し、向々へ申す可く候。仲春の祭二月四日已後、仲冬の祭十一月中の日已後其家々に於いて祭日相選択し執行致す可く候。尤祭式不案内の者は神社方へ尋問致す可く候。左候て自ら心得もこれある可く候えども、墳墓取始末等は弥行届き候様致す可く候。

知 政 所

すなわち藩内の士民はすべて先祖祭を神式で行なわねばならなくなったのである。このように廢仏のことは着実に実行されていったのであるが、なお寺院を完全に廢止することは容易でなかつたらしく、八月八日

には寺領を没収して寺院の自滅を計っている。すなわち福昌寺の一三六一石余をはじめ、恵灯院の七〇〇石、浄光明寺の四〇四石、南林寺の三九九石、妙谷寺の三八五石、大乘院の三〇〇石、興国寺及び寿国寺の各二〇〇石、不断光院の一〇〇石その他三〇石以下の七カ寺の寺領合計四二〇九石余を没収して、その代わりとして僧侶には食料・衣装代・諸品代等を支給することとしたが、もともと自滅を計るための寺領没収であるから、支給された衣食代の額はきわめて少なく、到底生計を維持することは困難で、大乘院の住職は自ら隠居を願つて許されたという。他の寺院の僧侶も大体同様で、続々還俗を願い出、残つた者は掛りの役人が生計の道を講じてやったので、寺領没収ことも大した支障もなく実行され、十一月二十四日にはこれまでの寺院廃合の際残された妙谷寺・大竜寺・不断光院・正建寺・本立寺・寿国寺・恵灯院・興国寺など城下の名刹にも廃寺の命が下り、さらに最後まで残つた福昌寺・大乘院等にも次のごとく達せられた。

右寺院被廢候条、御仏餉米祠堂銀迄も引取仰せ付けられ、諸仏の儀は悉く廢せられ候旨仰せ達せられ候条、神社奉行へ申渡し、向々へも申し渡す可く候。

十一月

知 政 所

このように寺院を廢止してしまふと同時に、明治二年十一月二十九日には、旧南泉院跡に島津家歴代の靈を祭つた神社を建て、鶴嶺神社と名づけ、また歴代藩主にゆかりの深い寺院、たとえば貴久における南林寺のごときは松原神社として残し、三年正月には旧本立寺の島津家先祖の墓を清水御墓と改称し、以下代々の墓所の名称もすべて変更し、なお島津家歴代はもちろんその近親者の戒名も神名に改めた。

かくして藩内の寺院はすべて廢止せられたのであるが、この時佛像経巻仏具等は一物も残さず藩吏監視

鶴嶺神社

松原神社

のもとに焼却しつくされ、心ある僧侶や檀徒がそれらの宝物が目の前で焼き捨てられるのを見るに忍びず、ひそかに隠匿した者もあつたが、かねてこの事あるを予測していた藩吏のためにきびしい家宅搜索をうけ、隠匿者は嚴重なる処分を受け、多くの歴史上貴重なる史料や、美術上得がたい宝物が焼失散逸してしまつたことは惜しみてあまりあることである。寺院の廃止に伴つて僧侶はすべて還俗させられたのであるが、もの云わぬ仏像経巻はともかく生計の道を断たれた僧侶の間に、権力によつて強行されたものであつたにせよ比較的抵抗が少なかつたのは、慶応元年少壯血氣の人たちが廃仏断行のことを忠義・久光に進言した時、久光は、事後の僧侶の処置を考慮するように云つたといふのであるが、還俗後の僧侶の生活についての考慮がなされていたためであろう。すなわち廃止した寺院の建て物・敷き地・財産は還俗した住職の所有となり、士族出身の者は士族に、農民は農民に、町人は町人にそれぞれもとの身分にかえし、また壯年の者は兵士として採用したが、僧侶の三分の一近くの者が兵士を志願したといふ。なお老齡・病弱・孤独等の理由によつて生計が困難な者には養育料を給与することとなり、給与を必要とする者を調べて届け出るよう明治三年十一月知政所より達せられた。要するに廃仏毀釈によつて生活に困窮した人はなく、多くは他の方面で活躍することを得たのである。今一つ考えられることは宗門手札改めの制度である。薩藩の宗門改めは前に述べたように独特のもので、他藩に於けるがごとき寺請てらうけの制度は見られず、縁与えんぐみ・出生・死亡その他戸籍に関する一切のことに寺院は全く関与せず、すべてが係りの役人の手ににぎられていた。すなわち士民の日常生活にとつて寺院の存在は必ずしも欠くべからざるものでなく、したがつて寺院と士民との間にぬき難い親しみのなかつたことが、薩藩に於いて廃仏の徹底した一つの理由といえよう。

〔注〕

- 鹿兒島県史・神仏分離史料・拙稿「薩藩の真宗禁制について」
鹿兒島大学文理学部紀要・拙稿「島津一門と真宗」
（真宗史研究所収）・三國名勝図会・鹿兒島の史
- 蹟・鹿兒島地誌・拙稿「宗門手札改めの実施回数について」
同「薩藩宗教政策の特異性」・同「真宗禁制と伊集院幸侃」

第五章 民俗と行事

I 衣 食 住

鹿兒島が城下町としての形をととのえた近世のころ、近在きんざいといわれた付近農村では農民たちは門割制度のもとで統制されながら生産に当たっていた。

農民たちの生活が一般に貧しく、質素であったのは年貢などの貢納が重かったというだけでなく、衣食住など生活のすべてにわたって、支配者の統制干渉がきびしかったゆえでもある。

このことは藩当局より出された数々の「教書」「おふれ」の類をみたらよくわかる。
例えば

「毎度申し渡候通り農業の時節をたがえず、耕作せしめ、親子兄弟親類等むつまじく、子ども生立ち等に
至るまで常々油断なく、親兄弟どもより教示すべきこと」
(注)

という書き出しではじまる「佐土原藩農業教書」をみると、耕作から衣食住に至るまで農民たちの生活を規制する条文がことごとくまかに記されている。

そこで、それらの資料をよりどころにしながら、近世の農民たちの生活をみてみよう。

(注) 「佐土原藩農業教書」は小寺鉄之助著「宮崎県近世社会経済史」に附載されている文書である。同氏の解説によるとこの文書は「寄合衆町田氏の歴代公用日記（自元文二年至安政三年）別冊に収むる壁書である」という。ところ

佐土原藩は慶長八年（一六〇三）より廢藩置県までつづいた薩摩の支藩であるから、ここに記されたことからは一応、薩摩藩全体にかかわるものと考えてよいだろう。

住生活 近世農民たちの住居がどんなものであったか、今日、そのころの家屋がほとんど存在しないので、具体的なことはよくわからないが、この「教書」に記された次の条文をみれば、おおよその想像はつくようである。

家 作 り

「家作りの儀別して奢りたち、結構の向きもこれあり、不埒の事に候、以来なるべくに住居出来るだけにて不相応なる普請いたすまじき事

ついでに、
附、明り障子・床 畳たたみ・屋 庇ひさし・竹瓦庇なげし・長押並に床等いよいよ以て御停止の事」

つまり、明り障子・床 畳・瓦・長押・床等は一切いけない、ただ「住まい出来るだけ」にとどめよというわけで、いかに粗末なものであったかということがわかる。

同じく、「宮崎県近世社会経済史」にのせられた「自寛政十二申年五月至文政八巳年五月、鹿児島之御科目者めもの伺書」という古文書をみると、新田郷畦原村の浮世百姓（浪人）佐五兵衛一家（女房・倅・妻娘）が年貢大豆二斗七升七合七勺六才、右代納錢一貫八二七文の貢納が出来ず、享保元年正月に家財欠所（没収）になつた。この時の佐五兵衛の家は一棟（四敷四間半）で掘つ立て柱であり、家財として鉄一挺・鍋（一升焚）一

個・畳九枚・切戸二枚・茶わん・猪家ちよか・鳶口たんか・締木しめぎそれぞれ一個ずつあり、この外に馬屋一棟（横八尺堅二間）、これも掘つ建てであつた。これは宮崎の例であり、まして浮世百姓でいわば開拓農家といふべきものであるから、特殊なものかもしれないが、「住居するだけの家でよい」という「教書」の条文に指示さ

れた家屋の規模が、現実にはどんなものであったかということを知るためには一つの資料であり、薩隅でも普通の農家の実態はこれに近かったのではないだろうか。

その上、家作りの際は

「百姓共少々の貯有之候へば、家作を好み、其上大工共色々手を組み候事共致候由に候間右体の儀差留め大工共へも彼是可被申渡候」(注一)

と大工にきびしく達示があつた点からみると、一般の農家は敷き地や屋敷の向きによつて多少のちがいはあつただろうが、ほとんどが規格化されたものであつたと思われる。

また、茅葺等は人をたのまないように家葺を習い、いらか、壁がこわれたり、馬屋など見苦しい処があつたら、親類又は与中くみじゆうで加勢して修理せよなどと細い指示が出されている。

「茅家葺候即他所の者不相頼、折角家葺習候様心掛其他何かと所ところじゆう中ちゆうの者にて事済ませ、他所の者不相頼様可被申渡候」(注二)

「百姓家のいらか壁等相損じ、馬屋其外別けて見苦しき処有之候はば相応に取繕とりつくろいかた方申渡し労者にて相調え難き者は親類又は与中くみより加勢致候様申渡さるべく候」(注三)

(注一・二・三) 三つの資料は天明二年(一七八二)正月十日郡奉行見習三原仲左衛門から各郷諸役に送られた「勸農仰出書」の条文である。(勝目村郷土史所載)

このように農家の場合、家葺を習い、家の修繕も親類又は与中で「ユイ」をして行なう慣習は現在も鹿児島鹿兒島の農村で行なわれている。

二棟造

ところで、農家の場合はすべて農作業を中心として家がつくられるので、母屋と厩屋または物置き小屋がテノマ(セドイ)で連結された二棟造りが多い。時には母屋がいわゆる座敷とナカエの二棟になっている場合もある。こういった農家の基本形式は明治以後、家作りの制限がなくなると共にだんだん規模が大きくなり材料もぜいたくなものが使われるようになったにもかかわらず、一応、藩政時代の様式を踏襲していると思われる。

農家の間取

二間造りの場合、母屋はオモテとナンドにわかれるが、オモテはクシヤクマともいい、床の間があり、神棚仏壇がまつられているので、婦女子はみだりに入室出来なかつた。ナンドは今日では物置きのようにになっているが、新婚夫婦の部屋になったり、産部屋になったりした。ナカエはドマとイロリの間にわかれているが、家族の日常生活はほとんどここが使われた。ドマにはカマドがあり、臼などが置かれているが、農作物を取り入れたり、縄などなどの仕事場にもなっていた。

イロリ

イロリは暖をとるとともに物を煮^にたきする場所であるが、食事はたいいていここですませた。また、ふだんの来客もここで用をすます場合が多かつた。イロリは土間に向かって正面がヨコザ、その右側がカカザ、左側がキヤクザ、土間の方をドツジイとよんでいるが、ヨコザは家長の坐^{すわ}る場所で、カカザは主婦の坐るところとなっている。イロリでの物の煮たきには「ゴトク」「自在カギ」などが用いられた。便所はほとんど外で、むしろがけのかんたんなものであつた。

衣服の規制

衣生活 「教書」をみると衣類について、次のような条文がある。

「衣類結構に成立然るべからざる事候、紋所の義いよいよ以て御停止候、以来随分粗相なる品を相用い、

絹類・糸入り縞は勿論、毛織・べとわんのたぐい帯等に至るまで堅く用いまじき事、ついでには附、染鳶色・藤色・すほうぞめ紅色・蘇枋染・きら打込みさらさら染・三重染・ちらし形御停止に候、左候て染代一反に付（銀）二匁七分限り、其の上の高染兼て致すまじき事」

ハレギとケ

機織と染色

これは恐らく晴れ着についての規制であろう。農民の衣生活をみると、盆正月や祭礼などの物日に着るハレギとふだんの日に着るケギの二通りの着物があつた。ハレギは普通にヨカイシヨとよんでいるが、ほとんど木綿物で手織りであつた。吉野では昔、麻も綿もうえていた。麻はお盆前にとり、それを麻煮釜に入れてむしてから、皮をはぎ、更に灰で煮る。そして生乾きなまかわのものをイネテゴで川にかついでゆき、竹のくだですごいて、いったん、日に干す。それを折りまげて一時間くらい水に浸し、こんどはそれをたたいてから裂いて、オゴケの中へたくしこんでおく。それをハタにかけて糸にして、染めるのであるが、自分で染める時は山桃やナスビのヘタ等を用いた。しかし、オコヤ（染物屋）にたのむのが普通であつた。染め上がった糸はアゼにかけて「カメムスビ」にしておき、それを長バタにかけておる。そのハタもずっと昔は「ジバタ」であつたという。綿の場合は綿屋にたのんだが糸にしてハタにかけるのは麻と同じであつた。

着物の柄

また、着物の柄は「シマノホン」があつて織つたが「タテジマ」「ゴバン」「キイハ」「モロハ」「バラカケジマ」があつた。だいたい白と黒を組み合わせた単純なものであつた。県立鹿兒島農業高校「吉野民俗」以下吉野関係は同書による

こうして農家の女たちがよなべ仕事に織つたシマガラの晴れ着や帯は丈夫ではあつたが、至極そまつ、粗末なものであつたことはいふまでもない。

働 着

ふだんの労働着も麻または綿の手織りであるが、ハレギをつぶしてふだん着（ジヨウジュギ）や働着に

する場合もあった。働き着はノダナシ・ハットク・コシギンといわれる野良着に男はヘコ、女は膝までの腰巻をつけるのが一般で、男の場合縄帯、女は帯のかわりに腰巻の上にメダレ（前垂）をつけた。男は冬の寒い時はコシギンにバッチをつけた。

服 飾

女の髪形はマキアゲ髪が普通で、ぜいたくな髪飾りなどは許されなかった。このことについて、「教書」には

「女の櫛・笄・金銀象方・鼈甲・水牛・朝鮮類は勿論、絹切れ髪の飾りに用い候義、一切御停止事、附男女に限らず、百姓は似合わざる風俗等兼て致すまじき事」

とのべている。

被りもの

労働のとき、男も女も晴雨にかかわらず、タカパチヨ・アミガサなどを用いたが、女の場合は木綿の手拭ぬぐいをかぶるだけのこともあった。こうしたかぶり物やはき物について

「御曲輪内日笠くるわうちかぶり候儀堅く御停止の事、附、から笠並に下駄用い候儀いよいよ以て御停止の事」

という条文が「教書」にみえるが、日笠は用いてもよいが、曲輪内ではぬぐうように、からかさ、下駄はぜったいいけないと禁止されていたことがわかる。だから、藩政時代の農民ははだしが普通で、山行きにアシナカをはき、ゾウリは祭礼の時などに限ってはくというのが一般のならわしであった。

また、前述の「勸農書」をみると

「百姓の妻娘間々足袋を履き候者有之由に候、右式の体にては耕作にも不罷まかりいで出様に成立農業大形可致者案の定の事なり、百姓に不相応に候間、病人の外は無用に可致旨精敷くわしく可被申渡候」

足袋

とあり、足袋は病人だけで、一般の女たちは、足袋をはくことによつて耕作に出なくなり、農業が粗雑になるのではないといけないという理由で禁止されていた。

制 食生活の規

食生活 食生活の場合もつと統制がきびしかった。米は大切な年貢になつていたからである。前述の「勸農書」をみると

「余国（他の国）の百姓はたとい相応の貯有之候でも至つて粗食を用い少しも費えこれ無き様に心掛け地方振随分叮嚀に取り計い候由御国百姓の儀は余計これあり候へば後々の勘弁も致さず不相応の衣食等相用い候由相聞え甚だ不埒に候間随分其の心得致すべく候さ候て作得の品はすべて困い置き農具牛馬等相求め候か病用の外には召し使わざる様申渡し朝夕雑穀野菜類を取交え食物に致し少しも費えこれなき様取計るべく候尤も何ぞ抛なき儀につき召しつかい候節は時之役々に承り届け追て郡方へ申出候様申渡すべき旨仰せ渡され候間前条帳に相下げ候員数銘々名前相記申し出でらるべく候」

とある通り、米は大切な貢納物であるから、余りがあつたら貯えておき、かねては朝夕雑穀野菜を食べ、凶年などのやむを得ない場合はかねて貯えておいたものを出してやる。その時は、員数と銘々の名前を書いて申し出るようになっていたことがわかる。

困 米

なお、その困米かしいめについては、同じく「勸農書」に

「百姓共作得を見当稼みあてぎ方大形に致し散らし候故凶年の助相成らざる由仰せ渡し置かれ候につき上納米外は召しつかはず貯粕格護候様工面第一にし凶年の節難儀に及ばざる様年々申渡し困い方申渡すべき旨仰せ渡され候につき上納残り粕困い方申付け去年の通り地方検査立合人々の俵数相改め帳面に記し置き抛な

き入用これありめし使い候節は地方検査並に所役々承り届けて相渡し帳面員数相下げ候筋これあるべく候尤も村々困い俵数挙げより相立所中惣合挙げ致し拙者迄申出でらるべく候」

とあり、凶年の為に上納米外の者は困い置き、その俵数を帳面に記し、所中の合計を郡奉行まで差し出すことになつていた。

このように米の使用に制限があれば、いやでも雑穀を食べなくてはならなかつたわけである。

ところで、農民の食生活をみると、衣生活と同じく、ふだんの食事と冠婚葬祭や盆正月、節句などの物日のときなどの晴れの食事の二通りの食習がある。

農家の常食

ふだんの場合、主食は「マゼメシ」といつて、麦・粟などの雑穀にいやや豆類を混ぜたものか、ふかした唐芋などで、時々「麦のヒヤジル」「ダゴ汁」「ソバカキ」「ソバキイ」などをつくつた。カテモン（副食）はナツパの「ミソ汁」や「ショウウユ汁」・ツケモノ・塩魚などが主であつた。食事は日に三回または四回が普通であつたが、ほとんど労働の合間にたべるので、ナカエのえんに腰かけてかきこみ、イロリのそばでゆつくりたべるのはバンメシくらいのものであつた。

そのかわり、ハレの日には米の飯を中心として、ある程度の御馳走をたべた。神祭や葬式の時の「ホケメシ」、節句、神祭の時の「ゴツクメシ」「オコワ」をはじめ、神祭節句や吉凶事の際の「モチ」「オハギ」「ダゴ」などがそれである。しかし、その時の酒や料理・贈答を行なう場合の食物などすべてに限度があつたようである。

婚 礼

例えば前述の「佐土原藩農業教書」をみると、婚禮の場合は

晴れの日の
食物

葬 式

「媒・近親ばかりにてなるだけ軽く相祝い、料理は一汁二菜、肴一・二種に限るべし、尤も酒数盃に及ぶまじき事、附右の節 舅 祝物酒一升、軽き肴相添え賀祝物酒二升を限り軽き肴にて相済まし、右の外送物等一切相成らず候、且髪垂祝いの節衣類等送り候儀御停止、其外万事につけ振舞い致し候節右に準ずべき事」

このように婚礼にかぎらず振る舞いをする時は、すべてこの条文にしたがわねばならなかつたわけである。また、葬式の時は

「相頼み候僧へ酒吸物差出し候儀勝手次第、そのほか一切酒用いまじく候、尤も池堀のものへは酒二升を限りたるべき事、附 食差出し候儀近き親類ばかり、そのほか抛なき向きへ差出し候儀は勝手次第たるべき事」

神 祭

とあり、すべて質素に行なうよう定められていたことがわかる。池堀は墓穴掘りのことであろう。一方、神祭の時も

「鎮守祭礼の節神酒備え候儀は勝手次第、親類近所たりといえども相互に酒出し候儀無用なすべき事」
「氏祭の節右に準じ家内並に氏子ばかりにて相済ますべき事」

とあるが、酒については
「酒用いず候て叶わざる儀前かどより相知り候節は濁酒にて相済ますべく候、猥りに清酒相用い候儀無用なすべき事」

とあり、濁酒を用いるよう定めてあったことがわかる。

贈 答

また贈答の場合は

「正月相互に礼儀勤め候節近親へ軽く祝い差出し候儀は勝手次第、そのほか一切停止の事、附、年頭歳暮相互に祝物取りかわし、親兄弟ばかり軽く致すべし、節振舞（節句祝）二季の彼岸・盆・玄猪振廻り家内限りにて相仕舞いそのほか御停止の事」

「五節句祝い親子兄弟のほか無用致すべく候事、附、祝物取かわし候儀右に準すべき事」

とあり、正月・節句の場合は祝いも祝い物取りかわしも親子兄弟の間柄だけ、その他彼岸・盆などの時は家内だけと限定されているが、これらはすべて無用の出費をおさえるために定められたものであろう。

なお、農家ではショウウ・ミノのような調味料はすべて自家製であった。

武士の生活 農民とちがって武士の場合はこちら向きもよかつたように思えるが、郷土や下級武士などは

一般に質素な生活であった。だから、幕末になると内職をしなければならぬ武士も出てくるわけである。

しかし、彼らには支配者としての誇りと自覚があった。「武士は食わねど高揚子」ということばは、彼らの教養から来る禁欲的な生活態度の一端を示すもので、これを単純に武士の瘠がまんやせと考えるのは当たっていない。

「郷中教育の研究」（松本彦三郎著）をみると樺山大将後室の話を中心にそうした質素な武士の生活の一端が記されている。

「士族は普通何処も同じく貧乏でしたから、郷中の家庭に於て下女を使うことは稀であった。……子供の着物も自分で縫ぬい着せねばなりません、私は女の手独りで何も彼もしなければなりませんでした。」

武士の衣生活

また

「着物が出来るとその上に物指・裁縫道具をのせて『衣裳は弱かれ、身は強かれ』と祈った」
こうして心をこめて母がこしらえた着物を武士の子供たちはきちんと着なければいけなかった。

「帯は必ず背後で結び、決して巻帯にはしなかった。寝る時には着物は必ずたんで枕許においた。また
どんな寒中でも足袋を用いず、懐手をしなかった。」

食生活も同様で

活
武士の食生

「味噌醬酒も家で作りました。人を頼んでも家で使う一年分位は作ったものであります。」

このころ武家のならわしとして店に物を買に行くことは余りなかったので、堅い家では皆家で作ったのであろう。「自分の子供の髪は必ず結い、新しい元結もとゆいをした。それも町家のものは買わず自分でつくった」という東郷大将の母堂の話はそうした風潮をよく物語っている。

また

「幕末斉彬公の頃には造士館の館生の携えた弁当は梅干を入れた麦交りの御飯のおにぎり一個を通例とし、それ以上の美食は禁ぜられていた。けれども如何に粗衣粗食とはいえ食膳にのぼす魚は必ず『お頭つき』の魚であった。」

だから、空腹を訴へたり、食べ物の好ききらいをいうことは厳にいましめられていたことはいまでもない。

しかし、正月や節句の場合は御馳走も食べた。それがどんなものであったかということは、「薩藩年中行

節句・祭日
の料理

事一（伊地知峻著）に出てくる節句や祭日の料理や菓子などをひろっていけば、その大体がわかる。

○正月元且……吸物（猪か鯛か鴨等でオヤシをあしらう）・八つ頭味噌煮（昆布やオヤシをあしらう）・塩鰯ぶりの刺身・座禪豆・数の子・ゴマメの煮物・すずりふたぶりのの小串焼・山芋のチャキン・かまぼこ・コガヤキ・出水海老の煮物・昆布巻・ほし香魚あゆの煮物・ゴボウ人參の短冊形の煮物）・三杯漬（大根と人參を花形に切つたもの、塩鮭さけ・キビナゴをそえる）・餅

○正月三日頃……春寒しゅんかん（大根・人參・ゴボウ・揚豆腐・猪・豚・鶏肉の中必ず一種類加える）

○二月三日（年行司どんの飴渡し）……葱・センモトの酢味噌あえ・短冊形の米飴

○三月三日……羹・形菓子・菱餅・蓬餅

○四月三日（花見）……焼豆腐・つるし大根・筍かんぴょう・干瓢かんぴょう・小鯛のひぼかし

○五月五日……梅酢漬（大根を飾り切りしたもの）・筍・トコロテン・大豆・胡瓜を梅酢つけにしたもの・アクマキ・白マキ・茅マキち

○五月節句初織の時……鯖の刺身・オバの酢味噌・飛魚の干物の砂糖煮・ツケアゲとうどうふ・東道腐

○六月燈……キスの吸物・鮪の刺身いとうり・糸瓜・茄子の酢味噌・揚豆腐・ツケアゲ・豚汁・麩の焼（小麦の粉で製造した軽い菓子）

○盆……そうめん・精靈しょうろう団子・羹かん・形菓子・西瓜

○八月十五夜……団子（白粉をつけたものとセンをつけたもの）・栗・里芋・唐芋の黒ゆで

○九月方祭ほぜ……甘酒・里芋のころばかし・あえもの・魚の吸物・刺身・鶏肉とゴボウの煮しめ・取肴とりざかな



江田邸主人家族路（常盤町）

○十月亥の日……小豆飯・湯ナマス（醬酒に少し酢を入れ大根オロシに鯛の五分位切ったものを入れて煮る）
オヒラ（魚の火取ったものと刻み昆布を煮たもの）・ナマス（大根・人参・生魚）
○十一月神祭……数の子・あえもの・里芋の煮ころばかし・取肴・すずりぶた・鶏とゴボウ・猪又は豚の

春寒

○十二月一日……チヤン餅（餅をつきアンを入れる）

これらは今日でも物堅い家ではつくっているところもあるが、一般に質素なものであったことがわかる。このほか、郷土料理として珍しがられている「酒すし」なども木の芽時の料理として賞味された。

また、武士の住居は家格によつて、ちがいがあつたようであるが、これも今日残存するものがほとんどない。文化財に指定されている江田邸はそうした武家屋敷の構えが比較的完全な姿で残されているので貴重なものといえよう。しかもこれは中級武士の家であるから、城下の武家屋敷の平均的な規模を知るに足る一資料でもある。

江田家は「貞享四年（一六八七）藩主綱貴の命により鹿児島城下土となつた。……文化四年（一八〇七）に生まれた江田国雅は代々新番の家格で、天保四年（一八三

三) 御記録方見習、天保六年(一八三五) 御記録方添役、天保十四年(一八四二) 御記録奉行一代小番に昇進、嘉永四年(一八五二) 御使番役直触列、安政二年(一八五五) 日州須木地頭、永く小番を許され、四年御鉄砲奉行役・御使番役、五年御合力高おんじりきだか一四石二斗五升、所務代銀三貫四二七匁五分を賜い、後、忠義公に神当流馬術を教うという代表的な城下の中土的な活動と経歴をもった家柄である。鹿兒島市「鹿兒島のおいたち」。江田邸は常盤町水上坂下の山の手寄りにある。建築年代はよくわからないが、今から約一八〇年前だといわれている。

江田邸の間
取

屋敷の配置図をみると背後は山になっているが、道路に面してのぞき窓・仲間部屋ちゅうけんべやをもった長屋門があり、そこから家への道路は玄関へ向こう主人通路と土間へ入る家族通路、または使用人通路と三つに分けられている。これは封建的な階級関係から来たものであるが珍しいものである。屋敷の建て坪は八四・三五坪で相当広い。家の間取りなどいろいろな工夫されている。「もともとこの家は百枚の畳が敷かれるようになっていたが、江戸時代の建築制限などによつて、床・用材・構造ともにほとんど裝飾らしいものはない。それに母屋の障子襖ふすまは全部取り払われるようになっていて、融通自在の間取りに設計され、採光も自由に四面から調節せられるようになっていて、縁側の雨戸の内側には敷居があつて宴会などのさいには障子をそこにたて縁側にも畳が敷けるようになっていて、台所は広くとつてあるが居間に神棚と仏壇が設けてあるのは珍しい。玄関は敵に備えて明い外部に対し薄暗く光りが調節せられ、天井は刀・槍を自由につかえるように高くつくり、座敷も十分に活動が出来るようにすべて建て具はとりはずせるようにしてあるほか、押し入れは別に家の裏側に十畳が一部屋ついており、三畳の通路になっているところでは人に隠れて雨の日など家

の中から弓の稽古ができるようになってい

川越政則「南
日本文化史」

このほかもとは厩屋・二階建ての倉庫もあつたが、仲間部屋の一部と共に現在ほとりこわされている。

II 人の一生

衣食住のような日常的な生活伝承とちがつて人の一生となると長い間にわたる人生行路をふりかえってみなければならぬ。人間の誕生から死までの一生の間にはいくつかのきわだった折り目があり、そのたびごと特色のある儀礼が行なわれている。これを民俗学では通過儀礼と呼んでいる。

ここではおもに「西武田村誌」に記録されたものを中心に農民たちの一生をたどってみることにしよう。なお「西武田村誌」は大正四年に刊行されているが、ここに記録された通過儀礼は大正初年のころの古老の聞書を土台としてまとめたと思われるので、時期的にはおそらく幕末から明治初年にかけての習俗が語られていると考えてよいだろう。

出 産

産育習俗 はつざん 初産は里方で行なつた。産婆は経験のある老女をたのんで産褥じよくについた。ところが、産褥といつても床の上にはぼろを敷くのが常であつた。誕生と同時に産湯をあみせ、産衣を着せた。産衣は大抵産児の顔をみて仕立てたが、普通は茜染あかねめの木綿物がつかわれた。出産と同時に家人は神社に参詣するのを遠慮した。また産婦は赤不浄といつてヒアキまでは神社参詣もせず、山にも行かないものであつた。産児は乳の出るまで普通三日間位はマクリに熱湯をかけてのませた。これは胎毒を解くためで長くのませる程健やかに育つといわれた。

産婦には頸くびその他身体がよく落ち付くようにといて碗わんにおしつけて盛った飯をたべさせた。しかし、七五日間はセンモト・柿・梅その他酸味のある食物を忌む風があった。

出産後五日目に名付祝いがあつた。この時は産婆をはじめ親類のものを招いて祝いをするが、招かれた人はおもに生児の衣類をもつて来たものである。

ヒアキは男の子の場合は三三日目で、この時は産婆・親類知人を招き、赤飯・酒肴をそなえる。そして初産の場合はこの日に智方へ帰る。家では神仏に赤飯を供えたと共に初宮参りといつて、初めてオブシナ様うぶすながみ産土神に参詣する。この時神様の氏子として正式に認めてもらうため生児を賽銭箱のそばに寝かせ、わざと泣かせる風習があつた。

着袴祝
男の子が五歳になると着袴祝ちやくこがあつた。親類知己近隣のものをおよび、赤飯をたいて酒肴を供し、武運長久を祈つた。一方、男の子が初めて迎える五月節句の時は初幟のぼりといつて親類知己および近隣の人々を招いて祝宴をはり、七歳の時は一層盛大な祝いをした。

一女の子の場合は初めての三月節句に祝いをするが、一三歳になると今まで贈り物などをもらった家に赤飯などをおくるならわしであつた。この節句の祝いは長男・長女の時は盛んに行なうが、二子以下は内祝い程度にする家が多かつた。

七歳の祝
男の子の場合七歳を折り目としたのはこの年からいわゆる子供組に入り、一五歳にせの二才入りまで正月行事や十五夜行事などに参加することが多かつたからである。

これに対し女の場合は一三歳が区切りになっているのはやがて初潮を迎える時期であるし、全国的に見

て、へこ祝い・カネツケなどの成女式もこの年ごろに行なわれることが多いのをみると、女の一生の中では大切な折り目になっていたのであろう。

二才組と婚姻習俗 男子は一五歳になると二才入りがあつた。西武田村の場合二才入りについては記述がないが、東桜島では三月に二才入りが行なわれた。ここでは二才組は二五歳までであつたが、その間火の用心や村の仕事・氏神の祭礼などに参加した。また棒踊りや太鼓踊り等の芸能の中心をなしたのも二才組であつたことはいうまでもない。

二才組
また「吉野民俗」（県立鹿児島農業高校）に報告されている川上の二才組をみると、川上部落には昔、二才組が四組あつた。また、二才組には二才・三才・四才・五才・年寄りの階級があつたという。二才入りは一月十四日の晩で、二才頭が馬場で皆を紹介した後各組ごとに行事などの打ち合わせをした。それから、それぞれの宿で心得などをきいた。一月ごとに寄り合いがあつたが、その時は庚申様こうしんを床の間にかけて燈明・お酒をあげて祭つた後、二才頭にせがしらから注意があつた。悪い事をしたものは座の中央に引き出して注意するが、二・三回重なると「チョカカレ」にした。会の後お酒を年上のものから順に飲み、次の宿をきめて、コシンサアを引き継いで解散した。二才の行事としては二才入り、天満宮の祭礼（二月）、六月燈、宮ごもりなどがあつたという。

立待たちま 一六歳になると「立待ち」といつて六月十六日に西田橋・高麗橋など昔から定まつた場所にいつて月の出を待った。これは将来よい配偶者にあわせてくださいと月に祈る行事といわれ、娘たちは出来るだけ盛装して出掛けたものであつたという。

東桜島では娘が適齢になると「マツチャゲ」といつて正月に晴れ着をきて二才たちを呼び御馳走をした。

縁組はだいたいこの時にととのつたものであった。ここでは婚姻に二才組が関与していたので他村との婚姻は二才の許しをうけねばならなかったし、ままた「オットイヨメジヨ」も行なわれたという。

嫁入婚 西武田村ではいつごろから嫁入り婚になったのかよくわからないが、まず、仲人が話をもちこんでくると当人に知られぬ様に変装などして用事にかこつけて見合いをする一方、血統や人物・家庭状況などをしらべ

見合 た。この後、仲人は両家の間を何回もあつせんするが、「ナカダチハサカダチ」とか「草履千足ふみくやす」などといわれるくらい、苦勞をしたものだという。いよいよ婚約が成立すると、吉日をえらんで仲人が酒肴などをもつて娘の家へ行き確実に婚約をした。これを「すみだる濟樽」というが俗に「ちよこ猪口を入れる」といった。この後

結納 吉日を選んで結納を取りかわすが、結納は家によつてちがう。普通は男より帯地一反または反物一重に紅・化粧一組・下駄を、女よりは袴一反・下駄をおくつた。

結納のあと準備に入るが、嫁入り道具としては普通にタンス・長持ち・夜具ふとん蒲団・裁縫道具・化粧道具、それに普段着・晴れ着などを相応に準備した。

結婚式 結婚式の日取りは仲人が両家を往復してきめるが、いぬ戌の日を喜んだ。式の前日は両家共加勢をたのんで翌日の酒宴の準備をした。嫁は髪のかせなおしといつて女髪結に行つて整髪をした。また昔はこの日にカネツケをした。式の当日は午後二時頃、賀入りといつて、ムコツキと賀の親類の男五・六名が仲人と一緒に嫁方に来て、賀は嫁方の両親と親子の盃をして、饗応をうけ、五時ごろ帰宅する。嫁方ではその後、親類・知己・近隣の人が出で立ちの席に連なつて饗応をうけるので、嫁の出で立ちは午後八時頃になる。この時は仲人・両親・兄弟（夫婦そろつたもの）などが付き添つて賀方へいく。賀方では入り口でこれを出迎えて嫁を座敷に

導き、仲人とともに房室に入る。聾の側には両親そろった少女二名が折り紙でつくった雄蝶雌蝶を結びつけた銚子をもつてひかえている。やがて三三九度の盃があり、終わつて後 舅・姑と嫁の盃、その他二二の盃事があつて、一二時頃まで酒宴が続く。

膝直し

翌日、新郎は「膝直し」といつて早朝舅宅に至り聾入りの札をのべ、饗応をうけて帰る。新婦は盛装して姑と同道して、近隣・親類へあいさつに廻る。新郎の家ではこの夜より親類の人々などが宿泊しているので早朝から酒宴をはじめ、なお、近隣の見知りといつて近くの人々を案内して酒宴をひらく、いわゆる披露である。

ハツイリ

こうして落ちつくると、新婦は三日目に早朝より餅、土産をもつて新郎と一緒に実家へ帰る。これを「ハツイリ」という。この日はそのまま帰るものであつた。餅をもつていくのはまるくなる様にといい意で里方はこれを近隣縁者にくばつた。そしてもらった家では「花嫁様の餅」「おちつきの餅」などといった。

厄払

年祝と葬式習俗 男は結婚するとたいてい二才組からはずされるが、その後の通過儀礼としては厄払いがあつた。男四二歳・女三三歳が大厄で、翌年に厄払いといつて親類近隣知己を招いて盛大に宴をはつた。東桜島では二五歳・四二歳が厄年で、正月元日の夜明け前、人通りの多いところにお金を二五歳であれば二六銭、四二歳であれば四三銭もつていき、まいてくると厄をのがれたという。また、還暦・米寿などの年の祝も行なわれた。

隠居

隠居はきまっていないが、東桜島では長子が家に残り親が次子以下をつれて分家し、最後に末子にかかるという形で、田畑は親の考えで分割されたという。

葬式は人生最後の儀礼という事になる。

葬式組

人が死ぬと「カケツケ」といって近隣のものが、二人ずつ、親類にしらせた。親類がかけつけると「枕直し」といって、北枕にして手を組ましめ、足をまげて、カタビラの背縫いを少し綻ほころはせて遺体にかける。枕元には線香・ロウソク・オハチ米を供える。また死亡するとお寺に行き僧侶をたのみ読経して冥福を祈る。葬式の時は部落のクミ（組）の者が集まって、いろいろ手伝いをした。男はイケホリや葬具をこさえる仕事、女子は主に膳部をうけもった。キヨウカタビラはたいい近親の老女に頼んだ。イケホリは近隣の人が五人であるが、この間、死者の家からは握り飯、酒をやるならわしになっていた。しかし、これらの飲食物はたとえ残つても家に持ち帰ることは禁ぜられていた。

湯 灌

一方、親類のものは死体を沐浴もくよくさせ、キヨウカタビラを左おくみに着せ、頭巾を被して入棺した。棺の空所には茶袋や藁わらなどを入れて動かないようにする。

出で立ちの式

その後、「出で立ちの式」がある。この時は仏壇と床の間に膳部をおき、近親・知己が棺の前にすわる。そして読経の後焼香をし、皆で野辺のべの送りをする。埋葬の時も読経がつづき、参列者は次々に一塊の土を墓穴に投げ入れ、「さらばさらば」ととなえる。墓には花・線香を供えるが棒の先に新しい草履を結びつけて立てる。また、棺の前に供えた膳部は墓まで運び、イケホリをした人々が分けてたべる。殊に老人の場合はその飯をたべると長生きをするといつて、あらそつて食べるという。

葬式の後、四九日目をタイヤといつて寺参りをし、仏事を行なつた。以上は主として「西武田村誌」に記載されたのを要約したものであるが、葬礼は所によつて多少の異同があつた。

東桜島では「オトムレ」はヤウチのみで行ない、部落の人たちはただ悔みにいくだけであった。「別れの飯」には二本箸を立てて棺の前に供え、後で親兄弟が分けてたべた。棺はスワリ棺で遺体にはツダ袋をかけてやる。これには一厘銭七ツ、ツメ、子供の髪などを入れた。葬列のあとからヤウチのものが三角の布を首にまいてついていく。そして、ヤウチの若いものが四人白衣を着、ゾイをはいて棺をかついだ。昔は土葬で、屋敷内に埋葬された。マエゾツ（相続人）が最初に「ヨカトコイユケヨ」と唱えて土を入れ、そのあと、ヤウチのものが順々に土を入れた。当日は水・花・線香をあげ、翌日親類のものが墓参りをし、タマヤの中に浜砂をしき、花をとりかえた。また葬式の日「四十九日のダゴ」を一年の日数だけつくり、仏にあげ、埋葬後、皆でいただく所もある。また、四十九日は餅をつき、ヤウチだけで「ヒアカシ」をした。

武家の儀礼 武家の場合、男尊女卑の風が一般的な当時のことであるから、特に男児の通過儀礼が重んぜられたことはいうまでもない。そこで、そうした点について、もつとも特徴を示していると思われるいくつかの儀礼についてのべてみよう。

「薩藩年中行事」をみると

「十二月二十五日頃になると男の子の出生した家では〈弓と矢の祝〉をやるものであった。これは床の間に箕みを立て紙の書いてはり付け、若手に射らせるものである。子供を抱いて、その抱いた人が、〈男子か女子か〉と云えば、男の若手が〈男子、男子〉と答える。すると抱いている人が〈武運長久〉と唱えて箕を立てた的を若手に射らせるのである。」

という記事がある。これは新しい年を迎えるに当たって災を払う行事の一つとして行なわれたものである

袴着初め

また、男の子が五歳になると「袴着初め」という儀礼が行なわれた。これは「着袴祝」ともいった。武家の場合、たいてい六・七歳のころに、小稚児として郷中に入る慣習になっていたために、五歳という年が特別重要な意味をもったと考えられる。この着袴祝いについて、「郷中教育の研究」に

「男児は郷中に出る以前、大抵五歳の時に〈袴着初め〉を行なう。その祝いは多くは氏神様の祭のある頃、すなわち十一月十日頃行なわれた。通常その男児のために黒木綿の紋付きと袴とを新調して祝うのが例であるが、家の貧しいものは新調の袴だけで祝った。この祝いに当たり、親から始めて大小刀を与えられた。この大小刀は大抵は家伝の品をそのツカや下げ緒などを少しく取り換えたものであった。男児はこの大小を差して父に伴われて氏神様・産土神・先祖の御墓にお詣りした。かくして子供ながら、大小二刀を所有するが幼い間は脇差を一本差し、十歳頃から身体も大きくなつて、大小二本差したのである。郷中では小稚児は小刀一本、長稚児は大小二本を差していた」と記している。

女児の内籠

この頃、「女児はいわゆる〈内籠り〉で買い物にさえ自由には出されなかつた。〈男は世間が教え、女は親が教う〉という俚諺のある此の国では、女児は常に母の許に居て、神棚の清掃奉仕を始めとして万般のことを手伝った。学問としては百人一首・日新公その他のいろは歌・家久公の難波津の歌を読み習い、女大学まで読む者は一般には上上の教養者であつた。女児の遊びとしては〈ひぐら〉〈紙雛〉〈羽根つき〉〈手まりつき〉〈おほじぎ〉の遊びなどで、また琴・三味線のお稽古をするものもあつた。青年期になると家事裁縫を

立待

習い、また手芸としてキンスケまりをつくること、押絵を施すこと、麻糸をうむことなどが行なわれた。また、元結の作り様も習わされたものである。一人での外出は許されず、殊に点灯後は絶対に禁止された。どうしても外出の止むなき時は女中または下僕を伴ったのである。こんな風だから、男女の交際など行なわれなかつた。」

一六歳の「立待」は、男女共に成人に達したことを意味する祝いであつた。「立待」について「郷中教育の研究」にはつぎのように説明している。

「男兒女兒とも一六歳になると（立待ち）の祝いがあつた。即ち一人前の男となり女となる祝いで、その年の六月十六日に行なわれた。着物や帯・下帯等全部新しいものを身につける。殊に女兒は此の時殆んど嫁入支度を調べた。高島田を結び、新調の総模様紋付、丸帯という扮装をする。夕方から庭に盥を持ち出して、水を入れ、水に映るお月様を拝むのである。海岸や川辺の人たちは下男に提灯を持たせ、母親か親類の者に連れられて、流れに映る月影を拝んだ。この時白紙に金三文を包んで流し、一生一度の願を念ずるのが慣わしであつた。」

武家の婚姻

武家の結婚の場合は前に見たように男女の交際が禁ぜられている状態であるから、ほとんどが親まかせであり、本人同志が知らない間に縁組みが進められるというのが普通であつた。また「つり合はぬは不縁のもと」という言葉が示すように、まず、同じ位の家柄ということがその選択のめやすになつていたようである。「結婚は父母が定め、当人はそれに対して何の不服も云わなかつた。又、それを許されなかつたのである。故に挙式の当日まで娘はその嫁ぐ先を知らず、夫となるべき人の性行は勿論その顔すら知らずに嫁ぐ

のが通例であつた。嫁いだ娘の不行届を補い、先方の親兄弟・親族に対し義理をつくすのは里方の母親の仕事であつたから、母親は実に娘のために心労した。従つて嫁は夫について何等の予備知識なくして嫁いでも、そのために悲運を招くことは極めて稀であつたのである。一度嫁げば年齢によらず「お齒黒」をつけ眉毛をおとし、肩上げを下ろした。(中略) 二家に嫁ぐことは女性最大の恥辱であつた。而して離婚は一家の恥であり、里方の母親の躰の至らぬためとされたのである。一度離婚すれば女は絹物を着ることは許されなかつた。而も嫁が自ら逃れ去つた場合は、帰家しても家族人としては待遇されなかつた」郷中教育の研究

Ⅲ 年 中 行 事

年中行事は一年間を通じて時期ごとに行なわれる伝承的行事である。もともと、年中行事という言葉は早くから公家のあいだで用いられて来たが、常民の間ではオリメ、セツ、モノビなどという言葉がそれに代わつて用いられている。オリメは折り目、セツは節、モノビはモノイミのモノに通ずる言葉で、いずれも晴れの日のことである。そして、これら晴れの日には人々は仕事を休み、神を祭るのが古くからのならわしになつて来た。しかし、年中行事には大陸伝来の節旬せつくのようなものが混つている。これらははじめ公家の間に流行し、やがて常民にも及んで来たと考えられる。

また年中行事は家・村などの集団ごとに行なわれる共通の行事でもあるから、武家の年中行事と農家の年中行事とはおのずから、多少のちがいがみられるのは当然の事である。

武家の年中行事 武家の年中行事については「薩藩年中行事」(伊地知峻著)がくわしい。次にそのあら

正月元日の
行事

ましをまとめてみよう。

正月元日は早朝、しめ飾りをして、若水を汲み、家族一同で元旦の儀式がある。そのあと大人は黒紋付きで袴・大小刀をつけて産土神・五社参詣・墓参りをし、親類・近所の廻礼に行く。子供は近所だけを廻礼して、後はハマ投げに興ずる。女の子は美しく着飾って鞠と羽子板をついて遊んだ。正月のかざりは門に門松・しめ飾り（木炭・ゆづる葉・裏白^{うらしろ}・橙^{だいだい}を結ぶ）をした。しめ飾りは神棚・大黒・地神・水神・山神・井戸・手水鉢・蔵・釜屋・庭門にも飾り、ゆづる葉・裏白・橙と餅を供えた。床の間には花瓶に鶴・寿老人像・松竹梅の書画を飾り、餅は三宝に白紙二枚をしき、大餅二重にし、大餅の間には小餅を三個はさみ、下にゆづる葉・裏白をしき、上に橙をのせる。昔は餅を二つそろえて一对の三宝に供えるものであった。台所にはオバン竿というものを下げた。杉竿の両端に大根を六本ずつ下げ、中央に鱈・恵美須小鯛・昆布・ゆづる葉・裏白・橙をつるしたものである。

元日の晩はよい夢を見ましようといつて早く寝た。

初二日 初商
二日は初商いでこの日出入りのものが若塩をもつて来た。魚売りも来た。

蔵開 四日は政治始めて藩庁へいく。帰宅して二、三時頃から「蔵開」がある。オツナ（小作人）を全部呼んで祝うもので、御馳走をした。蔵開きには必ずなまこを用いた。帰る時は名頭^{みよづ}だけは大きな鏡餅をもらった。

六日の夕方、門松などをとりわけ、タラ・モロムキを立てる。晩に「鬼追い火焚」をやり、妙豆^{いりまめ}を座敷にまく。

七草ガユ 七日は七草ガユで七歳の子は七軒廻る。

十一日は役代わり(役員)の異動で、十日あたりからまっていた。また、この日は鎧餅よろいと唱え、床飾りを始め神仏や諸飾餅を下げ、餅の汁をこしらえて食べた。

芽の餅

十四日は「芽めの餅もち」といい、榎の枝に四角に切つて米餅・栗餅をさして床の間などに供える。また、台所のオバン竿を下げ、鯛の頭や骨を味噌煮にして食べた。門にはケヅリカケ・川柳の枝・犬の尻シヨイシヨイをさす。この日はまた、カセダウチが来た。下級社会の者が女は男装・男は女装をして、顔は手拭で隠し、各戸に御祝いと称し、安い菓子包等を持って来ると、各戸では祝酒を出して踊らせ、多くは米をやった。

十六日は山神祭で、水神・地神も一緒に祭る。神前に小豆飯・シトキを供える。これは男だけでやることになつていた。

二十日は二十日正月はつかといつて餅をついた。

年行司どんの
飴渡し

二月三日は「年行司どんの飴渡し」といって、葱・せんもとの酢味噌のあえ物をたべ、短冊形の米飴を買つてたべた。この日から初市が立つ。

三月節句

三月三日は雛祭、女の子のある家では床の間に雛段を飾り、親類近所の人を集めて祝つた。雛段には真赤な毛氈を布き、中央に内裏雛を飾り、その後には紙雛を、下の方には囃人形はやしや武者人形などを配し、傍につじとか藤とか塩釜桜などを生けた大きな花活を置いた。上流の家では小床にスハマを飾る所もあつた。これはいろいろな動作をした人形である。雛祭は一三歳まで行なうが、一三歳の節句には末とりといつて初雛と同様の祝いがあつた。

十日はデビラキといつて飾り雛を片付けた。

シングワサ
ンチ

四日三日、シングワサンチといつて方限ほうぎりの親しい人たちと弁当をもって野外に遊んだ。
八日はシャカ誕生日。また四月中に行なわれる吉野の馬追いも有名であつた。

五月節句

五月五日は節句、男の子のある家は四月下旬から幟を立てる。初幟の家は大祝いをした。節句の日は軒に菖蒲・蓬をさし、武者人形を床の間に飾る。人形は粗末な武者の紙オドシ・騎馬の車人形で近親者から貰つた。必ずアクマキをつくる。またこの頃から一般にカタビラを着初めた。

十五日は山の神祭。

六月一日から十五日まで祇園祭。

七 夕

七月七日、七夕。また一日から十五日まで、諏訪神社の頭殿を慰めるため太鼓踊りが奉納された。

お 盆

十三日盆祭、夕方門口で迎え火をたく、精霊団子を供える。十五日はソウメン、西瓜をたべる。十六日は朝早く精霊送り。盆中は灯籠を墓場にともした。また盆の間は藩庁は廃務となつた。十七日心岳寺夜詣。

二十八日、諏訪神社の祭礼。

八 朔

八月朔ついたら日は八朔はつさくの節句、藩庁で儀式、徳川家に関係のある日柄である。此の日から裕あわせを着た。
八月十五日は十五夜。

九月十二日花尾詣。十三夜は新米で餅をついて月に供える。十四日は妙円寺詣。また期日は定まらないが、この月に各方限ほせで方祭が行なわれた。

亥 の 日

十月亥いの日、五つ組の膳で御馳走をして食べた。

神 祭

十一月神祭。日は各戸で異なるが、甘酒・ゴックをつくつて供えた。親類縁者は集まって祝つた。また、

男の子が五歳になっていたら、「袴着初め」が行なわれた。

三日は稲荷馬場で流鏑馬やぶさめの神事があり、稲荷市もひらかれた。

チャンモチ
十二月一日は夜明けに餅をつき、中にアンを入れる。これをチャン餅といった。浄光明寺の寒念仏。暮れがせまると屋根垣の普請、門松しめ飾り、餅つきなど正月準備と歳暮の贈答があつた。

ユエーデコ
農家の年中行事 正月元日、農家でもどこでも農具を祝つた。東桜島野尻では農具を表のえんに出し、ユエーデコと称して大根二本を供えた。

若水汲
若水汲みはどこでも行なわれるが、吉野・川上では、早朝、桶を二荷かついでいき、その時餅と塩と米を持つていつて池ノ王権現に供えてから水を汲んだ。二荷の桶には一つずつ餅を入れ、もし餅がひっくりかえると雨年、ひっくりかえらないと日年といつて年占いを行なつた。

初山入
二日は初山入り。東桜島ではこの日松を切り束たばにして、その上にタラをさし、カマドの先にモロモノ葉をかざつた。

七日節句
七日節句にはオネツシバをかざり、イモがよく出来るようにと祈つた。吉野・川上ではケズリカケをつくり、門松や墓・神棚に立てるが、夕方各戸からもらいうけたしめかざりや竹でオネツポ（オニビタキ）が行なわれた。主として子供組の行事である。またこの日は七草ガユをつくつた。

小正月
十四日は小正月で、新しく餅をつく。東桜島ではこの日をツンノトシといい、カヤ・ワラでツルをつくり、カマドの上のワラ屋根に竹を二本さし、その上にのせる。ツンノトシには餅を二個ぐらい包む。またこのツルは八月十五夜綱引きの時に子供が各戸からもらいうけて曳綱ひきづなにないこむことになっている。また、メ

メノモチ

ノモチをつくつて家の隅々に祝つた。西桜島白浜ではメノモチは家族の人数だけのモチを柳の枝につけてカマドに祝うが、これは麦の豊作を祈つて行なうものだった。

ハラメ

この日、ハラメが行なわれた。一四歳をかしらにした子供たちがカシの棒をもつて各戸をまわり

「ハラメ ハラメ ハラメンモノニ ゴウズキガハニ シヤワンジャワン ケカナイ ココノモツチャ
ヨカモツチャ カンカンシテ モユラユラ 下カラミテモユラユラ ヨメジヨダツチャイ ダツシヤンセ
ヨメジヨラダサスト トカバヲウツクワスト」

とはやしながら、土間の戸板をたたいた。

ホダレ

吉野川上のホダレは忙しい時にあわてないようにするのだという。大根や野菜を切らずに煮て、柳の箸の長いので食べる。また、この日小豆粥をつくり、その中にカヤをつけて、モミガラにまぶし、それを藁に包んで、モロの木の枝につけ柳の枝といっしょに棚の上におく。そのカヤは苗床をつくる時に苗床の両面に立て、水に焼酎をたらし、シトギを供えてまつた。

ナレナレ

十五日はナレナレが行なわれた。西桜島白浜では家族全員で

「ナレナレ ミカンノ木 ナラレゴツスレベ キドグツノ デフドンニモウシテ ネカラハカラ ウツキ
ツド ナルト申ス」

と唱えながら、カラタツの木でミカンの木を切つて豊作を祈る。

二十日正月

二十日はハツカ正月で、吉野川上ではハツカソバのほか、餅・サツマイモを一緒にしてモツノスイをつくつてたべる。

リ
オタケマイ

二月は節分。九日は東桜島姫宮神社浜下り。二十五日は吉野川上の天満宮の二月祭で、棒踊りが出た。三月節旬には東桜島でオタケマイリが行なわれた。この日一六・七歳の娘たちは嫁入りの晴れ着を着て、サトキビを杖にして湯ゆの之の上の愛宕権現に参った。相撲・踊りなどがあつた。

四月トツの日は吉野では馬頭観音祭があつた。これはオデバイである。

五月五日は節旬であるが、国分八幡の田植え祭に吉野から棒踊りが奉納され、一晚泊まりで出掛けた。

六月は六月灯。

七
夕

七月七日は七夕。東桜島では七夕団子をつくり、七夕竿を立てた。この日はあの世へ行つた人の霊が帰る日だといふ。

盆

十三日から盆に入る。東桜島ではこの日の朝鹿兒島に行き、盆の買い物をして帰るが、この時シヨロドンが来るといふ。シヨロドンは表から上がるが、シヨロイエは床の間に机をおいて位牌をおき、それを屏風でかこつたものである。お供えは団子・シヨロバシをさした飯・西瓜・焼酎などである。十四日の晩はソウメンをあげる。十五日の晩は大きい米の団子に小さい団子をのせてあげる。盆中、畑仕事はするが、山仕事はしない。子供はヒグラタキをし、盆中も海に行つた。十六日は朝シヨロイエを縁側に出し、位牌を外に向ける。この時フケシヨロが後に残ると鬼にせられるので一緒に帰るように生臭いものをあげるのだといつて、トビウオを供えた。七夕竿もこの日に海に流した。

八月十五夜は綱引きが行なわれる。ハギ・ススキのほか畑作の物を供える。

山の神祭

九月十六日東桜島では山の神祭。二才中心の祭でこの日山へ行くと怪我をするといわれた。吉野川上では

テントマツ

テントマツイが十月に行なわれる。(現在は十月二十八日)これは小さい餅を年の数、大きな餅を二個つくり、魚・大根・人參・昆布・焼酎・ミカン・柿などをもって、天満宮の宮守その他有志がホラ貝をならしながら、ジュゲン原という所まで行く。神座は東方に向けてつくられる。祭のあと酒盛をし、小餅は子供たちに配られる。部落ではこの日一せいに田の神講が行なわれた。

亥の日

十月亥の日。吉野ではこの日から蠅がいなくなるといって、亥の日餅をついて神仏に供えた。

ホゼ

十一月はホゼで東桜島では伊勢講があった。十二月三十日は餅つき。正月準備を行なった。

商家の年中行事 月ごとのくわしい家々の行事はよくわからないので、商家に関係の深い行事をひろってみることにする。

初商

正月二日の初商いについて「薩藩年中行事」をみると

「どこの家でもまだ早い暗い中に町に出て、お年玉にやる品物等を買ったものだが、大体初商の品物は値が安かった。そして、九時頃には各商店とも戸締りをした」

と書かれている。またこの頃「かねて出入していた物売りが塩(一升位)を盆に盛って祝いに来るものであった。」これはいわゆる若塩の祝いであろう。また、魚売りも鰯の切り身や小鯛・なまこなどを持って祝いに来たが、返しは若塩の祝いと同じく、祝い酒をのませ、餅・手拭等をやるものであった。また「鹿児島日誌」^(注一)によると、この日

舟乗初め

「舟乗初にて大小の船持の家にては抱への舟子をして船を洗い清め、主人先礼服して舟中にて賀詞を受く、船頭水子等揃いの服を着し祝して曰く大日本薩摩国鹿児島^{かこ}の住人某船の頭某水子某年頭の祝儀を申

す。主人受て目出度由を述ぶ。船頭また曰く例年の通出入船繁昌の儀頼み奉るなど言終りて三献の献酬あり夫それよりおのおの船持の家に至り酒飲かわし歌舞げんしやうくわん絃唱 飲を尽す」

とある。これは商船をもった家の行事であろう。また、同書に

「三日は今年初て琉球に航する事を免許の商人琉館に入り年賀を祝す。琉人の舟人此者を竹輿に乗せしめ館中をかけ廻りて弄とす。商人祝物として銀子を贈遣す。贈り物薄き者の終日玩弄がんろうして殆ほとんどもたえ堪がたき計なりとぞ」

と書き記してあるのは琉球貿易に関係のある特別の商人のみの行事であるが、珍しいものである。

カセダウチ
十四日はカセダウチが行なわれた。これは仲仕たちがかねて出入りする問屋または商店に出かけて、「白米五〇〇万石、大豆五〇〇万石、玄米八〇〇万石、塩五〇〇万石、金銀如山、七福神殿」と書いた目録を出して、御祝儀を貰い、お祝いする行事である。

初 市
二月に入ると、三日から今の照国神社前で初市が立った。引コマ・デゴマ・竹鉄砲・人形・恵美須・大黒・兜おきあが・起上りこぼし小坊・木刀・烏帽子等の店がずらり並んでにぎわった。また、大中様の近所、大黒町辺りには骨董屋・古着屋・陶器屋の売店が開かれたが、ここにはなかなか良い品が出たという。一方、「鹿児島日誌」によると

「下町南林寺門前に売買交易初る。刀剣書画より古器衣服凡そ国の器数あらざるはなし。昼夜群集多し、三十日して終る。しかし此市場へは時に粗さうの物を持出て賞かんすべき品少し」
とあり、各所に市が開かれたようである。また、同書によると

「今日は上町・下町・西田町の三町年寄今年の年行司を命せられたるものより飴を奉る。例年かくの如し。武家市中に米飴を買って神仏に供す。何のいわれをしらす」

と記してあるのは「武家の年中行事」の項でみた。「年行司どんの飴渡し」のことであろう。

六月は六月灯、祇園祭がある。これらについては別に「祭礼」のところであふれることにする。また七月四日と六日には諏訪神社の頭殿とうどんを慰めるために、上町・下町・西田町の三カ町から町踊りが奉納された。「薩藩年中行事」には

「何れもその屋根や四方は綺麗に造花飾りをなして、町の大家の娘が美服姿で、太鼓・三味線・つづみ・笛で節面白く囃立て頭殿の前に出て一くさり舞うのである。これには背景の道具など綺麗に出来てなかなか盛なものであった」

心岳寺詣

とその様子が記されている。また、七月十七日はエノリと称し歳久公まつを祀る心岳寺に夜詣りをする日である。しかし、士族や町家の良い人たちは決して夜詣りにはいかなかったので、多くは下々の男女しもじもが船から三味線・太鼓で賑やかに乗り出すものであったという。

十一月三日は稲荷市であった。「鹿児島日誌」に

稲荷市
「稲荷市とて今日より上町に市始まる。春二月下町にてなせる様と同じ、此春秋の市は鹿児島鹿児島の商売盛を極ると云へし」

と記されているが、一方「三国名勝図会」によると

「他国に於て此市と豊後国府内の浜之市と肥後国天草の本戸之市とを以て九州三ノ大市と称するとかや、

かくて此稻荷の市最も大なりとぞ」

とあり、諸国によく知られたった大市であつたようである。市に出る品物は初市と似て居た。「薩藩年中行事」によると

「堂の前から上の馬場の一部にかけて稻荷市が開かれ、日用品を初め古道具・骨董品・武具・古着・古本などが出る。なかなか賑やかなもので、大抵の人は買いに行くものであつた。期間が長く、三・四週間はつづいていた」

という有様であつた。

大晦日

おおみそか
大晦日はいわゆる誓文せいもんばら払いで

「一年中の総勘定のため、集金取りは元日の朝になつても提灯をつけて廻るものであつた。灯をつけて居れば未だ大晦日の夜だという意味だろう」(薩藩年中行事)

商家の年中行事の中では一番重要でしかも最も忙しいのが、大晦日であつたといえる。

(注) 「鹿兒島日誌」は島津斉彬の頃鹿兒島に来ていた恐らく水戸藩の人と思われる武士の見聞記で、昭和三十二年十二月発行の「鹿兒島史学第四号」に掲載された。

IV 祭 礼 と 講

城下には多くの神社仏閣があつたので、その祭日や縁日には祭礼が盛大に行なわれた。中でも六月灯・祇園祭・諏訪祭・稻荷祭などが有名であつた。もちろん、在の人々の間では素朴な部落だけの祭が行なわれた。

吉野天満宮
二月祭

吉野の天満宮二月祭は川上町四組の人が、それぞれ宿を定めて集り、手料理などを持ち寄って祝い、夕方になると七色の吹き流し、ちょうちんをもって二才を中心に首頭をとりながら四辻に集まり、そこで各組の代表が寄って行列の順をきめて、歌いながら神社へ向かう。行列は神社に集まった人の回りを一周して二組に分かれて棒踊りなどを奉納した。それがすむと、又各組ごとに四辻に引き上げ、それぞれ自分の宿に帰ったという。

東桜島姫宮
神社浜下り

東桜島の姫宮神社は開聞神社の姫宮でウツバブネ（クリ舟）にのせられて、はじめ湯之につき、後、野尻にうつられたという。きびしい女神で、境内の木の枝一本折っても腹が痛くなるといわれた。初め部落の上の方にあつたのを現在のところに移したもので、もとはカヤブキであつたという。旧二月六日の浜下りと九月十六日が例祭である。九月の祭は昼に「迎え柴」といって沖の柴石に柴を立てる。これを見ると目がはしるといつて戸をしめた。また、その日は不浄物を洗うことが出来なかつた。浜下りは夜中の午の刻に暗闇の中で行なわれる。浜で一時間ぐらい祭典を行ない、翌十七日の朝、直会なむらひをした。この時は雨が降っていても必ず止むといわれ、又沖に柴を立てると姫宮の父母が千鳥になつて会いに来られると伝え、御縁にあつた人はその声をきくことがあつたという。部落は休業し、近親知己を招いて終夜宴を行なつた。また、部落の家からはくだものが供えられた。これを見ると、吉野の二月祭は春祭で農耕開始の祈願祭にあたり、東桜島の九月祭は収穫感謝の祭りにあたるといえよう。

こうした部落の祭りに対して、城下の祭礼は町風のにぎやかなもので、芸能が奉納されたり、市が開かれたりしたので、町方や在の人々を集めてにぎわつた。

六月灯 六月灯は旧六月中、城下の神社仏閣小祠に至るまでその縁日に灯籠とうろうをつらねて参詣する夏祭りの一つである。「薩藩年中行事」をみると幕末から明治初年にかけての有様が次のようにのべてある。



灯

「六月燈には厚さ五寸位巾六寸位縦一尺位の木枠に紙を張つて燈籠をつくり、之に紺紙で自家の紋を切りぬいたのを貼りつけ、上下の四隅には耳と称し紺紙細工をつけ、また下の方には白紙で刻んだ尾を垂らし神前に点ず。廻り灯籠と普通の燈籠を供え、なかなか賑やかなものであった。

月

(中略) 六月燈で盛なのは大中様に浄光明寺・照国神社などであったが、街道の四辻には必ず、何町寄進として長い

六

角燈籠や各家揃いの丸い大燈籠に⊕紋字の黒と朱書のもの

を灯し、奉祭の意を表わしたものだ。今日の如く岐阜提灯などは未だ流行しなかった。大衆の参詣人を見当に種々の子供向の品物を飾った露店や西瓜・焼饅頭・桃類の店、枇杷湯・甘酒等盛大なものであった。当時は未だ氷店はない時代であった」

ところで、近世のころは、南林寺と浄光明寺の六月灯が盛大であったという。「三国名勝図会」に

「六月廿三日は大中公(島津貴久)の御忌日にて御夜六月燈其壯なる他の比ひにあらず、且府の下市戸ごと

南林寺六月
灯

に各一燈を供すること、浄光明寺・得仏公（島津忠久）六月燈上市民家の如し」とある。また「鹿兒島日誌」には南林寺六月灯について、くわしい記事がみえる。

「下町南林寺は禪宗にして鹿兒島一、二の巨刹たり。十五代貴久の靈牌を安置す。今日は此侯命日なれば武家は勿論商賈迄も貴賤となく札押を許され昼夜群集夥し。大臣は早天に拝礼終り、続いて小臣に至るまで皆札押して参詣す。夜に及んでは戸に小球燈を点し一町一町に大燈を掲げかがやかし餅菓をひさき、瓶花植花々種の草木等に到る迄或は売買の為に道路に陳し、或は觀賞の為に廂下に連ね往来殆ど肩を摩ませんとす、時炎熱の候なれば納涼かてらに船を装い海よりするも有、夜もすから賑い絶る事なし。風俗の国守を信仰する習しの一拠とするに足れり」

六月灯の起りについてはいろいろの説がある。「薩藩士風考」によると

「燈籠かけは義弘公の時にあり、盆二日は諸士より思い思いの絵模様を描き出して燈籠を屋形の馬場の左右両側に賑々しくかけならべた」

のに始まるとのべているが、これは盆の行事のようである。普通には

「今六月燈として諸人神仏に参詣することは鹿兒島上山観音より事起り、其故は寛陽院様（島津光久）大慈大悲の御信願にて観音堂御造宮内陣の丸木柱を金みがきにして、昔に替かわり結構に御造立、六月十八日入仏、其度寛陽院様御仏詣にて燈籠御寄進、脇方よりも寄進の燈籠多く有之、殊の外賑々敷、参詣の人深夜迄引きもきらず、夫より御在国の節は毎年かたの様に六月十八日の夜御仏詣有之より六月十八日は取分、観音の縁日と諸人も覚て何方にても此月の十八日は観音を崇敬しけるが、後には諸仏諸神共に六月の縁日

を尊みける」

という「盛香集」の説が正しいといわれている。しかし、これは現在行なわれている六月灯の起原をとくものであるが、もともと、祭礼の夜、かがり火を焚いて、神を迎える風は我国古来の習であり、仏寺の場合も古くから供養のため万燈会まんとうえといって燈明をかかげる風があつたという。それが後に、石燈籠や金銅製の常夜燈にかわり、近世になると紙・ロウソクの発明と共に紙製の燈籠に変化し、諸人が祭礼に燈籠を奉納するならわしが都市を中心に取り、全国各地に趣向をこらした燈籠祭が発達して来たもので、本県の六月灯はそうした燈籠祭の一つとみてよい。

祇園祭 祇園社は多賀山の麓にあり、山城の八坂神社の末社であるが、勧請かじしょうの年代はよくわからない。しかし、「三国名勝図会」によると

「其社に天文五年（一五三六）丁丑二月、田地寄附の書を蔵む」

とあるので、少なくとも、天文年間には勧請されていたと考えてよい。この祭は六月十五日が例祭で、毎年、上町と下町と交互に社殿をつくって行なわれたという。藩政時代の祇園祭について、「鹿児島日誌」には

「今日は祇園会とて鹿児島は勿論諸外城とじょうにても楼車やぐらくるまを造り、諸の雑曲を奏しなとする事なり。就中鹿児島は上下両町に祇園宮を壮麗に造立し、隔年に祭を行う。此年は下町の年番とて朝とくより神輿を担き市中を徘徊す。儀衛には先に唐製の傘ぼかり経り六尺斗樺色の紙張たる柄長さ三間余りなるに処々に同じ製の総角など美しく飾りたると同じ長さの鋒に緋色の旗に祇園天王と染出したるを付け、上下差したる健き男子頭

祇園祭の山台



祇園祭

より竿受け革帯を下け股のあたりに石突を印し建て持つなり。続く社寺の神主位階の儀杖を備い、其後に神輿を捧げ、氏子の童男女皆礼服してこ従し、杞柳を以てものしたる杯捲に黎明に汲たる海汐を満し、手に小箒を以て汐を天地四方にそそぎ福を祈る事と聞えたり」

とある。

また、「薩藩年中行事」をみると
「一日以来内祭を執行していた祇園祭は愈々十五日を以て本祭が行われる。今日商栄講が主となってやるのと異なつて町役人が采配をふり、全市の祭りとして行なわれたもので、その盛大さは今日の比ではない。山台は上町だしから鶏が大きな太鼓の上にとまっているカンコウ山が出た。有志が上町の会所に集まって協議するもので、下町から四つ位、西田からも三輪の明神という山台が出た。

此の外に毎年オゴチヨ山が二つ位出た。町の金持の娘が衣裳を着飾り山台から善美をつくして出すので、仲々盛なものであつた。行列は今日は大分略している様だが、大体同じである。朝早くから山が御迎に行き祇園の洲で朝祭があり、それが済むと再び行列を作り町を練りつつ一同御殿の下で集り、ここで盛んに囃立て

るものであるが、殿様方が例に依つて囃と踊を見聞されるものであった。尚、祇園東風とに吹かれると身が強くなるというので、子供は祖母たちに連れられて一日から十五日までの間に必ず参詣に行くものであった」

祇園祭由来

とのべてある。なお、上町と下町と隔年輪番で祇園祭を行なうというのは、その理由はよくわからないがその年代は「三国名勝図会」に

「寛永九年（一六三二）、神輿を作られ、其年の五月廿二日和泉屋坊へ授られ、六月十六日六日坊へ受領せし事、有村某か古日記に誌して、正保三年（一六四六）祇園の山始、高砂の翁姥を飾りしを載す、和泉屋坊は上市に、六日坊は下市に在り」

と見えているので、大体のことはわかる。

稻荷祭 島津家は初代忠久が摂津の住吉神社で誕生の時、末社稻荷神社の狐が灯をかかげて守護したという奇瑞によつて、特に稻荷神を信仰したので、領内各地にその神社が勧請されている。稻荷神社は坂本村にあるが、その由来は忠久が入国の時出水に建てたのが後に市来湯田にうつされ、更に貴久の時に鹿児島に迎祀されたという。例祭は十一月三日で、他の地方の稻荷祭とは趣を異にして居り、流鏝馬が奉納された。

稻荷祭と流鏝馬

「神社撰集」に

「義弘公高麗御帰朝の御誓願、毎年十一月三日御代参御發遣被修祭祀流鏝馬之躰義を興行して御祈願無怠レこと也」

とあるので、その由来がほぼわかる。幕末のころの流鏝馬について、「薩藩年中行事」の記事を要約する

と、流鏑馬様には士族の中の家柄のよい家の嫡子が仰付けられ、わずかの御手当金をいただく。すると稲荷馬場大乘院の広庭に左右二棟の約一〇〇坪位の苦葺の小屋が出来る。流鏑馬様はここに一週間前から郷中の先輩、壮年の護衛のもとに泊まりこむことになる。二日夜八ツ時頃に双方とも稲荷川に下りそれぞれ水ごりをとる。護衛のものが数十名隊をくんで従うので双方水掛けなどをし、果ては喧嘩になる。三日になると流鏑馬様は烏帽子・素袍すほう・直垂ひたれの装束に弓矢を持ち、付き添い人は袴姿で行列を組んで神社に行き、左より右の順序に参拝する。その後、神楽などがあり、いよいよ流鏑馬の行事が始まる。社からすぐ馬場に出て馬にのる。馬には金覆輪きんぷくりんの鞍をおき、首や尻の辺に色紙のシベをつける。流鏑馬様を小手こて・脛当すねあてをあて綾笠あやがさ（色々の造花で飾り二、三尺位の五色紙のシベをつける）を冠る。馬が歩き出すと後を「ヒョウタン差し掛り」といつて徒歩の武者が槍をもつてついてくる。流鏑馬様は矢を抜いて弓につかえる。矢は竹の白のまま、これに漆で薩州住藤原又源の某と名が書いてある。鏃やじりは雁股ときまっていた。的は一から三の的までありいずれも平木を編んでつくつてあるが、矢が中あたると平木はパラパラと飛び散る。突き抜けないで突っ立ったものは籠こもりの矢といつて不祥なものとされ、直ぐに神楽をあげて浄める。飛び散った平木は御守として争つて拾った。的は式がすむとすぐ取りはらわれることになっていたという。また「鹿兒島日誌」をみると馬場の様子について「祠前の流れに沿って四五間斗ばかりなる一道あり、長さ南北に百余間の間は少しの迂回うかいはあれともなへて平坦にして勝れたる乗馬場と云へし。大乘院を以て射手の休憩所となし当日の警衛場市の見物棧敷を連ね立錐の地なき斗なり」と記し、更に

「川堤に沿て的三つを立つ射手其日の出立は馬乗袴に鹿の毛皮のムカハキし狸々緋の箭袖ゆくてを指花笠の紐に章取たるに五彩の紙もて截したる幣の三尺斗なるを房ふさと付けたるを被り白羽の鳴鏑かぶら四つ指たるえびらを負、塗籠藤の弓を手綱に持添え、其家々の格に従て従卒を引具し大乘院を出て馬場を北へさして社前に来り引廻して駈ながら三本の矢を射捨て、跡一本はえびらになお残しける次の射手も続て如此し三度繰返し都合九本つつ射て此式は終れり」

と詳細に流鏑馬の作法などを書きしるしている。なお、この日、稲荷市といつて市が盛大にひらかれた。

諏訪神社の由来

諏訪祭 諏訪神社も坂本村にあつた。この神社は長野の諏訪神社を勧請したものであるが、その由来について「三國名勝図会」には

「文治二年（一一八六）丙午正月八日鎌倉右大将源公、我大祖得仏公（島津忠久）を信濃国塩田莊地頭職このとしに補せられ、斯年、又島津御莊薩摩大隅日向三箇国の総地頭職に補任せらる、五年己酉、右大将源公、陸奥国押領使泰衡を征伐し給ひし時、得仏公御年十一歳命を蒙りて副將軍となり、前軍に都督たり、此時深く信濃国諏訪大明神さいとうに齋禱し給ひて軍利あり、功成りて凱旋し給ひけり、承久三年（一二二二）辛己五月八日公又信濃国大田莊地頭職に補せられ給ふ、是より道鑑公（島津貞久）に至り伝領し給ひ、公遙に神恩を仰ぎ、祖徳を追ひ、信濃の本社諏訪の神靈を薩摩国山門院に勧請し尊んで総社となし給へり、其後曆応四年（興国二年・一三四一）辛己四月肝付兼重、中村秀純よが抛れる鹿兒島東福寺城を抜き、康永二年（興国四年・一二四三）壬午十一月矢上高純が催馬楽城を陥れ、鹿兒島の地を御子齡岳公（島津氏久）に与へ給ふ、於是齡岳公山門院木牟礼城より東福寺城に移り、鹿兒島を府城の地と定給ひ、当社を山門院より三茲

諏訪祭

に遷坐し永く本府の総廟そうびやうと敬重し、神領若干を附せらる」

と記している。この祭は例祭は五月祭といつて五月五日であつたが、七月二十八日が大祭で、諏訪祭といつて盛大なものであつた。その大体は

「其七月廿八日の祭事は神事奉行頭奉行等の職掌多し信濃御佐山神事の式とて、尾花ふき穗屋の廻りの一村にしばし里ある秋の御佐山とよめる歌の如く当国に於ても新に茅ふきを構え頭屋といい、児童二人をえらみ頭殿と号し、左右にかしづき尊む、是勅使奉幣の式にて頭殿は藏人頭の義なりとそ、永享十年（一四三八）の「祭礼法様記」に詳なり、其頭殿先六月朔日より別火齋居し、七月朔日に及び修祓し、頭屋に上る、其これに在るの間凡百の儀式或は本府諸村及び谷山、桜島の農夫数日代る代る鉦鼓しょうこ踊りをなし、又市躍散樂等を興行し人皆興を催す、既にして七月廿八日に至り左右の頭殿此廟に詣ふで、奉幣祭祀の盛礼を行われ世々の邦君詣謁し給ふ」ものであつた。

頭殿
頭殿は「薩藩年中行事」によると

「前以て藩庁から貧乏士族の家格の良い者に仰せ付けられ、色々の御あてがい物（金と米）が下つた。当人は齋戒沐浴して謹慎した。」また、「頭屋は諏訪神社の前側にある安養院跡につくられ、これに左右の頭殿を上座させた。頭殿は美少年が選ばれるもので、左右の中でも左の方が上位とされた。頭殿の御座所は二階の方で一段高くしてあり、着物から何まで絹づくめで親といえども頭殿を神扱いにし、どうかして友達などがうっかり『ワイガ……』といおうものなら直ぐ罰として饅頭を買わされたものであつた。そして、小屋は方限の老若有志が常に三、四十人から交々頭殿警衛と云つた風で詰めて居り、毎夜大きな廻燈籠と無

頭殿の由来

数の小燈籠を点じ、参詣人は武運長久が叶うといつて線香を戴いて帰り、大雷鳴の時はそれを焼いて雷よけとしたものだ」という。なお、頭殿の由来についてはよくわからないが、「鹿兒島日誌」には

「先規は京師より礼幣使下りたまいに中比如何なる故や止みたるにより、今は其礼を模し納幣の爲め家中の子弟に此命を下して行なわるる事」と記している。また「神社撰集」にも

「貴久公御代諏訪祭礼法様定る。此時より頭殿居頭と云事始る也此根元は日本国の祭心頭殿は勅使居頭は上使也七月三十日之間頭屋之儀式は勅使御会尺の義也頭殿と号するは公卿藏人頭殿也居頭と号するは上使なれば諸衆の上に居る心なり」と説明されている。

浜下り神事 荒田八幡、鹿兒島神社などでは「浜下り」または「浜殿下り」とよばれる神事があつた。「浜下り神事」は海辺に設けられた行宮へ、行列もにぎにぎしく御神幸する行事であるが、その例は全国に多い。

荒田八幡浜下り

荒田八幡の「浜下り神事」については「三国名勝図会」に当時の模様を描いた版画を入れて、説明してある。それによると、この「浜下り」は九月二十三日で、「荒田の海浜に行宮を構え、神輿を護りて其行宮に至る。これを浜殿下りと称す、諏方大官司及び当社の社司等多く陪従し、大傘、鉾等種々の神器を携へ、神樂を奏す、かくて其往來の途中、神輿を奉ずるの徒一斉に声を発し、或は前に進み、或は後へに向つて神輿を馳す、此の如くすること数回、是神の喜び給うところとす」とあり、盛大なものであつたことがわか

鹿兒島神社
浜下り

る。また、「薩隅日地理纂考」によると、神輿をかつぐ者は壮年の男子で、「前に進むこと十歩なれば退く事又十歩なり、左右も是に同じ」と神輿の進み方にもきまりがあつたようである。

一方、鹿兒島神社の浜下りは二月七日、十月十七日の二回行なわれた。その有様は「地理纂考」に「祭日に此処より半里余、塩浜の海辺に行宮を興て神輿臨幸の行装壯觀なり。騎馬の神官數十騎前後を守護す。歩行の神官に至りては其数を知らず。又、町家の氏子とも男女供奉の輩やから おびただ。夥おびただし。其中に女子の十二、三歳なる者共白衣緋ひの袴おのおの たすきにて柳の枝を各おのおの たすき携たすきへ五、六十人奉ず。先つ一番に御銚を携へ、次々に次第を紊さず、大きな傘かさ數十本或は幡はた數十流をひるがえ翻ひるがえし、路すから神楽を奏す。行宮に至り、祭式まつりごと畢りて還くわんぎよはじめ御始おまじめの如し」と記されている。

一方、安永五年に諏訪大明神主本田出羽守が書いた「神社撰集」によると、二月、十月十七日は宇治うじ瀬せ大明神祀場立内の祭と号して、往古は広小路の浜にて祭をなす由、今は戸柱とばしらぎおん祇園之社を借て祭るなり。雨気ある時、海辺にては相調い難き故なり。故に之を浜祭と云う。「然るに近年、大小路前の浜に波戸はと出来場所なき故に、今鶴江崎浜にて祀場立の次第これある也」と記され、行宮の場所もいろいろ、変動したことがわかる。

なお、祀場立は柴立で、祭場のしるしとして柴を立てることは古くからのならわしで、昔はこの柴立があると人々はいみつしみ、みだりに他出することが出来なかつたという。

浜祭のときには、勸請の御幣二本を中心に注連竹しめだけ四本を立て、供え物は花米、瓶子一対などで、弁指べんざし（漁村のかしらである）が調進した。弁指が御幣を捧げ、祈願の後、舞楽があつた。そののち、社家の一人が

神酒・御幣・注連繩しめなわなどをもって浜へ神座を設けて祈念したという。

ところで、鹿児島神社は宇治瀬大明神ともよび、彦火々出見尊ひこほほでみのみこと・豊玉姫を奉祀した古い神社といわれているが、伝説によると、この二月・十月十七日の祭の夜は御祭神が通うてくるので、甲突川も逆流する。また桜島小池の穂尾崎はその通路にあつたついで、不思議なことが多く、船もつしむならわしであつたといひ、「神社撰集」にも、去る頃、鹿児島島の満尾某が釣に行つた。風はなかつたが雨模様であたりはくらしい夜であつた。さて帰ることになり、穂尾崎から田之浦へ渡ろうと、櫓ろをこいだが、船は一向に進まない。そのうち、夜もあけたので、みると、垂水の沖に流されていた。不思議なこともあるものだといろいろ考えているうち、やつと宇治瀬大明神の浜祭であつたと思ひあたり、大へん驚いたといひ話をのせている。

この浜祭の日に祭神が通つてくるという話は大変面白いことで、「浜下り」といふ神事がどうして行なわれるようになったかといふことを考える場合、一つの手がかりになると思ふ。

「薩隅日地理纂考」によると、国分八幡では陰曆八月十五日は祭神の彦火々出見尊が海宮へ行かれた日に当たるので、「正宮浜殿下り」といつて武者行列などをしたてて盛大な御神幸があつたと、永仁の頃の祠官の社務記にみえてると記してある。これは本県における「浜下り」の古い記事の一つであろう。しかし、このころからすでに「浜下り」は神輿を海辺にうつして、お慰めするという形態になつてゐるわけである。

ところが、古い時代は鹿児島神社の伝説にあるように神靈しんれいは時を定めて海辺に來臨すべきものであつたら、人々はそのたびに神來臨の海辺に向いて神迎への行事を行なつたわけである。それが後世になつて、常時、神靈をやしるに祭るようになると、神來臨の日、つまり祭神鎮座の日に神迎への行列そのまま、御上

陸の地へ神靈をうつして、お慰めするという風に変化し、人々もまた、それを疑わず、いろいろの趣向をこらした町風の祭礼へと発展していったのであろう。

講 近在ではいろいろの講が行なわれていた。講はもともと宗教上の目的を達成するために信仰を同じくするものが寄り合つて結成されたが、本県では田の神や山の神、庚申などの民間信仰を土台とし、部落単位ごとに成立した講や伊勢信仰などのように特別尊崇された神社を中心とする霧島講や伊勢講などがひろくみられる。

吉野下田の 田の神講

吉野下田では田の神講と霧島講があつた。田の神講は部落ごとに行なわれ、十月丑の日であるが、ところによつて初丑の日または三の丑日ときめられていた。講の時は宿屋（座元）がきまるが、これは輪番で、当番に当たつた家のほか、講の雑役や買い物などをする「横目」または「買物人」とよばれるものがあつた。講の当日「横目」は各戸から餅米と小豆を集めそれを記帳するとともに餅つきの準備をした。その道具はすべて「宿屋」のものをつかう。準備が出来ると、各戸をふれ廻つて人数を集める。なお、講の料理など準備一切は宿屋で行なつた。餅をつき終わると、大きくのぼして「牛の舌」のようにし、その上に小豆をぬつてきる。これを田の神のお厨子ずしに供えた。一方、丸餅を米を出した分だけ各戸に分配してやる。講のあと、次の宿屋へ「田の神の厨子」を移す行事がある。また、川上では講の日にホイドンの田の神踊があつたという。霧島講はいわゆる代参講で、旧九月九日頃霧島神宮へ部落の代表二名を代参させ、その帰着をまつてお祝いを行ない、座元でサカムカエをするもので、そのために霧島様のお厨子がまつられている。

東桜島持木の伊勢講は十一月であつたが、もとは伊勢神宮まで青年四人が初穂あわをもつていった。初穂は粟

東桜島の伊勢講

の穂で一戸から一本ずつあつめ、根こやしにして根本をみがいた約一間位の竹に結びつけて四人で交代しながらもつていったという。神宮では一万度祓はらい、二万度祓はらいをもらつてから大麻をもらつてかえり、お厨子に納めた。お厨子のオメカクシに用いられたドンスの布には「安政二年十一月」と書いてあつたというから、そう古いことではないが、近世末には盛大に行なわれていたと考えられる。お厨子は抽選で選ばれた人があつた。抽選の方法は戸主の名前をかいた紙きれを三宝にのせ、その上を御幣でなでると紙きれがついてくるので、それによつてきめるといふ方法であつた。お厨子をあつた家では床の間にまつり、トマでおおいをかけ、毎朝塩水をあげて清めなければならなかつた。

講にはその外、二才組と深い関係にある庚申講や二十三夜待講などがあつた。また葬式などの時には無常講といつて部落に組が出来ており、仕事を手伝つた。また、婦人だけの講もあつた。東桜島では十二夜待が毎月十六日に行なわれた。これも廻り持ちで、材料をもちよつて寄り合いをした。

V 芸能・童戯その他

民間に伝承されている芸能を民俗芸能とよんでいる。その多くは祭の日に行なわれ、城下の人々の眼をたのませた。ここでは、そうした芸能のおもなものと童戯、さらに城下を中心として生み出された民芸品のいくつかについてふれてみたい。

太鼓踊 太鼓踊の起原についてはよくわからない。「鹿兒島日誌」には

「義弘が朝鮮の役の時明軍が金鼓をならして、正々堂々と押し進んでくるのを見て、大いに感じ、凱旋がいせんの

太鼓踊の起原

庚申講・二十三夜待講
十二夜待

のち、近隣の農民にこの太鼓踊を踊らせたが、後世絶えるのを惜しんで神事にかこつけて奉納するようになった」

のだとのべている。しかし、その踊られる時期や場所等から考えて、念仏踊の影響もあるようである。また、よく虫追いや雨乞いの時にも踊られるところから、田楽系の踊から発達したと思われるふしもある。

いずれにしても、太鼓踊は武士の土踊・トキホシ踊に対し、在の二才たちによって踊られるものである。

ところで太鼓踊は七月一日から十五日までの間、諏訪神社の頭殿を慰めるために踊られたようである。その由来については、「倭文麻環しずのおたまき」に、一〇代島津立久が寛正六年（一四六五）から信濃本社御佐山の式を行ない、頭掛とうがかりといつて、近在より輪番で調庸ちようよう・公役くやくをやらせたので、その頃から、太鼓踊も奉納するようになったのだろうとのべている。なお、太鼓踊の順番は六月二十三日にきまつたが、近在の村は上下伊敷・西別府・武田・上比志島・岡ノ原・皆房・吉野・川上・坂元・郡元・中村・小野・原良・永吉・花棚などで、これらは二カ村宛組合わせた。また、小山田・桜島だけは大きい村であったため、一カ村となっていた。

幕末のころの太鼓踊について「薩藩年中行事」には次のように記している。

「太鼓踊は頗る賑やかな踊で、大小鐘打と大小太鼓打を組合せた一隊が鐘と太鼓の調子面白く踊るのであるが、冠や笠には菊や牡丹・梅等の精巧な造花で美しく飾つたもので、当時の農村否町家造花師が芸術の粹を集めたものである。太鼓打の服装は一見頗る怪奇を極めたもので、腹のところに太鼓（大小二種ある）を結びつけ、やはり笠を冠り背には鶏の羽毛で飾つた竹竿二本を丈夫な杵に突き立て背負うて、その外にその中央に大なる竹竿を立て、三段に丸い板柵を着け、段毎に美麗な造花を指し並べた。指物をひらめか

して、白襦袢を着込み（鐘打ちと小太鼓の方は多く藍色の長襦袢をつけていた）、何れも腰に五色紙を網目に切った大タバを下げ、草鞋・脚絆でところの庄屋や有志にひきいられ、ギャンギン・ドンドン・ドドドン・ドドドドンと町を練り歩く光景は流石に薩摩独特の踊たるの価値はある」。

これら、近在の村々から出される太鼓踊のなかで、桜島のもは一種独特で、鐘の音曲も近郊の拍子と異なっていた。と「倭文麻環」に書かれている。

また、「鹿兒島日誌」をみると、太鼓踊の奉納の順序や踊り方について、ややくわしくのべてあるが、これがもう一つ前の古い形であったと思われる。

「七月二日、今日より諏訪明神へ神楽踊を奉納す。鹿兒島郷二十ヶ村あり、鄙ひしょう小なるものは二、三を共和し、大村は一ヶにて事を治む。外に大隅国桜島の郷一ツを合し、都合十一組とし、今日より初めて十二日に終る。其様々に小異ありと云とも概して趣を同うす。（中略）先ず第一に骨太く丈高き荒男子紙子かみこにて異形のもの染書たる陣羽織を著し、経り四、五尺余なる竹骨の笠に荒繩など以て纏い造れるに鶏の羽五彩など植散したるを冠り、木もて削りたる六、七尺なる太刀に金銀の紙を糊張したるを佩、太く長き棒を杖き道狭せましと歩みたり。続子金鼓の列を二行に環し左右金鼓おのおの一面を持つ、背には同じく紙にて作れる指物を負う。或は号章を記せるもあり、或は有名の豪将などの像を画くもあり、竿頭には思い思いに様々のだしを仕付け金鼓の両音を以て歩法を節し、序破急の節目から乱ることなし。年に輪番を以て日の先後を定め、桜島を以て殿日とす。最初最後の両日には殊に大太鼓を加い打つ。其鼓胴の経六尺許、長さ二丈斗、芋綱おづなを以て或は背に負或は胸に掲ぐ、小鼓の前後等に挟み打つ。其数凡十個ばかり、負抱の其目か

ら打つ。其様、窮屈にして殊に苦しき様なるもおのの早朝に城東の堀際に集り、一隊の人数を揃ひより配定て先つ齋殿（頭屋）庭上を七、八廻操し、夫の明神の広前に奏し、是より道すから操り押ながら藩祖以来靈牌のある寺に其領国守の葬祭せらるる杜祠に奉納し、終日休憩に暇なく夜に入ると云とも二里、三里の程を不顧其日中に帰村する事なり」

更に同書にはこの文につづけて、汗を流しながら終日、六尺余の大太鼓を負うて東西に奔走するのは暑い最中、苦勞なことであるが、こうすることによって神が福を降したまうのだから、他の村民たちは金銭を出して負うてくれとたのむ風があると、聞いたままを記している。余程、他国の人には珍しかったのであろう。諏訪祭にはこのほか、町家の娘たちによって、「一の谷」や「橋弁慶」などが舞われたと「薩藩年中行事」に記してあるが、「倭文麻環」には、「町踊」「エビス踊」「獅子舞」などが町の人たちによって踊られたとのべている。

町踊は大岳公（島津忠国）の時に頭殿の式を行なったというから、その頃にははじまったと考えられる。また、町踊の歌詞は光久の作と伝えている。庭入踊の歌は

「治まれる御代の春こそ幾久しけれしけれしけれ住よしの治まる御代こそめでたけれ」
というもので、そのあと、前歌・中踊の歌とこの歌とがあり、最後は引踊の歌となる。

「千草振る振る神遊び、君が為とて若菜摘む」

「夏は河瀬にあじろくみさつとはね笠すげの笠」

また、踊の時、後に従つて地謡をし鼓笛・三絃をひく者たちは蟬というものをかぶつて、一面をかくしてい

エビス踊

るが、これは御目見以下の者であるから、顔を見せることが出来なかつたためだといわれている。

「エビス踊」は寛陽公（島津光久）御襲封の慶賀として上町のもが踊つたと伝えられている。エビスの面をかぶり、鯛を釣る状をする踊りで、庭入歌にはじまり、ワキが「抑よそもち 是は津の国の西宮のエビス三郎とは我事なり 扱さくも天下治まり目出度御代なれば踊遊びをはじめ種々の宝を釣らばやと存候」と詞をのべ、道行となり、その後、「あら面白の時節や候、万里の外迄も曇ないそぞろ浮立つ心かな。いかにかたがたけふは最上吉日なればエビス舞をはじめうずるにて候、もつとも然るべく候、さあらば其由エビス御前へ被仰候へ」とのべると、ツレが「心得申候、いかにやいかに、エビス御前とふと御出候へや」といい、狂言になる。ここではエビスの本地がのべられるが、やがて鯛つりになり、地「揖かじの音はからころりと漕出て釣するところを釣つた釣つた御目出鯛を釣つた」地「やうやう目出度やめでたやなかかる目出度折かなれば国富民も栄ゆる幾久しさも限らじな幾久しさも限らじと舞をさめたる目出度さよ」の歌で舞いおさめるものである。

獅子踊

「獅子踊」は女踊である。歌詞は「獅子の乱間牡丹の花にまいあそぶ、ノヨサア我も心を打とけて面白や其時人々立よりて手々に持ちたるふかみ草はなも開けば面白や獅子のかたちに見えにけり」、謡「かへすがへすも目出度御代の折なれば千秋楽や万々歳と扇をひらき舞をかなでて獅子の座にこそなおりけれ」というもので、優雅な踊のようである。

諏訪会相撲

諏訪祭には芸能ではないが、「諏訪会相撲すわえすもう」というものがあつた。

「この相撲を学ぶ者兩人共に下町に居住して、当日は土烏帽子に直垂を着、家来などを召めしつれつつ別火所に参行し、其場に臨みて兩人裸になり左右に分れたる時、犢牛褌を給われれば、其伝習の手様をなし、双方

より充分状をなす、投なげも倒たおれせぬは即気色ばかりなり」と「倭文麻環」には記されている。

吉野の馬追い 昔からあつた行事のようである。「薩藩旧伝集」に

「慶長五年（二六〇〇）関ヶ原合戦より六年目、惟新様（島津義弘）七十の御年、吉野御馬追にて之迄の御名残に御登可被遊由、被仰出候て帖佐加治木蒲生鹿兒島二才衆のこらず不残異様の支度にて罷登可申の由也」とある。馬追いについて「三国名勝図会」に

「毎年四月駒（二才馬）を取る俗に此式を馬追と云、其日や有志若干人、数郷（鹿兒島郡・谷山・郡山・蒲生・吉田・帖佐・加治木・山田・国分・桜島・伊集院等なり）の民を促して牧野に会し、各分合の法ありて旌旗せいぎを靡し、海螺ほらがいを吹いて号をなし、稲麻竹葦の如く牧野の四面を囲み、或は関を発し或は竹木を揮ふて馬を逐ひ加之騎馬数百八方に馳駆してこれが先後をなし、号に従ひ隊伍を乱さず整齊せいせいとして漸次に囲みを縮め、遂に群馬を駆りて苙おろと云に入らしむ」とある。さらに「薩摩年中行事」をみると、馬追いの有様がくわしく描写されている。すなわち

「日は定っていないが、四月の中に有名な吉野の馬追いが催される。之は恐らく鹿兒島独特の行事と思われるが、藩庁の催で吉野の原に放牧してある馬の群（牡馬だけでも一〇〇〇頭位はいたろう）から二才馬だけ離してとる行事で、先ず日取が定ると近郷近在に布令ふれを廻す。当日になると藩庁からは申す迄もなく近在からも各役員が村の旗を押し立てて牧場に集会する。藩庁からはお厩の役員が総数二、三十人何れも騎馬で出張するのであるが、之と同時に市内の壮年有志が各家の馬を借り、一緒になつて応援に出掛けるものだ

つた。この馬借りが仲々賑かなもので、士族の馬という馬は全部借上げ、総数一・三〇〇騎以上も揃うので随分士気養成には適当なものであった。……さて厩方城下の壮年有志各々の役員有志数百人が吉野牧場に勢揃へすると、この一隊は横隊となり鶴翼の陣を作り、他の近在村方数千人は各々旗を押立て一斉に前進を始め、牧場に放飼してある馬全部を中に包んで下方のオロ（広さ三、四町歩位で囲いをしてある）に追い込むのであるが、何にしろ青々と広かった初夏の吉野平原で幾百の騎馬隊、近在各村の徒歩隊が旗指物を押立て幾千の馬群を追いまくるのであるから、まるで大演習か何かの様に非常に壯觀を極めた。尚馬を追い立てて行く途中父馬が逆立をして人垣を破つて後方に逸走する事があるが、これは「もれ駒」といつてその受持区の人達はおとがめを受けたものである。愈々全部の馬をオロに追い込むと先ず此の中から父馬だけを追い出すのであるが、此所では親馬・仔馬が押し合い、へし合いしているので、元氣盛りの馬喰達が馬の背から背を乗り越え父馬を探して、立髪にすぎり柵さくから追いつ出す光景は恰も戦場の様で、おまけに馬同志でかむけるので大変な騒ぎである。父馬の追いつ出しが終ると今度は母馬と仔馬を「チツケ堀」に追いつ込み、母子の見知会で自ら尋ねさせ、しばらくして分つた時分は二才駒を探し出して総て牧場に放つのである。後に残つた二才馬許りを役人が選択して藩庁の用に供すべきものと二才牝馬を除いて他は民間に売却するのである。而して、吉野牧場や他の村にある牧場は今でいう特別会計になつていて、その収益は総て藩主の御手元金になつていた。吉野の馬追いが済むと歸りに上の馬場（大龍寺）で駈けくらべをやるものであつたが、御しきれぬ人は勢余つて浄光明寺の石段まで馳せ上る人があつた。尚、例の借馬組の人達で馬が暴れて見物人に怪我をさせたり、中には蹴殺したりした事もあるが、そういう人は禁足又は寺入

りを命ぜられるものであった。寺入というのは寺に入って謹慎の意を表する一種の制裁であるが、こういう人が寺で学問をするので、従つて将来名を成した人は随分多いのである」

十五夜綱引

十五夜踊と綱引 「倭文麻環」には琉球仮屋の綱引が殊の外にぎやかであったといつて、絵図をのせている。また、「鹿児島日誌」をみると、「八月十五日、此夜は賞月の夜なれとも朝の間より雨降り出して中夜に暫し晴し迄なり。近き年迄は此夜殊に賑敷事ありと聞り、豊年を祈るとて若き男女隊を分ちて太き綱の長さ四、五丈もある□□を魚貫して取手には五彩の紙を切付たる幣しへを持歌うたふて徘徊す。途中両隊相遭時は互に綱引で引勝たる方其年の幸を得るとて、女の組と云とも此夜は力を出して引合なり。もし負多き勢なる時は其ほとりの家より老姫迄も出て加勢するなど此戯曉に達する程也しか今の侯国を継せたまひて諸事検束の政令下り此等の事は厳に禁制を加ひたまひしそ、唯遺風残て十ヶ年内外の童子昼の間より綱引廻りうた謡ふを見たり」とあり、城下でも、昔は盛大に綱引が行なわれていたということがわかる。一方「倭文麻環」をみると「今は八十年前の事なり城下の少年十五夜踊は八月十五夜の日白金鼓を鳴して舞曲をなし、先鬼と云者を前導とし一郷中にて舞曲を興行す。是松齡公（島津義弘）の御状中に見えたる衆中踊の遺俗なるべし、然れども其一郷中の戯娛にて公の事にはあらざりしとぞ」とあり、一郷の踊として、十五夜踊というものがあつたということがわかる。ところがこの文につづいて或る年、加治屋町郷の兵子共が十五夜踊を仕立て、南泉院で踊るといつて、一、二度踊りかかった時横目兩人が来て、許可のない小踊をこの寺で行なうのは不思議だと咎めた。この時、福島玄佐という茶湯坊主が先鬼であつたが、この日は弁慶の扮装であつた。そこで一番目立つつので、詞をかけて咎めたところ、玄佐はそれを知らず、何を咎めるかと背の七つ道具をふ

つて横目の面に突き当てた。その後、田毛御屋敷から、今日は珍しい十五夜踊を催した由、あすは信証院様御内覧ある旨通知があった。そこで翌十六日踊を行なったところ、御酒、饅頭などをたくさん下さった。これはこの以後私の踊はしてはならぬという御内意であつたから、これ以後上下二才中の十五夜踊はひと取止めになつたという話が記されている。いずれにしても、この十五夜踊がどんな踊であつたかよくわからない。

ネン打

童戯 「鹿児島日誌」に「童子の遊戯、春の間はコマ・タコなどの玩あそび、上国に変わる事なし、一種ネン打とて丸木の梢径り四、五分ばかりなる長さ一尺許あるを先を尖らし地に打込みて後に打者先に打立たるを打倒して己おのれの打たるネン突立たるを勝とし、倒れたるネンを負として勝者に奪取らるることなり」とあるのは、「ネンウチ」のことである。

このほか、「ハマ投げ」「ギツチヨウ打」なども正月のころの子供の遊びである。

ハマ投げ

ハマ投げはルールによつて多少の違いはあるが「薩藩土風考」に、「大概七、八人宛双方に分れ、各組は両拳じやんけんにて順位を定めて一番から七、八番迄一列に前後に並び、各人の間隔を一問位取り中央に一線を劃し、各縦列は其線から約四、五間を置いて相對し、各人皆長さ三、四尺径七、八分位の樫棒又は椿の棍棒を両手で剣道をやる時竹刀を持つ様な風に握つて身構へて居ると、何れかの組から直径二寸位の円木（樫がよい）を厚さ四分位に鋸断した円形の木片（これをハマという）を投じて敵の方に強く地上を転かすのである。そうすると敵の方ではすべての人がそれを打返そうとし、若し一番の人がそれを敵方へ打返し、其方では又打返し、誰かが失錯し中央線の彼方なる敵の領分りようぶんまで届かぬ場合は一旦止め、更に改めて中央線を界さかいにして

ハマが現在している組の方から投げて前の如く打返し打返すのである。一方から敵方へハマが転走した時に、若し一番の人が受止めることが出来ないで、二番目の人が受止めるか又は打返した場合には、二番目



破 摩 投 げ

の人が一番となり一番は二番に下る。又若し一番、二番の人も失敗して三番の人が受止めた時には、三番の人は一つ昇進して二番となり二番の人が三番に下る。若しこの三番の人が単に受止めたばかりでなく無事これを打返して線から向うの敵側に走らしめた時には、三番の人は一躍して一番となり一番二番は一位宛下って二番三番となる。四番五番の人でも、七番八番の人でも、皆前の人が失敗したものを単に受け止めた場合には一つだけ昇進し、線以下に打返した場合には一躍一番となるのである。

此遊戲の面白味は味方同志の優勝劣敗にあるので、地域によって三番以下の人は上空に打ちあげて、敵地にハマが入った場合は「打ち上げ」と称して一番になる。敵味方の間では別に勝敗はない訳なのである。敵味方の勝敗を競うのは他に方法があるのである。それは地域の政略であって一方の組の或人が地上に立て棒を以て力任せに打つと、ハマは敵の方に転走していく。敵方では各人皆之を打返そうと努める。或人が首尾よく之を打返すと

そのハマの止った地点から今打返した組の人が敵がしたと同様にハマを打って敵に送る。其際もし其組の人がすべて受けそこなつて通過した時には其組の人は遙に退却してハマのある地点から打つのである。とにかく、一度打たれたハマは其運動が停止したところから敵によつて打たれるのである」とくわしいやり方やルールなどが説明してある。この遊びは勇壮なもので、主として正月のころの遊びでもあった。

ギツチョウ打

ギツチョウ打について、「此遊は往古毬杖おちこぎやうじょうといえる鞠遊びより転化せし遊なるべし、之は径五、六分の丸木を四、五寸の長さにして頭部を斜に切り其丸木の軀たいの一片を削り、据りよくし、之を地上に据え、他の短き棒にて頭の斜めなる所を軽く打ちて飛ばすなり、其打方に種々の技ありて遠く飛ぶを勝とするなり。世に所謂、ギツチョウ返しと云えるは之なるべし」とものの本に説明してある 松下重資著「草牟。田校区史蹟集」

民芸品など 城下の民芸品として玩具・焼物・櫛などがあつた。

玩具には十二月十五日頃男子女子出生の家で行なう「弓と矢祝」によく贈られたという「車人形」がある。それは首だけは土で作り、他は鎧を紙製にし、胸や手は藁でつくり、それを木板の馬に乗せて武者形にしらえ、足のところに四方に車をつけて自由に引廻すことの出来るもので、素朴な武者人形の一つであつた。

金助まり

金助まり・紙雛・押し絵は「薩藩年中行事」に「二月末頃になると貧乏士族がこしらえた押絵だの、中は鮑屑で外はきれいに紙で張り刺繍をした絹フケ鞠だの、蛤の形を木で作り外は紙で張り抜き美しく飾つたものなどを夜分に売りに出るものであつたが、之は商家の人達がよく買つて初雛の縁者に祝い物にするとか自家祝に用いたものである」と記されているように、貧乏士族の内儀や娘たちがこさえたものである。金助まりの風格はそうしたところからにじみ出て来たのであろう。

押 絵

「押絵は杉板の台に厚紙で型を切り抜いてはり、綿で厚みを出し、上から布をかぶせる。絵は紅白の袴を
はいた女官・馬方三吉・三番そうなど」が あつた 南日本新聞社
「用と美」。

紙 雛

紙雛は一本の竹を芯にして、その頭部から麻をたらして髪をかたどり、それを泥絵具の木版または石板で
絵模様を描いた紙をつけて衣にしたものである。これに対し糸雛は上流家庭で飾られた。紙製と布製があ
り、金欄らん友禪・金紙などの上質の材料を使つて、丹念にこしらえている。絵も軽妙な手がきであるとい
書 同上。

草 牟 田 櫛

草牟田櫛の由来ははつきりわからないが、黄楊櫛つげくしの逸品として早くから有名であつたようである。これも
貧乏士族の内職としてはじまつたという話が伝わっている。それについて、「用と美」には次のように記し
ている。「宝暦年間の木曾川治水工事で財政窮乏した薩摩には食うに食べぬ下級武士がおびただしい数にの
ぼつた。そのある一人が木曾から覚えてきた櫛けずりを内職にはじめたのが次第に広まつたのだという。そ
れら職人の多くは鹿児島城下甲突川畔の草牟田附近に住んでいたので、後世誰いうとなく「草牟田櫛」とよ
ぶようになって、丸に十の字の商標のある草牟田櫛はこうして有名になつた」。また、前述の「草牟田校区
史蹟集」には「草牟田中央の左側に竹内新兵衛という武士がいた。常に藩主の櫛を製造する人にて、二階の
一室を清め幣を張り廻わし製造せしものなり」とあるが、これによつても草牟田櫛の声価がどんなものであ
つたかということがよくわかる。

春 駒 餅

民芸品ではないが、郷土の名菓として、「春駒餅」がある。この菓子はじの由来について、「草牟田校区史蹟
集」にくわしい記述がある。春駒餅は「一名を新照院餅とも云つて、我が新照院町から創めて製造されたも

のである。即ちその創始者は高橋八郎種美という人である。高橋家は前にも述べた通り懷良親王の後裔こうえいで、後醍醐院とは同一の血統にある。薩藩では後醍醐院・高橋家といって日向財部より移り住んだもので、門地もあり、資財も相当にあつたが、中道に於て落魄らくはくし遂に士分を失うに至つた。かくて宝曆十三年（一七六三）八郎種美は高橋家八代目の嫡子として生れた、今より一三三年前のことである。種美は資性そうちめい聡明常に家運の挽回ばんかいに心を痛めたが、ふと思いついたのが此の餅菓子製造のことであつた。かくてむさくるしい裏店で夜昼米の粉を臼うきこれに黒砂糖を混じて怪しげな菓子が出来た。之を世に出したところ、以外に好評を博し飛ぶように売れた。当時は島津重豪の盛時で藩公は歌舞伎を聘へいし、西田町に西田座を設けて上演せしめられたので種美は之を機として、右の餅菓子を売さばいたところ、大人気を博し、忽ちにして家運を振興するに至つた。種美は喜んで家老赤松鞆負に家運挽回したる旨を述べ、士分復帰を願ひ出たところ許されたので、種美はそれよりは此の餅菓子製造をやめた。しかし、種美創案の餅菓子はますます声価を高め、ならつて作るものが出来た。誰云うとなく、『シンシンノ馬ンマラ』と呼び、これが固有名詞となつて仕舞つた」というのである。